

総合政策集 2019

J-ファイル

自由民主党/政務調査会

令和元年 6 月 17 日

経済再生

1 「Society5.0」の実現

2020年までを「生産性革命・集中投資期間」として、大胆な税制、予算、規制改革などあらゆる施策を総動員し、ロボット・IoT・人工知能（AI）等のイノベーションを取り込むことで、「Society5.0」の実現を目指します。

2 生涯現役社会の実現

生涯現役社会の実現に向けて、元気で意欲ある高齢者の方々にその経験や知恵を社会で発揮していただけるよう、70歳までの就業機会を確保します。また、人生100年時代をさらに進化させ、寿命と健康寿命の差を限りなく縮めることを目指します。

3 地球環境問題や高齢化等の世界的課題の解決

第4次産業革命において最大の資源となる「データ」を利活用できる環境をいち早く整備し、世界に先駆けてイノベーションを生み出し、よりスマートで豊かな暮らしを実現し、地球環境問題や高齢化等の世界的課題を解決します。

4 新たな価値創造社会の実現

第4次産業革命によってもたらされる分散化・パーソナル化の力に合わせて、多様で柔軟な働き方や企業組織を広げ、新たな価値創造社会を実現します。

5 ボトムアップ型の経済社会の創出

第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、人材・技術・資本を囲い込む組織運営から、より開放型、連携型の組織運営に移行し、成長の果実が幅広く分配されるボトムアップ型の経済社会を作ります。

6 民主主義の持続可能性の確保

国際社会において、わが国が先導役として取り組むことで、プライバシー保護と自由なデータ流通を両立させ、民主主義の持続可能性を確保します。

7 消費税引上げへの十二分な対策

本年10月からの消費税率10%への引上げによる経済への影響を乗り越えるため、キャッシュレス化推進に向けたポイント還元の実施や、低所得者・子育て世帯対象のプレミアム付商品券の発行、住宅や自動車購入への予算・税制上の支援など、十二分な対策を講じていきます。

8 マイナンバーカードを活用した新たな経済政策インフラの構築

マイナンバーカードにおける厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドについて、民間の活力を最大限活用し、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤を構築します。

9 競争政策の特例的取扱いを通じた地域の基盤インフラの維持

「地域基盤企業」と言える地域銀行及び乗合バスの2分野の事業者については、人口減少によるインフラ機能維持や経営力強化のための経営統合や共同経営等に関して、特例的な措置を講ずることで、地域の経済、産業、社会を守ります。その際、独占禁止法の究極的な目的である「一般消費者の利益」の確保の観点についても最大限尊重します。

10 わが国主導の国際的データ流通環境の構築

経済社会のデジタル化が進む中、わが国が主導して国際的データ流通環境を構築していきます。併せて、その前提となる国内におけるプライバシーやセキュリティ確保のためのルール・体制整備、Society5.0を支えるデータ流通政策を推進するための戦略的体制整備や民間におけるデータ流通を促進する取組みを強化していきます。

11 「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法（仮称）」の策定

イノベーションの促進のため、デジタル・プラットフォーマーの持つ利点を最大限引き出しつつ、その問題点を適切に解決するルールを整備するため、「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法（仮称）」の策定等、デジタル経済における公平・公正なルールづくりを進めます。

12 バイオエコノミーの推進

バイオ（合成生物学等）とデジタルの融合により、高付加価値製品（バイオ医薬・機能性食品・革新バイオ素材・燃料等）の創生を可能とする、バイオエコノミーを推進していきます。

13 成長と分配の好循環の創出

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」のアベノミクス「三本の矢」によって、日本経済は、各種経済指標が示す通

り、もはやデフレではないという状況まできました。

引き続き、働き方改革、生産性革命、人づくり革命など、あらゆる政策を総動員し、潜在成長率を押し上げ、600兆円経済を実現し、成長と分配の好循環を創り上げます。

14 GDP600兆円経済の実現

アベノミクス「三本の矢」により回り始めた経済の好循環を、一時的なものに終わらせることなく、「成長と分配の好循環」を確立することにより、地方を含め、日本経済全体を持続的に拡大均衡させ、「GDP600兆円経済」を目指します。国民一人ひとりの、もっと働きたい、家庭を持ちたい、子を産み健やかに育てたいという希望の実現を支えるとともに、国民や企業の将来不安を払拭することを通じて、構造的課題を克服し、日本全体の成長力を底上げしていきます。

15 不断の規制改革の推進

消費者行政とのバランスをとりつつ、各種規制のあり方について、特に行き過ぎたものを是正するという観点から不斷に見直し、潜在需要を顕在化させて発展的経済活動を支援します。また、新たな立法時における規制の新設についても、国民の安全安心を確保するとともに、自由で活力ある経済活動を阻害しないようにする観点から、引き続き十分な事前審査を行います。各種事業の規制については、政策たなおろしを実施し、見直しを鋭意進め、産業の新陈代谢を阻害する規制は直ちに撤廃します。併せて、競争力の強化に向け、各省が持っている権限を再編・整理します。

日本経済を再興するためには、企業が新たな事業にチャレンジしていくことが必要ですが、様々な分野に張り巡らされた規制により、チャレンジすることが躊躇されてしまうかもしれません。急速に進展するAI・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとするイノベーションの成果を大胆に実証するため、「まずやってみる」ことを許容する、規制の「サンドボックス」制度を活用し、新技術等の社会実装を進めます。併せて、各種規制を不断かつ迅速に見直していくためにも、グレーゾーン解消制度及び企業実証特例制度をさらに使い勝手の良いものにしていきます。

また今後は、全ての児童生徒に対して最新技術を活用した教育の実現、副業・兼業の促進に向けた環境整備など、国民の活躍・チャレンジを促す喫緊の重要課題には、スピード感をもって取り組みます。

16 アベノミクスの成果を地方や中小企業・小規模事業者に

国民の生活の基盤である地方創生は、一億総活躍社会の前提となるものです。未だアベノミクスの恩恵を十分に実感できていない地方の隅々まで、暖かい風を届けるべく、ローカルアベノミクスを力強く推進します。また、成長の果実を、大企業から中小企業・小規模事業者に至るまで行き渡らせるため、下請等中小企業の取引条件改善に総合的に取り組みます。

17 戦略的国際標準の獲得

イノベーションとその社会実装における熾烈な国際競争を勝ち抜くためには、「国際標準」の獲得を通じて世界のルールを制することが重要です。そのため、民間の国際標準化活動やルール形成への支援を拡充するとともに、戦略的な国際標準化推進に向けた官民の適切な役割分担と省庁や産業分野を越えた連携のもとでの体制整備を進めます。また、わが国が新しい成長エンジンとして推進する自動走行やスマート工場等の分野をはじめ、各分野にわたって、国際標準獲得と当該標準の内外諸制度への取込みに向けて、官民をあげ取り組みます。

18 「Connected Industries」の実現に向けた取組み

IoT・ビッグデータ・人工知能のさらなる進展によって、世界は第4次産業革命というべき変革期を迎えています。わが国がこのグローバル競争を勝ち抜くには、日本の強みである「現場」に蓄積されたリアルデータを利活用して、いち早く「Connected Industries」を実現することが鍵となります。データを介して、人、技術、機械など様々なものがつながることによる新たな付加価値の創出と社会課題の解決により、産業競争力を強化につなげます。

このため、自動走行・モビリティサービス、ものづくり・ロボティクス、バイオ・素材、プラント・インフラ保安、スマートライフといった個別分野における検討を深めるとともに、2018年6月に施行された生産性向上特別措置法により、重要分野における協調領域のデータ共有を促進するなど、大胆な事業ポートフォリオの転換を促すことで、産業構造の変革に対応します。

また、データ社会における産業のセキュリティを確保するため、デジタル機器においてデータの管理・処理を担う半導体を中心に、信頼あるサプライチェーンから調達を行うことのできる環境整備に取り組みます。

19 ベンチャー事業等の創造・活路支援

わが国の国際競争力の向上のため、スタートアップ・エコシステム（スタートアップ企業、イノベーション企業が自律的、連続的に生み出される仕組み）を形成します。ベンチャーを既存企業とともに経済成長の両輪と捉え、日本の強みをさらに活かした挑戦に対してエンジェル税制やストックオプション税制等を含めて積極的に支援します。海外展開を徹底支援するとともに、海外ベンチャー企業や起業家の誘致も進め、新しい挑戦が次々と生まれる「ベンチャー創造の好循環」を形成します。

また、スタートアップ企業と大企業との連携の強化を通じ、第四次産業革命時代のイノベーション創出を加速します。

新しい技術やビジネスモデルで地域の課題を解決し、豊かな暮らしを実現する地方発ベンチャーを、規制緩和や人材環流の仕組みづくりで支援します。地域の中堅企業、大学、金融機関などがベンチャーと密接につながるイノベーション環境を作ります。

大学や公的研究開発機関の研究成果を社会実装につなげる措置や、大企業に眠る技術を活かすオープンイノベーションの促進を図り、研究開発型ベンチャーの創出・成長を促す「エコシステム」の構築を加速します。

大企業からの独立（スピンドル）や中小企業の事業承継も強力に支援します。

また引き続き、クラウドファンディングのさらなる普及を図ります。

20 既存基幹・在来産業の底上げ

国内の生産拠点の減少や国全体の購買力の減退による産業の空洞化、相次ぐ大企業の経営不振は、内需に依存している中小企業にとって死活問題です。足腰の強い経営体を作るには、企業内のムダを取り除き、新規事業を開拓する必要があります。そのため、企業内の不採算部門を除去し、新部門を創設するための専門家との相談体制を強化するとともに、資金上の支援等を可能とする体制を整備します。オンリーワンな中小企業もさることながら、企業群を連携・組織化することで経営資源を相互に補う体制を構築し、企業の経営基盤を強化します。製造業や流通業といった在来産業の底上げも併せて行います。

さらに、全く新しい分野へ事業転換をする場合においても、短期的ではなく、中長期の展望が切り拓けるよう、事業転換から経営の安定（経営ノウハウ、商品開発、IT化等）までトータルな視点で支援でき

る体制を整備します。

21 多様な創業・事業承継への集中支援

2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は、約245万人と見込まれており、その約半数の127万人が後継者未定です。この現状を放置すれば、約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるとの推計もあり、円滑な事業承継を進めることが「待ったなし」の課題となっています。このため、事業承継前から事業承継後まで、切れ目なく支援するべく、①事業者に対する事業承継の重要性についての「気づき」の機会の提供、②後継者不在の事業者に対する「事業引継ぎ支援センター」を通じたマッチング支援の充実、③事業承継を行った後の事業者の新たな挑戦に対する事業承継補助金による支援を引き続き実施します。また、昨年抜本拡充された法人の事業承継税制や、今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するための、予算や税といった総合的な支援を進めます。

また、小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討します。

さらに、働き方改革等の進展に伴い、兼業しながら起業する起業家や、女性・シニアの起業家など多様な担い手が現れてきています。また、創業の手法が、ゼロからの創業だけでなく、第二創業・ベンチャー型事業承継や、経営資源引継ぎ型創業など、多様化してきています。こうした状況を好機と捉え、今後は、多様な担い手による、多様な手法での創業を促すべく、支援を加速していきます。具体的には、創業の担い手の属性ごとの課題に応じて、既存補助金における加点措置や創業融資の拡充を含め、創業時及び創業間もない事業者への支援の重点化を行います。加えて、市区町村等が行う創業支援や創業に関する普及啓発への取組みへの支援の促進、成長志向の創業を行おうとする起業家への支援強化を行います。さらに、既存税制の活用促進を含め、地域のエンジェル投資家等による地元の中小企業等への資金拠出を促す取組みの検討を行います。

22 「日本から世界へ」中小企業のグローバル化・海外展開の支援

日本では生産性が高いにもかかわらずグローバル化していない企業が多数あり、特に中小企業においてその傾向が顕著です。生産性が高く競争力のある企業がグローバル化することで、さらに生産性は高まり、ひいては日本の経済成長を促進させ、国内の雇用も増加させます。

こうした在野に埋もれた有力な企業を国内から海外へと飛躍させるため、「新輸出大国コンソーシアム」を中心として、海外市場等に詳しい専門家を国内外に配置し、一貫した伴走型支援を行うとともに、現地パートナーの発掘・連携の支援を強化します。その際、海外展開のポテンシャルと意欲のある企業に対して支援を重点化します。

また、海外現地バイヤー等からニーズ等の情報を収集し、それに基づいて行う現地目線での商品・サービスの開発・販路開拓に対する支援を行うとともに、世界で急速に拡大する電子商取引(EC)や海外クラウドファンディング等の中小企業の輸出環境の改善を図る事業者のサービスの活用促進を図ります。

加えて、国内外で中小企業の即戦力となる高度外国人材の採用・定着支援やグローバル人材の育成強化を行います。さらに、増加するインバウンド需要を確実に日本各地に取り込み、中小企業・小規模事業者の業績向上につなげるため、外部専門家も活用しながら、訪日客視点で満足度の高い商品・サービスの開発(特に、高付加価値なモノ・サービスの開発)、地域全体のブランディング等を実施します。また、インバウンドから海外展開を促すため、国内展示会等イベントの活用や越境ECなど販売ルートの確保支援等を行います。

これらにより、国内から海外現地まであらゆる面をオールジャパンで支援する体制を強化します。

23 「イノベーション・エコシステム」の早期確立

資源大国でもなければ人口大国でもないわが国は、イノベーションを通じて付加価値を創造し続けるエコシステム(生態系)を構築する必要があります。知的資産がイノベーションの源泉であることから、知財立国を基盤としつつも、21世紀型のイノベーションに対応するため、価値をデザインするという認識と発想が必要です。これらを踏まえながら、イノベーションが自律的かつ持続的に生まれ続けていくような環境(いわば生態系)としてのイノベーション・エコシステムの確立と価値デザイン社会の実現を目指します。

イノベーション・エコシステムの構築には、多様なシーズが次々と生まれ、それをニーズとつなげてマネタイズ(収益化)すること、さらに世界のルール作りを通じて市場を席巻することと、ニーズの変化に対応し機敏かつ柔軟に対応することが重要です。このため、産業界や大学が、危機意識、チャレンジ、デザイン、オープンイノベーションなどの観点から、意識改革と行動変革を起こすことに加え、イノベーション創出のためのプラットフォーム・場づくりや人材の育成などの取組みが必要です。「知的財産推進計画2019」に基づき、尖った才能を持つ人材の育成などの個々の主体の強化とチャレンジを促す取組み、個性・アイデアが出会う場としてのプラットフォームの整備などの個性の融合を通じた新結合を加速する取組み、価値の実現に必要な共感が生まれやすい環境の整備などを進めます。

知財の創造・保護・活用を国家戦略としてサポートするため、まずは、研究開発の成果物が知的財産権として国内外で迅速かつ安定的に保護されるよう、特許庁の審査体制をさらに整備・強化し、IoT等の新技術や急増する外国語文献への対応、地域の中小企業等を対象とする出張面接審査・テレビ面接審査等の充実を図りつつ、「審査の迅速化・高度化」を進め、別の国においても早期に審査が受けられる環境整備も併せて進めます。

また、不正競争防止法におけるデータの不正取得の禁止等を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの内容や不正競争防止法に関する普及・啓発などの必要な措置を講じます。

さらに、中小・ベンチャー企業のための知財活用の促進や、地理的表示(GI)や優れた植物品種の登録などの知財活用を通じた「攻めの農林水産業」を進めるとともに、大学等の研究機関が専門的知識と経験を有する知財人材を十分に確保できる支援体制を整備します。

併せて、イノベーションの中核となる人材を育てるために、企業や大学の経営をデザイン(構想)することのできる人材の育成や、初等中等教育から創造性を育むための知財創造教育の充実に努めます。

コンテンツ分野においては、デジタルデータの流通が社会を飛躍的に変化させつつあることを踏まえ、デジタルアーカイブジャパンの構築を推進します。関係省庁の司令塔としてCITF(コンテンツ・インテグレーション・タスクフォース(仮称))を新たに設置し、官民の取組みを統合的に推進します。これにより様々なジャンルのコンテンツを連携強化させ、プラットフォーム対応の倍増を図ります。

また、Society5.0社会の到来を見据え、ブロック

チェーンなど、新たな技術を積極的に活用しながら、クリエイターに適切に対価が還元されるコンテンツの管理・流通の仕組み作りを進めます。

さらに、コンテンツとの連携による地域の魅力発信を推進することで、地域経済の活性化・地方創生を推進します。

加えて、eスポーツなど成長の兆しの見える新産業の振興、将来性が期待できる先端技術の開発、AI・ロボット・8Kパブリックビューイングなど先端技術の統合実装等、「コンテンツ×テクノロジープロジェクト（仮称）」を推進し、新たな分野での成長を創ります。

これらと併せ、知的財産推進計画2019に基づき、インターネット上の海賊版被害への総合的かつ実効的な対策など模倣品・海賊版対策を一層強化します。

24 組込みシステム関連産業のデジタル・トランسفォーメーション

あらゆる産業においてデータやデジタル技術を活用することが求められる時代を迎え、デジタル技術導入による競争力強化が不可欠となっています。中でも、競争力の源泉であるデータを取得し処理する、製品等の「頭脳」にあたる電子部品（組込みシステム）や、それをコントロールするソフトウェア（組込みソフトウェア）のレガシー刷新が求められています。そこで、こうした組込みシステム等のデジタル・トランسفォーメーションを推進する支援体制の構築を目指します。

25 パーソナルデータの利用の活性化

個人の関与のもとでパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みであるPDS(Personal Data Store)や情報銀行、データ取引市場等について、官民連携実証事業を行います。その結果も活用し、個人の関与のもとで信頼性、公平性、透明性を確保するための制度のあり方等について検討し、本年中に結論を得ます。

26 地域未来牽引企業への支援

地域未来牽引企業等の地域経済を牽引する事業を行う企業に対して、地域未来投資促進法をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例等の支援策を重点投入することで、地域の特性を生かした地域経済牽引事業を促進し、地域に経済波及効果を生み出すことを目指します。

27 大阪・関西万博の成功へ

2025年に開催される大阪・関西万博は、国連が採択したSDGsの達成への貢献や、インバウンドの増加による経済の活性化、国際相互理解の促進など、多大な経済的、社会的効用をもたらす重要な機会です。政府、経済界、地元自治体と連携し、オールジャパンの体制で成功に向けて取り組みます。

28 「中小企業基本法」の改正と「小規模企業基本法」の制定

「中小企業基本法」の定める線引きにより、各種施策の対象外となったり、逆に規模拡大の壁となったりするなど、法制度が産業構造の変化に十分に対応できませんでした。そのため、平成25年に「中小企業基本法」を一部改正し、小規模企業の基本理念や施策の方針を明確化するとともに、海外展開の推進等、中小企業施策として今日的に重要な事項を新たに規定し、意義ある第一歩を踏み出しました。

改正された「中小企業基本法」に基づいて、企業の成長段階に応じて伸びる力のある企業が成長にメリットを感じ、伸びようとするベンチャーを含めた中小企業・小規模事業者や分野に資金・人材が集まりやすくなります。

地域経済の担い手である小規模事業者は、資金繰り、海外展開、新規開業など様々な面で弱い立場に置かれていることから、小規模事業者に特化した支援が着実に実行されるよう平成26年に「小規模企業基本法」を制定しました。これに基づき、小規模事業者の方々が次の一步を踏み出す羅針盤となる小規模企業振興基本計画を閣議決定するとともに、商工会及び商工会議所による伴走型の小規模事業者支援を強化する「小規模事業者支援法」の改正を行いました。

引き続き、小規模企業振興基本法の精神を具体化した小規模企業振興基本計画に基づき、小規模事業者施策を着実に実行していきます。特に、人口減少をはじめとする地域経済の構造変化の中で、買い物弱者対策や海外展開を含め商圈を広げようとする小規模事業者の販路開拓や働き方改革への対応も含む生産性向上は極めて重要です。これを幅広く支援する「小規模事業者持続化補助金」により地域経済の担い手である小規模事業者に対して充実した支援策を引き続き講ずるとともに、展示会・商談会の実施支援やマーケティング拠点の整備支援などを通じて、小規模事業者に足りないブランディングや営業体制等を補うことで、地方自治体とも連携しながら小規模事業者の競争力を強化し、地域の稼ぐ

力の向上を後押ししていきます。

また、小規模事業者支援法の改正に基づき、地域の総合経済団体である商工会・商工会議所が、地方自治体と連携し、小規模事業者に伴走型の支援を着実に講じができるよう、支援体制を充実していきます。

2.9 中小企業・小規模事業者等の生産性向上

全就業者数の7割、付加価値の5割強を占める中小企業・小規模事業者の経営力の強化と生産性の向上が不可欠です。しかし、わが国の労働生産性はOECD加盟諸国中世界で21位に留まり、日米間で産業ごとに比較した場合、サービス産業を中心に生産性が低くなっています。中小企業・小規模事業者の生産性は大企業の半分以下であり、近年さらに格差は拡大しています。

そこで、2018年（平成30年）から2020年（令和2年）までの3年間を「生産性革命・集中投資期間」と位置づけ、賃上げや投資に積極的な企業に対する法人税負担の引下げや、自治体の判断により中小企業の設備投資に係る固定資産税を3年間ゼロにできる画期的な制度等により、生産性向上を支援します。

また、ものづくり補助金を通じた設備投資、IT導入補助金を通じたIT導入、小規模事業者持続化補助金を通じた販路開拓など、中小企業・小規模事業者等による生産性向上の取組みを後押しします。

3.0 ITを活用した経営力の向上

人手不足等の課題に対応していくため、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資するIT導入を進めていくことが重要です。技術革新により、クラウドサービス等が普及し、中小企業・小規模事業者にとっても導入しやすい環境が整いつつあるところ、IT導入補助金等を通じて強力にIT導入を支援していきます。

また、ITツールやIT事業者の実績等の「見える化」、身近な支援機関による経営改善支援等により、さらなるITツール導入を促進していきます。中小企業・小規模事業者においてもIoTやAI等の技術を活用した研究開発を促進します。さらに、中核企業を中心とした地域企業群がITやデジタル製造技術等を駆使することにより、少量多品種・高品質・高効率な新たな生産工程等を構築する先導的な取組みや、サービス業におけるビッグデータを用いた顧客ごとのきめ細かく高度なサービスの提供などの取組みを支援します。

加えて、平成30年度第2次補正予算において「ものづくり・商業・サービス補助金」においてクラウ

ドファンディングの活用を採択時の加点要素に追加したところ、様々な事業活動の場面で中小企業・小規模事業者によるIT導入のきっかけを設けるため、同様の取組みを拡大します。

また、中小企業・小規模事業者のEDI導入による受発注業務の効率化には、その取引相手となる大企業・中堅企業の協力が必要不可欠です。このため、一昨年に策定した商流分野の中小企業共通EDIや昨年に稼働した金融分野の全銀EDIの活用によって受注企業・発注企業双方の業務効率化が実現できる旨の実証成果が出されたことを踏まえて、大企業・中堅企業が先導し、取引相手の中小企業・小規模事業者に対してEDI導入を支援する取組みを促進します。

さらに、特に中小企業のデータ活用を支援するAI人材が不足しているため、中小企業の経営課題を解決できるような、実践的なAI人材を育成していきます。また、AI人材と中小企業の連携体制から、AI等を用いた先進的サービスモデル開発までを一気通貫で支援し、この成果を幅広い中小企業の経営課題解決に横展開する仕組みを構築します。

3.1 中小企業金融の充実と地域金融の機能強化

創業や新たな事業の展開などに取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、信用補完制度の活用や政府系金融機関による投融資等を通じて、成長リスクマネー供給やセーフティネット機能を着実に果たしていきます。

地域金融機関は、金融仲介機能を十分に發揮することに加え、顧客企業が必要とする経営人材の特定、取引先企業とのネットワークといった強みを生かし、地域における人材確保の中核としての役割を果たすことが期待されています。このため、税理士などの専門家や商工会議所・商工会などの支援機関と協力し、地域企業の実態をしっかりと把握した上で、適切な融資等を行うことや、地域企業の問題点・課題に対して適切なアドバイスを行うことなどといった地域企業の生産性向上に向けた取組みを促します。

3.2 個人保証に依存しない中小企業金融の促進

中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継及びそれを通じた地域経済の持続的発展が喫緊の課題であるとの認識のもと、事業承継時に経営者保証を必要としない新たな信用保証制度の創設や、専門家による中小企業の取組みの支援の充実を進めます。また、平成26年2月1日から適用開始されている「経営者保証に関するガイドライン」の一層の周知・普

及に取り組むとともに、事業承継に焦点を当てたガイドラインの特則を策定し、事業承継を目指す中小企業・小規模事業者が取り組むべき点を明確にします。併せて、金融機関に対しては、原則として新旧経営者の両方から二重に経営者保証を求めないことや、事業承継への影響も考慮した柔軟な判断を行うことなどを促します。さらに、政府系金融機関による経営者保証によらない融資・保証をより一層促進するとともに、民間金融機関ごとに、事業承継時の二重徴求や新経営者から保証を徴求しなかった割合等の公表を促すことにより、金融機関の取組み状況の「見える化」を図ります。

3.3 公平・公正な取引環境の実現

頑張る中小企業・小規模事業者が、大企業との取引において、不当な発注・値引き、契約を余儀なくされることのないよう、公平・公正な取引環境を実現します。

平成28年度の運用基準強化を踏まえた「下請代金支払遅延等防止法」の厳正な執行、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の周知徹底や「下請かけこみ寺」等の対応を通じ下請取引の適正化等の取組みを推進します。主要業界で策定された自主行動計画の実行及び策定業種の拡大を求めていきます。同時に、取引停止を恐れて声を上げられない下請等中小企業に対して下請Gメンによるヒアリング調査を通じた実態把握により、下請取引適正化を巡る状況を不斷に点検し、PDCAサイクルを回して取引条件の改善に取り組むことを求めていきます。

一方、大型店による地元小売業への影響（不当廃止や優越的地位の濫用）に鑑み、適正なガイドラインの運用を行います。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁については、引き続き万全な対応を進めます。平成24年の三党協議以来、わが党が実効性のある対策を取るべきと主張してきたところであり、大規模小売店と納入業者の間の取引など流通の分野も含め、力のある事業者による実質的な値引き強制等が行われないよう、全国に転嫁Gメンを配置し、監視・取締りの一層の強化を行い、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進し、力の強い事業者による「下請けいじめ」から中小事業者を守るために転嫁対策を推進していきます。

加えて、消費税の転嫁を阻害する表示の禁止や総額表示義務の特例措置（期間を限定した税抜価格表示等の容認）等、中小企業・小規模事業者の事務負担に配意しつつ、価格転嫁を行いやしくします。

3.4 産業ごとのきめ細かな取引関係の適正化

中小企業の計上利益は過去最高である一方、労働や資本への分配は伸び悩んでいます。ただし、こうした状況は産業や企業規模によって大きく異なります。このため、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配の状況等を、産業・業種、企業規模等ごとに分析・可視化するなどした上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、改善を図っていきます。

3.5 中小企業・小規模事業者の活性化、地域経済の発展につながる人材の育成・確保

地域経済の発展には、中小企業・小規模事業者の発展は不可欠です。一方、中小企業・小規模事業者の発展には、新しい製品や商品を開発し、さらに、その製品・商品を国内外に売り込んでいく環境を整備しなければなりません。特に、これらの研究開発や、個々の中小企業・小規模事業者が持っている知恵・経験・技術といったセールスポイントと消費者等のニーズとの結節点となる「コンサル」、商品を売り出す「セールス」を行う優秀な人材が重要であり、その育成・確保が企業経営の運命を担っていると言っても過言ではありません。

我々は、認定支援機関などの研修事業を強化するとともに、中小企業大学校については、アクセス改善に向けた研修の拡充や、高度実践プログラムの実施等の機能強化を推進します。また、地域経済を支える建設業・運輸業・造船業等の経営基盤の強化と、それを支える人材の確保・育成を推進します。

また、全国的に中小企業・小規模事業者における人材不足が深刻化していることから、女性・高齢者・外国人等の多様な人材の活用を促進し、人材の活躍の場の形成を推進します。さらに、即戦力となる中核人材の確保を地域金融機関・商工会議所はじめとする経営支援機関等を通じて支援します。

3.6 中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の支援

近年、中小企業・小規模事業者に大きな影響を与える大規模な自然災害が頻繁に発生しています。災害発生時における事後の復旧・復興対策は重要であることは言うまでもありませんが、今後も発生することが予想される自然災害に備え、中小企業・小規模事業者においても事前の防災・減災対策を進めていくことが急務です。

こうした状況を踏まえ、今年5月に「中小企業等

「経営強化法等」を改正し（中小企業強靭化法）、中小企業・小規模事業者の事業継続力を強化する体制を抜本的に強化しました。中小企業強靭化法では、国が示す中小企業が行う事前対策の内容等に基づき事業継続力強化計画を作成し、国の認定を受けることができます。認定を受けた中小企業・小規模事業者に対し、税制優遇や金融支援などから多面的な支援を行います。また、予算事業も活用し、中小企業・小規模事業者における事業継続力強化計画に関する制度の普及啓発、計画策定の支援等により中小企業・小規模事業者における防災・減災対策を後押ししていきます。

さらに、商工会及び商工会議所に対しては、地方財政措置等を通じて、関係市町村と商工会・商工会議所が一体となって、事業継続力強化も含め、地域の課題に応じた小規模事業者支援を実施できる体制が構築されるよう、努めています。

3.7 国内外の観光需要等の取込みによる商店街の活性化等

商店街は、地域の商機能やサービス機能を支える存在がありますが、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、取り巻く経営環境等は厳しさを増しています。このような中で、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等の新たな需要を商店街でも取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで、消費の喚起につなげていくことが重要であるため、今年10月に予定されている消費税率引上げも見据え、インバウンドや観光等の新たな需要を取り込む商店街の取組みを支援し、商店街の活性化を後押しします。

また、消費税率引上げと併せて実施される軽減税率制度についても、商店街を含め、中小企業・小規模事業者が混乱することのないよう、軽減税率対応レジ・システム補助金をはじめとする支援策に万全を期していきます。

3.8 資源・エネルギー供給構造の多機化・多角化

わが国で消費されるエネルギー資源はほとんどが輸入に依存しており、わが国の経済は原油価格などの世界のエネルギー動向に大きな影響を受けます。資源小国であるわが国にとって、エネルギーセキュリティ（安全保障）は大きな課題の一つです。これに対応するためには、エネルギー供給構造の多様化・多角化を図る必要があります。

国内では、最優先の課題として、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの主力電源化に向け、最大限の導入と国民負担抑制の両立を図るため、入札制

の活用等によるコスト効率的な導入促進、技術開発、地域と共生するための長期安定的な事業運営の確保、系統制約の克服などを進めるとともに、徹底した省エネ対策、ゼロエミッション技術の導入を行い、カーボンフリー社会を目指します。また、福島を未来の新エネ社会のモデル創出の拠点とする「福島新エネ社会構想」の実現に取り組んでまいります。

環境負荷の小さい高効率のLNG・石炭火力発電所の新增設・リプレースを推進するとともに、さらなる高効率化・低炭素化に向けた技術開発を推進します。

火力発電所等から排出されるCO₂の大気中への排出抑制の手段として、CO₂を取り出してコンクリートの強化剤として利用することや微細藻類からの燃料の効率的生産への活用などCCUS/カーボンリサイクルのための研究を推進し、これらを安価に実用化できるようにし、既存の火力発電所の環境負荷の低減を目指し、既存の石油火力発電の有効活用の推進も行います。併せて、後述の電力システム改革を行うことにより、広域的にみて効率がよい発電所から利用する仕組みづくりを進めます。

また、昨今の中東や中南米の資源国を巡る政治情勢の混乱や、主要な消費国における貿易摩擦など、資源の需給を巡る国際情勢は混沌としており、原油をはじめとする資源価格が大きく変動しやすい状況が続いています。一方、今後も中国やインド、アジア諸国の旺盛な資源需要が見込まれており、わが国にとってエネルギー資源の確保は、引き続き重要な課題です。

そのため、石油・石炭・天然ガスなどの基幹的な化石燃料、鉱物資源を安定的かつ安価に確保するため、わが国の最先端技術を通じた支援などにより戦略的な資源外交を展開するとともに、政策支援機関等を通じたリスクマネー供給を活用した権益獲得等により、一層の供給源の多角化を図ります。また、資源・エネルギー等の安定的かつ安価な導入を実現するため、石油産業の効率化・国際化・多角化を支援するとともに、効率的な海上輸送網の形成を図ります。

また、化石燃料の確保への取組みだけでなく、わが国の卓越した先端的環境エネルギー技術を発揮して産業部門や運輸部門・民生部門などでのエネルギー需給の効率化と燃料転換を図ります。天然ガスとともにCO₂排出量の少ないガス体エネルギーであり、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となるLPガスについては、その普及・促進を図るため、LPガスバルク、LPガスヒートポンプ及び事業効率化のための集中監視システム等の利用機器の導

入・普及の後押しを進めます。

なお、ガソリンスタンドは「公共インフラ」として石油製品の安定供給の確保に重要な役割を果たしており、サプライチェーンの維持強化の観点から平時有事を問わず今後も活用していくとともに、製油所等の他の燃料供給インフラを含め、その強靭化に取り組んでまいります。

また、自家発電機を設置する8,000か所の住民拠点SSの整備や病院等の重要施設及び一般家庭・自動車への自衛的燃料備蓄等による災害対応力強化、「地域コミュニティインフラ」として燃料供給維持に向けた体制整備、人手不足克服に向けたデジタル技術の活用等を推進します。

3.9 独自資源の開発の推進と産業化に向けた取組み

資源小国であるわが国は、今後、早急に产学研官の協力体制をより一層進め、海洋探査・採掘技術の向上など、圏内のエネルギー資源・鉱物資源の自主開発を促進しなければなりません。ものづくり、特に国際競争力を持ったハイテク製品を開発・製造する上で不可欠なレアアース及びコバルト・リチウムなどレアメタルの安定的な確保を戦略的に進めます。また、メタンハイドレート・レアアース泥等の海洋資源戦略の推進を加速します。

国内に廃棄された精密機械などに眠っているレアメタル（いわゆる都市鉱山）を効率的かつ低費用で回収できる「リサイクル事業」（レアメタルのリサイクル）を行い、わが国独自の資源として位置づけます。さらに、沖縄海域、南鳥島周辺海域等、わが国の排他的経済水域にもレアメタルやレアアースをはじめとする鉱物資源の存在が確認され、さらに存在する可能性も指摘されており、その探査・開発を進めるとともに、遠隔離島における活動拠点の整備等を推進します。また、メタンハイドレートや海底熱水鉱床等の海洋資源開発を加速化するための高性能のセンサーヤや無人探査機等の海洋資源調査技術の開発を推進します。

他方、福島第一原発事故によって現在は火力発電への依存度が増しています。これまで以上に産出国との外交展開（共同資源探査・技術的支援など）や調達先の多角化などを行います。

火力発電の中心的原料である天然ガスについては、北米のシェールガスや豪州・ロシアなどからの新規供給を確保するとともに、世界最大のLNG輸入国として柔軟なLNG市場の形成をリードすることで、調達コストの低減を戦略的に行います。その上で、わが国や需要拡大が期待できるアジア各国等も含め、低廉で安定的な天然ガスを確保するために必要

なインフラ整備や取引ルールの整備を主導していきます。また、北米からのシェールガス輸送、北極海航路等エネルギー輸送ルートの多様化に対応した安定的輸送を確保するため、わが国の技術を活かした海運・造船企業の戦略的取組みを推進します。

わが国周辺の海洋にも石油や天然ガス、メタンハイドレートが埋蔵されていることが確認されており、さらに探査を進めるとともに、2023年から2027年の間に民間企業が主導するメタンハイドレートの商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指し、採掘技術の確立やコスト減などの技術開発を国が主体的・集中的に行います。

4.0 エネルギー供給構造の一体改革の推進による経済活性化・雇用の創出

東日本大震災はわが国のエネルギー体制の脆弱性を露呈させました。国民生活の安全・安心の確保や経済の成長に向けた安定したエネルギー供給体制の強化は焦眉の急であり、そのために、これまでのエネルギー政策をゼロベースで見直し、必要な電力・ガスシステム改革を強力に進めます。

戦後60年続いてきた電力市場制度の思想を大転換させる抜本改革を3段階に分けて実行します。まず、①地域を越えて電力を融通しやすくし、災害時などの安定供給を強化するための「広域系統運用の拡大」（2013年臨時国会で法案成立）のため、2015年4月に「電力広域的運営推進機関」を設立しました。次に、②家庭でも電力会社を自由に選択できるようにする「小売参入の全面自由化」（2014年通常国会で法案成立）を2016年4月に実行しました。その際、消費者がトラブルに巻き込まれることなく各々のニーズに合った適切な選択ができるよう、電力・ガス取引監視等委員会を中心に、消費者保護の取組みを強化しています。そして、③送配電網を誰もが公平に利用できるよう、電力会社の送配電部門を別会社化して中立性と独立性を高める「法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保」（2020年実施予定、2015年通常国会で法案成立）を行います。なお、一連の改革により国民生活や経済活動に支障を来すことがないよう十分に配慮し、慎重に進めながら、今後、さらなる競争活性化の方策及び自由化のもとでの公益的課題への対応を促す仕組みを整備することにより、電力システム改革の果実を消費者に還元します。さらに、近年増加する大規模災害に対応した強靭化や再生可能エネルギーの大量導入を促進するための電力ネットワーク改革を進め、過少投資問題に対処し、電力ネットワークや電源など電力投資の確保のあり方について検討を進めま

す。

2017年4月には、都市ガスの小売も全面自由化することで、電気とガスのセット販売など、多様で魅力的なサービスが消費者に提案される、競争的でダイナミックなエネルギー市場の整備を進めています。ガスについても、大手ガス会社の導管部門を別会社化して中立性と独立性を高める「法的分離」（2022年実施予定）を行います。

電力・ガスシステム改革を完遂し、エネルギー供給構造の一体改革を推進することにより、エネルギーの安定供給を確保して国民生活の安全・安心を実現することはもちろんのこと、電気料金の抑制等により今後のわが国の産業の成長を促進させ、経済基盤の強化を図り、新規雇用を創出します。

4.1 徹底した省エネと経済成長の両立

経済成長とCO₂排出抑制を両立させるべく、新たなエネルギー投資を引き出します。産業、業務、運輸、家庭の各部門において、引き続き徹底した省エネルギー対策に取り組みます。

そのため、2018年度中に全産業のエネルギー消費量の7割カバーを達成したベンチマーク制度（産業トップランナー）のさらなる活用とともに、民間企業等が行う先端的な省エネルギー設備の導入、中小企業に対するきめ細かな省エネ相談を実施する省エネ相談地域のプラットフォームの構築、2020年までにハウスメーカー等の新築戸建の過半数をZEH化し、省エネ・リフォームを倍増すべく、住宅の省エネ等への支援を行います。また、2030年までに新築住宅/建築物の平均でZEH/ZEBの実現をそれぞれ目指します。

さらに、HEMS/BEMSやFEMS（Factory Energy Management System）といったエネルギー・マネジメントシステムを活用する等、賢いエネルギー消費を促進します。

窒化ガリウム等の次世代半導体やリチウムイオン電池の約10倍の性能をもつ次世代蓄電池等の革新的な省エネルギー・再生可能エネルギー技術を活用したエネルギー対策を推進します。

4.2 再生可能エネルギーのさらなる推進と分散型エネルギー社会の実現

2018年7月に閣議決定した第5次エネルギー基本計画を踏まえ、太陽光・風力・地熱・地中熱・小水力・バイオマスなどの再生可能エネルギーの主力電源化に向け、最大限の導入と国民負担の抑制を両立てまいります。

また、再生可能エネルギーを中心に据え、地域に

根差したエネルギー供給システムである分散型エネルギー社会を構築することにより、安定したエネルギー供給の実現を目指します。

そのため、①中長期価格目標の設定や入札制の活用の設定など再生可能エネルギーのコスト効率的な導入を促す改正FIT法の適切な運用や設備の低コスト化等の技術開発と地域と共生するための長期安定的な事業運営の確保、②HEMS/BEMSやFEMSの導入を進めるとともに市場メカニズムやデジタル制御を活用した電力需給調整（デマンドレスポンス、バーチャルパワープラント）や電力分野での新ビジネス創出を図るためのネガワット取引市場の創設などの制度整備、③家庭用燃料電池（エネファーム）の高効率化・導入促進、④次世代自動車（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車など）の導入拡大に向けた環境整備、⑤燃料電池を含むコジェネ（熱電併給）の普及促進のための支援策の強化や環境整備、⑥石油の高効率利用機器の導入支援等に取り組みます。

また、再生可能エネルギー導入拡大及び分散型エネルギー社会の構築に向け、⑦既存系統の最大限の活用、送電網整備の実証や高度な運用技術の開発、次世代ネットワーク構築に向けた制度面の対応など、系統制約の克服に向けた取組みを推進します。

さらに、分散型エネルギー・システムの導入により地域を活性化させるため、自治体主導の取組みへの重点支援、スマートコミュニティ実現のための環境整備、地域における再生可能エネルギーを活用したレジリエンス強化の取組みへの支援、公共施設等における太陽光発電施設や蓄電池等の設置、廃棄物焼却施設への高効率発電設備の導入、下水道が有する下水熱やバイオマス等の活用施設の導入を進めます。

加えて、地域における分散型エネルギー・システムの普及を総合的かつ効率的に促進するために必要な総合的な措置を講じます。

こうした取組みを通じて、新たな投資を引き出し、新ビジネスを創出させ、GDP600兆円に貢献し、地方創生につなげます。

4.3 資源・エネルギー分野の技術で経済活性化・資源大国へ

60年ぶりの抜本的改革となる電力システム改革により、再生可能エネルギー・や分散型エネルギー・システムなどの導入・拡大が新たな発電ビジネスや小売ビジネスを創出していくことに期待がかかります。地域や民間企業が持つ潜在能力と高い技術力を最大限に利用することで、新しい企業体が生まれ、

わが国の経済活性化の原動力となるはずです。それに伴い大幅な雇用拡大も見込まれます。

また、国際的に資源・エネルギー消費量の増加が見込まれる中、世界最高水準であるわが国の再生可能エネルギーなどを利用したスマートコミュニティの技術や、福島事故の経験と教訓に基づき安全性を高めた原子力等の技術は多岐にわたる産業と関連しており、高い技術力を誇るわが国の中小企業等の関連技術や人材を結びつけることによって多くの新規雇用を創出するため、当該分野をインフラ輸出の次世代基幹産業として位置づけ、官民の新たな連携体制を整備し輸出を強力に支援することにより、わが国を資源小国（輸入国）から資源大国（資源エネルギー技術を活かしたシステム等の輸出国）へ転換させ、経済活性化及び雇用の創出を図ります。

4.4 宇宙太陽光発電衛星計画（宇宙太陽光発電システムの研究開発）の推進

宇宙太陽光発電システムは、宇宙空間に大規模な太陽光発電装置を配置し、電波（マイクロ波）またはレーザー光線により地球に送電して、私たちの電力として利用するシステムです。

その壮大な計画の実現に向けて、現在進められている地上でのエネルギー無線伝送技術などの研究の成果を踏まえ、国際宇宙ステーションに設置されているわが国の実験モジュール「きぼう」などを使用した実証計画を策定することで、将来の新エネルギー利用に向けた研究開発を推進させます。

4.5 原子力政策への信頼の回復

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、被害の甚大さによって、わが国だけではなく、全世界に放射能の脅威を示すこととなりました。これまで原子力政策を推進してきたわが党は、このような事故を引き起こしたことに対してお詫びするとともに、今なお被災されている方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。

わが党としては、福島第一原発事故は収束という言葉を使う状況にないことに変わりはなく、本格的な収束に向けて全力を尽くすとともに、事故原因の究明にも徹底的に取り組みます。

今後のエネルギー政策の根本に「安全第一主義」（テロ対策を含む）を据え、特に原子力安全規制に関しては、権限、人事、予算面で独立した原子力規制委員会による専門的判断を優先し、新規制基準に適合すると認められた場合には、原発の再稼働を進めます。その際、国も前面に立ち、地元自治体の理解が得られるよう丁寧な説明を尽くしてまいります。

す。

また、新規制基準を越えた自主的な安全性向上の取組みをはじめ、さらなる安全性向上を追求するなど、原子力に対する社会的信頼の獲得に向けた努力に全力を注ぎ、様々な課題に対応するための技術・人材の維持に向けた責任ある取組みを進めます。万が一事故が起こった場合の原子力災害対策の具体化・充実化についても、自治体からの意見も真摯に受け止め、しっかりと対応していきます。

一方、原発依存度については、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入拡大、火力発電の高効率化により、可能な限り低減させます。この方針のもと、原子力については、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源との位置づけのもと、活用してまいります。

円滑な廃炉に向けた環境整備や電力自由化の中での原子力事業のあり方など、原子力政策に山積する課題について引き続き検討を進めています。たとえば、2016年通常国会に、再処理等拠出金法を提出し、同国会で成立しました。同法に基づき、使用済燃料の再処理に関しては、再処理事業の責任主体として同年10月に新たに設立された使用済燃料再処理機構のもとで、着実に実施していきます。また、原子力損害賠償制度の見直しについては、原子力委員会のもと、原子力損害賠償制度専門部会での検討を踏まえ、損害賠償実施方針の作成・公表の義務付けや仮払資金の貸付制度の創設など、原子力損害賠償法改正法案を2018年臨時国会に提出し、同国会で成立しました。引き続き、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため円滑な施行に向けた準備を進めています。

さらに、原子力発電施設の「危機管理と人材育成及び廃炉等」についての国、原子力事業者、原子炉メーカーなどを含めた一元的責任体制の整備、そして放射性廃棄物・使用済燃料等の世界最高水準の日本の技術（減容化・有害期間の短縮等）を中心とした世界中の英知を結集した国際協力体制の構築、大規模避難のリスクがない地下立地の検討等を幅広く行います。原子力政策への信頼を取り戻すべく誠心誠意全力で、取り組んでいきます。

4.6 「安全第一主義」徹底と安心のための放射線関連業務の人材の確保など

原子力安全規制の独立性を確保するためには、職員の原子力安全に関する能力等の向上を図ることが重要であることに鑑み、国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流や職員の研修制度を充実

していきます。

また、資格制度などによって能力を適切に評価し、能力に見合った報酬体系を作るなど、高度な専門技術を有する人材を集めるための待遇の充実等の方策を検討します。

さらに、原子力発電所での作業や除染作業などの放射線関連業務について、作業品質の確保、作業者の技術・技能の検定、放射線関連業務の管理監督者や指導者としての能力を確保し安全性の向上を図るとともに、新たな放射線関連業務に関する国家資格「放射線関連業務士」（仮称）の創設など、これらの作業者の待遇の向上を図るために方策の検討を進めます。資格保有者が増加することにより雇用拡大が見込まれるとともに、資格保有者による国民へ放射線などの正しい知識の伝達や、資格試験受験等による国民が放射線等の正しい知識の習得を通じ、国民の安心へ寄与するなどの効果も見込めます。

また、次世代に先送らず現世代の責任を果たすべく、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組みを着実に進めるとともに、有害期間を低減するための研究開発を推進します。また、詳細な汚染マップの作成や有効適切な除染の実施、指定廃棄物の適正な処分を国の責任で行うこととします。

4.7 原発立地地域の新規雇用創出

原発立地地域において、地元地方公共団体が新たな雇用を創出しようとする取組みを行うにあたり、地元の要望・提案の受け皿として構造改革特区制度や地域再生制度等を活用することで、関係省庁が協力して規制改革や地域再生等に取り組み、地域の取組みを支援します。また、必要に応じて新たな制度等を検討します。

4.8 高速炉開発の推進と「もんじゅ」の廃止措置に向けた取組みの実施

将来のエネルギー問題の解決策として、現在、ロシア、中国、インドなどの国々が積極的に高速炉の開発を進めています。高速炉は放射性廃棄物の減容・有害度低減、資源の有効利用に貢献しうるものとしても認識されており、2018年12月に高速炉開発に係る「戦略ロードマップ」が政府決定され、今後、本ロードマップに基づき、将来の高速炉の実現に向け、長期的な研究開発、体制の整備、国際協力を一体的に進めていきます。

「もんじゅ」については、これまでの位置づけを見直し、原子炉としての運転再開はせず、廃止措置へ移行することとしました。今般の政策変更に伴い、地元に大きな影響が生じないよう、また地元が共に

発展していくよう、地元の経済や雇用等に配慮するとともに、安全かつ着実に「もんじゅ」の廃止措置を進めます。また、「もんじゅ」でこれまで培われてきた人材や様々な知見・技術等については、将来の高速炉研究開発において最大限有効に活用していきます。

4.9 固有の安全性を有する高温ガス炉研究開発の推進

アジアなどの新興国における原子力発電の導入は今後も拡大していく見込みであり、東京電力福島第一原子力発電所事故を経験したわが国として、積極的に世界の原子力の安全確保に貢献していくことはわが国の重要な責務です。

高温ガス炉は、固有の安全性を有し、発電用原子炉だけでなく、高温を取り出せる特長を生かした水素製造等の熱利用が期待され、次世代の原子炉として国際的に研究が進められています。世界的な高温ガス炉の需要の高まりを受け、世界をリードする高い技術力を有するわが国として、国際的な連携を図りつつ、固有の安全性を有する高温ガス炉研究開発を推進します。

5.0 「水素社会」の実現

将来の二次エネルギーでは、電気、熱に加え、水素が中心的役割を担うことが期待されています。2017年12月策定の水素基本戦略や2018年7月閣議決定の第5次エネルギー基本計画を受け、水素を日常の生活や産業活動で利活用する「水素社会」を実現していくため、多様な技術開発や低コスト化を推進するとともに、実現可能性の高い技術から社会に実装していくため、戦略的に制度やインフラの整備を進め、世界の脱炭素化への取組みを主導していきます。

具体的には、製造から輸送・貯蔵、利用まで一気通貫した国際的サプライチェーンの構築や技術課題の解決、安全基準等の整備を進めるとともに、燃料電池自動車（FCV）及び家庭用燃料電池（エネファーム）のさらなる普及拡大と、水素ステーション等の国内インフラの整備促進のための技術開発と規制の見直しなどを強力に推進します。運輸面においてはFCVのみならず、燃料電池バスや燃料電池フォークリフト、二輪、船舶など燃料電池技術の運輸部門での応用を進め、導入のための支援を強化します。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び2025年大阪・関西万博博覧会をわが国の水素・燃料電池技術や取組みを世界に発信するための

絶好の機会と捉えます。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、選手村や交通手段、水素聖火台など大会運営に水素を活用し、「水素社会」を先取りしたショーケースとできるような取組みを進めます。

5.1 温室効果ガスの抜本的な排出削減を実現する革新的技術の開発

2050年を見据えれば、温室効果ガスの抜本的な排出削減につながる技術革新について、あらゆる選択肢を追求する必要があります。火力発電所や工場から排出されるCO₂を資源として捉え、燃料や原料として活用していくCCUS/カーボンリサイクル技術、気候変動の高精度予測技術や、画期的な省エネにつながる次世代半導体技術、再生可能エネルギー社会実現に向けた次世代太陽光発電技術、次世代蓄電池技術等の気候変動対策と経済成長を両立させる革新的技術によるイノベーションで世界をリードしていきます。

5.2 「クールジャパン戦略」の推進

海外の人々が良いと思う日本の魅力をマーケットインの考え方に基づき効果的に発信するため、クールジャパン戦略を強化・拡充し、デジタル化時代に応じた発信の強化、業種や地域を超えた連携、人材育成を促進します。具体的には、対象に応じた効果的な情報発信、日本に対する関心と愛情を持つ日本ファン増加のための取組みやストーリー活用のための取組み、魅力ある資源の異業種や地域間の連携の取組み、多様なクールジャパン人材の育成、参加・活用を後押しします。特に、ジャパン・ハウスについては、現地の視点で発信したことによる成功例を踏まえ、より一層の充実に務めます。

日本のものづくり技術や「マイスター」と呼ばれる匠の技を持つ職人の世界にも光を当て、世界に誇る日本のコンテンツや地域資源を掛け合わせ、世界の共感を得ることができる他の追随を許さない真のJAPANオリジナルコンテンツの創造を図ります。具体的には、東京国際映画祭をアジアのステータスとすること、大規模展示会場や国際会議等のMICE施設の整備を促進すること、世界のコンテンツの中心として東京を街ごとバージョンアップさせること、ナイトタイムに外国人が楽しむことができる場やイベントの充実を図ることなど、観光資源としてだけでなく世界的イベントのホスト国となる機会を増やすための取組みを進めます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、2025年大阪・関西万博の誘致を見

据えて、特に衣食住に関する文化、伝統などわが国の持つ魅力（ソフトパワー）を積極的に海外に発信するとともに、それによる海外展開や海外来訪者の受入れを促進します。そのため、「株式会社海外需要開拓支援機構」による出資や助言等の支援を行うこととしていますが、国をあげて、JAPANブランドや日本の伝統工芸品など生活文化の特色を生かした魅力ある商品をITの活用等により、新しいかたちで世界へ向けて飛躍させます。併せて、世界に通用するデザイナーやクリエーターの育成や素材メーカーとの連携による海外展開を支援していきます。また、世界に広がりをみせるコンテンツの海外展開などにより、デジタルコンテンツ市場の拡大を支援し、地域を含めたわが国社会経済の活力を増大させます。特に、放送コンテンツの海外展開については、「(一社)放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)」を最大限活用しながら取組みを進めます。

さらに、若手クリエーターや中小プロダクション等の海外展開を後押しするため、クールジャパンに関連する様々な産業との連携や最先端コンテンツ技術の取組みなどを支援します。

併せて、文化・感性商品としての特性を有する日本の生活支援ロボットなど、ロボット製造技術の活用・育成につなげます。

5.3 経済成長と財政健全化の両立

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針のもと、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大します。特に、今後3年間、2019年度から2021年度を、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置づけ、団塊世代が75歳に入り始める2022年度までに、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行います。これらは、持続的・安定的な社会保障制度の財政的基盤の確立にも資するものであり、国民の将来不安を解消することを通じて消費を拡大されることにもつながります。

5.4 国民の安定的な資産形成の推進

人生100年時代の到来を踏まえ、国民が生涯にわたり安定的な資産形成を行うため、つみたてNISAをさらに普及するとともに、金融リテラシー向上のための施策を力強く推進します。また、高齢社会においては金融サービスに対するニーズが多様化していることも踏まえ、金融事業者のサービスが顧客本位で提供されるよう徹底します。

5.5 総合取引所の実現等

東京の国際金融センター化の推進など、国際金融センターとしての機能を強化するとともに、2019年3月に日本取引所グループと東京商品取引所との間で締結された経営統合に向けた基本合意を踏まえ、総合取引所の早期の実現に向けて、幅広い商品デリバティブの上場等、投資家の利便性向上に向けた取組みを進めます。また、総合取引所の活性化に向けて、総合取引所のデリバティブを含む金融所得課税のさらなる一体化について租税回避行為の防止策とともに検討します。

5.6 企業統治改革の推進

上場会社が、株主に対する受託者責任・説明責任等を踏まえ、健全な企業家精神を発揮して自らの持続的な成長に邁進することを促す諸原則である「コーポレートガバナンス・コード」と、機関投資家向けの諸原則である「スチュワードシップ・コード」とが車の両輪となって、形だけでなく、実効的にコーポレートガバナンスを機能させることを通じ、中長期的な企業価値向上と投資家のリターンの拡大という経済の好循環を実現させることによって、国民生活の向上につなげることを目指します。このため、機関投資家がより深く企業を理解し、企業価値向上に向けた機関投資家と企業との建設的な対話が進むよう、スチュワードシップ・コードのさらなる改訂を通じて、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質の充実」へと深化させます。

また、企業を取り巻く経営環境やリスクについての開示の充実を図ることを通じて、企業と投資家が建設的な対話をするための環境整備を行います。

5.7 気候関連リスク・機会に関する情報開示の取組みの支援

企業における気候関連のリスク・機会については、FSB（金融安定理事会）が設立した民間主体の TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が自動的な開示枠組みを公表しており、この TCFD に関する政府や企業の取組みを国内外へ発信してまいります。また、TCFD 提言に基づく開示に関して、開示主体である企業と開示された情報を評価・分析する投資家が一堂に会し、互いの疑問点等を投げかけあう場として設立される「TCFD コンソーシアム」を支援してまいります。

こうした取組み等を通じて、企業と投資家間の建設的な対話に資する開示の充実を図るほか、企業経営や投資判断に際して ESG 等の要素を適切に考慮するよう促すことにより、中長期的な企業価値の向上

の実現を目指します。

5.8 公平・公正・透明な金融市場への適正化

公平・公正・透明な金融市場の実現を図るため、金融検査官の任期付き外部登用（金融業経験者等）の増強や海外当局との捜査共助の強化等、金融検査・監督体制を強化し、証券取引等監視委員会の機能を高めます。

「監査法人のガバナンス・コード」により監査法人の実効的な組織運営や情報開示を促すとともに、企業の会計監査に関する株主等への情報提供を充実させること等により、資本市場で重要な役割を担う監査の信頼性を確保します。

5.9 FinTechへの対応

FinTech に代表される金融・IT 融合の動きが進展し、地方創生の取組みへの活用も期待される中、利用者の安心・安全を確保しながら、IT 分野の技術革新を金融分野に戦略的に取り込むことを通じて、利用者目線での金融サービスの革新を図り、日本発グローバル FinTech への戦略的取組みを強化します。

このため、1回 100 万円を超える送金について、銀行と現行の資金移動業の間に新たな類型を設けて、銀行以外でも可能とする等、決済法制全体の横断化と柔構造化に向けた改正を図ります。

また、現在、銀行代理業、金融商品仲介業、保険募集人等、縦割りになっている既存の金融サービス仲介・代理業に加えて、新たな枠組みとして、申請をワンストップで行える「金融サービス仲介法制度」を実現します。

また、平成 18 年の貸金業法改正時の少額短期ローンをめぐる議論、また多重債務問題が依然として残っていることにも留意しつつ、その後の技術革新や金融情勢の変化等も踏まえ、対事業者に限った少額短期ローンのあり方について、海外の事例やニーズについて調査・研究を進めていきます。

さらに、金融機関の API 開放について、金融庁において定期的に接続状況・接続条件等の実態調査・公表を行う等を通じて、銀行及び FinTech 事業者双方にとって Win-Win 関係を促進していきます。

6.0 中小企業金融の充実と地域金融の機能強化

デフレ脱却等に向け取組みを進める中小企業・小規模事業者の資金繰りや新たな事業展開等を支援するため、信用補完制度の活用や政府系金融機関による投融資等を通じ、セーフティネット機能や成長リスクマネー供給機能を着実に発揮します。加えて、東日本大震災からの復興に取り組む中小企業・小規

模事業者に対して引き続き資金繰り支援に取り組みます。

地域金融機関は、金融仲介機能を十分に発揮することに加え、顧客企業が必要とする経営人材の特定、取引先企業とのネットワークといった強みを生かし、地域における人材確保の中核としての役割を果たすことが期待されています。このため、税理士などの専門家や商工会議所・商工会などの支援機関と協力し、地域企業の実態をしっかりと把握した上で、適切な融資等を行うことや、地域企業の問題点・課題に対して適切なアドバイスを行うことなどといった地域企業の生産性向上に向けた取組みを促します。

また、こうした金融機関の取組みに資するよう、例えば業務範囲規制の見直しとして、銀行の5%ルールの見直しや地域商社について銀行業高度化等会社の枠組みを活用して一定の範囲で認めることができるか検討するなど、地域活性化のためのさらなる規制緩和等を進めます。

さらに、地域金融機関の性格・役割の再整理の必要性について、金融関連法の改正も視野にいれつつ、検討します。加えて、地域金融機関のガバナンス機能を含む環境変化への対応力が向上する対策を検討します。

地域金融機関が適切なリスク管理のもとで安定した収益を獲得できる態勢を確立していくために、有価証券運用態勢の強化を促すとともに、当局による深度あるモニタリングを推進していきます。

その上で、地域での将来にわたる適切な金融サービスの提供を確保するため、経営統合も一つの選択肢として、地域金融機関の早め早めの経営判断を促しています。

6.1 機動的な経済財政政策

機動的な経済財政政策を推進するとともに、現下のマイナス金利環境を活かす必要な政策対応を行い、経済再生に向けて万全を期します。

6.2 次代を見据えた財政構造改革

平成24年（2012年）12月の政権交代以降、民主党政権のバラマキ施策で水膨れした歳出を見直し、社会保障の「自然増」をはじめとして、歳出の効率化を行い、平成27年度（2015年度）までの国・地方のプライマリー・バランス赤字の対GDP比の半減（平成22年度の水準比）は達成するなど、着実に財政再建に向けた成果をあげています。

今後もさらに、2025年度の国・地方のプライマリー・バランスの黒字化を目指し、同時に債務残高対

GDP比の安定的な引下げを目指します。

その達成に向けては、「次世代への責任」という観点からわが党で精力的な議論の内容を受け、平成30年6月に策定した「新経済・財政再生計画」に沿って、引き続き、費用対効果の検証や無駄の排除を徹底し、歳出の効率化・重点化を進めるとともに、目標達成に向け、歳出・歳入両面からの改革を続けるよう具体的な計画を策定します。また、成長戦略や事前防災等の分野に資金を重点的に配分することに加え、民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより民間資金を誘導し、わが国経済の成長に向けた施策を実施することで税収増を目指します。

また、目標の実現と新たな施策実施の両立を図るため、新たな施策には、将来の成長に与える影響を考慮しつつ、そのための恒久的な財源を確保する原則を確立します。

6.3 国債市場の安定を確保

国債に対する信認を確保していくことは極めて重要であり、財政健全化に向けて節度ある国債発行に努めます。また、適切な国債管理政策を実行するとともに、あらゆるリスクを想定しながら、国債価格が暴落する「X-Day」を阻止します。

6.4 安心社会実現に向けた税制抜本改革

わが党は、消費税の引上げを含む税制抜本改革についての考え方を既に2009年8月の総選挙における政権公約、2010年7月の参議院選挙公約、累次の「税制改正についての基本的考え方」において、明らかにしてきました。

財政状況の危機的な悪化により、近年、財政はその対応力を著しく欠いており、社会保障、安全保障への対応、国際競争力強化、人材育成、地域格差是正など、必要な分野への資源配分が進まず、日本の現在と将来に支障をきたしています。

一方、急速に進む少子高齢化の中で、持続可能な社会保障制度を確立するには、税金や社会保険料を納付する人の立場に立って、負担を抑制しつつ必要な社会保障が行える制度を構築しなければなりません。

こうした点を踏まえ、日本の将来、次の世代、現在の国民生活を第一に考え、責任政党としてわが党が主導して、2009年のマニフェストで国民に約束をしていなかった民主党を巻き込みながら、公明党とともに社会保障と税一体改革に関する三党合意を結びました。

その結果、社会保障制度改革国民会議における議

論を踏まえ、安定した財源を前提とした、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の成案を消費税率引上げまでに国民にお示ししました。また、消費税の引上げにより、財政による機動的対応が可能となる中で、成長戦略や事前防災等の分野に資金を重点的に配分することなどにより、わが国経済の成長等に向けた施策が実施できることとなります。

(消費税の税率及び引上げ時期、用途)

消費税については、2012年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、税率を2段階で10%に引き上げることが決まっています。

全世代型社会保障の構築や財政健全化に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するため、2019年10月に消費税率を10%に引き上げます。増収分を活用して幼児教育・保育の無償化等を進めるとともに、駆け込み反動減対策をはじめとした十二分の対策を講じます。

(低所得者、中小企業・小規模事業者への配慮)

消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として、2019年10月に消費税の軽減税率制度を導入します。これにより、消費税率（標準税率）が10%に引き上げられた後も、「酒類及び外食を除く飲食料品」及び「一定の新聞の定期購読料」への適用税率は8%（軽減税率）に据え置かれます。

軽減税率制度を混乱なく円滑に実施するため、万全の準備を進めます。特に事業者の方々には、軽減税率制度の導入に向けて、事務の見直しや、システム改修など様々な準備を行っていただく必要があることから、制度の広報・周知や相談への丁寧な対応を徹底するとともに、中小事業者に対してシステム改修等に係る資金面での支援を着実に実施していきます。

また、消費税率の引上げにあたっては、特に中小事業者が円滑かつ適正に消費税を転嫁できることが重要です。このため、消費税率10%への引上げにあたっては、引き続き消費税転嫁対策特別措置法等に基づき、適切に対応してまいります。

(国民生活全般への配慮)

医療機関の仕入れ税額相当分の診療報酬による補てんについて、今般の消費税率10%への引上げに際し、診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきを是正します。な

お、特別償却制度により、医師の勤務時間短縮、地域医療提供体制の確保、高額医療機器の効率的な配置の促進を図ってまいります。消費税率10%への引上げにあたり、住宅ローン減税やすまい給付金の拡充、次世代住宅ポイントの創設など総合的な対策を講じ、住宅に係る需要変動の平準化を図ります。

個人所得課税については、働き方の多様化等の経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、これまでの改正の効果も見極めつつ、引き続き各種控除のあり方等の検討を行います。また、老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度の構築に向けて、関係する税制の包括的な見直しに取り組みます。資産課税についても、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期に中立的な制度の構築に向け、検討を進めます。

成長志向の法人税改革を大胆に推進し、法人課税をより広く負担を分かち合う構造に改革することにより、目標としていた法人実効税率「20%台」を実現するとともに、イノベーションの強化や賃上げ・生産性向上のための税制措置を講じてきました。これらの改革により、企業に対して投資拡大や賃上げ等を促し、経済の好循環を確実なものとしていきます。

国際課税制度の再構築を進め、日本企業の健全な海外展開を支えるとともに、国際的な租税回避や脱税に対してより効果的に対応していきます。経済の電子化に伴う課税上の課題についても、長期的な解決策の国際的な合意に向けた議論に積極的に貢献していきます。

車体課税について、消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げるにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図ります。恒久減税による地方税の減収については、それに見合った地方税財源を確保することとします。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応します。

加えて、自動車の取得時の負担感を緩和するため、消費税率10%への引上げ時に自動車取得税の廃止に伴って導入される環境性能割の税率を1年間にわたり1%分軽減します。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんします。

今後、自動車重量税のエコカー減税の適用期限の到来にあわせ、見直しを行うにあたっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の

原則、市場への配慮等の観点を踏まえることとします。

なお、自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行います。

地方税制については、地方分権を推進するためにも、税収が景気変動による影響を受けにくく安定的で、かつ、税源の偏在性が小さい仕組みとします。具体的には、消費税を含む税制抜本改革の一環として、2019年10月の地方消費税の引上げに併せて、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めます。また、特別法人事業税・譲与税を創設し、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処することによって、各地域の活力の維持向上に取り組むための地方税財政基盤を構築します。

低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進します。

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人ひとりが恩恵を受けるものです。しかしながら、森林整備を進めるにあたっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっています。温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るために、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要であり、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となります。

これを踏まえ、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税制度を創設しました。森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、地方公共団体における地域の実情に応じた森林整備及びその促進に関する事業を推進します。

ICTのさらなる活用等を通じ、納税環境の利便性を高め、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務関係システムの高度化も図りつつ、税務手続の電子化等を一層推進します。経済社会のグローバル化やICT化の進展を踏まえ、国民の利便性向上、適正・公平な課税の実現、税に対する信頼確保の観点から、制度及び執行体制の両面

からの取組みを強化します。

また、マイナンバーを用いた年金をはじめとする社会保障サービスの向上や所得課税のさらなる適正化を図ります。特に税分野においては、手続の電子化推進と併せてマイナンバーの利用を一層推進することで、適正・公平な課税を実現するとともに、様々な行政手続における所得等に係る添付資料の省略などを通じて国民の利便性をさらに向上させます。

併せて、政府CIO（内閣情報通信政策監）は、政府全体の情報システムの安全性をNISC（内閣官房情報セキュリティセンター）と連携しながら監督するとともに、効率性を図り、より信頼性と経済性の高いシステム構築に努めます。また、個人番号カードについては、民間事業者も活用可能な将来性・拡張性に富んだ仕組みとするとともに、スマートフォンや生体認証の活用の研究を行います。

民間人となった日本年金機構の職員が行っている年金保険料の徴収業務を公務員である国税庁の職員が行う、いわゆる歳入庁構想には反対です。

社会保障・労働

6.5 多様な働き方に資する規制改革の推進

これまで女性活躍・若者雇用・子育て支援などの分野で進められてきた企業情報開示の取組みをより広く展開するなど、ライフステージの変化や転職などに伴う働き手の多様なニーズに応えられる雇用環境の実現に向け、全ての人が安心して活躍できる仕組みを構築します。

6.6 高齢者が活躍し続ける「生涯現役社会実現」

人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者の方々が個人の能力・経験を活かし、生涯現役として働きやすい環境を整えます。「生涯現役社会」の実現に向け、雇用支援や起業支援、社会で活躍できる場づくりを促進します。

このため、65歳以降の定年延長や雇用継続を行う企業等を支援するとともに、70歳までの就業機会の確保について制度化の検討を進めます。

また、「第2のキャリア」を望む方の転職、再就職等の支援を強化します。さらに、高齢者が企業を退職した後も、年齢や意欲・体力等に応じて就業・社会参加を行い、これまでの豊富な知識や職業経験等を活かして社会で活躍できるような環境を整備するため、シルバー人材センターのさらなる活用等を進め、高齢者の就業機会を確保することで、多様な

働き方を推進します。

6.7 革新的な医薬品・医療機器の実用化促進

再生医療、医療・介護ロボット、バイオ新薬（バイオシミラーを含む）など、日本発の革新的医薬品・医療機器の研究開発や製造と普及を促進します。ドラッグ・ラグやデバイス・ラグについては、薬事承認の迅速化等に向けた取組みが奏功し、審査に必要な期間は海外と遜色のないレベルまで短縮されました。引き続き審査の迅速化に取り組むとともに、開発ラグ解消支援のためのレギュラトリーサイエンス戦略相談等の拡充を図ります。また、重篤な疾患に対して、画期性があり、極めて高い有効性を持ち、世界で先駆けて日本で早期開発・申請される医薬品・医療機器・再生医療等製品や、小児用法用量設定など医療上充足されていないニーズを満たす医薬品等について、速やかな患者アクセスを確保し、また、技術の進展を活用し、医薬品の品質管理や安全対策のレベルの向上を図るため、医薬品、医療機器等の承認審査に関する制度を見直します。

また、医薬品・医療機器等の革新性に対しては適切な医療保険での評価を行うこととし、医薬品開発に関わる人材育成体制の整備を充実させます。PMDAにおける予算拡充とレギュラトリーサイエンスの充実により、最先端の医薬品、医療機器及び医療技術に係る評価法について世界に先駆けて提案できることを目指します。国際共同治験を推進することにより世界同時開発を加速するとともに、日米欧の規制当局・産業界により構成されるICH等の活動を通じて各種ガイドラインの国際調和を進め、欧米に比肩できるよう、世界第一級の審査・安全対策を担う機関としてPMDAの体制整備・拡充を目指します。加えて、日本で承認された革新的医薬品が速やかにアジア各国で受け入れられる体制の構築を目指します。

さらに、革新的な医療技術の実用化スピードを大幅に引き上げるため、日本医療研究開発機構（AMED）による一元的な研究管理や、研究と臨床の橋渡し、国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施される仕組みの構築等を行っていきます。AMEDに基金を創設し体制を強化することで、複数年にわたって機動的に実施する産官学連携による研究開発を促進します。

6.8 少子高齢化・人口減少社会を変革するイノベーションの推進

ライフサイエンス分野のイノベーションの推進により、病から回復または加齢による影響が軽減さ

れ、人生100年を通じて健康で活躍できるようになることは、社会の支えられる側（医療・介護等を受ける側）を支える側（保険料等を納める側）に転換し、少子高齢化・人口減少社会における社会保障制度の持続性向上に大きく貢献します。創薬をはじめとするライフサイエンスには、既存の人生モデルや社会構造を変革する力があります。ライフサイエンス分野のイノベーションの推進を日本の成長戦略の要に位置づけ、わが国の課題解決を図っていきます。

6.9 ビジネスクラスの介護の促進

利用者の様々なニーズに応える質の高い介護サービスの提供を新たな成長分野と捉え、公的仕組みでは十分に対応できないニーズ等に応える多様な民間サービスを民間保険の活用を含め支援します。

7.0 医療の国際展開の推進

わが国の医薬品・医療機器や医療サービスの国際展開に向けて、他国における医師・看護師等の人材育成、公的医療保険制度整備の支援、民間保険の活用の促進、医療技術・サービス拠点整備などの医療関連事業の展開を図るとともに、国際共同臨床研究・治験の推進、日本で承認された医薬品・医療機器について相手国での許認可手続の簡素化等の取組みをより推進します。

さらに、地域医療に支障を来さず、かつ、外国人患者が、安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等の配置等、地域の医療関係者等の参画も得て、医療機関における外国人患者受け入れ体制の充実を図るとともに、外国人旅行者が医療機関に関する情報をスムーズに得るための仕組みづくりを行います。

また、アジアにおいて、相手国が高度な意欲あるアジアの介護人材を送り出し、また、日本側も安心して受け入れることのできる仕組み等を、技能実習制度を活用して、「アジア健康構想」の枠組みのもと、取り組んでまいります。

7.1 社会保障の充実

「自助」・「自立」を第一に、「共助」と「公助」を組み合わせ、税や社会保険料を負担する国民の立場に立って、持続可能な社会保障制度を構築します。2019年10月から10%へ引き上げる予定の消費税の安定財源を活用し、社会保障の充実と財政健全化とのバランスを取りつつ、従来からお約束していた年金、介護の充実に加え、子育て世代への投資を集中することで「全世代型社会保障」へと大きく舵を切

ります。

7.2 子ども・子育て支援新制度の着実な実施

平成27年4月から施行された、全ての子育て家庭を支援する「子ども・子育て支援新制度」について、必要な予算を確保しつつ、地域の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充、質の向上の双方を実現します。

7.3 待機児童の解消に向けた取組みを加速化

保育に関しては、児童福祉としての認可保育所を中心とした現行保育制度の改善・拡充を思いきってすすめることにより、子供の健やかな成長と安全・安心な保育を保障するとともに、子育て家庭の支援を積極的かつ大胆に行います。

さらに、保育を必要とする全ての子供たちが質の高い保育を受けられるよう、保育人材の処遇改善のほか、新規の資格取得の促進、就業継続、離職者の再就職の促進といった観点から総合的な支援を進め、

- ・待機児童解消のため、「子育て安心プラン」に基づく5年間で32万人分の保育の受け皿整備を前倒しし、2020年度末までに整備
 - ・保育士等のさらなる処遇改善（競合他産業との賃金差がなくなるよう追加的な処遇改善）
 - ・保育補助者の雇上げ支援やICTの活用による勤務環境改善、就業促進や離職防止などによる総合的な保育人材確保対策
 - ・保育士等の職員配置や施設基準の改善
 - ・地方における保育所の定員割れ対策
 - ・フルタイムやパートといった親の働き方等の如何によらず、子供の生活及び教育の観点からの適切な保育時間の確保
- などの実現を図ります。

7.4 妊娠から子育てまで切れ目のない家族支援

次代を担う子供たちを育てる少子化対策は、日本経済と社会保障全体の基盤であることから、昨年成立した成育基本法に基づく取組みを推進するとともに、子ども・子育て支援新制度に基づき、支援の充実を図るものも含め、次のような妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

- ・妊娠や不妊に関する知識の普及啓発
- ・特定不妊治療に要する費用の助成、相談支援等の不妊に悩む方に対する支援の充実
- ・妊婦健診、産婦健診の費用の公費負担の継続
- ・妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行う子育て世代包括支援センターの整備

・居住地域で出産できるよう産科医療機関の確保を支援し、周産期医療ネットワークを整備・充実するなど出産環境の整備

- ・小児の救急医療体制の整備・拡充
- ・産後の母親に対するケアの充実や、新生児から3歳まで発達段階に応じた訪問育児支援の充実
- ・2019年（令和元年）10月から、3歳から5歳まで全ての子供たちの幼稚園、保育園等の費用を無償化、0歳から2歳児も所得の低い世帯は無償化
- ・病児・病後児保育や一時預かり保育、地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンターなどの保育メニューが利用したい時に利用できる体制整備への支援
- ・子供の発育に影響を及ぼす感染症の予防啓発の充実や小児医療の充実など乳幼児の命を守る仕組みの構築
- ・乳幼児健診を充実し、発達障害などを早期に発見できる体制の整備
- ・就学援助の充実など小・中学生の子供のいる家庭への支援の検討
- ・新・放課後子ども総合プランの推進。共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を、学校施設等を活用しつつ進めます。放課後児童クラブについては、2019年度から2023年度末までの5年間で、約30万人分の追加的な受け皿を整備するとともに、全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に、または連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指します。

その他にも、

- ・パパママ教室を充実し、出産前に命の大切さや成長発達を学ぶ機会の提供
- ・企業において、父親が育児休業や配偶者出産休暇を取得できるような環境の整備（8819運動）をはじめ、父母ともに育休をとりやすい、育休をとることが不利にならない環境の整備などでゼロ歳児に親が寄り添って育てることができる社会の推進
- ・育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境の整備
- ・経済的に様々な困難を抱えているひとり親家庭に対し、「すくすくサポート・プロジェクト」により、相談窓口のワンストップ化、学習支援等を行うことが可能な居場所づくり、資格取得促進のた

めの給付金や貸付事業の充実

- ・祖父母などの子育て経験者が子育て家族を支える制度の整備
- ・多世代同居の促進
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・育児休業取得後の円滑な職場復帰を支援するため、中小企業で働く労働者個々人のニーズに応じた「育休復帰支援プラン」の策定・利用を支援
- ・マザーズハローワーク事業の拡充等により、出産・子育て後の再就職を積極的に支援
- などにより子育て環境の整備を図ります。

7.5 児童虐待の早期発見のため、地域や社会による取組みを一層加速化

児童相談所全国共通ダイヤル189番の今年度中の無料化・周知により活用促進と利便性向上を図ります。要保護児童対策地域協議会・児童相談所が医療機関や警察、婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関との連携をさらに強化し、機能的に取り組む仕組みづくりを推進します。

また、子供たちを取り巻く保健医療職を対象に、早期発見のための研修を実施するほか、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく児童相談所の職員の大幅な増員、処遇改善、医師・弁護士の配置支援の拡充、保護者支援プログラムの推進、児童相談所と警察・検察による司法面接の推進をはじめとした関係機関との連携強化等により児童相談所の体制を強化するとともに、中核市・特別区による児童相談所の設置に対する支援の拡充、一時保護所の受け皿確保や職員体制の強化など児童相談所がきめ細かく対応できる体制整備を進めます。加えて、子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けた支援の拡充、児童相談所と市町村の間での情報共有システムの構築やDV施策との連携強化、支援を必要とする妊婦への支援の強化などにより児童虐待について迅速・的確な対応を行うなど児童虐待対応を抜本的に強化します。さらに体罰によらない子育てを推進するなど子供の育ちを守り、虐待を防ぐための啓発活動を積極的に展開するとともに、アドボケイト制度など子供の意見表明権を保障する制度の構築に取り組みます。

7.6 虐待された子供たちにあたたかな支援を

児童養護施設等で育った子供たちの自立を可能にするために、18歳以降の方を含め、住まいの確保や進学・就職の支援を充実させるとともに、子供たちが家庭的な雰囲気の中で生活し、多世代間の交流

や地域交流ができるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進するなど、社会的養育の充実・強化に取り組みます。また、本年度予算で措置された専門的な職員の増員や配置基準の引上げなどを通じ、児童一人ひとりにきめ細かな対応ができるように取り組みます。

さらに、里親家庭への支援を拡充し、里親を開拓するなど、里親やファミリーホームへの委託を推進し、虐待した親や虐待された子供たちが再び笑顔を取り戻せるよう支援策を拡充します。

7.7 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

年金保険料率の上昇を抑制するため、平成26年度から恒久化された基礎年金の2分の1国庫負担は確立されており、そのもとで、年金制度を持続可能なものとし、若者の給付水準の確保等を図るための制度改革に取り組み、若者も高齢者も安心できる年金制度を運営します。

高齢者の方々の働く力や意欲を生かせるように、働き方等人生設計に合わせて年金の受給時期や受給額を弾力的に選択できるよう、給与に応じて年金受給額が減少する現行の在職老齢年金制度をはじめ制度の見直しを検討します。

パート等非正規雇用者への被用者保険（医療、介護を含む）の対象拡大については、平成28年10月からの501人以上の企業への拡大にあわせ、平成29年4月から、500人以下の企業でも労使合意に基づき被用者保険に加入できる途を開きました。今後さらなる拡大について雇用や経営に対する影響を踏まえつつ検討します。

企業年金・個人年金についても、高齢期の長期化と就労の拡大・多様化等を踏まえた加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等について検討します。

自営業者や一部の短時間労働者など、被用者保険の適用のない方が出産される際の負担を軽減するため、平成31年4月から、産前産後期間の保険料免除の措置を講じました。

無年金者対策として、平成29年8月から、年金の受給資格要件の期間を25年から10年に短縮しました。さらに、低年金対策として、年金制度とは別途に、令和元年10月に年金生活者支援給付金を創設します。

年金積立金の運用は、平成13年の自主運用開始以来、約56.7兆円の黒字となっています。さらに安全かつ効率的に運用するため、積立金の運用を専門的に行っている法人（GPIF）の組織体制を確立します。

年金記録問題のさらなる解明と迅速な救済、年金個人情報に対して攻撃が及ばないシステムの構築などのセキュリティ対策により、年金への信頼を取り戻します。

7.8 国民が安心できる持続可能な医療の実現

国民が住み慣れた地域において必要な時に質の高い医療が受けられるように、次の施策を実施し、地域において必要な医療を確保します。

- ・都道府県による地域医療構想の達成を支援し、患者がその状態に合った適切な医療を地域で安心して受けられる体制の構築
 - ・地域医療介護総合確保基金を充実するとともに当該基金を柔軟に活用した病床の機能分化・連携の推進、在宅医療の充実、地域の医療従事者確保などにより、地域における医療課題への対応を進め、地域医療構想の達成を支援
 - ・地域に密着し、入院機能とかかりつけ機能を担う中小病院や有床診療所の充実策を講ずる
 - ・地域枠の活用による必要な医学部定員の確保を図るとともに、実効性のある医師の診療科別、地域別偏在対策を講ずる
 - ・医療従事者の業務内容や医療機関の開設のあり方等を含め、医療資源の地域間偏在を解消するための一層の検討を行う
 - ・2024年度からの医師の時間外労働規制の適用に向けた対応、実効的な支援策の推進
 - ・臨床研修医制度の見直し
 - ・勤務医の処遇改善
 - ・女性医師の働きやすい環境の整備
 - ・診療所(有床診療所を含む)の機能の強化・充実
 - ・地域に密着した中小病院と大病院との外来機能の分化
 - ・地域の医療の必要性の調査などに基づく医療機関の連携体制の充実
 - ・かかりつけ医の育成と支援
 - ・急性期後の患者を受け入れる後方医療機関の整備
 - ・救急医療機関の機能充実
 - ・医療機関薬剤師の充実・強化
 - ・地域に定着する看護職員等の養成の充実
 - ・医療人材を活用したチーム医療の推進
 - ・産業医と精神科医等との連携を含め地域産業保健センターの充実・強化等
- 人生の最終段階において、自らが望む生を全うするために、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づいた取組みを普及するとともに、看取りのための施設整備や在宅サービスの提供など、そのための環境を整備します。

ます。

健診を積極的に受診した場合の受診者本人へのインセンティブ付与などの誘導策の導入、特定健診・特定保健指導の推進等により、健康寿命の延伸や、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進します。

少子高齢社会に対応し、国民皆保険を安定的に将来世代に引き継ぎます。人生100年時代を迎えるにあたり、全ての世代が公平に支え合う医療保険制度に向けて取組みを進めます。

後発医薬品やOTC医薬品の使用拡大を図り、保険料負担をはじめ国民負担の増大を抑制します。高額薬剤については、国民負担の適正化とイノベーションの促進の両立が図られるよう取り組みます。

平成30年度より都道府県単位化した国民健康保険制度については、引き続き、効果的・効率的な財政支援を実施し、運営の安定化、保険者機能の強化を図っていきます。

高齢者医療制度は現行制度を基本としつつ、世代間の公平性や制度の持続性の観点から、高齢者医療費の負担のあり方を検討するとともに、拠出金の負担が過重なものとならないようにするための健保組合への財政支援、協会けんぽへの国庫補助の継続による財政安定化などにより、国民皆保険制度を守ります。また、介護費の増加に伴う医療保険者の介護納付金の負担増に対しても必要な支援を行います。

患者の利益に適う最先端の医薬品、医療機器等が早く使用できるように、評価療養や患者申出療養によって、患者の安全に配慮しつつ、患者の選択肢を拡大します。

また、治験に参加できない患者の治験薬等へのアクセスを充実させるための仕組み(人道的見地から実施される治験(日本版コンパッショネットユース))により、安全性と有効性が確保されていることを前提に、わらにもすがる思いで闘病している患者にも承認されていない医薬品等を使用しやすくなります。

サービスを利用する高齢者の立場に立って、年金、医療、介護などのサービスを自らの状況に応じて適宜組み合わせ、総合的に利用できるように検討します。また、一部の医療保険者においては、壮・中年期における健康への自助努力をカフェテリアプラン(選択型福利厚生制度)により奨励する取組みが広がってきており、国もその普及を図ります。

健康・医療・介護に関するデータ利活用基盤の構築を軸に、保険者機能の強化やゲノム医療・AI等の最先端技術の活用、科学的介護の推進等、データへ

ルス改革を戦略的、一体的に推進していきます。地域医療の中核的な役割を担う公立病院については、過疎地や産科、小児科、救急部門における医療などを中心に、地域の民間医療体制の状況も踏まえつつ、経営効率化等を進めるとともに、民間病院も含めて適切な財政支援を行い、地域医療構想と整合的かつ適切な役割分担と地域医療の充実に努めます。

新公立病院改革プランや公的医療機関等 2025 プランが地域医療構想に沿って策定、実行されているかを把握し、民間医療機関との適切な役割分担・連携を推進します。

地域医療の連携を推進する医療法人制度の適切かつ円滑な施行を進めます。

全国どこでも救急患者が医療機関に確実に受け入れられる救急医療体制づくりやドクター・ヘリコプターやドクター・カー及びメディカルジェット（メディカルウイング）の体制の整備を行い、救命率の向上を目指します。

入院患者の安全をしっかりと守るために、とりわけ中小病院・有床診療所の防火設備（スプリンクラー設備、火災通報装置等）の整備をさらに推進します。

7.9 医療機器の研究開発及び普及を促進

医療機器の研究開発及び普及を促進するための基本法である議員立法の「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律」や医療機器の特性を踏まえた制度構築等を内容とする「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」（旧薬事法）に基づき、承認審査や研究開発に関する体制の整備等を進め、海外で使用されている医療機器等が日本で使用できない状態を解消するため、医療ニーズの高い未承認医療機器等を選定し、その開発を推進するほか、「先駆け審査指定制度」によって、日本発の著明な有効性が見込まれる医療機器等の開発と迅速な導入を図ります。

8.0 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けるための総合的施策の推進

世界初の iPS 細胞を用いた臨床研究が行われるなど、わが国の再生医療は実用化に向けて着実に進歩しています。議員立法の「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けるための総合的施策の推進に関する法律」や、その基本的な方向に沿って制定された「再生医療等安全性確保法」、医療機器や再生医療等製品の承認を迅速化する「医薬品医療機器等法」（旧

薬事法）等に基づき、「再生医療の実現化ハイウェイ」や「先駆け審査指定制度」をはじめとした、再生医療の研究開発から実用化までの施策を世界に先駆けて総合的に推進し、国民が受ける医療の質及び保健衛生の向上のための取組みを進めています。

8.1 在宅医療の推進

「在宅医療」を推進し、子供から高齢者まで通院困難な全ての世代の人々が自宅や施設で必要な医療が受けられ、自分らしい暮らしができるようにします。

8.2 がん対策の充実

がんなど、専門医療に対する国民のニーズに応えるために、地域が求める医療機能や施設・病院の整備（ブロックごとのがん診療連携拠点病院、緩和ケアセンターなど）を緊急かつ集中的に行います。

「予防」、「治療・研究」、「がんとの共生」を柱に、かかりつけ医による受診勧奨の推進を図る等のがん検診受診率の向上、がんのゲノム医療の推進やがん医療に関する情報提供、がん診療連携拠点病院における相談支援や緩和ケアの推進を行うなど、がんの克服に向けた対策を加速化させます。

「がんによる死亡者の減少」、「全てのがん患者及び家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を目指し、放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進、働く世代や小児・AYA 世代へのがん対策の充実、小児がん拠点病院の整備、地域の医療介護サービス提供連携体制の構築、地域の拠点としての機能を持つ医療機関の整備によるがん医療の均てん化と疾患別・治療別の機能連携による集約化、専門医の育成、がん研究 10 力年戦略の推進、がん診療連携拠点病院とハローワークの連携による就労支援など、患者・国民の立場に立ったがん対策を総合的かつ計画的に推進します。

また、議員立法の「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、がん患者の情報を全国の医療機関から集め、がんの発生の状況や、生存率、早期発見率などを分析することにより、データに基づく適切ながん対策を提供し、がん医療の質を向上させることができます。日本全国で、精度の高いがんに関する情報が収集されるよう、さらに取組みを推進します。

8.3 感染症対策の充実・強化

外国人旅行客の増加や特定技能外国人の受入れ

といったヒトやモノの移動の国際化の進展により、新しい感染症がわが国で発生するおそれが高まっています。今後もわが国の感染症対策の強化を図ることで、国民の安全を確保してまいります。

エボラ出血熱については、現在もアフリカにおいては感染者の報告があることから、国民を感染から守るため、今後も検疫体制を強化するほか、海外渡航者への適時適切な情報提供を行ってまいります。また、今後万一、国内で発生した場合にも、国民に正しい理解に基づいて適切な行動をしていただけるよう、引き続き、エボラ出血熱に関する正確な情報を迅速に提供してまいります。

さらに、エボラ出血熱等の国際的に脅威となる感染症が国内で発生した場合に備え、万全の検査・研究体制を整備する観点から、BSL4施設を有する国立感染症研究所を中心とした危険性の高い病原体等の検査体制の強化を進めるとともに、BSL4施設を中心とした感染症研究拠点の形成について検討している長崎大学において、地元関係者の理解を得るために協議が円滑に進められるよう、必要な支援を行ってまいります。

新たな脅威に備えて、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に則り、新型インフルエンザ等（高病原性鳥インフルエンザ由来等）が発生した場合、全ての行政機関・地方自治体・各企業・全国民が一体となった国民保護のための体制を整備します。

8.4 ワクチン施策の推進

ワクチンで防げる病気はワクチンで積極的に対応するとの方針のもと、ワクチンの一層の活用を図るため、公衆衛生の観点に立って、ワクチンの研究開発の促進と供給体制の整備、充実等を図ります。

他の先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」を解消するため、定期接種の対象として、平成28年10月に、新たにB型肝炎ワクチンを加えました。

現在検討が進められているおたふくかぜワクチン、ロタウィルスワクチンの定期接種化も含め、今後とも感染症予防を促進するなど、新たなワクチン政策の確立と推進体制を目指します。

予防接種の副反応について情報収集を行った上で、専門家による定期的な分析・評価を行うとともに、積極的に情報発信します。

8.5 健康医療情報のコミュニケーションの強化・健康リテラシーの向上

国民の健康を守り、安全・安心な生活を確保する上で、感染症をはじめとする疾病対策を推進するこ

とが急務であり、国民の健康医療情報を学術的な観点から整理・評価した上で国民に発信し、正しい情報を探求・評価し、使いこなす能力（健康リテラシー）を向上させるための体制整備を図ります。

8.6 医療事故調査制度の実施

医療の安全を確保するためには、医療事故の再発防止を行うことが重要です。このため、引き続き改正医療法に基づく医療事故調査制度の円滑な施行を図ります。また、この制度の実施状況を踏まえて見直しを検討します。

8.7 精神保健医療福祉の推進

国民の精神保健医療福祉の一層の推進と質の向上を推進します。

特に精神科救急医療、依存症、うつ病、身体合併症、児童思春期、発達障害、認知症など精神科医療に対する新たな社会的ニーズの広がりと深刻化に対応して、精神科医療への適切な評価、精神疾患に対する正しい知識の普及や早期発見・早期治療の促進を図るための啓発運動、教育機関や職場などにおけるメンタルヘルス教育、診断法・治療法等に関する研究の推進を支援します。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の普及啓発を図り、特に精神障害者差別解消に努力します。

また、地域社会において障害があっても安定した生活を営むことのできる共生社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等を促進します。

長期入院者の地域移行を進めていくため、医療、障害者福祉、住まい、社会参加等が包括的に確保され、精神障害者の方々が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、多職種協働による包括的な支援体制整備を進めるとともに、医療・福祉・保健等の関係者による重層的な支援体制を構築します。

さらに、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策のさらなる推進・強化を図るため、依存症専門医療機関の拠点化や相談支援体制の強化、自助グループ等民間団体への支援を充実してまいります。

8.8 認知症施策の推進

認知症の方の日常生活を支えるため、総合戦略に基づき、認知症の早期診断、鑑別診断とともに、身体合併症、精神症状と問題行動、生活機能障害へのリハビリテーション、認知症終末期医療・緩和ケア医療などあらゆる病態に適切に対応できるよう認知症病棟の機能分化を着実に進め、地域ケアの後方

支援として機能することにより、地域包括ケアをサポートし、認知症疾患医療センターと地域包括支援センターなどの機能を統合することにより、効率的な地域サポートシステムを整備し、地域での生活を継続するための地域ケアと施設ケアを統合した循環型医療介護総合モデルの体制の確立を目指します。また、精神科医療が中心となり、かかりつけ医も協力して、多職種と連携して高齢者や家族の相談等に応じる体制の整備を検討します。さらに認知症カフェ等を全市町村に設置するよう取組みを進めるとともに、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員、介護職員等に対する研修を強化します。

認知症サポーターのさらなる活躍など、認知症の方を地域で支える「共生」に、「予防」を新たな柱として加え、より一層、戦略的に認知症施策を推進していきます。

8.9 看護職の確保及び待遇改善の推進

看護職の確保対策を推進し、看護職が働き続けられるよう勤務環境を改善する仕組みを着実に普及・推進するとともに、潜在看護師の再就職支援を強化・拡大します。在宅医療・介護の充実の必要性を鑑み、介護保険施設や訪問看護に従事する看護職を確保し待遇を改善します。

また、看護職（助産師・保健師含む）の能力のさらなる向上のための教育内容の拡充や大学・大学院での教育を推進します。地域包括ケアに向けた訪問看護の計画的な充実や看護職の役割の拡大に向けた体制整備等を図ります。特に医師の確保が困難なへき地・離島等においては看護職がその専門性に基づき、判断し、より高度な実践ができる制度を構築し、地域の人々への安心・安全な医療・看護提供を推進します。

9.0 国民歯科医療の充実・発展

超高齢社会の歯科口腔の疾病構造を明確にしつつ、健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進として、成人期以降の歯科健診の機会の拡大など、生涯を通じた歯科健診の充実をはかります。

地域医療介護総合確保基金事業の充実により、在宅歯科医療の推進や人材育成をはかるとともに、認知症対策や誤嚥性肺炎の防止など生きる力を支える生活の医療を拡充させます。

病院における歯科医師の配置など地域医療に配慮しつつ、適切な医科歯科連携を拡充し、歯科医療体制の構築を目指します。

介護予防における口腔機能の向上をはかるための取組みを推進します。また、協力歯科医の業務の明

確化や入院患者や要介護者に対する口腔健康管理を推進します。

国民のニーズに合致した新しい歯科医療技術、歯科医療機器の研究開発の推進と保険収載を促進し、人生100年時代に相応しい歯科医療提供を目指します。

安定的で質の高い歯科医療を提供するため、養成機関への支援など歯科衛生士や歯科技工士の確保を目指します。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、スポーツデンティストの養成強化を行い、選手、スタッフへの活動支援を通じ、国民スポーツの充実に努めます。

災害歯科コーディネーター育成のための研修会等の充実を通じて、災害時の歯科医療救護及び歯科支援活動に資する人材を確保します。

9.1 肝炎対策の推進

肝炎に係る医療費への助成制度の拡充を求める声を受け、昨年12月より、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進する事業を開始し、患者への支援を拡充させました。さらに、対象となる患者が支援を受けるための医療体制の整備や事業の周知を図ります。また、B型・C型肝炎訴訟は各々の合意に則り、B型肝炎については特措法の改正法案を成立させたほか、C型肝炎については、給付金の請求期限を2023年1月16日まで延長しており、引き続き完全解決に向け努力します。

9.2 難病・小児慢性特定疾病対策の充実

難病・小児慢性特定疾病については、「難病の患者に対する医療等に関する法律」等に基づき、医療費助成の対象疾病を追加するなど、拡充を図ってきました。引き続き、医療費助成による患者の負担軽減を図るほか、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、相談支援体制や療育環境の整備、就労支援、自立支援事業を実施するとともに、新薬の開発支援や医薬品の適用拡大により難病や小児慢性特定疾病の治療方法の早期確立に向けた研究開発を進めなど、医療・福祉・就労・研究等の総合的な対策を充実します。

9.3 ヒトT細胞白血病ウイルス・結核・腎疾患対策などの推進

ヒトT細胞白血病ウイルスについて、全国一律の妊婦健診での抗体検査実施により母子感染を予防します。成人T細胞白血病、HAMの感染者・患者に対する診療体制の整備等を進め、これらの疾患に罹

患されている方々に対する相談支援等に努めます。結核は年間約1.7万人の新規患者が発生するなど、依然としてわが国の主要な感染症であり、確実な治療の実施等、総合的な結核対策を推進します。腎臓病、糖尿病性腎症の予防対策と腎不全・透析治療に移行しないための啓発活動を促進し、腎臓病の原因究明の研究を推進します。また、透析患者が安心して治療を受け生活できる環境及び体制の整備に努めます。

議員立法の「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、基本方針を作成し、治療体制・相談体制の整備や研究の促進等、アレルギー疾患対策を総合的に推進します。

9.4 「脳卒中」「心臓病」などの循環器疾患対策の充実

日本の三大疾病となっている「心臓病」（心筋梗塞、心臓弁膜症など）や「脳卒中」（脳梗塞、クモ膜下出血など）の克服に向けて、昨年成立した「脳卒中・循環器病対策基本法」に基づく対策を加速・強化します。

生活習慣や生活環境、健康状態を踏まえた「予防・早期発見対策」を推進します。

居住する地域にかかわらず、格差なく適切なタイミングで最先端の医療を受けることができ、安心してリハビリ等の医療・福祉施設の利用を可能とする、地域の医療機能、施設・病院の整備による「医療の均てん化」を早急に実現していきます。

9.5 受動喫煙対策の徹底

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、受動喫煙対策を徹底するため、第196回通常国会において「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、公布されました。併せて、環境整備、事業者への支援、普及啓発など、総合的な対策を進めます。

9.6 薬局・医療機関の薬剤師の職能、役割の拡充と積極的活用

国民医療の向上と健康づくり推進のため、平成27年10月に策定された薬局ビジョンを踏まえ、かかりつけ薬剤師・薬局の充実・強化を図るとともに、社会から求められる薬局としての基本的な役割を果たすための機能を有した薬局を基本として、地域包括ケアシステムの中で在宅医療への対応やがん等の専門的対応が可能な薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）を普及することにより、患者や地域住民が安心して医薬品を使うことができる環

境を整備し、既に確立されている対物中心の業務とともに、対人中心の業務の拡大・充実を支援し、患者本位の医薬分業を実現し、わが国における医薬分業制度の定着を目指します。医薬品安全対策及び適正使用強化の一環としてチーム医療における薬剤師の業務の拡充と医療機関における薬剤師配置を推進します。薬剤師の卒後研修の充実を図るとともに、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する健康サポート薬局の取組みを推進します。

また、患者とともに適切な服薬を推進するため、災害時にも役立つOTC医薬品を含めた「電子お薬手帳」の普及を強力に進める一方、災害時における医薬品の安定した提供体制を確保するため、発災時、地域に設置される災害対策本部に「災害薬事コーディネーター（仮称）」の設置を実現します。

さらに、日本再興戦略等に基づき、医薬品（検査薬を含む）の医療用から一般用への転用（スイッチOTC）を進め、諸外国と比べて遜色のないOTC医薬品（検査薬を含む）の利用を拡大します。（スイッチ・ラグの解消）

9.7 薬物の乱用防止の総合的推進

啓発、取締り、薬物依存者の治療・社会復帰の支援など薬物乱用防止対策を総合的かつ有機的に推進し、乱用防止対策を一層効果的に実施します。

特に、昨今、若者の間で乱用が拡大し、必ずしも危険でないという風潮が広がっている大麻について、その危険性に関する正しい知識の普及を図るとともに、取締りを強化します。

また、大麻のほか、わが国最大の乱用薬物である覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物を根絶するため、麻薬取締部及び税関の体制の拡充を図るとともに、危険ドラッグのインターネット販売対策、水際対策等について、実効ある取締りを推進します。

9.8 安心・安全な一般用医薬品及び一般用検査薬等の適正な使用

一般用医薬品のインターネット販売に関する新たなルールが遵守され、また、違法なインターネット販売が行われることがないよう、これまで以上に国や自治体による監視指導を徹底するとともに、国民に対する周知の徹底や注意喚起に努めます。

また、セルフケア・セルフメディケーションから医療へ適切につなげられるよう、一般用医薬品及び一般用検査薬等の安心・安全な使用のため、医師・薬剤師、登録販売者等から国民への適切な情報提供を促進します。

さらに、適切な健康管理のもと、セルフメディケーション（自己健康管理）を推進するため、平成29年から導入した健診、予防接種等を受けている個人が、スイッチOTC医薬品を購入した場合に所得控除できるセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の普及拡大を目指します。

9.9 製薬産業に係る成長戦略推進と国民医療、健康への貢献施策の展開

製薬産業がイノベーションを通じて付加価値のある薬剤の創薬力を強化し、国民医療にさらなる貢献ができるよう、創薬支援ネットワーク等を通じた産学連携・オープンイノベーション・製薬産業の国際化の推進をサポートするとともに、効能追加等による革新性・有用性の評価など優れた医薬品が持つ価値を適切に評価し得る加算体系のあり方や新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度のあり方を検討します。加えて基礎的医薬品の安定供給に資する措置を強化します。また、長期の研究開発投資促進のため、研究開発税制の利用を促進するとともに、薬価制度におけるイノベーション評価を強化します。さらに、生命科学の進歩を広く国民が享受できるようにバイオシミラーの開発・製造・使用促進を図ります。このように、わが国の製薬産業の国際競争力並びに創薬・開発能力の強化を図り、それらに向けたモチベーションを損なうことなく維持・向上されるよう配慮しながら、先発品と後発品の役割が適正に反映された市場実勢価格主義に基づくより透明性の高い薬価制度になるよう見直します。また、薬価改定のあり方については、薬価改定の毎年実施が製薬産業の国際競争力弱体化やドラッグ・ラグにつながるとの指摘等も十分に踏まえて検討します。さらに、医療の効率化や国民の健康維持の観点から、医薬品の適正使用の推進、長期収載品への依存からの脱却、後発品の使用促進を図るとともに、OTC医薬品（検査薬を含む）を活用したセルフケア・セルフメディケーション（自己健康管理）を推進します。

「人生100年時代」に向け、国民が自身のライフコースを通して健康状態を確認し維持管理できる基盤として、健康医療ビッグデータの構築に向けた取組みを推進します。また、行政・保険者・研究者・民間等におけるデータ利活用を促進し、自身の健康管理、予防先制医療、医薬品開発等の取組みを推進します。医薬品・医療機器の研究・開発には目的別に必要なデータが異なることを踏まえ、目的に沿った質・量・項目が揃った医療データベースの構築と二次利用できる環境整備を進めるとともに、医薬品・医療機器の研究・開発に資するリアルワールド

データの活用について、ガイドライン・法整備も含めて推進します。

10.0 医薬品の流通体制の充実

安全・安心・信頼の医薬品流通を確立するため、医薬品のトレーサビリティ、偽造品の流通防止対策、新型インフルエンザ・パンデミック対策を推進するとともに、災害時のガソリン・電力確保等の危機管理体制を充実します。また、「医薬品産業強化総合戦略」等を踏まえ、医薬品流通の改善を着実に進めます。

10.1 リハビリテーションの提供体制強化と専門能力の向上

誰もが安心し生き生きと生活できる社会を実現するため、自立支援に資する訪問リハビリテーションや通所施設におけるリハビリテーション専門職の配置を強化するほか、自立支援・重度化防止に向けて収集したデータ収集に基づいてリハビリテーション提供体制を強化し、医療と介護で切れ目がない相互連携のあるチーム医療を推進するとともに、適切な運動等の実施により、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

また、医療・介護をはじめとする多様な地域ニーズに応えうるリハビリテーション専門職の人材育成を目指して、より高度な大学・大学院での教育を推進し、その専門能力を現場でさらに活用できる体制をつくります。

10.2 漢方医学の推進

日本の伝統医学である漢方医学について、指導者・臨床医の教育・研修、科学的根拠確立のための研究等の推進を図ります。漢方医学を支える漢方製剤の品質確保と安定供給が可能となる環境を整備します。

10.3 国民が自主的に健康増進を図るため的一般健康食品の利活用の促進

国民が自主的に健康増進を図るため、一般健康食品について、適切な情報に基づいて選択が行えるよう、不必要な広告や情報にさらされないよう注意します。安全性が担保された健康食品市場の健全な発展を図ることで、健康長寿を願う国民のニーズに積極的に応えてまいります。

10.4 生活の質（QOL）を高める統合医療の推進

統合医療は、病気の予防と健康増進を目指すとともに、治療から看取りまでを含み、生活習慣の改善

を支援し、QOL の向上と生きがいを支える医療です。具体的には、現行の医療制度とともに、漢方や鍼灸などの伝統医療、食の安全と食育、健康増進のための住環境・社会環境の整備など、健康増進のためのあらゆる活動を統合する医療と、それに関係する活動です。

統合医療には「医療モデル」と「社会モデル」があり、医療モデルは、「近代西洋医学に補完代替療法や伝統医学等を組み合わせて QOL を向上させる医療」です。社会モデルは、健康長寿社会を目指すために、学際的な知識を総動員して健康の社会的格差を是正するもので、地域が主体となってお互いの QOL を高める手段です。医療モデルと社会モデルは、互いに補い合い、社会関係資本（ソーシャルキャピタル）を有効に活用することで、高騰する医療費の適正化、平均寿命と健康寿命の格差の縮小などを目ざすとともに、勤労世代が高齢者や若い世代を支える永続的な共助の構築を目指します。

統合医療は、WHO の「健康の社会的決定要因」や、国連の「持続可能な開発目標」と軌を一にするものであり、「人びとの健康や病気に影響を与える社会的、経済的、政治的、環境的な条件」に対する政策提言です。

今後、「統合医療推進基本法（仮称）」の制定を求めるとともに、統合医療の基本理念に沿った政府一体の取組みを進めていくことを求め、それを支援推進します。

105 健康で質の高い生活を目指すまちづくりの推進

地域住民が直面する健康課題には、一人ひとりの「心や身体の健康」のみならず、社会や文化、都市整備など住民を取り巻く多岐にわたる要因があります。地域包括ケアに統合医療を取り入れる自治体を支援するなど、重層的で横断的な「心身ともに健康新まちづくり」を積極的に推進します。

106 地域包括ケアシステムの深化・推進と「介護離職ゼロ」の実現

高齢化の進展により、増大が予想される介護保険料の上昇を抑制します。そのために、介護サービスの効率化、重点化を図り、持続可能な介護保険制度を堅持します。

「介護離職ゼロ」について、2015 年度から 2020 年代初頭までに、50 万人分の介護の受皿を整備し、介護サービスが利用できず、やむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢

者の介護ニーズを満たすことを目指します。このため、在宅・施設サービス等の整備の充実、加速化や、人づくり革命の理念のもと、介護人材確保に向けた総合的な方策を講じます。

介護人材の確保は、喫緊の課題であることから、競合他産業との賃金差がなくなるよう、これまで、累次に渡る処遇改善を行いました。この取組みを含め、これまで自公政権で、月額 5 万 1000 円の改善を実現してきましたが、他の産業との賃金格差をなくしていくため、本年 10 月より、柔軟な配分を可能としつつ、リーダー級の介護職員について、最大 8 万円の給与増を行えるような改善を実施するとともに、さらなる処遇改善を進めます。

また、認知症の高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う多様な介護ニーズに対応するため、中核的役割を担う介護福祉士の資質の向上と、多様な人材の参入による「すそ野の拡大」を図ります。そのため、離職した介護人材の呼び戻し、若者、女性、中高年齢者等多様な人材の参入促進、キャリアパスの確立、介護職の仕事の魅力の向上、労働環境の改善、介護人材の活用の効率化、労働生産性向上等を進めます。

EPA、在留資格「介護」、介護職種の技能実習制度に加え、新たな在留資格「特定技能」により、わが国の介護現場で活躍される外国人の方には、それぞれの制度趣旨に沿って必要な支援を進めます。

さらに、特養の待機者をはじめ、要介護者が安心して介護を受けられる居場所の整備を行うために、特養・老健をはじめ、特定施設やグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの整備を進めます。

住民や自治体のニーズに応え、間仕切り等の工夫によってプライバシーの保護に配慮した上で、高齢者が適正な負担で必要な介護を受けられるよう、「多床室特養」の整備を進めます。

同時に、地域の高齢者が満足できる介護サービスを受け、安心して暮らせるよう、介護保険施設など従来からある施設の有効活用、在宅サービスの強化、24 時間型の訪問介護や訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、在宅診療等の整備等の普及のため、問題点を整理しつつ、定着を図ることにより、地域の介護不安を解消し、セーフティネット機能を充実させ、安心して生活を継続できる地域包括ケア体制を深化・推進します。併せて、家族介護者の精神的・身体的・経済的負担等の軽減のため、介護家族の介護負担軽減に資する制度の充実、介護休暇・介護休業の取得を推進する企業への助成等の施策を進めます。

介護医療院については、今後増加が見込まれる慢

性期の医療・介護ニーズに確実に対応できるよう、介護療養型医療施設からの円滑な転換を図るなど整備を推進します。

大災害時において、被災した介護や支援が必要な方々を支えるため、地方自治体や関係団体等の支援チームの創設、他の施設等での受入れ等の仕組みづくりを推進します。

平成29年度より、全国的に完全移行している「介護予防・日常生活総合支援事業」に関して、介護支援ボランティア等の地域資源の活用を推進し、円滑に進むよう促進策を検討します。

さらに、高齢者虐待の未然防止、早期発見に向けた対応力を強化し、高齢者の権利利益の擁護を推進していきます。

107 介護支援専門員の積極的活用

医療・介護・福祉サービスを必要とする人が過不足のないサービスを受けて、住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、介護保険施設・在宅介護サービスにおいて、自立支援や重度化防止等に向けた高品質な介護サービスを提供できるシステムづくりが必要です。そのためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）による適正なケアマネジメントが必要不可欠です。特に、居宅介護支援事業所の報酬の見直し・経営の独立性・中立性の推進・研修制度の充実を図るとともに、それらを促進するため、社会保障制度において重責を担う介護支援専門員の国家資格化を目指します。居宅介護支援費に関しては、誰でも公平にケアマネジメントが受けられるように、介護保険制度で全額を賄う現行制度を堅持します。

108 在宅介護の支援

地域で多様な質の高い在宅介護サービスが提供できるよう、事業者の創造性と自律性が發揮できる環境を整えるための公的保険外サービスの普及を促進します。

これにより、公的保険外サービスとの組合せの選択肢を増やし、介護保険内・外を含めたサービスの生産性向上を図ります。

権限委譲に伴う各自治体の運用が在宅介護分野の隘路とならないように、地方分権の観点にも配慮しながら、適正運用を図ります。

109 運動器リハビリテーションの充実とロコモティブシンドローム（運動器症候群）の早期発見

運動器の衰えにより、要支援・要介護となることを予防するため、医療における運動器リハビリテー

ションの充実を図ります。また、転倒・骨折・寝たきりのリスクが高くなるロコモティブシンドローム（ロコモ運動器症候群）該当者（予備軍を含め全国で推定4,700万人）を早期に発見し、リハビリテーションを指導することができるよう、運動器健診事業の導入を推進します。

また、フレイル（身体的脆弱性、認知機能や社会的つながりの低下といった多面的な課題を抱える状態）やサルコペニア（高齢期にみられる骨格筋量の減少と筋力もしくは身体機能（歩行速度など）の低下が見られる状態）といった、高齢期の健康課題に対応するため、運動、口腔、栄養、社会参加といった、保健事業と介護予防を一体的に進めるなど、高齢期の健康づくり、介護予防を進めています。

さらに、疾病等の予防やフレイルに関する学校教育や国民に対する啓発活動を推進します。

110 介護付きホームの積極的な活用

終の棲家の機能を果たしている介護付きホーム（特定施設入居者生活介護事業所）の役割や整備計画を明確にし、地域包括ケアシステムにおける重要なセクターであることを明らかにします。

また、自立支援・重度化予防から、認知症ケア、「医療から介護へ」の退院先としての役割、そして看取りまでの総合的な機能が発揮できるよう支援します。

介護付きホームは、在宅療養支援診療所等と連携し、医療機関からの受入れや看取りに取り組んでいるため、医療との連携が進むよう支援します。

さらに、介護保険事業計画に介護付きホームの整備量を位置づけ、その機能を適切に評価し、質の高い介護付きホームの整備を進めます。

111 災害時における福祉専門職の積極的活用及び支援体制の整備

近年頻繁に発生する大規模自然災害において、被災された住民の生活再建に向けた多様かつ複合的福祉ニーズに対応するため、福祉専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）を積極的に活用します。

また、平常時から福祉専門職や関係職種のネットワーク化を図り、災害発生時に福祉専門職を中心としたチーム（災害派遣福祉チーム）を派遣できる体制を都道府県ごとに整備します。

112 若年者・高齢者の就労支援、低所得高齢者等への生活支援の拡充

子供の将来が生まれ育った環境によって左右さ

れることのないよう子供の貧困対策を進めます。若年者を中心に就労可能な者については、仕事へ就くよう促すため、求職者支援制度の活用等により就労を促進します。また、「生涯現役社会」の実現に向け、65歳以降の定年延長や雇用継続を行う企業等を支援するとともに、70歳までの就業機会の確保について制度化の検討を進めます。働くことを希望する高齢者については、ハローワークの「生涯現役支援窓口」における就職支援やシルバー人材センターの活用等により、多様な雇用・就労機会を提供します。生活に困窮している低所得高齢者等に対して、その実態に即した生活支援を的確に行うため、生活に困窮している方々の支援に精通したNPO等の活用を図ります。また、単身高齢者や老々介護の増大などに対応するため、高齢者の生活の場となる養護老人ホーム、グループホームや特定施設などの整備を進めます。

契約を前提する社会において、判断能力が不十分なことによって不利益を被ったり、人間としての尊厳が損なわれることがないように、成年後見制度を充実させます。

113 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、地域共生社会の実現

生活保護制度については、真に必要な人に生活保護が行きわたるとともに、制度に対する国民の信頼と安心を確保し、納税者の理解の得られる公正な制度にします。

そのため、自助努力による生計の維持ができない者に対する措置ということを原点に、後発医薬品の使用促進や頻回受診に係る適正受診指導、生活習慣病の予防等に向けたデータヘルスの推進等による医療扶助のさらなる適正化、貧困の連鎖を断ち切るための子供の大学等への進学支援、一部の無料低額宿泊所等における「貧困ビジネス」問題への対応を着実に実施するとともに、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化等を着実に実施します。併せて、ケースワーカーのマンパワーを拡充します。生活困窮者の自立を促進するため、平成31年度から全面施行された「改正生活困窮者自立支援法」を全国において着実に実施するとともに、支援につながっていない生活困窮者を把握し、世帯全体への支援につなげる相談支援体制の整備を進め、地域の実情を踏まえた就労準備支援事業・家計改善支援事業の普及・促進や子供の学習・生活支援、居住支援の推進など、自立に向けた支援メニューを強化します。これに加え、地域共生に資する多様な地域活動の普及・促進など地域コミュニティ全体の支える力を強

化しながら、世代や高齢者、障害者、児童等の対象者にかかわらず、包括的・総合的な相談支援や伴走型支援を行う体制の構築や、高齢・障害・児童等の福祉サービスの総合的な提供の促進など、「地域共生社会」の実現に向け、制度・予算両面から取組み強化を検討します。

また、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備など、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できる体制整備を進めます。

114 原爆被爆者への支援

人類唯一の被爆国であることを踏まえ、被爆者の方々への支援策を推進します。

115 中国残留邦人への支援

中国残留邦人の方々のための生活支援をはじめとした様々な支援策を引き続き講じるとともに、平成26年10月に配偶者支援金を創設しましたが、今後さらに帰ってきて良かったと思えるような、きめ細かい対策を推進します。

116 さらなる国民の負託に応えられる社会保険労務士制度の推進

わが党は、社会保険労務士が、国民の利便性の向上とさらなる負託に応えられるよう、累次にわたり「社会保険労務士法」の改正に取り組み、法案を成立させました。今後、さらなる法改正を含め、社会保険労務士の活動に資する施策の推進を図ります。

117 生活衛生サービスの安全・安心の推進

生活衛生サービスが、安全・安心に提供されるよう、生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合の活性化を図ります。また、建築物の衛生環境を確保するとともに、エネルギーコストの上昇にも対応できるよう日本政策金融公庫の融資の充実等を図ります。

118 柔道整復師の活動の支援

柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件強化（実務経験と研修）を着実に実施するとともに、柔道整復に関する制度のさらなる改革を目指します。また、地域包括ケアシステムにおける柔道整復師の役割を確立させます。なお、日本伝統医療としての柔道整復術が未来永劫継承されるようその保護に努めます。

119 はり・きゅう治療、あん摩・マッサージ・指圧治療の充実

国民が国家資格であるはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師が行う治療を、さらに利用しやすくなる制度の整備に努めます。また、日本の伝統医療としてさらなる振興を積極的に支援します。

120 栄養士・管理栄養士の積極的活用

今後、増加が想定される在宅療養者や高齢者に対して適切な栄養管理を提供できる体制を構築し、安心した生活を過ごせるよう、栄養士・管理栄養士の積極的活用を進めます。

121 一人ひとりの状況に応じた就労支援と労働環境の整備

ハローワークの機能強化等により、若者、女性、高齢者、障害や難病のある方など一人ひとりの状況に応じた就労支援を積極的に進め、全員参加の社会を目指します。

また、拡充した育児・介護休業制度などによる仕事と家庭の両立など頑張る個人を支援し、経済のグローバル化や活力ある社会に対応した労働環境の整備を進めます。

122 労働者の希望を生かした多様な働き方の実現

勤務地や職務等を限定した「多様な正社員」の導入や非正規雇用労働者の正規雇用への転換などを実行する企業への支援により、正規雇用への転換を希望する方々のキャリアアップ等を図り、不本意ながら非正規雇用労働者となっている方の割合を引き下げるなど令和2年度までの正規雇用への転換の目標値や具体的な政策等が盛り込まれた「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき取組みを強力に推進するとともに、労働者派遣法に基づき、派遣労働者の正社員化など雇用の安定とキャリアアップの実現を図っていきます。職業能力評価制度の充実、ジョブカードやキャリアコンサルティングの活用、産業ニーズ等を踏まえた職業訓練などの職業能力開発を推進し、就業につながるマッチングシステムを強化します。

また、再チャレンジや成長産業への円滑な人材シフトを促進し、正規雇用の維持、拡大を図ります。そのため、専門実践教育訓練給付なども含め、再就職、転職支援の制度の活用を進めます。

一人ひとりが生きがいをもって活躍できる社会の実現に向け、働き方改革関連法に基づき、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態

にかかる公正な待遇の確保を着実に推進します。働き方改革の実現・定着に向けて、「働き方改革推進支援センター」における相談支援や、IT化や業務効率化など生産性向上に取り組む中小企業等に対して支援します。また、長時間労働の事業場への監督指導をしっかりと行います。加えて、同一労働同一賃金の実現のため、どのような待遇差が不合理なものであるかに関する考え方等を示すガイドラインを改正法の施行日に施行します。

また、最低賃金については、過去6年で125円引き上げてきましたが、中小企業・小規模事業者の生産性向上や価格転嫁等の取引条件の改善等の取組みを全力で進め、経済情勢の改善に努力することを通じて、年率3%程度を目途に引き上げ、2020年代のできるだけ早期に全国加重平均1,000円を実現します。さらに、現行の引上げペースを続け、2020年代のうちに、現在の欧州主要国の水準にもらみつつ、全ての都道府県における最低賃金1,000円の実現に向けて挑戦します。

123 地域の創意工夫を活かした「しごと」や「ひと」作りの推進

東京一極集中に歯止めをかけ、魅力ある地方を創生するためには、安心して働くことができるよう良質な雇用機会を創出するとともに、新しい人の流れをつくり、地方創生に必要な人材を確保することが必要です。このため、地方自治体が実施する「しごと」や「ひと」作りにおける人材育成、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立するための人材環流、待遇改善等についての創意工夫を活かした取組みを迅速に支援します。

また、雇用情勢の改善や景気回復に伴い、建設、警備、運輸、看護、介護、保育、飲食サービス業などの分野において人手不足が問題となっています。このため、雇用管理の改善を通じて、従業員の職場定着に取り組む企業への支援を拡充するとともに、ハローワークによるマッチング機能の強化により、人手不足分野における求人ニーズに丁寧に対応します。

124 新卒者就職対策の実施など若者の雇用対策の推進

若年労働力が減少する一方で、好景気を背景として求人倍率が高く、特に中小企業では人手不足が課題となっています。これを好機として、若者雇用対策を強化し、安定就労に結び付けていきます。

正社員希望者の新卒での正社員割合「100%」を

目指して、学校と連携しつつ、新卒応援ハローワークにおいて就職支援を実施します。また、職場情報を提供し、若者の適職選択を支援すること等を内容とする若者雇用促進法の円滑な施行に引き続き取り組みます。

125 戦没者遺骨の早期帰還

先の大戦において310万余の方々が犠牲となられ、うち海外においては240万の方々が犠牲になりました。戦後70年以上を経て、戦没者ご遺族が高齢化する中、未だ112万のご遺骨が収容されておりません。この現状に鑑み、平成28年3月にご遺骨の収集を国の責務として位置づける「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を議員立法として成立させました。本法律は、令和6年度までを集中実施期間とすること、総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定することなどを内容としています。この基本計画に基づき、戦没者ご遺骨の収集・帰還を積極的に推進します。

併せて、慰靈巡拝を推進します。

126 自殺対策の強化

わが国における自殺死亡者数は、昨年37年ぶりに年間21,000人を切りましたが、依然として深刻な状況です。自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策をさらに推進します。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有していることから、保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築や、特にSOSの出し方に関する教育を推進し、生きることの包括的な支援として社会全体としての対策を進めます。

また、地方自治体において、地域の自殺の実態、地域の実情に応じた自殺対策計画が策定・実施され、実効が上がるよう、地方自治体・地域自殺対策推進センターに対する国・自殺総合対策推進センターの支援を強化します。

自殺対策のPDCAサイクルを社会全体で回す仕組みを構築し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

女性活躍

127 全ての女性が輝く社会の実現

全ての女性がそれぞれの生き方に自信と誇りを持ち、様々な分野で持てる力を最大限発揮し、輝くことのできる社会の実現を目指します。

(政治の「場」で活躍する女性を支援します)

政治の場への女性のさらなる参画を促進するため、「政治分野における男女共同参画推進法」に基づき、政治の場への女性参画の状況等の「見える化」など情報の収集・活用、国民の理解と関心を深めるための啓発活動、女性を含めた多様な人材が活躍しやすい環境の整備等の取組みを加速し、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指します。さらに、政治の場で女性が直面している課題の解決を進めるとともに、女性候補者の育成や支援等に関する数値目標やロードマップを定めた行動計画を策定するほか、わが党の中央政治大学院や全国に展開される地方政治学校（塾）において女性候補者の発掘・育成のための講座を拡充します。

(女性活躍の「場」をさらに広げます)

指導的地位に占める女性の割合を3割程度にすることを目指します。改正した「女性活躍推進法」により、中小企業にも行動計画の策定を義務づけ、情報開示を拡大・徹底して、労働市場・資本市場での活用を促します。ESG投資における女性活躍情報の活用状況の公表を進めるとともに、女性活躍の要素を投資判断に考慮する「ジェンダー投資」を後押しします。先進的な企業事例の普及、優れた企業に対する「女性活躍推進法」に基づく認定制度や公共調達の受注機会の増大、両立支援の取組みへの助成等、活躍推進インセンティブを拡充します。

企業における女性役員を1割にすることを目指します。そのため、女性の役員候補者のための研修やセミナーなどを実施します。

「女性活躍推進法」に基づき、地域が一体となって女性の活躍をより一層加速するため、地域女性活躍推進交付金等を通じて、地域の実情に応じた取組みを支援します。

人生100年時代において、子育てが一段落した世代の女性の学び、就労、起業を支援します。

SDGsの全てのゴールの実現には、分野横断的な価値としてジェンダー平等の実現が不可欠であり、女性活躍の取組みを一層強化します。

(女性の起業を強力に支援します)

女性ならではのアイデア・目線を活かして、チャレンジする女性起業家を発掘・育成します。起業への不安、経営や事業に関する知識・ノウハウの不足、資金調達等の課題について、ワンストップサポート等の支援を拡充します。

(地域の「場」で活躍する女性を支援します)

女性はこれまで、地域の自治活動をはじめ、環境保全や防犯・防災など多岐にわたる分野で地域コミュニティの安全・安心に貢献してきました。今後、町内会やPTAなど各種組織・団体の方針決定過程において女性の参画度合いを高めます。女性消防団員の入団を促進し、女性のいない消防団の解消を目指します。

国土強靭化には、女性が原動力となることが不可欠です。防災・復興計画の策定・実施に際し、女性の視点を政策づくりに反映させます。こうした経験を世界に提供することで国際貢献につなげます。女性が持つ豊富な知恵・知識を、地域の魅力の発掘・発信や行政施策に活用するとともに、産業界とのマッチングを図ることで新たな財・サービスの創出につなげ、地域レベルの問題解決力を強化します。また、農林漁業や食育の担い手としての女性の活躍を支援します。

(教育におけるエンパワーメントと STEM 人材を支援します)

女子中高生に対する理数科教育の強化や研究、指導を通じて、理数系への関心と学力を高めるとともに、本人はもとより保護者・教員に対しロールモデルや多様なキャリアの可能性に関する情報提供を充実します。女性研究者のライフイベントに配慮した、研究資金、雇用形態、人事制度等の柔軟な運用を進めます。出産・子育てと学業や研究の両立が図られるよう、「全ての大学に保育所を」を目標に、さらなる保育施設の整備を進めます。

(国際社会の「場」で活躍する女性を支援します)

乳幼児死亡率と母親の識字率との間に高い相関関係があるとの研究成果が発表されています。途上国の女子教育の普及を支援するとともに、男女別統計調査を奨励し、各国の予算やわが国のODAが確実に女性・女児に届くよう政策を強化します。

看護師、助産師、保健師の育成を支援し、日本式母子手帳の普及に努めます。

児童婚、児童買春は根絶させなければなりません。多国籍企業が女性や児童に最悪の状態の労働を強要しないよう国際的な行動規範を強化し、わが国は率先垂範します。

国際機関等で活躍する女性職員への支援を一層強化することで、国際社会におけるわが国地位向上に努めるとともに、帰国後の就業機会の拡充、労働条件の改善を図ります。

128 女性の活躍を支える基盤整備

(困難な状況にある女性に寄り添い、支えます)

女性に対するあらゆる暴力を根絶します。全国に設置された性犯罪性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターについて 24 時間 365 日対応や拠点となる病院の整備を後押しするなど、きめ細やかな被害者への総合的支援を充実します。婦人保護事業の法的措置を含めた抜本的な見直しを行います。

DV やストーカーの被害者の支援や加害者に対する取組みを進めます。民間シェルターへの支援拡充や DV 対策と児童虐待対策との連携協力を強化します。いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等の被害を根絶するための対策を推進します。

ひとり親家庭においては、子供の貧困対策の面からも経済的な安定性の確保が極めて重要です。子供の健全な成長のためには、子育てに要するひとり親の時間的余裕の確保にも配慮が必要です。それぞれの世帯の実情に応じ、仕事と子育ての両立支援、親子ともに孤立化させないための居場所の確保など就業支援・生活支援を拡充します。

障害のある女性については、障害に加えて女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しながら、生活支援、教育、雇用、生活環境、差別解消、権利擁護などに関する取組みを進めます。障害者の性別に留意した情報・データの充実を図ります。

様々な困難を抱える女性の支援等、女性のニーズに対応し、寄り添って活動しているNPO等の先進的な取組みを支援するとともに、優れた事例の展開を図ります。

(「働き方改革」と「休み方改革」により女性活躍を阻む壁を打破します)

ワークライフバランスの実現を図るために、社会全体で「働き方改革」と「休み方改革」を推進します。時間外労働の上限規制や休息時間（インターバル）規制の導入等について検討を進め、男性中心型の労働慣行を大胆に見直すことにより、長時間労働を是正します。短時間勤務やフレックスタイム、テレワーク、勤務地等限定など多様な正社員制度の推進等により、多様で柔軟な働き方を実現します。一定の就業時間内での成果や時間当たり生産性を人事評価で重視する企業の取組みを促進します。

「イクメン」、「イクボス」も含め、男性の意識改革と職場風土の改革を進めます。家事や子育てなどは女性が担うべきとする古い意識や風土を改め、家

庭は夫婦そろって作り上げるものであり、男性が積極的に関わることを自然とする社会的気運を高めます。

小さい子供を持つ父親の家事・育児時間を2時間30分にすることを目指し、家事・育児の適切な分担の推進に取り組みます。

妊娠・出産した従業員やその配偶者すべてが、育児休業を取得できるよう、育児休業取得に対し積極的に理解を示し、働き方を適切に管理するマネージメントを要請します。

各省庁・地方公共団体は率先垂範し、計画の強化や職員の労働時間の開示を進めます。国会においても、質問通告の早期化などに取り組みます。

(結婚・出産育児・子育てを切れ目なく支援します)

女性が十分な情報を得た上で自らが希望するライフプランを実現できるよう連続的な支援を行います。結婚や家族のあり方は個人が自由に選択することですが、国としては人口減少を緩和し次世代に安定した経済社会基盤を引き継げるよう、結婚・妊娠・出産・子育てを支援し、人生設計に必要な研修・教育も重視します。

家事・子育て・介護の事業サービスや地域の支援サービスなど官民の支援を充実させることで、男女ともに、様々な局面での家族のニーズへの対応と仕事との両立を可能にします。

1兆円超程度の財源を確保し、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子育て支援の量的拡充（待機児童解消に向けた受け皿の拡充等）及び質の改善（職員配置や職員給与の改善等）を図ります。

病児・病後児保育の充実や多子世帯支援の強化、定年退職した看護師など高齢者世代による子育て等支援を進めます。育児休業明けの保育支援など、保育所低年齢枠の拡充も推進します。

仕事と介護の両立支援や介護離職への対応を充実させます。

(女性の健康についてきめ細かな施策を進めます)

「女性の健康の包括的支援に関する法律」の成立を目指します。特定不妊治療費の助成、周産期医療情報ネットワークの拡充、産科医・小児科医の負担軽減策の充実など、過疎地を含め妊娠・出産環境を整備します。

健康寿命と平均寿命の差が男性よりも女性のほうが大きく、この差を縮めるための取組みを支援します。また、乳がん、子宮頸がん、骨粗しょう症等の予防や、検診の受診促進を支援します。また、妊娠期等の心身の特性に応じた保健医療サービスの

連携体制を整備し、女性に特有の病気や性差を考慮した医療を推進します。

(女性活躍のための制度・基盤を整えます)

働く女性の多くが非正規雇用である中で、正規雇用への転換を希望する女性については、様々な施策を通じ正規雇用への転換を進めます。同一労働同一賃金の実現により女性の待遇改善やスキルアップを支援します。

子育て・介護に関する支援に係る税制・社会保障制度等について検討します。家族の絆を保つとともに、女性の社会的活動の円滑化にも資するため、旧姓の幅広い使用を認める取組みを進めます。まずは、マイナンバーカードにおいて旧姓が併記できるよう改めます。また、パスポートへの旧姓併記の拡大に向けた検討や、銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう働きかけを行うなど、取組みを進めていきます。

離婚後の子供の養育費の不払いを解消すべく、支払義務のある者の財産に関する情報を得やすくする取組みを着実に進めています。

教育・科学技術

129 原子力損害賠償と自立支援策

原子力損害賠償は、帰還する場合においても、新しい生活を始める場合においても、住民の将来に向けた生活再建のためにも必須です。昨年改正した原子力損害賠償法の趣旨を踏まえつつ、東京電力による原子力損害賠償が迅速かつ適切に実施されるよう徹底します。加えて、企業誘致や営農再開などにより雇用を創出するなど、生活の自立に向けた支援策をさらに強化します。

130 国内外の英知を結集した東京電力福島第一原発の廃炉研究開発の加速

福島原子力発電所の事故対策において、環境モニタリングや放射性物質の環境動態調査、地元住民の支援などの現行施策を引き続き実施するとともに、新たに研究開発が必要となった原発事故の後処理や廃棄物の処理・処分、放射線可視化技術などの効果的な除染の方法などを早急に確立、普及します。今後、世界でも経験のない燃料デブリの取り出しや放射性廃棄物の処理処分などを着実に進め、廃炉を加速していくためには、国内のみならず海外の研究者・技術者の英知を結集した技術開発が必要不可欠となります。

このため、世界の英知を結集する拠点として設置された日本原子力研究開発機構廃炉国際共同研究センターの機能を強化し、福島県富岡町に整備された国際共同研究棟のほか、「楳葉遠隔技術開発センター」や「大熊分析・技術センター」なども活用した国内外の大学・研究機関との共同研究などを推進することにより、世界の英知を結集した国際的な廃炉研究拠点を形成します。

131 科学技術イノベーションの活性化

新たな技術革新を活用して経済成長と社会的課題の解決の両立を目指す「Society 5.0」の実現は、成長戦略の次なる最大のチャレンジであり、官民をあげた科学技術イノベーションの活性化が不可欠です。総合科学技術・イノベーション会議と、経済財政諮問会議や未来投資会議などを連携させ、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けて、人材・予算・制度の改革なども含めて、科学技術イノベーション政策を抜本的に強化します。また、安保・外交、経済・財政、規制改革などを総合戦略的な科学技術イノベーション政策と位置づけ、官邸を司令塔として、こうした政策を強力に展開します。

132 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」の具体化

総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能をさらに強化し、官民研究開発投資を拡大するため、「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」（平成 28 年 12 月経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会策定）を推進します。具体的には、①予算編成プロセス改革、②研究開発投資拡大に向けた制度改革、③エビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資拡大の 3 つのアクションを推進します。

133 停滯する政府研究開発投資の拡大に向けた取組みの推進

「第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）」に基づき、ここで掲げられた幅広い取組みを着実に実行していきます。特に、諸外国が科学技術投資を大幅に増やす中、近年、わが国の科学技術予算が停滞しており、このままでは科学技術先進国としての地位を失うおそれがあることに強い危機感を持ち、本基本計画で掲げられた期間中の官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%、政府研究開発投資の対 GDP 比 1%、総額約 26 兆円の達成に向けて、官邸及び政治主導で毎年の科学技術予算を確実に

措置するとともに、これらの予算の戦略的な配分などを図っていきます。

134 科学技術政策の強力な推進力となる「司令塔」機能の強化

資源の少ないわが国が、今後の経済成長や社会の発展を実現していくためには、官民総力をあげて科学技術イノベーションを強力に推進していくことが重要です。このため、第 5 期科学技術基本計画に基づき、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けて、わが国の生命線である科学技術を国家戦略として推進するとともに、イノベーション関連の司令塔機能の強化を図る観点から、「総合科学技術・イノベーション会議」をはじめとする司令塔会議について横断的な調整を図る「統合イノベーション戦略推進会議」の体制を強化し、関係府省の連携・協力のもと、政策の重複を排除して、効率的・効果的な政策推進を図っていきます。総合科学技術・イノベーション会議が中心となって重要課題を選定し、基礎研究から出口（事業化、実用化）までを見据えた府省の枠を越えた取組みを行う「戦略的イノベーション創造プログラム」（SIP）を推進します。加えて、官民の研究開発投資拡大に向け、平成 30 年度に、政府研究開発投資を呼び水として民間の投資を誘発する「官民研究開発投資拡大プログラム」（PRISM）を SIP と二本立ての施策として創設したところであり、これらにより総合科学技術・イノベーション会議を司令塔とする関係府省の連携・マネジメント体制を抜本的に強化します。

また、今後、官邸の科学技術イノベーション政策に関する政治決定と科学的助言の機能強化を図るとともに、一段高い立場から科学技術政策を俯瞰し、イノベーションに関わる司令塔間の連携強化により、各省庁の縦割り排除をさらに進めます。例えば、iPS 細胞研究や素粒子物理分野の大規模プロジェクトである「国際リニアコライダー（ILC）」にも資する加速器技術のさらなる向上に日本が主導的な役割を果たすことや、再生医療や気候変動の予測・対策、革新的な創エネ・省エネ・蓄エネなどの重点分野について産学の知を結集することなどを国家戦略として強力に推進します。

135 未来社会創造に向けた取組みの推進

情報技術が世界的に発展し、50 年来のブレークスルーといわれるディープラーニングに代表される人工知能技術の大きな進展に対する関心が高まっており、人工知能が社会のあらゆる場で利活用される時代が到来しつつあります。わが国は、こうした

未来社会の成長の鍵となる分野の研究開発を推進するなど戦略的に対応することにより、新たな未来社会像を創出していく必要があります。その一つが「Society5.0」であり、その実現に向けて、人工知能やビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティなどの基礎研究から社会応用まで一貫した研究開発、とりわけ10年後及びその先に革新的な成果を実現するための人工知能の基盤技術の研究開発や、それを活かした新しい価値やサービスの創出、人文社会科学の知見も活用した経済・社会制度の整備・構築、人工知能技術者やデータサイエンティスト、サイバーセキュリティ人材といった関連する人材の育成などを強力に推進します。

また、革新的な人工知能やビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティなどの情報科学技術のみならず、ロボット技術やナノテクノロジー・材料、光・量子科学技術など、未来社会創造の基盤となる研究開発などに戦略的に取り組みます。特に、超並列・大規模情報処理を可能とする量子情報処理（量子シミュレータ・量子コンピュータ）、製造現場を革新する次世代レーザー加工などの光・量子科学技術を強力に推進します。さらに、「ムーンショット型研究開発」、「未来社会創造事業」などのチャレンジングな研究開発に対する支援などを積極的に発展・展開していきます。

136 学術研究・基礎研究の振興や若手研究者の育成などの基盤強化

わが国は、2000年以降では、米国に次ぐ世界第2位のノーベル賞受賞者を輩出してきました。こうした画期的な研究成果を生み、またイノベーションの源泉となる学術研究・基礎研究を一層強力に推進していきます。このため、研究者の自発性や独創性に基づいて行われる学術研究を支える科学研究費助成事業について、現在展開している抜本的な改革を着実に進めながら、拡充を図ります。加えて、学術研究から生まれた優れた成果を科学技術イノベーションにつなげていくための戦略的基礎研究を強化していきます。また、競争的資金について、その多様性や連続性を確保しつつ、大幅に拡充します。同時に、全ての競争的資金について、間接経費30%を確保するとともに制度改善を一層推進します。また、こうした研究を支える大学などや国立研究開発法人の運営費交付金などの基盤的経費を確実に措置します。さらに、国内外の優れた研究者を惹きつける世界最高水準の研究環境や国際的なネットワーク形成に向けて、「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)」や学術研究の大型プロジェクトを、

より推進・一層発展させていきます。同時に、ノーベル経済学賞につながるような優れた人材の養成に向けて、人文社会科学の研究に対する支援も大幅に拡充します。

「卓越研究員制度」や、大学の人事制度の抜本的改革を含む大学改革などを通じた優秀な若手研究者の育成・確保、研究マネジメント人材などの多様な科学技術イノベーション人材の育成・確保、即戦力社会人や企業マインドを持つ人材の育成、女性研究者の活躍促進に向けた支援の充実、さらには次代を担う人材の育成などを進めます。海外に出る研究者などへの支援や、優れた外国人研究者の受入れを一層促進しつつ、種々の研究開発事業における国際共同研究をさらに強化します。

世界最先端のスーパーコンピュータや大型放射光施設などの先端的な研究施設・設備などの整備やさらなる充実を図るとともに、こうした施設などの産学官の幅広い利用を促進します。また、科学的・産業的に飛躍的なイノベーション創出が期待される次世代の軟X線向け高輝度放射光施設の整備を官民地域パートナーシップにより推進します。

137 経済的・社会的・国家的な重要課題への対応

エネルギーの安定的な確保と効率的な利用に向けて、省エネルギー技術などの研究開発や、再生可能エネルギーの高効率化・低コスト化技術、水素や蓄エネルギーなどの研究開発、さらには化石燃料の高効率利用、原子力の利用に資する研究開発、核融合などの革新的技術の研究開発などを進めます。資源や食料の安定的な確保に向けた研究開発にも取り組みます。

また、気候変動の予測やその影響・対策の評価を行う技術の研究開発、地球環境情報をビッグデータとして捉え経済・社会的課題の解決に活用するための情報基盤の構築、革新的なエネルギーデバイスなどの研究開発を強力に推進します。

健康長寿社会の実現に向けて、健康・医療戦略推進本部のもと、国立研究開発法人日本医療研究開発機構を中心に、わが国の強みを最大限に活かし、画期的な医薬品創出・医療機器開発や、医療技術創出拠点の整備、再生医療やゲノム医療など世界最先端の医療の実現、がん、認知症、精神疾患、新興・再興感染症、難病の克服、超高齢化社会を見据えた老化研究開発などを強力に推進します。地震・津波、水害・土砂災害・火山噴火などの大規模な自然災害の防災・減災対策の一層の促進に向けて、観測・予測・対策の一体的な取組みを進めます。

さらに、宇宙空間や海洋・サイバー空間、テロ・

災害対策も含めた国家安全保障への対応を強化します。インターネットやGPSを生み出した米国の国防高等研究計画局（DARPA）を参考に、国家安全保障に関する研究が先端的・挑戦的な研究開発を牽引し、成果が社会に還元されていることを踏まえ、わが国でも技術の多義性や両義性（いわゆるデュアルユース性）も念頭に、研究開発支援（ハイリスク研究支援）を強化します。このため、「ムーンショット型研究開発」をはじめ、長期的視点からインパクトの大きな革新的研究テーマを選定し、プログラムマネージャーの責任のもとで、独創研究を大胆に推進する仕組みを展開します。

138 持続的なイノベーションの創出に向けたシステム改革

世界的なオープンイノベーションの潮流に対応し、分野・組織・セクター・国境を越えた研究活動や企業活動を促進する持続的なイノベーション・ナショナル・システムを構築することが不可欠です。このため、大学などにおける産学官連携マネジメント力を飛躍的に向上させ、競争領域を中心とした大型共同研究を集中的にマネジメントするオープンイノベーション機構を整備するとともに、非競争領域における産学共同研究などの推進や、産学官の人材、知、資金が結集し共創を誘発する「場」の構築などを通じて本格的な産学官連携を推進します。さらに、ベンチャー企業の創出支援や起業人材の育成支援などを推進します。

また、地域発のイノベーション創出に向けて、地域の様々なプレイヤーが事業化に向けたチームとして活動を行い、事業化の成功事例を蓄積する取組みを推進します。さらに、先端研究施設などを核として大学・研究機関・企業が集積した研究開発・実証拠点（リサーチ・コンプレックス）を形成し、研究から事業化までを行う取組みを強力に推進し、科学技術イノベーションを駆動力とした地方創生を実現します。

わが国の人材育成及び学術研究の中心的役割を担う国公私立大学の抜本的改革を確実に進めるとともに、運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成などの基盤的経費を確実に措置します。特に国立大学については、客観的な成果指標に基づく資源配分の仕組みを通じた資源配分の仕組みや財務基盤の強化などの大学改革を断行するとともに、「指定国立大学法人制度」により世界最高水準の卓越した教育研究活動を行う大学を支援します。

「研究成果の最大化」を使命とする国立研究開発法人の基盤的経費を充実するとともに、産学官の技

術・人材を糾合したオープンイノベーションハブの形成及びその機能強化を進め、研究活動の支障となり得る規制・制度改革を先導します。特に、2025年までに大学・研究開発法人などに対する企業の投資額を2014年の水準の3倍とする目標を踏まえ、600兆円経済の実現に向けて科学技術イノベーションの活性化を図り、経済の好循環を実現するため、昨年の臨時国会で成立したイノベーション創出活性化法に基づく国立研究開発法人による出資業務を推進します。さらに、研究開発税制や寄附金税制をはじめとするイノベーション促進に向けた税制改革や、革新的な技術シーズの事業化のためのリスクマネー供給などの政策金融の改革、特許などの知的財産の迅速な保護及び円滑な利活用を促進するための知的財産制度の改革、イノベーションの隘路となっている規制や社会制度などの改革や新技術に関する優先的な政府調達の実現、中小企業などに対する産学官連携などを強力に推進します。国際標準の獲得を目指す各国の動きが一層活発化していることから、官民協働による戦略的な国際標準化活動を着実に推進します。また、わが国が優れた先端技術を持つ基幹インフラについて、建設から運用、人材養成への寄与までを一体システムとして捉え、官民協働による海外輸出・展開活動を大幅に強化します。

139 国の経済成長と安全保障の基盤となる基幹技術の推進

自然災害観測・予測・対策技術、海域監視・観測技術、海洋資源調査技術、宇宙探査技術（「はやぶさ2」などの無人探査、有人探査）、次世代ロケット・衛星技術、核融合技術（ITER計画など）、次世代スーパーコンピュータ開発・利用技術、気候変動高精度予測・影響評価技術などは、研究開発に長期間要し、大きな開発リスクを伴う技術であり、民間企業では対応が難しい技術です。これらの技術は、総合的な安全保障を含め国の中立基盤を確固たるものにするばかりか、産業の競争力の維持・発展、安全・安心な社会の実現に寄与する技術です。

最近の安全保障環境の変化と対応、グローバルな環境での競争激化の観点からも、国自らが戦略的かつ長期的視点に立って、このような基幹技術の研究開発を今後強力に推進していきます。

さらに、日本が強みを有する分野であるナノテクノロジー・材料科学技術や省エネ・再エネ技術については、わが国の基幹産業を支える要であり、多様な研究領域・応用分野を支える基盤であることから、革新的な材料開発や窒化ガリウム（GaN）などを活

用したデバイスなどの開発に向けた研究をオールジャパンで強力に推進します。

140 科学技術外交の戦略的展開

科学技術イノベーションを積極的に平和外交や経済外交に活用し、「科学技術のための外交」及び「外交のための科学技術」の双方に取り組みます。このため、先進国・新興国・途上国との重層的な連携・協力の構築や、自然災害や感染症など、地球規模で発生する深刻な課題の解決に向けた共同研究・人材育成の推進、ODAを活用した科学技術イノベーションに関する支援・協力を推進します。特に、新興国・途上国との間では、相手国との相乗効果と相互裨益の実現を念頭において新たな協力の枠組みを構築します。国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に、科学技術イノベーションが大きな役割を果たすとの認識に基づき、国内外の社会的課題の解決に科学技術を一層活用していきます（STI for SDGsの推進）。

また、外務省科学技術顧問などが主導して、科学技術イノベーションに関する国際会議におけるアジェンダ設定や政策誘導などに取り組むとともに、国際会議の誘致や主催などによる対外発信・ネットワークの強化に取り組みます。

優秀な若手研究者の海外との間の戦略的な派遣・招聘や、国内外に研究拠点を構築することなどにより国際的なネットワークを強化します。さらに、海外動向の収集・分析体制を確立するとともに、安全保障に関わる技術などの管理を強化します。国際的な核不拡散体制の強化に向けて、わが国の技術を積極的に活用し、これに貢献します。

141 戰略的宇宙政策の推進

国際的なプレゼンスの確保とわが国の国益のために、新たな宇宙基本計画に基づき、「宇宙安全保障の確保」、「民生分野における宇宙利用推進」及び「産業・科学技術基盤の維持・強化」の三つの柱のもとで、必要な予算を確保しつつ、出口戦略を踏まえたロケットなどの輸送システム及び衛星システムの開発・整備・運用を、わが国として強力に進めます。

宇宙の開発利用体制は、「宇宙基本法」の理念と、宇宙基本計画に基づいて整えます。特に、ロケットなどの輸送系及び衛星システムの開発・整備・運用など宇宙の開発利用を強力に推進するための重要な分野・重点プロジェクトへの資源配分を行うなど、戦略的な宇宙政策を実施します。そのために、予算編成に権限を有する内閣府の宇宙政策委員会に国

家観をもった人員を配置させ、内閣総理大臣の重要な政策の一つとして、宇宙科学の振興、宇宙産業基盤の振興を行い、わが国の安全保障、シーレーン確保、戦略的ODA、資源外交、海洋政策と宇宙政策などと密接に連携させます。

142 H3ロケットの開発

わが国の宇宙活動の自立性の確保と産業基盤の維持のためには、国際競争力の高い宇宙輸送システムが必要です。このため、官民一体となって、ロケットの機体と種子島宇宙センターなどの地上システムを一体とした総合システムとしてH3ロケットを開発します。H3ロケットは2020年の初号機打ち上げを目指します。

143 情報収集衛星の機能強化

わが国の国家安全保障に関する政策判断をより的確に支え、関係機関の活動への一層の寄与を図るインテリジェンス機能を強化するため、情報収集衛星の5機体制を改め、時間軸多様化衛星を含めた10機体制の早期実現を図ります。

144 準天頂衛星の7機体制の確立

日米の安全保障協力に資する日米測位衛星協議を強化し、わが国独自の測位インフラとしての準天頂衛星システムを用いて、アジア・オセアニア地域の安全保障に日本が寄与することを目指します。さらに、開発・運用体制を抜本強化しつつ、同システムの4機体制の平成30年度実現により、農業機械の自動走行、スマート林業、無人機貨物輸送、防災システム高度化など、世界に先駆けた新事業・新サービスを創出します。

上記の重要性に鑑み、準天頂衛星システムについては、GPSに依存せず持続測位が可能となる7機体制確立を令和5年度から前倒しするとともに、安全保障上の要請を踏まえ準天頂衛星システムの一層の機数増に向けた検討を行います。

145 宇宙安全保障の強化に向けた施策の推進

宇宙状況把握（SSA）、海洋状況把握（MDA）、早期警戒衛星などの宇宙安全保障の強化に向けて、それぞれの施策の具体化を図ります。

146 宇宙産業の国際競争力の強化と新規参入の促進

今後、世界的に急速な市場拡大と競争激化が見込まれる宇宙ビジネスの中で、今年5月に取りまとめられた「宇宙産業ビジョン」を踏まえ、衛星データ

センターの整備やベンチャー支援など、わが国宇宙産業の国際競争力強化に向けた環境整備や支援、取組みを政府全体で強力に進めることにより、地域の中小企業や若者の力も総動員しつつ、世界のトップランナーを目指します。

併せて、宇宙分野と非宇宙分野の企業の融合を図る「スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク（S-NET）」や、ビジネス・アイデア・コンテスト（S-Booster）、投資マッチング・プラットフォーム（S-Matching）などを活用することにより、宇宙ベンチャーの創出、新たなビジネスモデル・技術イノベーションの促進を図ります。

わが国の外交・通商ツールとして日本の優れた宇宙技術、人材、機器、サービスなどの宇宙システムを用いることにより、アジアや中東などの宇宙新興国とわが国との二国間・多国間の関係強化を図るとともに、本格的にわが国宇宙産業の海外市場開拓を目指します。

147 宇宙2法の早期施行などによる宇宙産業の振興と宇宙利用の拡大

昨年11月に成立した「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」の早期施行と審査体制整備を図るとともに、打上げに伴う各種規制のワンストップ相談窓口機能を設けることにより、世界で拡大が続くロケット打ち上げ市場への民間事業者参入のための事業環境を早急に整備します。

同時に、ハイテク分野のモノ作り、中小企業の力も結集し、H3ロケット、イプシロンロケットの開発のみならず、再使用型ロケット、LNGロケットの開発を含めラインナップを強化するとともに、打ち上げコストの大引き下げを図ります。

これらの取組みを通じて、国際競争力のある衛星打ち上げサービスの実現を図るとともに、わが国安全保障能力を強化します。同様に昨年11月に成立した「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」の早期施行と審査体制整備を図り、わが国における衛星運用・画像販売ビジネスの振興を図ります。併せて、先進光学衛星・先進レーダ衛星などの次世代衛星の開発やデータの利活用の拡大を図り、宇宙産業の裾野を拡大します。

148 宇宙科学・探査の戦略的推進

宇宙開発利用の戦略的・外交的重要性を踏まえ、宇宙科学・探査分野においても日本が主体的な役割を担います。その一環として、国際協力のもとで「はやぶさ2」による小惑星「リュウグウ」のサンプルリターンなど世界初の成果を創出します。

149 国際宇宙ステーション計画・国際宇宙探査の推進

わが国の国際宇宙ステーション（ISS）計画は、人類史上比類無い規模の宇宙分野における国際共同プロジェクトです。国際協力のシンボルの一つとして位置づけられており、わが国は平成27年12月に令和6年までのISS運用延長への参加を決定しました。日本人宇宙飛行士の相次ぐ活躍や宇宙ステーション補給機「こうのとり」（HTV）によるISS計画への参画は、広く国民の皆さまの夢や希望となっており、今後も積極的に推進していきます。

また、人類のさらなる宇宙への挑戦となる国際宇宙探査について、わが国がISS計画への参画等を通じて得た技術的な強みを生かして、月近傍有人拠点（Gateway）を含む月探査に向けた取組みを加速していきます。

150 海洋研究開発の戦略的推進

海洋は無限の可能性を秘めたフロンティアであり、深海底及び海底下に存在する生物圏など、新たな発見や知見を求める挑戦が期待されています。わが国は世界第6位の領海・排他的経済水域を有しております、「海洋立国」にふさわしい科学技術イノベーションの成果を上げるため、海洋研究開発を戦略的に推進することが重要です。

このため、「海洋基本法」の理念と海洋基本計画に基づいて戦略的に取り組みます。特に、持続可能な海洋の開発・利用と国民の安全・安心の確保に貢献する観点から、船舶や観測ブイ、無人探査機、人工衛星などを用いた高度な観測技術を活用して、地球環境変動に大きな役割を果たす海洋を総合的に観測します。また、海底の地震発生帯の地殻構造探査と、海域地震・津波・海底地殻変動についてのリアルタイム観測などを行い、海域地震発生帯における動的挙動を総合的に把握します。さらに、国際連携・協力に積極的に進めるとともに、海洋科学技術分野の担い手となる人材育成も強化します。

151 國家戦略としての北極政策の推進

北極は地球規模の気候変動の影響が最も顕著に現れている地域であり、近年北極海の海水は減少傾向にあります。また、北極における環境変化が全地球的な気候や生態系に与える影響への懸念も国際的に大きな問題となってきています。一方、海水の減少傾向を受け、北極海を経由して様々な物質を輸送する航路や北極海などでの資源開発など新たな経済活動の場としても世界的な注目が集まっています。

ます。

このように北極をめぐる国際情勢が急速な展開を見せる中策定された「わが国の北極政策」に基づき、北極問題の主要なプレイヤーとして、国際研究プラットフォームとなる北極域研究船に関する取組みを進めるなど、わが国の強みである科学技術をさらに推進し、これを基盤に北極をめぐる国際社会の取組みにおいて主導的な役割を積極的に果たしていきます。

152 次世代航空機開発の技術基盤の強化

今後20年で需要が2倍以上と予測され、大きな成長が見込まれる航空機産業をわが国の自動車産業に匹敵し得る成長産業とするためには、国が長期的な視点に立って、航空科学技術の施策を戦略的かつ強力に推進していくことが必要です。具体的には、国際競争力向上に直結するエンジンの高効率化技術などの先進的な技術開発を進め、国内産業基盤の強化を図るとともに、産官学が連携してわが国の技術力を結集する体制を構築し、イノベーションを創出することで、他国より先駆けて高性能・高付加価値、コストに優れた次世代航空機の開発に貢献します。

153 宇宙太陽光発電衛星計画（宇宙太陽光発電システムの研究開発）の推進

宇宙太陽光発電システムは、宇宙空間に大規模な太陽光発電装置を配置し、電波（マイクロ波）またはレーザー光線により地球に送電して、私たちの電力として利用するシステムです。その壮大な計画の実現に向けて、現在進められている地上でのエネルギー無線伝送技術などの研究の成果を踏まえた実証計画を策定することで、将来の新エネルギー利用に向けた研究開発を推進させます。

154 高速増殖炉「もんじゅ」の廃止措置に関する取組み

高速炉開発の推進を含めた核燃料サイクルの推進は、わが国的基本的な方針です。高速炉は核燃料サイクルによって期待される高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減、資源の有効利用の効果をより高めるものであり、引き続き、高速炉開発を着実に進めます。

また、「もんじゅ」については、これまでの位置づけを見直し、原子炉としての運転再開はせず、廃止措置へ移行することとされました。廃止措置への移行を伴い、地元に大きな影響が生じないよう、また地元が共に発展していくよう、必要な地域振興

策などに取り組むとともに、安全かつ着実に「もんじゅ」の廃止措置に取り組みます。また、「もんじゅ」でこれまで培われてきた人材や様々な知見・技術などについては、将来の高速炉研究開発において最大限有効に活用します。

155 固有の安全性を有する高温ガス炉研究開発の推進

原子力発電の導入は、アジアの新興国をはじめ今後も世界的に拡大していく見込みであり、わが国には、福島第一原発事故の経験も踏まえ、世界の原子力利用における一層の安全確保に対し貢献する重要な責務があります。わが国が長らく研究を継続し、世界最高水準の技術力を有する高温ガス炉は、原理的に福島第一原発事故と同様の事故が起きることがない固有の安全性を有し、また、次世代エネルギー・キャリアとして期待される水素の製造など、熱の多様な産業利用が可能な次世代原子炉です。世界的な高温ガス炉の需要の高まりを受け、世界をリードするわが国として、EUにおける高温ガス炉研究開発の中心となりつつあるポーランドとの協力をはじめとした国際的な連携を強化しつつ、高温ガス炉研究開発を推進します。

156 温室効果ガスの抜本的な排出削減を実現する革新的技術の開発

2050年を見据え、気候変動の高精度予測技術や、画期的な省エネにつながる次世代半導体技術、再生可能エネルギー社会実現に向けた次世代太陽光発電技術、次世代蓄電池技術などの気候変動対策と経済成長を両立させる革新的技術によるイノベーションで世界をリードしていきます。

157 地震・津波、水害・土砂災害、火山噴火などの自然災害に対する強靭な社会を構築するための研究開発の推進

地震・津波、水害・土砂災害、火山噴火などの大規模な自然災害から国民の生命と財産を守るために、防災・減災対策を強化するとともに、被害を最小化し早期に回復する社会を構築することを目指した研究開発を推進します。

切迫性の高い南海トラフ地震などの巨大災害対策、海底地形調査に基づく津波被害の最小化対策、御嶽山や草津白根山などの噴火を踏まえた火山対策を含め、地震・津波、火山噴火をはじめとした自然災害に対する全国的な観測体制の充実・強化を図ることで観測・予測・対策技術の研究開発を推進するとともに、特に首都直下地震などを対象として避

難行動や事業継続判断に必要な高精度な被害予測の実現などを通じ、首都機能を確実に維持するための取組みを進めるなど安全・安心な社会を構築することを目指します。さらに、発災時に被害を最小化する技術や発災後に迅速な復旧・復興を可能とするような防災科学技術の推進を図るなど、国土強靭化の基盤を強化します。

158 感染症対策の充実・強化

デング熱の国内発生や海外における鳥インフルエンザや中東呼吸器症候群（MERS）、エボラ出血熱の発生など、昨今、感染症によるリスクが高まり、また、ヒトやモノの移動の国際化の進展により、新しい感染症がわが国で発生するおそれが高まっています。わが国の感染症対策を早急に強化し、国民の安全を確保するため、感染症法の改正法案を成立させました。

西アフリカで大流行したエボラ出血熱などへの対応として、検疫体制の強化や地方自治体による患者の搬送体制の構築など行政の対応力の強化、医師などの研修等を通じた感染症指定医療機関の受入れ体制の強化、医療従事者を感染から守るための防護服の速やかな供給など、感染症対策のより一層の充実を図ります。また、万一、国内で発生した場合にも、国民が正しい理解に基づいて適切な行動ができるよう、引き続き、エボラ出血熱に関する正確な情報を迅速に提供します。

さらに、エボラ出血熱などの国際的に脅威となる感染症が国内で発生した場合に備え、万全の検査・研究体制を整備する観点から、BSL4施設を有する国立感染症研究所を中心とした危険性の高い病原体などの検査体制の強化を進めるとともに、長崎大学が進めているBSL4施設を中心とした感染症研究拠点の形成に必要な支援を行い、わが国の感染症研究機能の強化を図ります。

新たな脅威に備えて、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に則り、新型インフルエンザなど（高病原性鳥インフルエンザ由来など）が発生した場合、全ての行政機関・地方自治体・企業・国民が一体となった国民保護のための体制を整備します。

159 国民に信頼される文部科学行政の体制確立

組織的な再就職など規制違反や国家戦略特区に係る文書調査での混乱などにより低下した文部科学行政に対する国民の信頼を回復するため、文部科学省のコンプライアンス体制を確立させるとともに、「人づくり」などの施策を総合的かつ強力に推進する組織へと改革し、国民に信頼される文部科学

行政の体制を確立します。

160 改正教育基本法に基づく教育改革

誰もが日本に生まれたことを誇りに思える品格ある国家を目指して、平成18年の「教育基本法」の改正以降、人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者を育成するという理念を踏まえ、いわゆる教育3法の改正や、教育振興基本計画の策定、学習指導要領の改訂による伝統・文化に関する教育や道徳教育の充実など、教育再生を総合的に推進し、教育内容の抜本的な改善・充実や、切れ目のない教育費負担の軽減、次世代の学校・地域の創生を行ってきました。今後は、「Society5.0（超スマート社会）」を目指して、新学習指導要領の着実な実施や学校における働き方改革、高大接続改革、教育費負担軽減や人生100年時代におけるリカレント教育の推進など、新時代に対応した教育改革に取り組みます。

161 世界トップの人間力と学力を実現するための教育投資の充実と安定的な財源確保策の検討

「教育基本法」の理念に基づき、「自助自立する国民」「家族、地域社会、国への帰属意識を持つ国民」「良き歴史、伝統、文化を大切にする国民」「自ら考え、判断し、意欲にあふれる国民」を育成します。そのため、「教育基本法」に則り策定した「第3期教育振興基本計画」や学習指導要領など、教育再生実行会議の提言を踏まえ、これまで進めてきた教育再生の歩みを緩めることなく着実に実行します。

「家庭の経済状況や発達の状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者・社会人が質の高い教育を受けることができる社会」を実現します。また、少子化を解決し、「格差の再生産」を食い止めることは、わが国にとって喫緊の課題です。これらの課題解決に向けて、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、教育投資をこれからの時代に必要な「未来への先行投資」と位置づけ、その抜本的拡充と財源確保、民間資金のさらなる活用などに取り組みます。

162 若者の夢や志を実現する学校教育への抜本的転換

変化が激しく先の予測が困難な時代の中で、全ての若者が夢や志を抱き、チャレンジし、それを実現していくことができるよう、学校教育のあり方を抜本的に見直すことが必要です。このため、一人ひとりの状況に応じた質の高い教育を提供するための教職員など指導体制の充実に取り組むとともに、未来の創り手となる子供たちに必要な資質・能力の育

成を目指す新しい学習指導要領の着実な実施に取り組みます。併せて、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の一体的な改革を進め、知識・技能だけでなく、思考力・判断力・表現力や主体性をもって多様な人々と協働する態度、リーダーシップ、企画力や創造力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどを備えた人間を育成します。

163 成長戦略に資するグローバル人材の育成

日本人としてのアイデンティティ、日本の伝統や歴史、文化に対する教養などを備え、グローバルに活躍できる人材を育成する観点から、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力を付けることを重視し、国際的共通語となっている英語のコミュニケーション能力を身に付けることは、わが国の一層の発展のためにも、非常に重要な課題です。令和2年からの小学校における英語教育実施学年の早期化・教科化や、中学校における英語による英語授業実施、高等学校における発表・討論・交渉などを通じて英語教育を充実します。また、これを実現するための教師の資質向上に加え、少人数英語指導を徹底するための教員配置や指導体制の充実、中学校における英語の全国的な学力調査の実施、英語を母国語とする外国語指導助手(ALT)などの外部人材の活用を促進させるなどにより、小・中・高等学校における英語教育を抜本的に改革・強化します。

イノベーティブでグローバルに活躍できる人材を高等学校段階から育成するため、拠点となる高等学校が、国内外の高等学校や大学、企業、国際機関等と協働して高校生へより高度な学びを提供する、WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアムの構築を支援するとともに、希望する生徒全員が海外留学できるよう、留学支援の充実を図ります。

高等学校において共通必履修科目となる「地理総合」「歴史総合」を設けるなど地理歴史や伝統・文化に関する教育の充実を図ります。

理数教育については、将来、イノベーションの担い手として世界を牽引していくリーダーとなるような明確な目的意識を持つ子供の育成に向けて、子供の多様性を尊重し、創造性を育むとともに、優れた資質を伸ばし、育てる才能教育を強化します。理数好きな子供を増やすため、体験活動や実験教室の充実、理工学部の学生や企業関係者などの外部人材の活用、さらには理数教育に携わる教師の指導力向上など、初等中等教育段階での理数教育を大幅に充実します。また、全国学力・学習状況調査で、国語・

算数(数学)に加え、理科の調査を定期的に実施します。

理科専科教員の増員や理科設備などの環境整備、先進的な理数教育を行う「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」や、学校を超えた才能教育の場を確保するための「グローバルサイエンスキャンパス」と「ジュニアドクター育成塾」を推進するとともに、中学・高校生の「科学の甲子園」などの活躍の場の充実などを推進し、国際科学オリンピックに参加する児童生徒数の大幅な増加を促進し、国際的な交流機会を拡大します。また、高等教育段階において、入学時に必要な学力として文系においても理数の力を重視する取組みや、文理横断型教育プログラムの開発理工系専門職業人材を育成する職業教育システムの構築などを支援します。

グローバル人材の育成に有益な国際バカロレアは、国際的に通用する大学入学資格を取得することが可能であり、論文作成など一部のカリキュラムを日本語でも実施可能にするプログラム(日本語DP)の開発・導入、大学入試における活用や、全国的なコンソーシアムによる国際バカロレアの導入・運営に係る環境の整備を通じて、国際バカロレア認定校などを令和2年度までに200校程度に増加させます。さらに、英語による授業の拡大や、外国人や海外で学位を取得した若手の積極的採用を行うなど、徹底した大学改革と国際化を断行する「スーパーグローバル大学」を継続的に重点支援します。

また、高等教育段階への入学時に必要な学力として文系においても論理的思考力や表現力などの理数の力を重視する取組みや理工系人材の育成を支援します。

164 教育の情報化の推進

Society5.0の時代において、子供たちが未来社会を切り拓くために必要な資質・能力を育むため、プログラミング教育や情報モラル教育の充実など、情報活用能力の育成を推進するとともに、遠隔教育などのICTを活用した先端技術の導入を進めることで、子供たち一人ひとりの力を最大限引き出す教育環境を実現します。その前提として、児童生徒一人一台端末の環境を目指して、学校のICT環境を抜本的に改善します。また、教師の働き方改革を進め、子供たちと向き合う時間を確保するため、統合型校務支援システムの全国的な導入を推進します。

165 日本人学校などのグローバル人材育成機能の強化

海外で暮らす子供たちは将来のグローバル人材

の金の卵です。こうした子供たちが安心して学べるよう、日本人学校などへの教師派遣を拡充するとともに、教師の質の向上に取り組みます。また、これら日本人学校などにおいて、高度グローバル人材育成の拠点として先進的プログラムの実施などの教育水準の高度化を推進します。

166 日本国教育の海外展開の推進

高い基礎学力とともに協調性や行動規範を重視する小学校・中学校教育や、実践的で高度な職業教育を行う高等専門学校制度などの「日本型教育」を学びたいという要望が、諸外国から寄せられています。こうした日本型教育の海外展開を積極的に行うため、体制整備、事例形成などを推進します。

167 公教育における国の責任体制の確立

義務教育については国が責任を果たすとの理念に立ち、教育の正常化を図った上で、子供が日本どこで生まれ育ったとしてもふるさとで頑張っていれば必ず夢が実現できる環境を整えるため、教育の地域間格差が生じないよう、公教育の底上げに徹底的に取り組みます。

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国学力・学習状況調査を悉皆かつ毎年度継続的に実施し、全ての子供の課題把握、学校の指導改善に生かします。また、保護者への調査や学力の経年変化を継続的に把握するための調査などを定期的に実施して、学力の状況を幅広く把握・分析し、次代を担う子供たちが確かな学力を身につけるための取組みを一層推進します。国際的な学力調査の結果を見ても、日本の子供の学力はトップレベルにあります。ただし、応用力や活用力の面に課題があり、また、発展的な学習の実施や、実社会とのつながりを意識しつつ、教育課程や方法を改善していく必要があります。これからも全ての子供の能力を最大限に伸ばし、未来を切り拓いていく力を身に付けさせ、公教育の使命を果たします。

また、障害のある子供、経済的困窮家庭の子供、日本語指導が必要な子供、不登校傾向のある子供など特別な支援を必要とする子供たちが増加する中で、こうした子供たちの自立と社会参加を目指し、真の「共生社会」や「一億総活躍社会」の実現のため、多様な子供たち一人ひとりの状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばすためきめ細かい教育を提供していくことが必要です。このような観点から、新しい学習指導要領を円滑に実施し、教育の質を保証するため、学校における働き方改革を進めるとともに、部活動指導員や業務アシスタントな

どの外部人材の一層の充実などにより、学校の指導・運営体制の強化・充実を図ります。

経済状況をはじめとした家庭環境や地方自治体の財政力によって教育格差が生じないよう、教育費負担の軽減などに取り組みます。

168 教師の待遇改善

優秀な人材を確保し、頑張っている教師の士気を高められるよう、「人材確保法」の初心に立ち返った待遇の改善を図るとともに、教師の勤務実態に応じた待遇となるよう改善を検討します。

169 わが国を愛する心を養う教育と体験活動などの推進

国旗・国歌を尊重し、わが国の将来を担う主権者を育成する教育を推進します。不適切な性教育やジェンダーフリー教育、自虐史観偏向教育などは行わせません。

中学校・高等学校でボランティア活動やインセンティブを積極的に推進し、公共心や社会性を涵養します。キャリア教育や職業教育、また、豊かな体験に裏打ちされた子供の力強い成長を促す農山漁村地域での自然体験活動や長期宿泊体験学習などを推進します。併せて、地域に根差した伝統・文化や、スポーツクラブ、サークル活動などの地域の絆を守り、困難な状況にある家庭も対象とした取組みを支援（伝統文化親子教室や親子参加型自然体験活動の充実など）します。

170 規範意識を養う教育の推進と新科目「公共」の設置

人が人として生きる上で必要な規範意識や社会のルール、マナーなどを学ぶ道徳教育については、家庭や地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、その要となる道徳の特別の教科化を踏まえた指導方法の改善や検定教科書の導入などにより、さらなる充実を図ります。全国の優れた取組みを発信（道徳教育アカイブなど）するとともに、都道府県が実施する研修や家庭・地域との連携強化のための取組みを支援します。また、高等学校において主体的な社会参画に必要な力を、人間としてのあり方生き方の考察と関わらせながら実践的に育むよう新しく設置された科目「公共」について、着実な実施に取り組みます。さらに、小・中・高等学校を通じて、学校に新聞の複数紙配備を進め、併せて主権者教育を推進します。

171 依存症予防教育の総合的な推進

近年、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブルなどに関する依存症が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の遞減や、青少年の健全育成の観点から、国、学校、地域が一体となって予防教育を行っていくことが必要です。具体的には、読み手に分かりやすい総合的な啓発資料の作成など、各学校段階における依存症に関する予防教育の取組みを充実するとともに、社会教育施設などを活用した保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」などの学校外の取組みを推進します。

172 激動の時代に対応する、新たな教育改革

世界トップの教育立国とするため、結果の平等主義から脱却し、社会状況や子供の多様な成長の実態などに応じた、学校制度の多様化・複線化、教員免許制度を含めた義務教育改革、普通科の抜本見直し・文理分断からの脱却を図る高校教育改革、高大連携の推進、社会変革の原動力となる高等教育改革、大学院の充実、産学連携、社会人の学び直しなど、学校制度全体を通じて、「令和の学制改革」に取り組みます。

平成28年4月に制度化された小中一貫教育を地域の実情に応じて積極的に推進するとともに、フリースクールやインターナショナルスクールなどの学校外教育の環境整備、夜間中学の設置促進・教育活動の充実、小学校5・6年生への教科担当制の導入、飛び級の制度化など、個人の志や能力・適性に応じ、様々な挑戦を可能とする学びの保証システムを実現します。

また、高校生の学習意欲を喚起し、能力を最大限引き出すための普通科のあり方の見直しや、地域における人材の定着・還流に向けた高等学校と地元の市町村や産業界との連携強化など、高等学校教育改革を推進します。

さらに、後期中等教育の複線化を図り、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造等の変化に対応するため、専門高校と専攻科を活用した5年一貫の職業教育や、専門高校と専門学校との連携接続を促進し、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（プロフェッショナル型）」を通じて支援を強化します。自動車や造船をはじめとした地場にある産業界との連携を強化して、実践的な職業教育を推進していきます。

何歳になっても、スキルアップ、職種転換、子育てからの復帰などに役立つ学び直しができるよう、意欲のある学習者への経済的支援を充実するとともに、放送大学の機能強化などにより、学びやすい環境整備を推進します。また、大学・大学院・専修学校などにおいて、「職業実践専門課程」や「キャリア形成促進プログラム」、「職業実践力育成プログラム（BP）」の認定拡大や、社会人や企業などのニーズを踏まえた実践的・専門的な教育プログラムの提供及び費用支援や情報アクセスの改善など、社会人が再び大学・大学院・専修学校などで学べる環境を整備し、産業構造の変化に対応したキャリアアップの機会保障と再チャレンジを促進します。特に女性については、大学などにおける保育環境の整備を含め、子育てなどで離職した女性の学び直しと再就職やリカレント教育を一体的に行う仕組みづくりなど、地域と教育機関などの連携によるキャリア形成支援を充実します。高齢者については、地域における関係機関が連携し、学び直しが地域活動や就労・起業などと連動する仕組みづくりを推進します。

173 教育委員会改革の推進、町村教育委員会への支援強化

地方分権を受けて、地方自治体の教育政策決定や教育行政運営において、首長や地方議会の役割が高まっています。いじめ問題では教育委員会に対し形骸化や名誉職化といった批判があつたため、平成26年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正しました。教育の政治的中立性を確保しつつ、地方自治体の教育行政に民意を反映させ、効率的・迅速な運営を可能とすることを目指した法改正の趣旨に則り、引き続き、教育委員会改革を推進します。また、様々な課題を抱えているにもかかわらず、事務局体制が十分でない教育委員会に対する支援策を検討するとともに、教育委員会の運営の活性化のための教育委員への研修を実施します。

174 真に教育基本法・学習指導要領に適った教科書の作成・採択

「教育基本法」が改正され、学習指導要領が改訂された後も、自虐史観に立つなど、偏向した記述の教科書が存在したことから、安倍政権において、教科書検定基準を改正しました。

政府見解があるものについてはきちんと書かせ、特定の学説のみを記載して子供たちが誤解するといったことがないように抜本的改革を進め、全体的に記述の大幅な増加や内容の充実がみられました。また、学習指導要領を改訂し、領土に関する記述が大幅に増加しました。また、学習指導要領の改訂に併せて、検定基準のさらなる見直しを行いました。この方向性を一層推し進めます。

さらに、教科書採択の制度を定めた「教科書無償措置法」を改正し、各教育委員会や国立大学付属学校や私立学校に、採択した結果や理由などの公表に努めることを義務付けました。また、高等学校や高等専修学校においても、設置者は教科書の採択結果やその理由を公表すべく、働きかけを行っていきます。教科書採択にあたっては、国民から疑念をもたれないように、今後とも、採択権者の権限と責任により適切な採択が行われるよう、教科書発行者、教育委員会・学校関係者に対し、採択における公正確保などを徹底します。

175 格差克服のための教育の推進

貧困の連鎖を断ち切り、「一億総活躍社会」や「地方創生」を実現するためには、教育における格差を克服し一人ひとりの能力を向上させることは喫緊の課題です。そのため、学校が全ての子供に基礎学力を保障できるよう、学力課題校の解消やいじめ・不登校・中退などの課題を抱える子供への支援に取り組みます。また、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく教育費負担の軽減を図るため、幼児教育の無償化、就学援助に係る補助の充実、私立高校授業料の実質無償化など高校生等への修学支援の充実、高等教育段階における新たな修学支援制度に基づく授業料減免や給付型奨学金の着実な実施など、経済的支援の充実を図るとともに、「卒業後拠出金方式」を検討します。さらに、困難を抱える家庭に寄り添った伴走型の家庭教育支援員の養成・配置促進による訪問型家庭教育支援の充実や親の相談・交流の居場所の提供、原則無料の学習支援の充実や図書館を活用した読書や自然体験活動を通じた親子の学びの推進などにより、学校だけでなく、家庭や地域の教育力向上を図ります。

これらの取組みが真に実効性のあるものとなるよう、国及び基礎的自治体に、教育支援も含めた貧困家庭に対する支援を行う総合的なワンストップ窓口を整備するとともに、「教育格差克服モデル都市」を設け、教育格差の克服を図るモデル的な取組みを確立・発信していきます。また、格差克服が様々な社会的便益をもたらすというエビデンスを整備し、教育財源を確保するとともに、民間資金を含む多様な資金を活用するため新たな制度の導入も検討します。

176 子供たちの夢を徹底的に支援するための教育費負担の軽減

家庭の経済状況にかかわらず、次代を担う全ての子供たちが共通のスタートラインに立ち、誰にでも

チャンスがある社会を実現するため、各学校段階で教育費負担の軽減のための取組みを強化します。小学校就学前段階においては幼児教育の無償化を実現します。義務教育段階においても、就学援助に加え、家庭の経済状況に左右されることなく、国公私立を通じて、子供たちの意欲や能力に応じた学校選択が可能となるよう、私立小中学校児童生徒への授業料負担の軽減などに取り組みます。高等学校段階については、令和2年4月から、高等学校等就学支援金を拡充し、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現するとともに、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金の充実を図っていきます。

また、高校等専攻科について、実態を踏まえた教育費支援のあり方を検討します。

高等教育段階においては、国公私立大学などの授業料免除を充実するとともに、大学等奨学金事業における「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を導入しました。さらに、専門学校生も含め、新たな修学支援制度に基づき授業料減免や給付型奨学金を着実に実施するとともに、「卒業後拠出金方式」を検討します。また、博士課程学生へのフェローシップ、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの充実など経済支援を検討し、学生全員が安心して学べる環境を整備します。

177 多様な個性を最大限に伸ばす教育の実現

多様な個性に対応し一人ひとりの力を最大限に伸ばす教育は「一億総活躍社会」の礎です。全ての子供が能力を伸ばし活躍できる社会の実現に向け、個に応じたきめ細かい教育を実現します。保護者の不安を解消し一人ひとりの個性への理解を深め、子供たちを温かく見守ります。

一人ひとりの学習状況にきめ細かく対応するため、学校の指導体制の強化、習熟度別少人数指導など、オーダーメイド型指導の推進、放課後や土曜日などを活用した補充的・発展的な学習や、「地域未来塾」などの学習支援の場を拡充します。また、特に優れた能力を持つ子供の力を開花させられるよう、大学などとの連携も含め、各学校、地方自治体などでの多様な学びの場を充実します。

教育支援センターの充実や夜間中学の設置促進・教育活動の充実、高校中退者などの高卒資格取得等に向けた学習相談・支援、特別の教育課程を編成する学校の整備など、また、隠れた能力を引き出すためのICTなどの活用も推進します。さらに、外

国人をはじめ日本語の指導を必要とする子どもたちも力を伸ばし活躍できるよう、地域での教育体制整備、高校進学の拡大やキャリア教育支援などを含めた取組みを強化します。

178 「特に優れた能力をさらに伸ばす教育、リーダーシップ教育」の調査研究

多様な個性が長所として肯定され生かされる教育の実現には、一人ひとりの長所や強みを最大限に生かす視点が重要です。このため、社会の理解を醸成しつつ、国内外の実践事例について幅広く知見を収集し、特に優れた能力やリーダーシップなどの資質を最大限に伸ばす多様な教育を推進します。

179 地域と学校の連携・協働による社会総掛かりでの教育の実現

「教育基本法」に定める学校・家庭・地域の連携をさらに進め、社会総掛かりで子供を支えていくことが重要であり、「社会教育法」に基づき、地域住民などの協力による放課後や土曜日などの学習・体験活動などの地域と学校が連携・協働して地域全体で子供を育てる活動（地域学校協働活動）や、家庭教育支援、図書館なども活用した親子の読書活動などを推進します。地域住民などのネットワーク化と学校との連絡調整を図る「地域学校協働活動推進員」の配置の充実などにより、「地域学校協働本部」を整備し、令和4年までに全ての公立学校において、地域学校協働活動が推進されるよう支援します。これにより豊富な知識・経験を持つ地域の退職者、企業・団体など外部の人材が、放課後や土曜日などにおける学習、総合的な学習の時間や道徳などにおいて、その社会体験を活かした支援を行う体制を構築します。特に、経済的な理由や家庭の事情により、学習が遅れがちな子供たちへの原則無料の学習支援（地域未来塾）の取組みを積極的に推進します。

地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一緒にとなって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換していくため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進が不可欠です。コミュニティ・スクール（学校運営協議会を置く学校）の導入を教育委員会の努力義務とした「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和4年までに全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、市町村や学校などの取組みを強力に支援します。さらに、地域から学校を支えるとともに、地域の活性化を図るため、高齢者をはじめ地域住民などがボランティアや地域活動に参画しやすい環境を整備することが必要です。このため、

高齢者などの地域住民などが活躍するための学びと実践の場を創生するなど、地域社会において全ての世代が活躍できる環境を充実します。

180 深刻ないじめを無くし、一人ひとりを大切に

「いじめは絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、その一方で、「どの学校にもいじめは起こりうる」との危機感もあわせ持ちつつ、加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない教育を実現します。第一に守るべきは、いじめの被害者です。いじめを繰り返す児童生徒への出席停止措置や、行為が犯罪に該当する場合は警察に通報する、道徳教育の徹底など、今すぐできる対策を断行するとともに、いじめ対策に取り組む地方自治体を、国が協働しつつ指導を徹底し、財政面などで強力に支援します。

いじめが背景にあると疑われる痛ましい自殺事案が後を絶ちません。「いじめ防止対策推進法」に基づく総合的ないじめ対策が全国で確実に実施されているか点検するとともに、同法が真に実効的な内容であるか徹底的に議論し、国、地方自治体及び学校が有機的に連携しながら、組織的にいじめ対策を推進できるような方策を講じます。また、インターネット内での問題行動に対する取組みも強化するとともに、いじめの予防及び早期解決に向けて地方自治体を支援するため、緊急時にいじめ・自殺など対策の専門家を派遣するなど国の体制を整備します。

181 不登校・中退の未然防止や児童虐待対応などにより、若者に明るい未来を

不登校や中退を経験した者は、その後の就学・就業に苦しみニートやフリーターになる割合が高く、不登校・中退の未然防止や学校復帰・学習支援は喫緊の課題です。また、児童相談所への虐待相談対応件数は平成29年度には13万件を超えるなど、児童虐待は深刻な社会問題となっています。

不登校・中退の未然防止や児童虐待対応のためにには、「チーム学校」の理念のもと、教師と専門スタッフなどが役割を分担し連携・協力して生徒指導に取り組むことが重要です。児童生徒支援担当の専任教諭の配置拡充に加え、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置充実を図り、学校の教育相談機能を強化します。具体的には、令和元年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に、スクールカウンセラーを全公立小中学校（約2万7500校）に配置するとともに、将来的には全公立小・中・高等学校（約3万校）で常

時相談できる体制を整備することを目指します。また、児童生徒や学校を取り巻く問題に関して法的側面からの助言を行うスクールロイヤーの配置を目指します。

さらに、不登校の子供に対する支援を強化するため、教育支援センター（適応指導教室）へのスクールカウンセラーの配置などによる機能強化や設置促進を行うとともに、不登校の子供に配慮した特別の教育課程を編成する学校の全国展開や、学校外で学ぶ子供たちへの支援、夜間中学の設置促進・教育活動の充実と就学希望者への積極的支援、教育支援センターや不登校特例校との連携強化などの施策を一体的に実施します。

182 高等学校卒業程度認定試験の実施における地方との協働

8万人を超える高等学校段階の不登校者及び中途退学者の今後の進学・就職を支援することは、若者の可能性を広げるのみならず、経済的な自立や地域社会の担い手を育成する上で大変重要です。このため、この支援策として不可欠な高等学校卒業程度認定試験について、例えば都道府県による受験生への試験案内や進路変更に係る教育相談、試験会場の提供など、国と都道府県が互いの役割を果たしながら緊密に連携し、認定試験を実施していきます。

183 公私間格差の是正・私学助成の拡充

公教育において私学が果たしてきた重要性に鑑み、私学の建学の精神を尊重しつつ、「私立学校振興助成法」の目的の完全実現（教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性向上）により、公私間格差の解消を図ります。また、私立大学については少子化を見据えた経営改革や社会からの要請と期待に応える抜本的な変革を行うとともに、まずは経常的経費の1割以上を確保し、2分の1を目標に私学助成を充実します。併せて、高等学校以下の私学助成についてもさらなる充実を図ります。

184 教育の政治的中立性の徹底的な確立

平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「18歳以上」へと引き下げられました。平成28年の参議院選挙では高校3年生のクラスに有権者がいるというこれまでの高校教育では経験したことがない状況となりました。選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げたのは政治の決断です。その政治の決断により、学校教育の現場が混乱することはあってはなりません。そのため、平成27年に自民党政

務調査会文部科学部会において、「選挙権年齢の引下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言」を取りまとめました。本提言に基づき、政治的中立性を厳に確保し、間違っても学校教育に政治的なイデオロギーが持ち込まれることがないよう、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すための「教育公務員特例法」の改正、及び法の適用対象を義務教育諸学校限定から高等学校などに拡大する「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」の改正を行います。

185 教師力の向上

学校教育の成否は教師の力量にかかっています。次代を生きる子供たちが身に付けなければならぬ資質・能力を踏まえ、教師力の一層の向上を図ります。

このため、第一に、教師を目指す学生や現職教師の学びを支援するための方策として、養成・採用・研修を一貫した教師育成を目指します。具体的には、平成29年4月に施行された「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」に基づいて全国的に整備された、教育委員会と大学等からなる協議会やその議論を踏まえた資質の向上に関する指標等の新たな枠組みの活用を図ります。また、学習指導要領の改訂等を踏まえ、平成31年4月に入学した学生から全国の大学等で適用されている新しい教職課程や、教職課程において共通に修得すべき資質能力を示した教職課程コアカリキュラムに基づいた教員養成を推進し、新たな時代に対応した質の高い教師の確保・資質の向上を図ります。さらに、研修の高度化・効率化を進めるとともに、各学校における教師の研修機会の確保や校内研修の活性化などのため、代替教師を含めた教職員数の確保をはじめとする職員体制の充実を図ります。

第二に、学校の教壇に優れた人材を教師として確保することが重要であり、教師に対する尊敬、信頼、名誉などの社会的評価を高める方策として、「人材確保法」の初心に立ち返った処遇の改善を図ります。また、「教師インターン制度」など、採用の前または後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組みの導入や選考過程において教職大学院での評価の活用などの適性重視・人物重視の採用システムの整備を進めるほか、各教育委員会が教師養成に一定の責任を持つ「教師塾」の全国展開を促進します。さらに、多様な人材を確保する観点から、社会人から教師への登用の倍増（教師採用数の約1割）を目指します。

さらに、教師の社会的地位の向上及び子供や保護

者、地域住民などが教師の担う職務への理解を深める日として、学制公布 150 年(令和 4 年)に向けて、近代教育制度を定めた学制の発布日である 9 月 4 日を「教師の日」として制定し、顕彰とともに、法令用語を含め「教師」に統一します。

186 わいせつ教師などを排除するための教員免許管理システムの機能強化

教師による児童生徒へのわいせつ行為はあってはならないことであり、こうした行為を行った教師は原則として懲戒免職処分となり免許状が失効することとなっています。その上で、こうした教師が他の都道府県で過去の違反や免許状の失効を隠したまま再び教壇に立ち、同様の行為を繰り返すこともあってはなりません。

懲戒免職などによる免許状の失効の履歴も含めた免許情報の全国一元的な管理や、採用時に教師が所持する免許状の有効性や失効などに関する情報を確認しやすくするため、全国の都道府県教育委員会をつなぐ教員免許管理システムの機能を強化します。

187 チーム学校の実現

社会の複雑化に伴い、教育に対する国民のニーズも多様化・高度化しています。学校がそのような声に応えていくためには、学校自体も多様化・高度化対応型の学校に進化する必要があります。学校に多様な人材が参画し、「チーム学校」のリーダーである校長の適切なマネジメントのもと、教師と教師以外の多様な人材がそれぞれの専門性を十分に發揮して教育活動を行う「チーム学校」を実現します。

「チーム学校」を実現していく上で、学校教育の中核を担う教師が何よりも重要です。そのため、教職員数の確保をはじめとする職員体制の充実など、優秀な人材を確保するための総合的な方策を講じます。また、学校全体の教育力を高めるため、教師と専門スタッフが連携・分担して教育活動にチームとして取り組むことができる環境を整備します。特に、心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーについては、どの学校にも日常的に配置が行われるようにすることで、いじめや貧困といった問題への対応を強化します。

子供たちの教育をさらに充実していくためにも、学校と地域が目標やビジョンを共有し、学校・地域人材によるチームを形成することが重要です。そのため、コミュニティ・スクールの導入を加速させるとともに、地域住民などの協力による放課後や土曜

日の学習・体験活動などを推進するための体制を整備することにより、学校と地域の連携・協働を強化します。

「チーム学校」が有効に機能するためには、校長のリーダーシップが重要です。教職大学院等も活用しながら、管理職や主幹教諭、指導教諭の育成を進めます。また、校長がリーダーシップを十分に発揮できるためには、校長を補佐する体制を充実させることが必要です。そのため、主幹教諭を倍増させ、全校に配置するとともに、学校の経営企画機能を飛躍的に強化するため、事務職員の職務の見直しや適正な配置の推進を行います。

188 学校における働き方改革の実現

世界的に大きな成果を上げてきた、質の高いわが国の学校教育を持続可能なものとし、さらに発展させるため、勤務時間管理の徹底、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化などの学校の指導・運営体制の強化・充実等を通して、教師の長時間勤務を是正し、学校における働き方改革を推進します。

189 安全・安心な学校環境の構築

学校施設は、子供たちの学習・生活の場のみならず、災害時には避難所としての役割（命を守るシェルター機能）も果たし、また、地域コミュニティの拠点として高齢者や障害者なども活用するものであり、一億総活躍社会の実現や地方創生、国土強靭化、国民保護のための拠点となる重要な施設です。

しかしながら、学校施設の多くが老朽化し、安全面・機能面での不具合が多く発生するなど大きな問題を抱えていることから、安全・安心な学校施設を実現するため、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策、トイレ環境の改善、空調整備、バリアフリー化など喫緊の課題にしっかりと取り組みます。また、計画的な老朽化対策を実施するため、改修して長く大事に使う長寿命化を推進します。さらに、国公立に比べ遅れている私立学校施設の耐震化について、早期の完了に向けて集中的に支援します。加えて、大規模地震などの災害時には地域の避難所として重要な役割を果たしている公立体育館などについても、天井材などの非構造部材を含めた耐震化などの老朽化対策を加速します。

併せて、災害時においては学校施設が避難所となることから、独立して域外と連絡可能な通信設備の設置や、自家発電設備、備蓄倉庫、井戸や給水槽、入浴設備の設置、避難所へ炊き出しを提供する給食施設の整備など、学校施設の防災拠点としての整備を進めます。さらに、地方自治体が財政上、困窮し

ていることに鑑み、国からの支援の強化に努めます。東日本大震災の教訓を生かし、保護者が帰宅困難になった際などに、子供を学校に留め置いて安全を確保するなど、保護者や子供の立場に立った災害対応体制を国公私立を通じて整備します。地震・台風・火災などの災害を身近な危険として認識し、日頃から備え、災害の被害を防ぐため、地域の実情にあった「防災教育」を充実します。併せて、通学路の安全を確保するなど、子供が安心して通学できる学校環境を整備します。また、あってはならないことですが、弾道ミサイルによる武力攻撃事態やテロ攻撃に対しても、設置者や学校長が「国民保護法」に基づく国民保護計画に即して、学校の危機管理マニュアルを不斷に見直し、地方自治体が開催する訓練に参加することなどにより、Jアラートを通じて緊急情報が発信された際に適切に対応できるよう、学校における安全を確保する万全の取組みを促していきます。

190 学校の適正規模・適正配置の推進

今後、少子化のさらなる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなるといった課題が顕在化することが懸念されています。子供たちのことを第一に考え、教育的な視点からこうした課題の解消を図っていく必要があります。こうした中、公立学校の設置者である地方自治体が、学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることができるよう、統合による学校の魅力化に関する好事例を創出するとともに、学校の小規模化への対応について各地方自治体の積極的な検討を促し、支援します。

なお、地域コミュニティの核としての学校の役割を十分に考慮し、地域の総力をあげて、小規模校のメリットを活かしデメリットを緩和しながら学校の存続を図る場合についても支援します。

191 幼児教育の質の向上充実・強化と幼児教育の無償化

幼児期の教育は、「教育基本法」に定めるとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に、全ての子供に質の高い幼児教育を保障することは極めて重要な意義を有しています。このため、幼児の発達や特性を踏まえつつ、小学校教育との円滑な接続を図る観点などから幼児教育の内容を充実するとともに、幼稚園教諭、保育士などの待遇改善や資質能力の向上、地方自治体における幼児教育の推進体制の充実などを図り、幼児

教育の質の向上に取り組みます。

併せて、全ての子供に、家庭の経済状況にかかわらず、安心して幼児教育を受ける機会を保障するため、幼児教育の無償化を実現します。また、幼児教育の振興に関する施策を総合的に推進するため、「幼児教育振興法」を制定します。

192 家庭教育の支援体制強化

家庭教育は全ての教育の出発点であり、「教育基本法」では、保護者が子供の教育について第一義的責任を有すること、国や地方自治体が家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育支援に努めるべきことを定めています。親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、地域の人材の力を活用して、学校などとの連携により家庭教育に関する保護者の悩みや不安を解消し、家庭教育の充実につなげる「家庭教育支援チーム」の全市町村への普及を図り、家庭教育の支援体制を強化します。また、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援を実現するため、子育て支援や保健などの福祉サービスと家庭教育支援とを一体的に提供する体制の整備を図ります。さらに、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため、「家庭教育支援法案」を制定します。

早寝早起きや朝食摂取などの子供の望ましい基本的な生活習慣を育成するために、企業と連携した取組みや、中高生以上の世代も含めた普及啓発を推進します。

193 読解力を高める国語教育

国語科は各教科などの学習の基盤であり、小・中・高等学校を通じて国語教育の一層の充実を図ること、特に、読解力の向上を通じて、各教科における知識・技能や、思考力・判断力・表現力の育成を重視することが必要です。そのため、国語科の授業について、「子供の言語能力を育てる授業」へと改善し、高等学校においては科目構成を見直し、実社会・実生活に生きて働く国語の能力や、多様な文章などを多角的な視点から理解し、創造的に思考して自分の考えを形成し、論理的に表現する能力の育成を目指します。

194 外国人が日本社会で活躍するための日本語教育

日本に在住する外国人が社会に溶け込み、また活躍する環境を整備するため、公立学校における外国人の子供の日本語能力や学力を保障するための指導を行う教師や指導員の配置など、学習者の日本語能力に応じたきめ細かな受け入れ体制を構築します。

195 真に外国人との友好を築く日本語教育

人口減少の時代に突入したわが国で生活する外国人の活躍はわが国に活力を与えてくれます。そのためには外国人の方たちが日本語を習得する必要がありますが、外国人の大人に対する日本語教育の体制は、国、地方のいずれにおいても十分に整備されているとはいえない。外国人が日本語を学習する機会を確保するためには、日本語教育の質と量を十分に確保することが必要です。今年成立した「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」などを継続的に実施・充実させるなど、真に外国人との友好を育むための環境整備を行います。また、海外における日本語の普及にも取り組みます。

196 一人ひとりを大切にし、充分に力を伸ばす特別支援教育

「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、発達障害を含む障害のある子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、切れ目ない支援を行える体制を整備します。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実のため、早期発見や乳幼児期から学校卒業後まで切れ目ない発達支援・相談対応などを行える仕組みの充実を含め、障害のある児童生徒への必要な教育支援体制の整備、特別支援学級などの対象となる児童生徒に係る「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成義務化を踏まえた活用の促進、通級による指導の充実や特別支援教育コーディネーターの専任化のための教職員定数の改善、特別支援教育支援員の配置促進、医療的ケアを必要とする子供のための看護師などの学校への配置拡充、ICTなどの技術を活用した教材などの研究や指導内容・方法の工夫改善などに取り組みます。併せて、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上や全ての小・中・高等学校の教師が特別支援教育に関する一定の知識・技能を身に付けられるようにします。

また、自立と社会参加を実現するため、障害のある生徒に一層配慮した高校・大学入試の実施、個々の特性や能力に応じたキャリア教育・就労支援の充実、就労支援コーディネーターの配置拡充、高等学校における通級による指導の制度化を踏まえた実施のための体制整備や特別支援学級の制度化の検討、学校卒業後の能力維持・向上のための継続的な学習機会の充実などに取り組みます。

197 受験一辺倒でない多様な選択肢を持つ教育

人材育成に関する社会の要請に応えるため、普通高校以外に、実践的な職業教育を行う専門高校を整備するなど、多様性・専門性のある選択ができるようになります。専門高校については、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成するため、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（プロフェッショナル型）」の充実などにより、企業や大学などと連携して、社会の変化や産業の動向などに対応した実践的な職業教育を推進します。特に、農林水産高校においては、農林水産業界や関連産業などと連携して農業経営に関する学習の充実を図るなどの取組みを進めます。また、多様化する生徒のニーズに応えて、高校と同じ期間で職業を中心に学ぶことができる高等専修学校（専修学校高等課程）を支援していきます。

また、高等教育における産学連携を強化するとともに、専修学校において、地域企業などとの組織的な連携を進め、地域の人材ニーズに対応した実践的な職業教育の質の向上に取り組みます。現状の専修学校・各種学校の存在意義を十分認識して、他の学校群との制度的格差の解消を目指し、財政的支援や教育内容の充実に向けての公的支援などを図ります。

大学、専修学校などと産業界・地域社会とのより幅広い連携協力のもとで、中核的役割を果たす専門人材の養成に取り組みます。地域密着型のコミュニティカレッジ化により、技能習得と就労を支援します。

198 若者の自立・自活を促すキャリア教育と職業教育の推進

産業構造の変化や社会経済情勢の変化に伴い、国民が自ら主体的に生きることができる能力及び態度を養うことができるようにキャリア教育を推進します。そのためキャリア教育推進の理念や基本事項などを定める「キャリア教育推進法」を議員立法で制定します。

国・地方自治体において、発達段階に応じた指導方法の確立、体験的な学習活動の促進、障害のある児童生徒への配慮、ニートなどの体験活動の実施などの措置を講じます。学校では、体験的な学習活動の充実を図ります。大学などはインターンシップを正規の教育課程として位置づけ、指導方法の改善、教材の開発が促進されるようにします。

また、総合的、体系的かつ効果的な推進を図るた

めの連絡調整を行うために、文部科学省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成するキャリア教育推進会議を設置します。都道府県は、区域におけるキャリア教育を推進するため、都道府県の関係機関、教育関係者、事業者、事業者団体などをもって構成する都道府県キャリア教育推進協議会を設置します。なお、インターンシップが事実上の就職活動とならないように配慮します。地方や中小零細企業が受け入れる際の負担を軽減するなどの措置を講じます。学校現場への繁忙を取り除くための適切な配慮をします。「キャリア教育推進法」の制定によって、わが国全体でキャリア教育・職業教育を推進する体制を実現します。

199 高等教育政策・大学政策の積極的な推進（大学ピックバン）

「大学力」は国力そのものであり、質・量両面の充実・強化が必要です。大学の持つ教育機能を抜本的に強化し、学生を鍛え上げ社会に送り出していくための教育改革を加速します。そのためアクティブ・ラーニングの推進など授業方法を質的に転換し、学修成果の可視化や大学教員の教育能力の向上、学修環境の整備など、教育改革に取り組む大学や教員への支援を強化します。

すなわち、大学教育の質の保証を徹底するための全体的な制度（設置基準や大学評価など）を充実するとともに、大学教育の改革に取り組む大学への資金の重点配分を行います。

また、今後の18歳人口の減少と、地域における質の高い高等教育機会を確保する観点を踏まえつつ、大学の連携・統合・撤退などの改革構想を明確にします。加えて、社会人の学び直しなど、社会からのニーズに大学が的確に対応できるよう、大学改革への支援を推進します。

国立大学については、地方創生への貢献、グローバル化への対応やイノベーション創出等の社会からの期待に応えるため、学部・研究科などを越えた予算や人材などの学内資源配分の最適化、年俸制やクロスアポイントメント（混合給与）の導入、年功序列などの現行人事・給与システムの抜本的改革、戦略的な施設マネジメントの取組みを進めるとともに、運営費交付金や施設整備費補助金などを通じた戦略的・重点的な支援を強化することで、国立大学の有する教育研究・社会貢献の機能を強化します。

また、開かれた教育と研究体制をつくり、学長のリーダーシップを強化するため、抜本的なガバナンス改革を行うこととし、学長と教授会の役割の明確化や、学長を支えるスタッフ（理事、副学長、財務

などの専門スタッフ）の抜本的強化、学長裁量経費の充実などを行います。

私立大学は、全大学の約8割を占め、学生数は全学生数の7割を超えるなど、わが国の学校教育に大きな役割を担っています。少子化の進展など、私立大学を取り巻く環境が厳しさを増す中で、私立大学が社会から信頼され、健全な発展を遂げていくよう、私立大学のガバナンスの強化や戦略的財政支援など、私立大学の総合的な振興を図ります。私立大学の収入の約8割は学生納付金であり受益者負担が重いので、国公私立大学の設置形態論・経費の受益者負担論の見直しなどを行い、多様な財源の確保による安定的な経営を可能にするため、寄附の拡大や受託研究・共同研究の受入れの促進など、企業などの協力も得ながら、民間資金を自主的・積極的に調達するための環境整備を推進します。

大学同士だけでなく、地域共創（大学と地方・地域社会、産業の連携）運動を積極的に推進するとともに、大学の多様な取組みについて情報の国内外への発信を推進します。さらに、学生の学修時間の確保や留学などの多様な機会を確保し、大学などが社会の要請に応える人材の育成を行うため、適切な就職活動時期の定着に取り組みます。また、地域や産業界のニーズを踏まえた実践的・創造的技術者教育の充実やグローバルに活躍する技術者育成の強化などの改革を進める高等専門学校を重点的に支援します。

200 新たな時代を生き抜く真の学ぶ力を育成する高大接続改革の推進

新たな時代に向けて国内外の大きな社会変動が起こっている中、確実に学力を身に付け、人生を自ら切り開き新たな価値を創造していく力を培う教育が重要です。これに対応するため、時代に沿った柔軟かつ機敏な視点を持ち、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性」を確実に育成する高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜へ抜本的・一体的に改革します。

高等学校教育改革では、①これから時代に求められる資質・能力を育成するという観点に立った教育課程の見直し（高等学校学習指導要領の改訂）を行い、②課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深い学び、（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習・指導方法を充実するとともに、③生徒の日々の活動を通じた幅広い資質能力の多面的評価の充実を図るとともに、多様な学習成果を測定するツールの一つとして「高校生のための学びの基礎診断」を導入しました。これらを引き続き推

進し、高等学校教育の質の確保・向上に取り組みます。

大学教育改革では、各大学において、教育理念に基づき、①どのような能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位を授与するのかについての「卒業認定・学位授与の方針」、②卒業認定・学位授与の方針を達成するための「教育課程編成・実施の方針」、③こうした方針を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかについての「入学者受入れの方針」のそれぞれの方針が一貫性を持つ明確なものとして策定されるようにするとともに、これらの三つの方針に基づく充実した大学教育の実現を推進します。

大学入学者選抜改革では、各大学の個別選抜を、入学者受入れの方針の明確化と、その内容の入学者選抜方法への具現化を通じて、学力の3要素を多面的・総合的に評価する選抜方法をとるものに改善していきます。また、共通テストである大学入試センター試験に代えて、記述式問題などを通じて、より思考力・判断力・表現力を評価できる「大学入学共通テスト」を導入するとともに、その着実な実施と受験が促進されるために必要な環境整備に取り組みます。

これにより、学力の3要素をもって多様な人々と協働する態度を養い、リーダーシップ、企画力や創造力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどを備えた人間を育成します。さらに、これらの改革を推進するための体制の整備・強化など財政支援に取り組みます。

201 成長戦略のための高等教育改革

グローバルな競争激化や人口減少社会の到来に対応し、日本社会・経済の活力を維持するためには、イノベーション力・クリエイティビティの強化や労働生産性の向上が不可欠です。このためには、文理を横断したリベラルアーツ教育やデータサイエンス教育を進めることにより、幅広い知識と深い専門性をもった人材を育成する大学教育を実現するとともに、高度専門職業人養成を目的とする専門職大学院が、サービス産業などの生産性向上に一層貢献できる人材を輩出するなど、成長戦略の拠点となることが求められます。特にビジネススクールについては、今後のわが国の経済社会を牽引する高度経営人材を輩出するために、産業界と連携し新たなビジネス教育モデルの創出やステークホルダーの視点を取り入れた評価の導入などにより、教育の質的向上を図ります。

さらに、人生100年時代の到来に備え、大学などにおける社会人や企業などのニーズを踏まえた実

践的・専門的なプログラム（職業実践力育成プログラム（BP））を認定することにより、社会人のキャリアアップや学び直し（リカレント教育）を推進します。

202 専門職大学などにおける専門職業人の養成

これから時代を担う「職業人としてのプロ」の育成を目指すために制度化した専門職大学などにおいて、変革の時代に対応した個人の能力の磨上げや学び直しのための教育を提供し、時代を先取りした学校教育と職業教育の新たな融合形態を作り上げ、実践的な職業教育を推進します。また、専門職大学などにおいては、変化の激しい時代を主体的に生きる質の高い専門職業人養成機関として、産業界との連携などを推進し、社会ニーズに即応した人材養成を進めます。

203 高等専門学校における教育・研究の充実

実践的技術者の育成機関として国内外から高い評価を受けている高等専門学校について、時代の変化や進歩に対応した教育機関として財政面も含めさらなる支援を行い、技術立国日本にふさわしい人材育成を実現します。同時に地域産業界との連携により地域の潜在力を掘り起こし、地方の雇用を拡大し地方創生に取り組みます。

204 地方大学などの活性化を通じた人口減少克服

若年層人口の東京一極集中を解消するためには、地方の大学・高等専門学校が一層魅力ある存在となることが不可欠です。このため、「地（知）の拠点大学」が自治体や地方企業などと連携して行う人材育成などの取組みを支援するとともに、国立大学や私立大学に対する地域の強みを活かした教育研究の機能強化の取組み支援、公立大学の教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化を図るための取組みを推進します。さらに、大学生が地方企業へのインターンシップなどに参加する取組みを支援するとともに、都市部の優れた大学が行う授業を地方においても受講できるようにするための取組みへの支援を行います。加えて、初等中等教育段階においても、地域に愛着と誇りを持って地域を支える人材を育てるとともに、地域学校協働活動など、学校を核として、学校と地域の連携・協働により地域力を強化する取組みを推進します。

205 国立大学法人運営費交付金などの安定的な確保

わが国の基礎科学の中核を担っているのは、多様な人材が集い、教育活動や研究活動を行っている大学です。近年、その安定的な教育研究活動を支える基盤的経費（国立大学法人運営費交付金及び施設整備費補助金、私学助成）が減少傾向にありました。しかし、国立大学法人運営費交付金について平成28年度予算以降、前年度同額程度を確保しており、令和元年度予算においても対前年度同額を確保しました。平成31年度予算においては、私立大学等経常費補助金について対前年度比5億円増を確保しました。

しかしながら、教員数の維持や施設・設備の管理・運用などで、多大な困難が生じているとの指摘は未だ解消されていないため、わが国の基礎科学を強化する観点からも、これらの基盤的経費を安定的に確保します。その上で、各大学の機能強化の方向性に応じた取組みをきめ細かく支援するため、「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進」「分野ごとの優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進」「世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進」など国立大学法人運営費交付金の中に創設した重点支援の枠組みを通じて評価に基づいたメリハリある配分の実施、客観的な成果指標に基づく新たな資源配分の仕組みの導入、学長裁量経費を通じたマネジメント改革を促進するほか、新たな社会経済を展望した大胆な発想の転換のもと、学問の進展やイノベーション創出に最大限貢献する組織へと自ら転換する国立大学を実現します。

私学助成についても、総額の確保はもちろんのこと、努力する大学へのインセンティブとなるような戦略的かつ厳格な評価に基づいたメリハリある配分を行います。

206 評価制度の抜本的改革と情報公開

大学の教育研究活動の質を保証し、向上させていくためには、評価制度を抜本的に改革することが不可欠です。大学が自律的に改革を行うインセンティブを働かせるため、学修時間や卒業生の満足度をはじめとする成果指標を定め、教育成果の「見える化」、情報公開を進めます。

207 大学院教育の抜本改革

大学院について、研究活動のみならず教育活動を一層重視し、文系・理系それぞれの設置目的に応じた多様性を確保して、体系的かつ組織的な高度人材の育成の取組みへの支援を強化します。特に、社会の多様な場で活躍する人材を育成・確保するため、

産業界などの密接な連携・協力を推進し、専門分野の枠を超えた体系的な博士課程の構築や、社会人が学べる環境の整備など、大学院における教育活動を強化します。

新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学・研究機関などが連携した「卓越大学院」を形成します。そのため、優秀な若手教員を惹き付けるための環境整備や、優秀な大学院生への経済的支援などの資金の重点的支援を行います。

208 若手研究者の活躍促進

若手研究者への支援に重点化して安定的なポストを大幅に増やすとともに、大学院生への多様な財源による経済的支援を行います。また、優秀な研究者が大学や公的研究機関、産業界の枠を超えて活躍できる環境を整備します。加えて、キャリアパスを多様化するため、産業界と連携した若手研究者や大学院生に対する企業家・イノベーション人材育成を実施するとともに、産業界の研究職や知的財産管理などの研究支援に携わる専門職などの活躍を促進します。公的研究機関などにおける、ポスドクなどを対象とした専門人材育成の取組みを支援し、活躍機会を拡大します。若手研究者が自立して研究に専念できるようにするために、プロジェクト雇用における専従義務の緩和や研究以外の業務の負担軽減等を進めます。

209 「留学生30万人計画」と学生・研究者の国際交流の積極的推進

特定の国・地域に偏ることなく、優秀な留学生を戦略的に獲得します。世界的な外国人留学生の獲得競争の中で、日本で学ぶ留学生や研究者が増えるよう、海外拠点を活用した教育研究活動に関する情報発信の強化や現地入試などを促進するとともに留学生の適切な在籍管理を行います。また、地方自治体や大学、民間団体、NPOなどが連携したインターンシップの実施、卒業・修了後の就職支援など産業界をはじめとする社会の受け入れの推進を図ります。

日本経済を再生するには、グローバルに活躍できる「強い」日本人の育成が必要であり、意欲と能力に富む全ての学生に留学の機会を与える環境整備を進めます。このため、海外留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」による留学機運の醸成を図るとともに、必要な留学などの経費の支援に係る官民が協力した海外留学支援制度の運用や就職活動への影響の回避、語学力の向上など、留学しやす

い環境を整備します。

世界水準の教育研究活動を展開するためには、海外から優れた研究者を受け入れ、協働で研究活動に取り組むことが不可欠であり、奨学金の充実や受入れ機関の体制整備、周辺の生活環境の整備などを推進し、優秀な留学生や海外からの研究者の受入れを大幅に拡充します。また、柔軟なアカデミック・カレンダーの導入や留学支援体制の充実など、学生交流を促進する体制作りの取組みや、わが国にとって戦略的に重要な国・地域の大学との国際教育連携の促進などを通じて、大学の徹底した国際化を推進します。

210 「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ立国」の実現

スポーツを国家戦略として推進するため、わが党主導により議員立法で制定した「スポーツ基本法」に基づき、「スポーツ立国」を実現するための諸施策を強力に推進するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツ・文化・教育・科学技術による取組みの効果を全国に波及させ、日本全国を活性化させます。スポーツ庁を中心とし、関係省庁一体となり、国際競技力の向上はもとより、スポーツを通じた健康増進・障害者スポーツの推進、地域や経済の活性化、国際貢献などに取り組みます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会で日本代表選手が活躍できるよう、競技団体向けの選手強化費や次世代アスリートの発掘・育成、女性アスリートの支援を充実させるとともに、スポーツ医・科学などを活用した支援やナショナルトレーニングセンターのオリンピック競技・パラリンピック競技共同利用進めるなど、国際競技力向上施策を推進します。併せて、わが国の国際的なプレゼンスを高めるため、スポーツ国際団体の日本人役員を倍増することを支援します。また、2019年ラグビーワールドカップ日本大会、2021年ワールドマスターズゲームズ関西などの成功に全力を尽くすとともに、スポーツの公平性を確保するため、アンチ・ドーピング活動を推進します。さらに、各競技の国際競技大会の招致に取り組みます。

学校における体育の充実を図るとともに、運動部活動における体罰を根絶し、運動部活動を充実します。また、全国体力・運動能力、運動習慣など調査を悉皆で行うとともに、調査結果の活用による子供の体力向上の取組みを推進します。さらには、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備する

ことが重要であり、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、指導者養成事業など各種スポーツ振興事業の充実を図るとともに、スポーツを通じた健康増進を図るため、最新のスポーツ医・科学などに基づくスポーツの普及やスポーツ無関心層に興味・関心を喚起する取組みへの支援、地域スポーツコミッショナなどによるスポーツを観光資源とした地域活性化の取組みを促進します。併せて、スポーツ団体の発展基盤の強化に向けて、スポーツ団体ガバナンスコードに基づくガバナンスの強化やスポーツ指導者、アスリートのデュアルキャリアなどの人材育成支援などに取り組むとともに、大学スポーツ協会（UNIVAS）の円滑な事業運営のための必要な支援を行い大学スポーツの振興を図ります。また、地域の住民が学校や地域のグラウンドや体育館等を利用しやすい環境の整備についても検討を進めます。

211 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とレガシーの創出

2020年東京大会の成功に向けて、総理を本部長、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣を副本部長とする東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部のもとで、平成27年に閣議決定した、いわゆる「オリパラ基本方針」に基づき、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に政府一丸となって取り組むとともに、2020年東京大会を「復興五輪」として、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信します。

2020年東京大会を東京だけのイベントとすることなく日本全体の祭典となるよう、参加国・地域と日本の自治体が交流を図る「ホストタウン」の推進や、スポーツを通じた国際交流やオリンピック・パラリンピック教育の全国展開、文化プログラム（beyond2020プログラム）の実施などを幅広く展開し、スポーツボランティアの育成を図るなど、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国へ波及させるとともに、心のバリアフリーの推進などを通じて、ユニバーサルデザインに基づいた街づくりを進めます。こうした取組みを通じ、競技場や交通網などのインフラのみならず様々な分野で2020年東京大会のレガシー（遺産）を地域に根付かせます。

また、新国立競技場の整備を着実に進めるとともに、国際的なアンチ・ドーピングの活動の推進支援や発展途上国における学校体育カリキュラムなどの策定支援、スポーツ指導者の派遣など、「Sport for Tomorrow」プログラムに取り組み、スポーツ分野に

おける国際貢献を進めていきます。

2020年東京大会に向けて、バス・タクシーなどの交通サービスの整備や次世代自動車（運転支援システムの高度化・燃料電池車など）の導入の着実な推進などを図ります。また、水素社会の構築に向けた環境・エネルギー技術、ロボット技術など、日本の強みである技術をショーケース化し、世界に発信します。

212 スポーツの産業化の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツを通じた経済活性化への期待が高まっています。自民党スポーツ立国調査会は、スポーツの持つ大きな潜在力に着目し、スポーツの成長産業化をいち早く提言してきました。これまでの「体育」から、自らがプロフィットを生み出す「スポーツ」への変革を促していくために、民間ノウハウの積極的な導入を通じて、ポスト2020年を見据え、スポーツで稼ぎ、その収入をスポーツへ再投資する自律的循環を形成し、スポーツの産業化を推進していきます。

具体的には、スポーツ施設整備のあり方を抜本的に見直し、これまでのコストセンターからプロフィットセンターへの変革を促進していきます。また、スポーツコンテンツの魅力の最大化を推進するために、コンテンツホルダー（スポーツ団体、大学スポーツなど）の経営力強化、スポーツ経営人材の育成、外部人材の流入促進などに取り組んでいきます。加えて、スポーツの有する資源をオープン化し、外部の資金・人材・技術等を融合させることによるイノベーション創出の促進や健康ビジネスの拡大、スポーツツーリズムの活性化などを進め、スポーツ市場の拡大を一層加速させていきます。

2020年東京大会の開催などスポーツへの関心が高まっている中で、国民にとってスポーツがより身近なものとなり、スポーツが生活の一部となることで、わが国のスポーツ文化をより一層深化させ、国民の健康増進、政府が掲げるGDP600兆円の実現に貢献する、わが国スポーツの産業化の推進に取り組んでいきます。

213 学校や社会体育施設を中心とした生涯スポーツ振興

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、生涯にわたってスポーツをする場の提供を推進していきます。具体的には、総合型地域スポーツクラブの登録・認証などの制度を整備するとともに、都道府県レベルでの中間支援組織の整

備及び当該組織によるクラブの自立的な運営を促進する事業などを支援することで、クラブの質的な充実を図る取組みを推進します。また、総合型地域スポーツクラブをはじめ地域の住民がスポーツをする場として、学校のグラウンドの芝生化や照明の整備、社会体育施設の整備などを進めるとともに、学校開放事業の運用のあり方についても検討を進め、生涯スポーツの振興に向けた環境の整備を推進します。

214 障害者スポーツの振興

スポーツを通じた共生社会を実現するため、多くの障害者がスポーツに親しめる環境を整備することにより、障害者スポーツの裾野を拡大していきます。そのため、障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境づくりの取組みや、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点にする取組みを推進するとともに、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の祭典を開催するための「Specialプロジェクト2020」を推進していきます。また、基盤の脆弱な障害者スポーツ団体の体制整備のため、支援を求める障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチングなどにより、団体を支援する取組みを推進します。加えて、スポーツ車いす、スポーツ義足等の高額な障害者スポーツ用具の共有促進など用具利用を容易にするための体制構築や、スポーツ施設などのバリアフリー化も推進します。さらに、パラリンピック、スペシャルオリンピックス、デフリンピックなどの国際的な障害者スポーツ大会への選手派遣の支援も推進します。

215 武道の振興

わが国固有の伝統文化である武道を多様な世代へ振興するため、各種武道大会などの開催や中学校における武道指導の充実、指導者の資質向上、武道場の整備、武道の国際交流などを通じて、武道のさらなる振興、発展を図ります。

216 アスリートの引退後のキャリア形成支援、教育委員への任命

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、国際的な競技会での活躍に向けて、アスリートが競技力向上に励んでいますが、引退後の人生に不安を抱くことなく安心して競技に取り組んでいける環境づくりをしていくことが必要です。

アスリートが競技に専念できる環境の整備と引退後のキャリアの構築について、個々の選手に適した取組みを行うため、スポーツ団体や企業などの関

係機関が連携した検討を行うとともに、デュアルキャリアと学び直し支援や、例えば教育委員などとの活動も含めた学校・地域などにおける活躍の場の拡大など現役時代と引退後をつなぐアスリートキャリア支援を推進します。

217 世界に誇るべき「文化芸術立国」の創出

世界に誇るべき「文化芸術立国」の実現に向けて、文化芸術基本法に基づき、芸術活動への支援や、伝統文化の継承・発展や文化財の保存・修理・活用、その理解を深めるための国立劇場の再整備等の国立文化施設の改修・充実や施設の新設などによる機能強化、若手芸術家などの人材の積極的育成や文化芸術を支える専門人材の確保などに取り組むとともに、「文化芸術推進基本計画」を踏まえ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野との連携を図ります。その際、わが国の多様な文化芸術資源を一層活用するとともに、国内外への発信を強化することにより、アート市場の活性化をはじめとする文化産業の振興、パブリックアートによる空間の価値向上、観光客の増加や他の産業や地域経済への波及を一層促進し、文化を通じて日本経済の活性化（文化によるGDPの拡大）を進めます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をスポーツだけでなく、文化の祭典としても位置づけ、全国津々浦々で日本博をはじめとする文化プログラムを開催し、日本各地の文化資源で世界の人々を魅了する機会を創出するとともに、全国の文化プログラムを紹介するポータルサイトを通じて、国内外に文化芸術の魅力を多言語で情報発信します。劇場・音楽堂、美術館・博物館などを活性化するため、実演芸術の振興や美術品や文化財の鑑賞機会の充実を図るとともに、地方自治体による計画的な文化事業や、国等が有する地方ゆかりの名品を展示するなどの特色ある地方博物館の取組みへの支援を実施し、文化芸術を通じた地域の活性化にも取り組みます。また、日本文化を戦略的に海外発信するため、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」を踏まえた大規模祭典の実現に向けた取組みや伝統的な文化・芸術の継承・発展を引き続き推進するとともに、文化交流の相手先と内容の重点化、優れた芸術の国際交流の推進、海外の日本語教育拠点の拡充などを行います。

文化芸術の創造性が産業や地域の活性化に結びつく取組みを行う「文化芸術創造都市」が全国各地に広がっていくよう支援します。また、文化芸術体験はわが国の将来を担う子供の豊かな感性や創造

力の涵養に資するという認識のもと、国として責任を持って義務教育期間中に、全ての子供が、質の高い文化芸術を最低2回（伝統芸能と現代舞台芸術を各1回）は鑑賞・体験することができるようになるとともに、地域の文化施設や文化芸術団体等との連携による学校や地域における芸術教育の推進や、地域に伝わる伝統芸能などを親や子供にしっかりと伝えるための「伝統文化親子教室」などの取組みを充実します。新たな文化や価値を創造していくための社会的な基盤となるデザイン分野を含めた文化関係資料のアーカイブ化の取組みを推進します。また、わが国の文化関係予算は高い水準にあると言えず、「文化芸術立国」の創出に向けて、必要な文化予算を確保します。

218 文化庁の京都移転と機能強化

令和3年度中に予定される文化庁の京都への全面的な移転を見据え、また、上記の取組みを着実に実現するため、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、わが国の文化的国際発信力の向上、食文化など生活文化の振興、科学技術を活用した新文化創造、文化政策調査研究や文化政策の総合的推進など、新たな政策ニーズに対応できるよう新たな組織となった文化庁について、引き続きその機能強化を図ります。

219 メディア芸術の振興と拠点整備

優れた文化的価値を有するアニメをはじめとする日本のメディア芸術のさらなる推進を図るとともに、日本ブランドを構築するため、メディア芸術分野の人材育成や創作活動の充実、国内外への発信の強化、制作者の待遇改善を図ります。また、わが国のメディア芸術に関するアーカイブ機能や国内外への発信機能の強化などを図るために、「メディア芸術ナショナルセンターの整備及び運営に関する法律」を制定し、メディア芸術の情報拠点などの整備を進めます。

220 文化芸術活動の支援、文化財の後世への継承、文化財を核として地域活性化

文化芸術団体の円滑な活動のため、専門的人材の育成や意欲的・先進的な活動に対して、手厚い支援を行います。寄付文化の醸成を図るための環境を整備し、税制上の優遇措置の利用を促進します。東京には国立博物館をはじめ、多くの文化施設が存在しますが、これらと各地域に文化クラスター（文化集積地区）を創出することにより、全国各地での鑑賞機会の充実を図ります。

文化財を後世に継承するため適切な周期による修理や買取、原材料や道具の確保など文化財防衛の取組み及び観光資源としての価値を高める美装化を行うとともに、東日本大震災で被災した建造物・美術工芸品などの文化財の復旧を進めるほか、地震や火災、大雨、土砂崩れなどの災害等から文化財を守るために防災・防犯対策を併せて推進します。貴重な民俗文化財について、後世に確実に引き継いでいくため、上演機会の提供や文化財所有者からの相談への一元的な対応などを行うセンター機能の整備、映像記録（デジタルデータ）などの作成を推進します。

221 総合的かつ計画的な文化財行政のさらなる発展と展開

平成30年度に改正された文化財保護法に基づき、景観・まちづくりや観光などとも連携しつつ、地域一体となって文化財を総合的かつ計画的に保存・活用するため、地域における文化財の総合的な保存・活用に関する基本的な計画の策定を推進します。さらに、それらを踏まえて、文化財を継承するための取組みが総合的・継続的に進むよう、計画的な文化財の修理・整備・美装化、防火・防災・防犯対策や魅力発信などの保存・活用、必要な人材の確保などを推進します。

222 日本遺産をはじめとした文化財を核とした地域活性化

わが国には魅力ある有形・無形の文化財が数多く存在しますが、これらの文化財は地域の中で埋もれてしまい、国内外へ魅力が十分発信できておらず、十分に活用されていません。文化財を核とした地域活性化を図り、地域に点在する様々な文化資源を面として活用・発信する取組みである「日本遺産（Japan Heritage）」を2020年までに100件程度認定していくとともに、国際観光旅客税も活用しつつ、日本遺産や生きた歴史体感プログラム（リビング・ヒストリー）のほか、博物館での特色ある取組みへの支援などを通じて文化芸術資源を磨き上げ、観光振興やまちづくり、地方創生につながる文化資源の活用を進めます。

223 世界遺産・無形文化遺産などの保存・活用

ユネスコの「世界遺産」について、わが国には、18件の文化遺産、4件の自然遺産があり、さらに、「百舌鳥・古市古墳群」について、今年夏に開催される世界遺産委員会での登録を目指しています。また、地域に根差す伝統・慣習など文化の多様性を象

徴する「無形文化遺産」については、能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎、「和食：日本人の伝統的な食文化」「和紙：日本の手漉き和紙技術」「山・鉢・屋台行事」など合わせて21件が登録されています。さらに、国連食糧農業機関の「世界農業遺産」には、新潟県佐渡市、石川県能登半島、静岡県掛川地域、熊本県阿蘇地域及び大分県国東地域が登録されています。これらの世界遺産・無形文化遺産などの保存・活用を図ることによって、海外への日本文化の発信及び諸外国との相互理解の増進や、わが国の文化を再認識し、歴史と文化を尊ぶ心の育成、文化財の次世代への継承などを積極的に推進します。

224 海洋立国に相応しい海洋教育の充実

わが国は四方を海に囲まれ、世界第6位の領海・排他的経済水域を持ち、海外との貿易によって成り立つ海洋立国です。海洋基本法が制定され、海洋基本計画に基づき、各種海洋施策が推進されています。その中で、海洋立国を担う海洋人材の育成、海洋教育の充実が課題となっています。小・中・高等学校において、学習指導要領などを見直す中で、発達段階に応じて、関係教科や総合的な学習の時間を通じて体系的に行われるよう、海洋教育を充実させます。専門的人材の育成と確保のために、産学連携を強化しつつ、高等教育機関での海洋教育の充実を図ります。学校と社会教育施設、産業施設、各種団体などの有機的な連携を促進し、学協会などの協力のもと、アウトリーチ活動を重視した取組みなどを推進します。

225 公民館1万5000ネットワークの活用

社会教育施設として全国各地に公民館が約1万5000か所設置されています。各地の教育委員会の社会教育主事が中心となって講座などの利用が進められてきました。しかしながら、社会教育主事の配置が十分ではなく、また講座などの内容がともすれば個人の趣味嗜好に陥りがちになっているのではないかとの課題が指摘されました。

そこで、本来の社会教育のあり方を検討しつつ、地域の課題を模索し解決するための社会貢献型に展開すべきです。スポーツ庁と連携して健康増進活動や、厚生労働省と連携してのボランティア活動、法務省と連携しての終活など、各地の好事例を収集し、ブロックごとに周知を図るための支援を充実します。

226 2019年国際博物館会議(ICOM)京都大会の成功と博物館の機能強化

博物館による日本の魅力発信と地方創生を推進するため、分野・地域ごとの博物館ネットワークを組織し、共同展示や多言語による情報発信の実施やインバウンドに対応した、新たな文化施設の枠組みの検討などを通じ、観光振興や国際交流の拠点として、わが国の博物館の機能強化を図ります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年も見据え、その前年の2019年に、わが国で初めて開催され、世界各国から約3,000人の専門家の参加が見込まれる国際博物館会議(ICOM)京都大会を確実に成功させます。

227 自然科学のみならず人文・社会科学の振興を

世界的に活躍する学者や文化人を顕彰するノーベル賞。日本人の受賞が続き、世界の中でわが国の基礎科学、自然科学に対する評価は高いものがあります。その一方で、経済学賞だけは日本人が受賞していません。世界第3位の経済大国として、また長引きデフレ不況を経験し、また世界の中で一番少子高齢化が進み、それを克服しようとする中で、経済学の知見を活かした金融財政政策の立案や、世界経済が直面している不況の原因究明など、日本人による研究は貴重で重要な指摘があります。

そこで、今まで以上に自然科学のみならず人文・社会科学の振興を図るべきです。政府は優れた学者の研究成果を取り込み、官民との共同研究を推進し、クロスアポイント制度を活用し政府に社会学者を採用し、官民との人事交流を積極的に行います。また、社会科学関係の研究費を充実し、対外発信力を強化していきます。

228 交通安全教育の充実と徹底

交通事故の発生を未然に防止し、交通安全を徹底すべく、発達段階に応じて、また生涯にわたって、座学や実習等の教育を充実します。高校では「三ない運動(免許を取らせない、バイクを買わない、乗せない)」の見直しを進め、全国の高校の好事例の普及を支援していきます。若者の「車離れ」が叫ばれる中で、道路交通法規の教育の徹底を支援します。

229 G空間(地理空間情報)プロジェクトの推進による新産業創出

G空間社会実現のため政府の総合司令塔機能の強化、产学研官連携の一層の強化を図り、自治体のICT化も含めさらなるG空間情報の利活用を促進するとともに、2023年度を目指して、日本単独で持続・自律的測位を可能とする準天頂衛星システムについて、7機体制の確立及び機能性向上と、これに対応した地上設備の開発・整備及びセキュリティ強化を着実に行い、防災・農業・交通等の様々な分野で新たな産業やサービスを実現します。

特に、G空間情報(地理空間情報)の活用に関する政策の基本となる「地理空間情報活用推進基本計画」(平成29年3月閣議決定)に基づき、「防災」「交通・物流」「質の高い暮らし」「地方創生」「国際展開」といった様々な分野において、自動走行システムの開発・普及、無人航空機物流事業の促進、屋内外シームレスなナビゲーションの実現など、G空間情報を活用したプロジェクトを推進し、その成果の社会への実装につなげます。

また、このようなG空間社会インフラをパッケージとして海外に提供することで、途上国支援等の国際貢献やわが国の経済成長にも貢献します。具体的には、わが国産業競争力の強化につなげるため、海外における電子基準点の設置及び運用支援、準天頂衛星システムを利用した利活用事業の支援等を推進します。

230 G空間プロジェクトによる資源確保と海の防災システム高度化の促進

わが国は世界第6位と言われる排他的経済水域を持つ国土大国です。「海洋基本法」「宇宙基本法」と「地理空間情報活用推進基本法」を連携推進することで、わが国近海の地形をメートル単位で正しく把握し、正確な位置情報のもとで大陸棚や深海に眠るエネルギー・資源等の発掘、水産資源の確保等に努めます。

また、海底プレートの移動や遠海の津波の高さをセンチメートル単位で常時監視するシステムを開発することで、地震予知や津波検知技術の高度化等も図り、防災・減災に役立てます。

231 G空間(地理空間情報)プロジェクトによる東日本大震災復旧・復興への支援

G空間プロジェクトの活動成果として、正確で効率的な測量や地図作成技術、早期津波検知技術、衛星利用による避難誘導技術、さらにはG空間情報を一括管理運用することで災害予測、災害対応、復旧・復興に貢献するG空間情報センターと防災システムの連携等があげられます。東日本大震災からの復旧・復興にあたっては、これら先進的技術とICTの連携活用で将来を見据えた安全・安心なG空間社会の実現を目指して推進します。また今後予想され

る大震災に備え、防災・減災のためにこの成果を全国展開するとともに海外に展開します。

232 G空間防災システムとLアラートの普及推進

G空間情報（地理空間情報）を活用した安全で災害に強い社会を実現するため、G空間防災システムの普及展開を図るとともに、自治体等が発する災害情報を多様なメディアに一斉同報するための共通基盤であるLアラート（災害情報共有システム）の一層の活用や地図化を推進し、住民等への情報伝達の充実を図ります。

233 G空間（地理空間情報）プロジェクトによる強靭な社会基盤インフラの構築

地理情報と衛星測位情報を電子国土基盤情報として統合活用したG空間情報（地理空間情報）は、領土、領海、領空統治の基本情報です。

そこで、国、地方、民間が保有する様々なG空間情報を集約・提供するG空間情報センターを活用し、わが国の外交・経済・防衛上の安全保障の確保、国土の強靭化等に役立てます。

また、準天頂衛星システムを基盤として、各国が保有する衛星システムと連携・運用することで、わが国及びASEAN諸国等の安全保障、災害対策、海洋監視、国土管理の強化にも貢献します。

234 一人ひとりのWell-being、幸福度を高めるための教育を柱とした国づくりの推進

10年後には経済、長寿だけでなく国民のWell-being、幸福度が国内外ともにトップ評価になることを目指します。自分の持つ能力や可能性を発揮することができる、そして、人と人とのつながりの中で自分らしくいられることが、一人ひとりの幸福感、Well-beingを高めるとともに、国全体を豊かにします。このような社会を実現するための柱は教育です。自分の才能を見つけるチャンスが得られると同時に、社会とのつながりが強まるよう、多様な人生の選択が可能となる教育システムの複線型への転換、Society5.0時代に求められる能力育成に向けた取組みの強化などを着実に推進します。

さらに、国民のWell-being、幸福度を高める政策を推進していくよう、幸福度・満足度指標群（ダッシュボード）を構築し、政策効果との因果関係を明らかにしていきます。

オリンピック・パラリンピック

235 大会の成功とレガシーの創出

2020年東京大会の成功に向けて、総理を本部長、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣を副本部長とする東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部のもとで、2015年に閣議決定した、いわゆる「オリパラ基本方針」に基づき、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に一丸となって取り組むとともに、2020年東京大会を「復興五輪」として、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信します。具体的には、被災地と大会参加国・地域との交流を行う復興「ありがとう」ホストタウンの取組みの推進、被災地産の食材・花き等の活用、「復興の火」の展示や福島スタートの聖火リレーや競技等を行います。

2020年東京大会を東京だけのイベントとすることなく日本全体の祭典となるよう、参加国・地域と日本の自治体が、スポーツ、食、伝統文化などの幅広い分野で、草の根レベルの交流を行い、2020年を越えた末永い関係を築き上げる「ホストタウン」を推進します。また、スポーツを通じた国際交流やオリンピック・パラリンピック教育の全国展開、文化プログラム(beyond2020 プログラム)、健康面など自己ベストを目指す個々人の取組みを支援する事業や活動(beyond2020マイベストプログラム)などを幅広く展開し、スポーツボランティアの育成を図るなど、オリンピック・パラリンピックムーブメントを全国へ波及させるとともに、心のバリアフリーの推進などを通じて、ユニバーサルデザインの社会づくりを進めます。こうした取組みを通じ、競技場や交通網などのインフラのみならず、様々な分野で2020年東京大会のレガシー(遺産)を地域に根付かせます。

また、新国立競技場の整備を着実に進めるとともに、大会後は、スタジアムを核として、周辺地域の整備と調和のとれた民間事業への移行を図ります。このほか、アンチドーピング活動の推進支援や発展途上国における学校体育カリキュラムなどの策定支援、スポーツ指導者の派遣など、「Sport for Tomorrow」プログラムに取り組み、スポーツ分野における国際貢献を進めていきます。

2020年東京大会に向けて、バス・タクシーなどの交通サービスの整備や次世代自動車（運転支援システムの高度化・燃料電池車など）の導入の着実な推進などを図ります。また、水素社会の構築に向けた

環境・エネルギー技術、ロボット技術、顔認証システムや4K・8Kなど、日本の強みである技術をショーケース化し、世界に発信します。

236 円滑な輸送、セキュリティの万全と安全安心の確保、暑さ対策に向けた取組みの推進

大会期間中は多数の大会関係者及び観客の移動が見込まれるため、安全・円滑な輸送の実現は大会成功の鍵となります。併せて、大会関係者や観客の輸送と一般交通及び市民生活を共存させることは、日本経済にとっても大きな課題です。テレワークや時差出勤など大会期間中の交通行動の見直しに関する機運醸成や合意形成を図るほか、交通需要の抑制・分散等を行う交通需要マネジメント(TDM)と、道路状況に応じて需給状況を高度に運用管理する交通システムマネジメント(TSM)を組み合わせ、円滑な交通を実現します。

また、全ての大会関係者、観客及び国民が安心して大会を楽しむことができるよう、危機管理に万全を期すとともに、テロなど組織犯罪への対策、サイバーセキュリティ対策など、セキュリティの万全と安全安心の確保に向けた取組みを推進します。

さらに、大会が暑さの厳しい時期に開催されることから、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備することは極めて重要です。このため、大会期間中の熱中症の予防や対処法などの情報提供、競技会場等の暑さ対策の設備の整備など、アスリートや観客が過ごしやすい環境の整備を図ります。

237 メダル獲得に向けた競技力向上

2020年東京大会以降も見据え、日本選手が多くのメダルを獲得できるよう、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動や次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技・パラリンピック競技への一体的な支援の充実を図ります。

また、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、既存の施設に加え、パラリンピック競技の使用を想定して新たに整備したナショナルトレーニングセンターについて、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用の推進などを図ります。

238 スポーツ・インテグリティの確保とドーピング防止

スポーツ活動が公正かつ適切に実施されるよう、スポーツ・インテグリティ確保に向けたアクションプランを推進し、関係団体と連携した「スポーツ政

策の推進に関する円卓会議」において、ガバナンス確保に取り組む体制を構築します。併せて、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めたスポーツ団体ガバナンスコードに基づく取組みを推進します。

また、フェアプレーに徹するアスリートを守り、競技大会における公正性を確保するため、ドーピング防止に関する教育・研修及び研究活動を実施します。特に、2020年東京大会に向けて、国際競技大会に対応できる検査員の育成や新たな検査方法に対応できる体制整備に取り組みます。

239 大会を契機としたユニバーサルデザインの社会づくり

2020年東京大会を契機として、ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、心のバリアフリーの推進とユニバーサルデザインのまちづくりの両面で、各省庁等の取組みを継続的に改善していきます。また、地域主導での取組みを加速すべく、共生社会ホストタウンを推進し、各自治体ならではの取組みを推進します。

地方創生

240 地方創生の実現

地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方の元気なくして日本の再生はありません。「一億総活躍」、「人づくり革命」、「働き方改革」、全ての舞台は「地方」であり「ふるさと」です。引き続き地方の主体的な取組みを強力に応援し、地方が主役の「地方創生」を実現します。

2020年度から始まる地方創生の新たなステージにおいて、地域活性化の総合的司令塔として、科学的政策立案を活用し、地方創生の取組みを充実させ、積極的な展開を図ります。

241 「地方の自主的取組みを進める政策」の実行 (地方創生推進交付金等での支援)

アベノミクスの実現に向けて、地方創生の取組みを強力に推し進めます。

今、それぞれの地方公共団体において、地方版総合戦略に基づき、自分たちの未来を、自分たちの創意工夫で切り拓く、意欲的なチャレンジが行われています。地方公共団体のこれらの意欲的な取組みを引き続き「地方創生推進交付金」等で積極的に支援し、地方創生の充実・強化を図ります。

また、地方創生は一朝一夕では実現しない、息の長い取組みです。このような施策により、今後も、

地方公共団体のチャレンジを、安定的・継続的に支援していきます。

(地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用)

企業が創業地などの地方創生プロジェクトを応援することを促進するとともに、地方公共団体が企業に地方創生の取組みをアピールするために政策面で競い合うことを促進することにより、地方創生の取組みを加速化するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、さらに寄附しやすくなる環境の整備を図ります。

(東京圏と地方の格差是正)

全ての地域を大切にする基本姿勢のもと、産業、生活、移動の基盤が不十分で、格差がある地域についての環境整備等を、震災復興の加速化、国土強靭化の促進などの取組みとより一層連携して進めます。

242 『地方に「しごと」と「ひと」を呼び込む政策』の実行

(女性が輝く社会の構築)

全ての女性が働き方、生き方など自分の希望を実現し、個性と能力を十分に発揮できる「全ての女性が輝く社会」の実現を目指します。このため、女性の職業生活における活躍を推進するための法律に基づき、地域において、家事・子育てなどの経験を活かした再就職支援、正社員への転換の促進など働く女性の待遇改善、女性の参画が少ない分野での就業支援などを強力に進めます。

(人口減少の克服)

切れ目のない妊娠・出産・子育て支援の強化、待機児童解消の加速化、男性の家事・子育てへの参画促進など総合的な少子化対策に取り組み、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現させます。

(地域アプローチの推進)

少子化の状況やその背景にある「働き方」の実態は地域によって異なっているため、それぞれの特性に応じた地方の取組みを主力とする「地域アプローチ」を推進し、地域の実情に応じた「働き方改革」を支援します。

(人材が還流するシステムの構築)

地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進するため、地域イノベーション創出のための研究機関等の移転を着実に進めるとともに、社会実験も

実施しながら文化庁をはじめとする中央省庁など政府関係機関の地方移転を推進します。また、プロフェッショナル人材を活用するとともに、企業の地方への移転や地方への人材還流システムを構築します。また、地方への移住を促進するため、就労・居住・生活支援に係るワンストップの情報提供システムや相談支援窓口を充実させるとともに、地方活性化に貢献したい志を持つ若者を地方につなぐ「地域おこし協力隊」の拡充・体制強化を図ります。さらに、交流人口以上定住人口未満の概念である、関係人口を各地で広げていきます。

(「生涯活躍のまち」の推進)

中高年齢者が希望に応じて地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療・介護を受けることができる地域づくりを進めます。

(地方における魅力あるしごとの創出)

地方において魅力ある職場を生み出すため、地域の産業の生産性向上や新たな事業創出の促進、一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源などの地域資源の活用を支援します。このため、「地域の技の国際化（ローカルイノベーション）」、「地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）」、「地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）」などを通じ、ローカル・アベノミクスの地方への推進を図ります。

(空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用)

地方における遊休資産を活用することにより、都市・まちの生産性向上や地域の魅力を引き出し、地域の活性化を図ります。そのため、地方公共団体が主体的に進める商店街活性化を支援し、空き店舗の有効活用を進めます。また、既存の施策に加え、優良農地を確保するとともに遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進します。さらに、地域に残る古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組みを、2020年までに全国200地域で展開します。

(地域経済牽引事業の促進)

地域未来投資促進法を活用し、地域経済牽引事業に、予算、税制、金融、規制緩和等のあらゆる政策ツールを集中投入し、3年で、2,000社程度の支援を目指します。

(地域商社の推進)

民間投資を呼び込めるような先導的な地域商社について、地域商社協議会等を通じ事業構想・組織設計から物流、販路開拓、事業の収益化まで支援します。

(キラリと光る地方大学づくりなど地域における若者の修学・就業の促進等)

地域における若者の修学・就業を促進するため、地方大学・産業創生法に基づき、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等を行う優れた取組みを地方大学・地域産業創生交付金により支援し、「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。また、地方における地元企業等に就職した者に対する奨学金返還支援制度の促進や、自分の住む地域に誇りと愛着を持つことを促進する教育を強化するとともに、地（知）の拠点である大学や高等専門学校、専修学校、高等学校における地方公共団体や企業等と連携した取組みを強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材や、地域に貢献する人材を育成します。

(UIJ ターンによる起業・就業者創出)

過度な東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策を図るため、東京から地方に移住して起業・就業する際に最大 300 万円を支給する制度などを活用し、UIJ ターンによる起業・就業者の創出を目指します。

(地方生活の魅力の発信等)

地域にある豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統などの魅力について、子供の頃から学び、触れる機会を創出します。また、人々のライフステージに応じた段階的な移住・定住の推進策等を進めるにあたっては、併せて、地方生活の魅力を発信する必要があるため、地方生活の魅力について好事例の収集・発信・横展開等を行います。

(社会的事業の支援)

全国各地で社会的課題の解決に取り組む民間の社会的事業者（ソーシャルベンチャー）を支援し、新しい担い手の確保に取り組みます。また補助金に頼らない資金として、SIB や休眠預金などのソーシャルなお金の活用を進めていきます。

(オリンピック・パラリンピックと地域活性化)

東京オリンピック・パラリンピック大会を東京だけにとどめず、全国にその輪を広げ地域の活性化につなげていきます。各地の名産品や伝統工芸、観光

地、中小企業の技など魅力を世界へ発信するチャンスと捉え、後押ししていきます。さらに、ホストタウン事業などを通じ広く子供たちにもオリンピック・パラリンピックを身近に感じる場面を増やしていきます。

(シェアリングエコノミーの推進)

「第 4 次産業革命」(IoT・ビッグデータ・AI) の社会実装、先端的技術による「医療・介護革命」を進めます。また、地方にある使われていない資源や全国に点在しているスキルなどをシェアすることで、分かち合い、助け合いの精神を経済活動、社会生活へつなげるシェアリングエコノミーを推進していきます。

(子供の農山漁村体験機会拡充・地方移住受け皿の環境整備)

子供の時代から農山漁村に親しむ機会を拡充し大人となってからの移住の環境を整えるとともに、若者の地方移住の受け皿となる環境整備を行う制度をつくります。

2.4.3 「地域の特性に即して地域課題を解決する政策」の実行

(魅力ある地方都市の形成)

地方都市において、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保していきます。このため、コンパクト+ネットワークでまちづくりを進め、都市機能の強化と公共交通網の再構築などによるネットワーク形成で、魅力ある経済・生活圏を形成します。また、地域住民等が良好な環境の形成や地域の魅力向上に取り組むエリアマネジメント等により、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進し、まちに賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげます。

地域経済牽引事業の推進、地元特産品の開発・販路拡大への支援、観光客を呼び込む観光地域づくり等によるローカル・アベノミクスの実現、生涯活躍のまちの推進、地域住民等が良好な環境の形成や地域の魅力向上に取り組むエリアマネジメントを含む自立するまちづくりの推進等をさらに進めます。

(農村漁村の維持)

将来にわたって農山漁村の生活を維持し、安心な暮らしを守ります。このため、2020 年までに小さな拠点を 1,000 か所形成することを目指し、生活に必要なサービス機能（医療、介護、商業、物流等）を

維持し、地域運営組織（住民が主体となって地域の維持、生活サービスの提供を行う組織）を支援します。

244 沖縄振興2法に基づく「強く自立した沖縄」の実現

沖縄振興については、沖縄がわが国 21 世紀の成長モデルとなるように「強く自立した沖縄」の実現に向けて、さらに強力に取り組みます。平成 24 年にわが党の主張を十分に反映するかたちで修正・成立した沖縄振興特措法及び跡地利用特措法のもと、振興計画が策定され、具体的な施策が実行に移されています。

平成 26 年には沖縄振興特措法を改正し、経済金融活性化特別地区の創設など税制に係る国の支援措置をさらに拡充し、平成 27 年には跡地利用特措法を改正して、公共用地の先行取得制度の拡充を行いました。平成 31 年には、適用期限を迎える沖縄関連税制 7 件について期限を延長するとともに、沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置について、対象に下地島を追加する拡充を行いました。

沖縄振興を進めるにあたっては、急増する観光客の受入れや国際物流拠点の形成に取り組むことが重要です。そのため、那覇空港の第二滑走路建設については、2020 年 3 月末の供用開始に向け、着実に事業を進めるとともに、滑走路処理容量を年間 24 万回に拡大します。また、大型クルーズ船の寄港が急増している那覇港等の受入れ環境整備を推進します。さらに、深刻な交通渋滞解消のため、主要幹線道路の整備やモノレールの延伸を実現するとともに、モノレールの能力増強に向けて車両編成の 3 両化を推進します。

沖縄の農林水産業は、甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、離島地域の基幹産業として地域振興に貢献しています。沖縄の優位性と特色を活かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興を推進します。

泡盛製造業は、沖縄の地場産業として雇用の確保や地域経済の振興等に重要な役割を果たしています。「琉球泡盛海外輸出プロジェクト」に加え、泡盛の原料となる長粒種米の県内生産を進める「琉球泡盛テロワールプロジェクト」等を推進します。

北部地域については、県土の均衡発展を図る観点から、産業の振興や定住条件の整備などに資する振興事業を拡充しました。厳しい自然的・社会的条件に置かれている沖縄の離島については、頑張る市町村が行う先導的な事業を支援し、その活性化に取り組みます。

沖縄科学技術大学院大学（OIST）については、世界最高水準の教育・研究を行い、イノベーションの国際拠点となるため、規模拡充に向けた取組みや、OIST を核としたイノベーション・エコシステムの形成を推進します。

沖縄の将来を担う人材を育てることは極めて重要です。特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況を踏まえ、県内の市町村において支援員の配置や居場所の運営支援を行い、子供達やその家族を支えます。

また、沖縄のリーディング産業である観光・IT 分野における人材育成を強力に推進します。

駐留軍用地の跡地利用については、今後のモデルケースとなるよう、平成 27 年 3 月に返還された西普天間住宅地区跡地に沖縄健康医療拠点の形成を強力に進めます。

これらの取組みを通じて、沖縄振興策を国家戦略として総合的・積極的に推進します。

245 ICTによる復興と経済成長の両立

被災地のトンネル、橋梁等を含む道路インフラ等、社会インフラの強靭化に際しては、特に維持管理サイクルにセンサー等を用いた ICT や、AI、UAV 等の先端技術を導入するとともに、調査・測量、設計、施工及び維持管理・更新のあらゆるプロセスで ICT の全面的な活用等により生産性向上を図る「i-Construction」を推進し、また、国土交通データプラットフォームの構築やそれらのビッグデータの蓄積・解析のための専門家の育成やサービス要員の確保等を通じて地域経済を振興し、これらの取組みを全国へと普及させます。

246 ITS技術の活用

官民連携のもと、ITS 技術の活用により自動運転の実用化やそのための地図データの整備に取り組むとともに、深刻なドライバー不足が進行するトラック物流の省人化・効率化の推進するための高速道路でのトラックの隊列走行、地方等における高齢者等の移動手段の確保のための公共交通等における自動運転移動サービスを、それぞれ早期に実用化します。併せて、本格導入されたダブル連結トラックの対象路線拡充や自動隊列走行の早期実用化に向け、新東名・新名神の六車線化等の実施環境整備をするなど、世界で最も安全で環境に優しく経済的な道路交通社会を早期に実現します。

247 生産性革命の推進

人口減少社会の中、わが国の潜在的成長力を高め

るとともに、新たな需要を掘り起こしていくため、戦略的なインフラマネジメントを進め社会全体の生産性を高めること、建設、物流分野等の生産性向上や自動運転等の新技術の社会実装を進めること等により、生産性革命を推進します。特に、Society 5.0 の実現に向けて、スマートシティや次世代モビリティの推進、インフラの整備・管理・機能や産業の高度化、データの横断的活用やデータプラットフォームの構築等の取組みを強力に推進します。

248 働き方改革の推進

地域の経済・雇用を支える建設業や自動車運送事業（トラック・バス・タクシー）について、働き方改革関連法施行（平成 31 年 4 月）後 5 年の猶予を置いた上で罰則付き時間外労働上限規制が適用されることを踏まえ、長時間労働の是正等の労働環境の改善を図り、働き方改革を推進します。建設業については、建設業法等を改正し、公共・民間工事を問わず、建設工事にまつわる全ての関係者が一丸となって、適正な工期の設定や週休 2 日の確保などを推進するとともに、建設生産プロセスにおける ICT の活用や施工時期の平準化等による建設現場の生産性革命「i-Construction」を進めます。自動車運送事業、自動車整備事業、宿泊業等については、IT の活用等による労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等の長時間労働を是正するための環境整備等を推進します。また、平成 30 年に改正された貨物自動車運送事業法に基づき、荷主への働きかけ等を着実に進めるとともに、トラック輸送の生産性向上・物流の効率化、女性や 60 代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」推進運動を、荷主企業・物流事業者等の関係者の相互協力に基づき推進します。

249 観光立国の推進

観光を地方創生の切り札、わが国の成長戦略の柱と位置づけ、地方の隅々までインバウンドの恩恵が行き渡るようにします。2020 年東京オリンピック・パリンピック競技大会等を契機に、訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万人、2030 年 6000 万人等の目標を達成すべく、リピーターの確保や外国人観光客の満足度向上を図るため、外国語表記の充実、Wi-Fi 整備、キャッシュレス等の受入れ環境整備を早急に進めるほか、災害時の外国人対応の強化を図ります。

新たな観光コンテンツの開拓に向けて、公的施設の開放やインフラツーリズムの推進、国立公園や日本遺産・世界遺産をはじめとする文化財の保全と活

用の両立、古民家活用や社寺観光の推進、良質かつ健全な民泊サービスの普及・拡大、ナイトタイムエコノミーの活性化や体験型コンテンツの開拓によるコト消費の拡大を図ります。

日本発着クルーズの誘致促進やアイランドツーリズム、サイクリングツーリズムなど自転車活用の推進、スノーリゾートやビーチリゾートの活性化、モータースポーツの観光活用などに取り組むとともに、各地域でのインバウンド対応を進め、旅行者目線で観光地を磨き上げることで、日本人の国内旅行者にとっても魅力ある観光地域づくりを推進します。

ジャパンレールパス等の利便性向上を図るほか、地方のコンテンツ開拓と交通アクセスの充実、外国人観光客に対する快適な医療の確保などに取り組みます。持続可能な観光地域づくりに取り組むとともに、ICT を活用した渋滞対策等による円滑なアクセス確保や交通需要調整のための料金施策を含めた面的な観光渋滞対策の導入、急増する訪日外国人観光客のレンタカー利用による事故防止等を推進します。高速バスネットワーク強化のため、交通ターミナルをはじめとする乗り継ぎ拠点の整備などを推進します。

観光地域づくりの舵取り役を担う法人（DMO）の育成・形成や日本政府観光局との連携を強化するため、日本政府観光局の組織体制の拡充を図るなど、政府一丸、官民一体となった推進体制を構築し、地域の海外発信や観光地域づくり支援の強化を図ります。

ビザの戦略的緩和や免税店の拡大、ビジネスジェットやスーパーヨットの受入れ拡大を図ります。多言語音声翻訳の普及、出入国の円滑化や空港・港湾のおもてなし環境の充実を図るとともに、首都圏空港の機能強化や地方直行便の拡大等により、相互交流の拡大を図ります。

全国の観光学部・学科におけるカリキュラムの充実など、官民をあげて観光業界の人材育成・確保の取組みを推進するなど観光産業の活性化を図るとともに、休暇改革や旅行需要の平準化、ホテル・旅館の生産性向上やバリアフリー化を推進します。若者の旅行促進の取組みや着地型観光の充実等により、日本人の国内観光を活性化します。

250 不動産市場の活性化等

中古住宅市場を活性化させるため、平成 27 年にわが党で取りまとめた「中古住宅市場活性化に向けた提言」に基づき、取引時におけるインスペクションの活用等の促進や不動産総合データベースの構築、適切な建物評価の市場への定着などにより、消

費者が安心して取引できる市場環境の整備を進めます。さらに、平成 29 年にわが党で取りまとめた「空き家・空き地の利活用・流通の促進に関する提言」に基づき、地方公共団体や不動産関連団体等の取組みを後押しするとともに、空き家等の活用・管理・除却への支援や全国版空き家・空き地バンクの活用を図ります。加えて、賃貸住宅管理業の適正化等を通じ、既存ストックの活用を図ります。また、全国の低未利用不動産の再生を支援するとともに、わが国不動産業の海外展開を促進します。

民間資金等を活用し、オフィス・住宅の耐震化・省エネ化等を進め、ESG に即した質の高い不動産ストックの形成等を図るため、地方都市の不動産を含め、不動産投資市場の活性化に取り組みます。また、不動産市場を支える制度面の整備等を通じて市場の活性化や投資の喚起を促し、日本経済再生に向けた好循環を実現します。さらに、不動産投資市場の透明化、投資対象不動産の多様化、地域金融機関の参画などを促進します。

所有者不明土地の活用に向か、所有者不明土地法の円滑な運用を図ります。また、所有者不明の場合等も調査を進めることができるように地籍調査の円滑化・迅速化を図るとともに、土地の管理に関する所有者の責務を明確化するなど土地に関する基本制度を見直し、人口減少社会に対応した土地政策を再構築します。

251 魅力ある地方都市の形成

地方都市において、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保していきます。このため、コンパクト+ネットワークでまちづくりを進め、都市機能の強化と公共交通網の再構築などによるネットワーク形成で、魅力ある経済・生活圏を形成します。

252 農山漁村の維持

将来にわたって農山漁村の生活を維持し、安心な暮らしを守ります。このため、小さな拠点を整備し、生活に必要なサービス機能（医療、介護、商業、物流等）を維持し、地域マネジメント法人（地域の維持、生活サービスの提供を行う法人）を支援します。

253 地方版図柄入りナンバープレートの推進

地域の魅力ある風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの普及促進を通じ、地域の魅力を全国に発信します。

254 地域の貴重な公共空間である川の利活用の推進

全国各地を流れる川にはその地域特有の自然があり、歴史があり、そこに集う人々の心を安らげ、豊かにする魅力があります。地域の貴重な公共空間である川の価値をさらに活かすことで、その地域は観光振興や健康増進等により、もっと生き生きと元気になる可能性があります。川を地域の宝として、市町村や住民、民間企業の取組みを支援し、水辺空間を賢く使い、水辺から得られる恵みを地域振興に活かします。

255 地域の建設産業の健全な発展と企業の利潤確保・労働者の待遇改善

地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で活躍する建設企業が安心して若者を雇用できるよう、建設事業の将来の見通しを持てる環境整備を図ります。

また、将来の建設業を担う若い世代が安心して入職できる建設業を目指し、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、建設キャリアアップシステムの活用、女性も活躍できる環境整備などを進めます。特に、現場で働く建設労働者、職人の待遇を改善するため、建設労働市場の実勢を反映し、平成 25 年度から 7 度にわたり引き上げられた公共工事設計労務単価の上昇分が、下請も含めた技能労働者にも確実に行き渡るよう、引き続き、公共工事現場における適切な賃金水準の確保に取り組みます。加えて、わが党が中心となって成立させた建設職人基本法の趣旨を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保、待遇改善・地位向上に取り組みます。

そして、建設現場の長時間労働を前提とする工期設定といった、長年の慣行を打破し、建設業の「働き方改革」の実現に取り組みます。建設業法等を改正し、公共・民間工事を問わず、建設工事にまつわる全ての関係者が一丸となって、適正な工期の設定や週休 2 日の確保などを推進するとともに、建設生産プロセスにおける ICT の活用や施工時期の平準化等による建設現場の生産性革「i-Construction」を進めます。さらに、建築物の設計業務等の適切かつ円滑な実施を図り、設計業務の担い手の確保にも資するよう、業務報酬基準の見直しを推進します。わが党が中心となって実現した公共工事品質確保法の改正など、いわゆる「担い手 3 法の改正」の趣旨を公共工事の発注の現場で徹底し、災害対応や冬期の除雪作業など「地域の守り手」として重要な役割を果たす建設企業や測量、地質、コンサルタント等の建設関連企業を応援します。引き続き、予定価

格の適正な設定、ダンピング対策の強化を図るとともに、新たに、災害時における随意契約等の適切な入札・契約方法の選択、適正な工期設定、施工時期の平準化、ICTの活用等による生産性向上、調査・設計の品質確保など、国や地方公共団体などにおける入札契約制度の運用改善を進めます。

256 地方の良質な建設産業を守り「未来への投資」を実施

地方の建設産業の持続可能な経営を支援するため、建設産業の資金調達の円滑化、連鎖倒産の防止に取り組むとともに、担い手確保・育成や生産性向上のための取組みを重点支援し、建設産業の経営上の課題解決に向けた取組みを支援します。地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする企業の取組みを促進し地域の発展と安全を支える良質な建設産業を守り、将来のために必要な成長基盤や安全・安心基盤である社会資本の前倒し整備を進め、地域の特色を最大限に活かす国土の均衡ある発展を目指します。

さらに PPP/PFI を積極的に推進し、公共分野における民間の力をさらに活用し、地域の活性化を進めます。そのため、官民の連携により社会資本の整備・運営・更新を行うための基本法を制定します。また、空港、水道、下水道、道路のコンセッション（民間による運営）事業を中心として、取組みを加速化し、地域における民間事業者の事業機会の創出や効率的な社会資本の運営、サービスの向上を図ります。

海外プロジェクトの推進、建設産業の海外展開の促進のため、トップセールスや情報収集・発信、ビジネスマッチング、人材育成、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、独立行政法人等の活用を通じて、わが国建設企業等の海外における受注の確保・拡大を図るとともに、わが国の優れた土木・建築技術、交通システム、都市インフラ、港湾インフラ、水ビジネス、防災技術等の海外展開を図り、世界に貢献します。また、インフラ海外展開を支える中堅・中小企業の海外展開支援策を推進します。

257 バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるとともに 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な運営等を見据えて、「バリアフリー法」等に基づき、国、地域及び関係者が一体となって、公共交

通機関や建築物、道路等のバリアフリー化施策や支援策を総合的に推進します。特に、競技会場へのアクセス道路の段差解消、大会関連駅のエレベーターの増設やホームドアの整備等、東京大会に向けた重点的なバリアフリー化に取り組みます。また、鉄道駅等の旅客施設の段差解消やホームドア等の導入及び車両の整備、駅を中心とした周辺の生活関連施設を結ぶ道路のバリアフリー化、公園等の障害者用トイレの確保等を進め、様々な障害特性に配慮したバリアフリー施設の整備を大都市から地方部に至るまで着実に推進します。高速道路のサービスエリア、「道の駅」における子育て支援施設の整備も推進します。2018 年 12 月に成立した「ユニバーサル社会実現推進法」に基づき、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進します。

さらに、市町村が作成する移動等円滑化促進方針やバリアフリー基本構想に基づく事業実施への支援策を推進します。交通・観光分野の接遇の向上を進めるなど、バリアフリー化への国民の理解・協力を深める「心のバリアフリー」を推進します。

高齢者、障害者等への情報、ICT 機器・サービスの提供について、テレビの外国語放送の吹き替えや解説放送の充実、ニュース速報や緊急災害速報に字幕、音声等を付加することや高齢者・障害者にやさしい ICT 機器・サービスを提供することにより情報アクセスに対するバリアフリー化を推進します。

258 住宅の資産価値を高め、ライフステージに応じた住まい方と集約化されたまちづくりを推進

内需拡大の柱であり、あらゆる産業に経済波及効果のある住宅を重要な国富として位置づけ、総合的な住宅税制・融資等支援制度、規制緩和等を通じ、住宅を資産として残せる「ストック社会」を実現します。高齢者が保有する資産を現役世代に移転し、財政の負担を伴うことなく住宅取得の促進を図り、内需の柱である住宅需要の喚起を図ります。また、負担力の低い若年者を含めたライフステージの各段階や多様な働き方・暮らし方に応じたゆとりある住環境を獲得できるよう、高齢者の資産の活用等により住宅を取得しやすくなる施策の実施、長期優良住宅（200 年住宅等）の供給促進、既存ストックの長寿命化や資産価値の維持増大に向けた耐震・省エネ・バリアフリー化などのリフォームの普及促進、住宅団地へのエレベーターの設置の推進、空き家の活用・除却の推進、インスペクションや住宅瑕疵保険等を活用した住宅の品質確保などによる中古住宅流通のための市場環境整備を進めます。エネルギー

一の効率化やCO₂の削減を図るZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、LCCM(ライフ・サイクル・カーボン・マイナス)住宅などの省エネ性の高い住宅の普及に努めます。住宅金融支援機構の金利引下げ等により、良質な住宅の取得や住宅投資の活性化を図ります。高齢化の著しい大都市周辺部で、居住機能の集約化とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備、生活利便施設等の多様な機能の導入等により住宅団地の再生を進めるなど、少子・高齢社会に対応し、子育て世帯や高齢者等が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現できるよう、都市再生を進めつつ、サービス付き高齢者向け住宅の供給、子育て施設やケア施設と住宅の併設・近接を推進するとともに、新たな住宅セーフティーネット制度に基づく施策を着実に推進するなど、空き家も活用した安心して生活できる賃貸住宅の供給を推進します。

また、大家族による支え合いを応援するため、二世帯住宅の建設支援やUR賃貸住宅での近居割の拡充など、三世代の同居や近居に対する支援に取り組みます。

少子高齢化が進む中、健康で安心できる持続可能な社会システムの構築に向け、高齢者の住宅ストックの活用・流動化、子育て施設等の生活支援機能の駅等の拠点への集約などコンパクトで医療等の生活機能や公共交通と連携したまちづくり、超小型モビリティの普及推進など次世代型の生活支援、省エネ・創エネ・蓄エネ等まちや建築物におけるエネルギー利用の効率化などを推進します。

また、国産材を活用した良質な木造住宅の供給促進を通して、地域の環境整備や経済の活性化を図るとともに、これを担う中小工務店の技術力向上の支援を行います。

259 國土形成計画の推進

急激な人口減少・少子化、異次元の高齢化の進展、巨大災害の切迫等の課題については、國土と地域の構造的な問題として、中長期的な視点を持って、地方の創生、國土強靭化等に取り組むことが必要です。このため、「コンパクト+ネットワーク」の考え方のもと、スーパー・メガリージョンの形成とその効果の広域的拡大も見据え、地域の個性に磨きをかけ、異なる個性を持った地域の連携によりヒト、モノ、カネ、情報の対流が活発に行われる「対流促進型國土」の形成を目指し、國土形成計画を推進します。

260 半島・離島・奄美等対策の充実

半島地域については、地域間交流や産業育成等を

通じて地域への定住を促進し、半島振興対策を強力に推進します。

離島が、わが国及び国民の利益の保護・増進に重要な国家的・国民的役割を担っていることを踏まえ、離島活性化交付金(ソフト事業交付金)の充実など、離島振興の一層の強化を図ります。

離島航路航空路が本土における国道と同じ役割を果たしていることから、新たに「離島航路航空路整備法」を制定することにより、離島住民の基礎的交通手段(航路・空路)確保のための国の役割を明確にし、人流・物流面での格差是正を実現します。

また、高校のない島から本土や他の島の高校に進学せざるを得ない場合の居住費・通学費の修学支援、医療従事者確保及び妊産婦支援などの離島医療対策、離島における介護提供体制の整備、漂流・漂着ゴミ対策や情報格差の是正などの施策の充実に取り組みます。さらに、防災対策強化や本土と離島間の石油輸送コストのための支援措置の拡充を講じます。

奄美・小笠原については、それぞれの振興開発特別措置法の法期限を延長したところであり、奄美については、沖縄との調和ある振興策を図りつつ、世界自然遺産登録を見据えた観光振興など、地域の自主的な施策の推進を支援する交付金を積極的に活用します。小笠原については、航空路の開設を含め、交通アクセスの改善などに必要となる施策に引き続き取り組むとともに、島民・観光客の安全確保のための防災施設、産業振興・生活環境の改善のための施設の整備等を支援します。国境離島については、わが国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、平成28年に制定した「有人国境離島法」に基づき、有人国境離島地域の保全、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策を実施します。

261 都市間連携及びコンパクト・プラス・ネットワークの推進

都市間の連携により、一定の圏域人口を維持し、「地域経済のけん引」、「高次の都市機能の強化・集積」や「生活関連サービス機能の維持・向上」を担う拠点となる都市圏を形成する取組みを推進します。

地方都市における人口減少や高齢化の進展など、わが国の都市を取り巻く環境は厳しさを増してきています。地域の活力を維持・向上させるため、医療・福祉・商業等の都市機能や居住をまちなかに誘導し、既存の施設などを有効活用しながらコンパクトシティの形成と、ネットワークの活用を図るとと

もに、街路、公園等の公共空間と民間の建物・空地の一体的リノベーション、イノベーションを喚起する都市開発の促進により、暮らしやすく、地域経済を活性化するまちづくりを進めます。

また、多くの都市で、空き地、空き家等が時間的・空間的にランダムに発生し、都市構造の低密度化をもたらすとともに、コンパクトなまちづくりを進める上で重大な障害となっていることから、エリア価値向上に向けた低未利用地の利用促進などの取組みを進めます。さらに、過疎地域等において、廃校や統廃合された旧村役場等を改修・活用した商店・診療所など、日常生活に不可欠な施設・機能を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」を活用し、周辺集落とネットワーク等で結ぶことにより、人口減少、高齢化に伴う課題解決のためのサービスコスト効率化・生活機能の維持を図り、持続可能な地域づくりを推進します。

262 自転車利活用の推進

自転車活用推進計画（平成30年6月閣議決定）に基づき、地方公共団体の自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、自転車通行空間の整備を促進し、安全で快適な自転車利用環境を創出します。

また、シェアサイクルの普及促進、企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するための「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト制度や、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートを指定・PRする「ナショナルサイクリングルート」制度を創設するなど、自転車の活用を推進します。

国土強靭化・社会资本整備

263 国民の生命と財産を守る「国土強靭化（日本を強くしなやかに）」の加速

今後予想される首都直下地震や東海地震と連動性が指摘されている東南海・南海地震等をはじめ、地震、津波、豪雨・豪雪、土砂災害、渴水被害、火山噴火、高潮等のあらゆる自然災害等からかけがえのない国民の生命と財産を守るべく、国連「仙台防災枠組 2015-2030」に基づき、災害リスク削減への投資により事前防災・減災を進めるとともに、迅速かつより良い復旧・復興、再度災害防止等を実施します。そのために、早急に社会インフラの老朽化対策、水害・土砂災害対策の推進、住宅・建築物、道路、鉄道、港湾、堤防等のインフラの耐震化の加速、緊急輸送ルート等のリダンダンシーの確保、避難路・津波避難施設や救援体制の整備、漂流・漂着流

木の迅速な処理、観測・情報伝達体制の強化、命を守るために防災教育等の防災・減災対策を強力に推進します。また、集中豪雨、地震、台風などの自然災害は、鉄道にも甚大な被害を及ぼしています。鉄道は生活や経済活動に欠かせない交通インフラであることから、改正鉄道軌道整備法を活用し、大規模な災害を受けた鉄道の災害復旧を推進します。

加えて、安全・安心なオリンピック・パラリンピック東京大会の実現を見据え、首都機能等の維持・強化及び分散を図るとともに、日本海国土軸など多軸型国土の形成と物流ネットワークの複線化、支援物資物流の円滑化を進め、国土全体の強靭化を図ります。また、国土強靭化の取組みを地域経済の中長期的発展の呼び水とともに、雇用を創出します。さらに、国土強靭化の推進を通じた国際貢献を図ります。特に、国土強靭化基本法に基づき平成30年12月に見直しを行った「国土強靭化基本計画」の取組みを推進します。

また、老朽化対策等に予算を重点化しメンテナンスサイクルを構築するとともに、予防保全の取組みや新技術の開発・導入等によるトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、老朽化する橋梁等の道路施設、港湾施設、河川管理施設、下水道等の的確な点検・診断、修繕・更新をすることにより、安全と安心の確保を促進して国民の生命と財産を守ります。

東日本大震災の発災時には、地方出先機関は、例えば、東北地方整備局による「くしの歯」作戦による緊急輸送道路の啓開・復旧、全国からのTEC-FORCEの派遣等による災害復旧の円滑化等に大きな役割を果たしました。このような国の地方機関については、特定広域連合へ移管することなく、広域災害対応力の一層の強化を図るとともに、地域住民に身近な事業は地方公共団体が、基幹的・広域的な事業は国が行うよう、役割分担を適切に見直します。大規模災害時に多数の地方公共団体が被災した場合でも的確な支援ができるようTEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化を図るとともに、災害に備え、住民自らの行動に結びつく水災害情報提供の高度化を図ります。大規模災害時に緊急通行車両等の通行が確保されるよう、迅速に道路啓開等を行うため、道路管理者の人員体制や資機材の充実など、体制の強化を図ります。大規模災害時に緊急物資輸送船等の航行が確保されるよう、航路啓開計画を策定するとともに、航路啓開等を実施する作業船を維持するなど、啓開体制の強化を図ります。さらに、「津波対策法」に沿い、津波防災への意識向上のため、訓練を推進するとともに「世界津波の日」の理念を全世界に展開させます。

特に、国連・世銀が主催した「水のハイレベルパネル」で提言されているように、水防災へ投資等を進め、災害管理・対応から予防防災・強靭化への転換を図るべく、既に顕在化している気候変動による豪雨の頻発・激甚化等に対し、計画的な安全度の確保・向上を図るとともに、堤防整備・強化、河道掘削、ダム再生、砂防堰堤整備、河川内の継続的な樹木管理、計画的大規模施設の更新など、事前防災・減災対策を加速化します。また、自然災害に対するICTの活用・研究・人材育成、災害リスク情報のオープンデータ化の取組みとともに、気候変動の脅威に対して、気候リスク情報の基盤整備を進め、防災に関する適応策を推進します。

メキシコ大地震等の大災害を踏まえ、わが国の優れた耐震建築技術の海外への技術協力を推進します。

264 災害に強く国民に優しいまちづくりと都市の競争力の強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模地震災害に備えるため、公共交通インフラ等をはじめ住宅・建築物の耐震化や密集市街地の解消、地下空間等の防災対策の推進、広域的な基幹ネットワークの整備・複線化、津波・高潮対策のための避難路・津波避難施設・海岸堤防等の整備を進めます。

平成26年8月に広島県で発生した土砂災害を受けて改正された土砂災害防止法を的確に運用するとともに、土砂災害防止施設の整備を推進します。また、平成27年の通常国会で成立した改正水防法・下水道法を踏まえ、想定しうる最大規模の洪水・内水・高潮に対する避難体制等を充実強化するとともに、河川改修やダムを活用した治水機能の強化、下水道による都市の浸水対策を緊急的に推進し、特にダムやスーパー堤防は地元の意見を踏まえながら建設の促進を図ります。

さらに、平成27年9月関東・東北豪雨及び平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害の教訓を受けて、平成29年の通常国会で水防法等を改正し、国による権限代行制度の創設や要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化等を図りました。これらの活用などを通じて、中小河川も含めた総合的な防災・減災対策を強力に推進します。

平年を大きく超える豪雪に対しては市町村に除雪費を臨時に補助する制度を活用するとともに、地域の孤立化を防ぐ緊急防災公共事業を推進します。

平成30年7月豪雨の教訓を受けて、都道府県管理河川を含めて、河川内の樹木伐採・土砂掘削等を

継続的に実施するなど、適切な維持管理を推進します。

また、基幹的広域防災拠点の整備及び運用体制の構築や気象、地震・火山監視機能の強化、防災気象情報の提供及び地域における利活用の促進など、災害につよいまちづくりを推進するため総合的な対策を推進します。

さらに、集約型都市への取組みを支援するとともに、環境と健康に配慮した、全ての国民に優しいまちづくり、公共交通も活用し歩いて暮らせるコンパクトシティづくりを進めます。自転車活用推進計画

(平成30年6月閣議決定)に基づき、地方公共団体の自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、自転車通行空間の整備、シェアサイクルの普及促進、サイクルツーリズムの推進等を通じ、自転車の活用を推進します。付加価値の高い産業や人材を惹きつけ、イノベーションを喚起し、東京をはじめとする大都市の国際的なビジネスの拠点としての競争力を高めるため、都市開発への民間投資を促進するとともに、都市圏全体の戦略づくり、外国人の生活機能のサポートやシティセールスなどの取組みを推進します。

平成30年7月豪雨や台風第21号、北海道胆振東部地震など、頻発・大規模化する災害を踏まえ、地域の防災力の強化やインフラの老朽化対策の推進、交通連携の推進等のため、地方公共団体が実施する治水事業、道路事業等において、計画的・集中的に支援を実施する個別補助制度の創設・拡充を推進します。

さらに、地震、津波等の災害が発生した際に情報を入手しやすくし、災害時要援護者である高齢者、障害者、子供、妊産婦等が安全・安心に避難できるよう、避難経路等のバリアフリー化を推進します。特に、視覚障害者や聴覚障害者等の情報入手に困難を抱える方々に対し、様々な障害特性に配慮した文字、音声、点字、記号、筆談、手話、録音、光、振動等の多様なコミュニケーション手段による情報提供を推進するほか、周囲の状況や緊急性、情報の量等に応じたわかりやすい情報提供を推進します。

「無電柱化の推進に関する法律」や「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に基づき、電柱・電線が無い状態が標準であるとの認識のもと、無電柱化推進計画に定めた目標約1,400kmに、3か年緊急対策として電柱の倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送道路のうち約1,000kmを加えた合計約2,400kmについて無電柱化を推進します。電線管理者による地中化や、道路事業等の実施にあわせた電柱・電線の設置抑制や撤去を進めます。また、緊急

輸送道路等のほか、幅員が著しく狭い歩道等も対象とし、新設電柱の占用禁止、既設電柱を撤去する占用制限を推進します。

265 都市防災の推進

特に人口が密集している三大都市圏をはじめとする大都市の機能（政府機能含む）を守るため、通信ネットワークの確保、帰宅困難者対策、業務継続に必要なエネルギー自立性の向上・多重化、木造住宅密集地域における不燃化・耐震化、避難地・防災拠点となる防災公園の確保、コンビナート対策、宅地や港湾等の液状化対策、空港施設の防災対策、上下水道の老朽化対策や耐震化等のライフラインの防災対策を進めるとともに、ゲリラ豪雨に備えて河川の改修や地下調節池及び下水道を整備し、排水施設の効果的な整備を進めます。上部空間の利用等により首都高速道路の老朽化対策と民間都市開発とを一体的に行うなど、PPP事業を活用して、都市と高速道路を一体的に再生します。

さらに、旅客や貨物の交流拠点となる空港や、産業や物流機能が集積する港湾における高潮対策を進めるとともに、大規模災害が発生した場合にも空港機能及び港湾機能を維持するため空港BCPや港湾BCPについて、昨今の災害を踏まえた充実化を進めます。

また、ハッ場ダムを完成させ、沿川地域の洪水被害を防ぐとともに、首都圏の水需要に対応します。

266 地震・火山・ゲリラ豪雨等の自然災害に対する強靭な社会を構築するための研究開発の推進

火山噴火やゲリラ豪雨・土砂災害をはじめ、近年増加する突発的・局所的自然災害から国民の生命と財産を守るため、防災・減災対策を強化するとともに、被害を最小化し早期に回復する社会を構築することを目指した研究開発を推進します。また、防災分野においても、Society5.0の実現に向け、新技術を活用した河川管理の高度化等を図ります。

御嶽山噴火や草津白根山噴火を踏まえた火山対策を含め、地震・火山・津波をはじめとした自然災害に対する観測体制の充実を図ることで、観測・分析・予測技術の開発を推進するとともに、ゲリラ豪雨や竜巻等の自然災害に対する早期予測システムを確立し、地域の特性に合わせて全国展開することで安全・安心な地域社会を構築することを目指します。

さらに、発災時に被害を最小化する技術や発災後に復旧・復興を可能とするような防災科学技術の推進を図るなど、国土強靭化の基盤を強化します。

267 防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の実施

わが国の経済成長に向けた「生産性革命」のさらなる加速や度重なる災害から国民の生命と財産を守る国土強靭化のため、必要な対策を総合的に実施します。

防災・減災、国土強靭化のため、「防災のための重要インフラ等の機能維持」、「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」の観点から、特に緊急に実施すべきソフト・ハード対策について、3年間で集中的に実施します。

ソフト対策として、災害時に命を守るため、ハザードマップ等による必要な各種リスク情報の徹底的周知や外国人旅行者等への情報提供体制の確保など国民等の安全確保に資する体制強化等に取り組みます。

ハード対策として、河川・砂防等の防災のための重要なインフラの機能強化等により大規模な浸水・土砂災害・地震・津波・火山噴火等による被害の防止・最小化等を図るとともに、道路・鉄道・港湾・空港等の国民経済・生活を支える重要インフラの機能強化等により、命を守るための災害時の避難や救助、1日でも早く平常の暮らしや経済活動を取り戻すための迅速な復旧・復興に不可欠な交通ネットワークの確保等に取り組みます。

さらに、この緊急対策を講じた後も、国土強靭化基本計画に基づき、必要な予算を確保した上で、オール・ジャパンで国土強靭化を強力に進め、国家百年の大計として、災害に屈しない、強さとしなやかさを兼ね備えた国土をつくり上げます。

268 国民保護関連施策の強化

地下シェルターの整備等の国民保護関連施策の強化に加えて、公共・民間の既存の地下空間を活用して緊急避難場所を確保するための新たな取組みを早急に進めるとともに、国民保護にも大きな効果を発揮する国土強靭化の取組みを加速します。

269 生産性・機能性を高めるインフラマネジメントの推進

経済活動の生産性を向上させ、力強い経済成長を実現するため、ストック効果の高い社会資本整備を進めてまいります。併せて、いかなる事態にあっても日本経済を支える産業のサプライチェーンが途切れることのないよう、日本の持続的な経済成長を支える災害に強い強靭なインフラの整備を推進します。

このため、社会资本整備重点計画に基づき、新規投資について、経済成長、生活の質の向上、国土強靭化等による安全・安心の確保等の分野への選択と集中を進めるとともに、既存施設についても、その機能を最大限に活用していきます。こうした取組みを推進するとともに、現場の担い手や技能人材を確保するため、安定的・持続的な見通しを持って計画的に必要な公共投資を行います。

また、社会インフラの迅速且つ的確な災害対応・維持管理・建設に役立つAI・ロボット等革新的技術の開発・導入を促進します。そのために、必要となる教師データ等の公開などAIの開発環境整備に着手します。

270 国民に約束した国基幹ネットワークを含む道路網の整備

高速道路のミッシングリンクの解消や4車線化の加速など、従来の事業評価にとらわれることなく、国民に約束した国基幹ネットワークを含む全国の道路網の整備を促進します。高速道路の暫定2車線対策や逆走防止対策に加え、休憩施設の不足など使いやすさに係る課題も含め、高速道路の安全・安心に係る取組みを計画的に推進します。また、渋滞ボトルネック箇所の解消のためのビッグデータに基づくピンポイント対策や、民間施設に直結するインターチェンジも含めてETC専用のスマートインターチェンジの整備を進めるなど既存のネットワークの使い方を工夫し、円滑かつ安全な交通サービスの実現を目指します。高速道路料金については、利用重視の観点から、物流車両に対する大口多頻度割引の最大5割引の継続など実施目的が明確で効果の高い割引を行うとともに、適切な維持管理・更新へ対応したものにします。なお、大都市圏と地方の道路利用の状況を鑑み、わかりやすい料金に整理するとともに、大都市圏については、環状道路時代にふさわしく、交通流を最適化する料金施策の導入に取り組みます。また、ETC2.0を活用した高速道路からの一時退出サービスのさらなる拡充など高速道路の利用しやすい環境整備に取り組みます。

新設された「重要物流道路」制度を活用し、平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能について、広域道路ネットワークを強化及び再編します。

巨大津波時に防潮機能を発揮するとともに緊急避難路や避難所となり、復旧・復興支援物資などを

輸送する代替路になる道路など「命の道」や生活道路・通学路の安全対策など、地域生活に不可欠な道路等については、従来の事業評価にとらわれることなく、積極的に整備を進めます。道路は、国民の貴重な資産であり、将来のメンテナンスに必要となる費用を把握し、地方公共団体のインフラ点検・修繕の支援を充実するなど、産学官の予算・人材、技術を最大限投入し、予防保全を前提とした持続可能なメンテナンスを実現します。

また、常磐自動車道において、福島県と宮城県で混雑の見られる区間について、復興・創生期間内に4車線化を実現するとともに、併せて、追加インターチェンジの整備も進めます。

271 総合的な交通体系の整備

交通政策基本法に基づいて策定された交通政策基本計画を踏まえ、交通政策を総合的かつ計画的に推進します。地域の生活交通の将来にわたる維持・確保のため、地域公共交通活性化再生法に基づき、利便性の高い地域の交通ネットワークの構築に向けた計画策定を推進するとともに、交通事業者や地方自治体などの取組みを人材、ノウハウ面や財政措置等により支援します。また、新技術等を活用して地域交通の利便性を飛躍的に向上させるための取組みとして、都市部・地方部において、自動運転サービス、MaaS (Mobility as a Service)、グリーンスローモビリティ等生活に密着した新たなモビリティサービスの全国展開に取り組みます。さらに、地域の生活交通ネットワークの維持や利便性向上のための連携・協働の取組みを促進します。

改正タクシー特措法に基づき、運転者の労働環境の改善とタクシーの安全性やサービスの向上等に取り組みます。東京都心と羽田空港、成田空港を結ぶアクセス道路の整備・鉄道アクセスの改善、都市鉄道の強化、横田の空域返還等、空港・港湾や高速道路等の基幹ネットワーク作りを着実に進め、国際競争力に資する総合的な交通体系を整備します。また、高速バスネットワーク強化のため、交通ターミナルをはじめとする乗り継ぎ拠点の整備などを行うとともに、地域のバスの利用環境の向上のため、「道の駅」のバスの乗り継ぎ拠点化や、中山間地における人流・物流を確保するため、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの社会実験などに取り組みます。JR北海道による鉄道事業を地域交通ネットワーク全体の中で持続可能なものにするため、地域の関係者と一体となった取組みを支援します。

整備新幹線（金沢—敦賀間、武雄温泉—長崎間）の建設費の上振れに対応するための安定的な財源

見通しも踏まえつつ、新函館北斗—札幌間を含め、政府・与党申し合わせ等に基づき、開業効果ができる限り早期に発揮できるよう取り組みます。同様に、未着工区間である敦賀—新大阪間、新鳥栖—武雄温泉間について財源を確保しつつ早期着工を目指すとともに、新大阪—関西国際空港間のアクセス改善にも取り組みます。リニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗り継ぎ利便性の観点から、新大阪駅の機能強化を図る地方創生回廊中央駅構想の早期実現に向けて取り組みます。さらに、新幹線ネットワークの整備が地方創生や国土強靭化に資することに鑑み、基本計画路線に係る調査等、全国の幹線鉄道ネットワークのさらなる充実に向けた取組みを進めます。青函共用走行問題については、時間帯区分案の早期実現に向けて、引き続き努力するとともに、札幌までの高速化を実現する可能性を検討します。

超電導リニア（超電導磁気浮上式鉄道）については、品川—名古屋間の2027年開業に向けて、引き続き整備を推進します。建設にあたっては、「地産地消」の考え方のもと、地元事業者が主体的に参画できるような環境を整備します。また、東京—大阪間の全線開業は、財政投融資を活用し、最大8年間の前倒しを図ります。さらに、リニアを効果的に活用するためのアクセス整備や企業誘致のための優遇制度等を創設するとともに、超電導リニア技術の輸出を支援します。

モーダルシフト、共同輸配送やIoT、AIなど新技術の活用を推進し、物流事業の労働生産性の向上を図るとともに、CO₂削減の観点から、交通体系全般を見直します。宅配便の再配達を削減するため、受取方法の多様化等消費者利便の向上を促進します。

272 世界と競争できる航空・空港環境、海事・港湾機能及び三大都市圏環状道路等の整備

航空政策については、国民生活に必要な路線ネットワーク網を維持することを目的として、諸施策を総合的に推進します。首都圏の国際競争力の強化や地方経済の活性化のため羽田空港の飛行経路見直しや成田空港の滑走路増設等による首都圏空港の発着枠の拡大やコンセッションの推進等による空港の機能強化を行うとともに、LCC（格安航空会社）の参入促進や国内外から地方空港への路線就航促進、CIQ体制の充実等外国人旅行者の受け入れ体制の充実、持続可能な地域航空の実現に向けた協業の促進、空港で旅客の行う諸手続きの円滑化、地上支援業務の省力化・自動化、ビジネスジェットの利用環境の整備等により空港の活性化やネットワークの充実を図ります。また、国際競争力の強化による本

邦航空産業の発展のため、航空自由化（オープンスカイ）を戦略的に進めるとともに、空港使用に係るコストの見直し等、諸外国とのイコールフットティングを目指し、さらに増加する航空需要に的確に対応するため、航空機の操縦士・整備士・製造技術者等の養成・確保を推進します。併せて、組織認証制度等を活用した航空機整備・製造産業の拡充に取り組み、MRO（航空機の整備・修理・オーバーホール）産業を推進します。航空機の設計・製造国としての国産旅客機（MRJ）の安全性審査の適確な実施や、市場への投入・外国への輸出円滑化のための制度・体制の整備を進め、航空機産業の振興を図ります。また、ローン等の利活用促進に資するため、衝突防止措置などの制度整備を進めるとともに、「空飛ぶクルマ」の実現に向け、ビジネスモデルを踏まえた制度整備・技術開発を進めます。

わが国の産業や経済を支える海事産業について、外航海運の国際競争力強化や安定輸送の一層の確保、内航海運の活性化、環境規制への円滑な対応に取り組むとともに、優れた船舶の供給などを通じて造船業の競争力強化を図ります。

また、地域の経済・産業を支える港湾において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成、世界標準の大型船舶や急増するクルーズ船に対応した港湾機能の確保、アクセスの向上、港湾運営の効率化、サービス水準の向上、AIターミナルの実現、港湾関連データ連携基盤の構築、産業の立地環境の整備、地域の基幹産業や農林水産業、輸出産業を支える物流機能の強化、ばら積み貨物の輸入拠点の形成や国際コンテナ戦略港湾へのアジア広域集貨の促進、国際管理への移行、LNGバンカリング拠点の形成、海上交通管制の一元化などを図り、国の主導による国際競争力の強化を目指すとともに、大規模地震が発生した場合にも港湾機能を維持するなどわが国産業のライフルラインとしての港湾の災害対応力の強化を目指します。また、平成30年11月に成立した「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」の成立（平成30年法律第89号）に基づき、洋上風力発電施設の整備に係る海域の利用を促進します。さらに、フェリー・RORO船の活用促進を図るため、高規格ユニットロードターミナルの実現を目指します。加えて、老朽化した港湾施設やコンビナート関連インフラの刷新を図るとともに、強化する台風に対して脆弱な臨海部の防災機能強化や特定外来生物対策を図るなど、産業・物流基盤の安全性を確保します。

さらに、迅速かつ円滑な物流の実現等のため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網

の整備を進めます。

273 交通事故死傷者数を半減

近年、交通事故死者数は減少を続けていますが、未だ多くの方が交通事故によって命を落とされており、その半数は高齢者となっております。さらに、平成31年4月には東京都池袋で高齢者の運転する車が歩行者をはね、母子二人が亡くなる事故が、令和元年5月には滋賀県大津市で保育園児の列に車が衝突し、園児二人が亡くなる事故が起こるなど、痛ましい事故が相次いで発生しております。

このため、わが党はボランティアの方々とも連携しつつ、生活道路は幹線道路と機能分化させ、通学路を含めて点検やビッグデータの活用による効果的な生活道路等の対策を行うとともに、高齢者等への交通安全教育などの交通安全対策、高齢者の移動手段の確保、高齢運転者の交通事故防止に資する自動ブレーキなど一定の安全運転支援機能を備えた車（サポカーS）の普及、自動運転による移動サービスの社会実装を推進することにより、道路交通の安全と円滑を確保し、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指します。

同時に高度道路交通システム（ITS）の推進による安全性を高めるための安全運転支援システムの実現や、交通事故が起こりにくい街づくり、園児等の移動経路における交通安全の確保、事故に遭っても被害が最小限に抑えられる車の開発、自転車に対する対策、バス等の公共交通の安全性向上、踏切対策、高速道路の逆走防止対策など、総合的な交通安全対策を推進します。

また、平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起さないよう、再発防止策を着実に実施します。

公共交通の安全・安心の確保は極めて重要な課題であり、運輸事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度等を通じて、引き続き着実に推進を図ります。

274 緑や水を活かした都市空間の形成の推進

Park-PFI制度を活用した都市公園の整備に加えて、市民緑地認定制度の活用など民間活力を最大限活用した緑とオープンスペースの整備・管理を進めるとともに、自然環境の有する多様な機能の活用によって持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラの取組みを推進します。また、景観まちづくり、官民の庭園等の連携を促進して地域活

性化を図るガーデンツーリズムの取組みを進めます。

275 生活排水対策の推進と不法投棄の撲滅

効率的な生活排水対策を進めるため、市町村等や国民の理解を得つつ、下水道や浄化槽等の汚水処理施設の普及を促進するとともに、浄化槽の管理の適正化、下水道施設等の広域化・共同化を推進します。また、産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、わが国の美しい国土を守るためにも、ごみ不法投棄撲滅に向けた未然防止・早期対応の取組みを推進します。さらに産業廃棄物処理業界が今後のわが国のグリーン成長を担う循環型・低炭素産業に成長していくよう振興に取り組みます。

276 下水道リノベーションの推進

地域活性化や循環型社会の構築に貢献し、新産業を牽引していく観点から、下水処理場をエネルギー供給拠点などの魅力あふれる地域の拠点に再生するとともに、センサー等の新技術も用いて、全国のもと水道から熱転換によってクリーンエネルギー（下水熱）を取り出し、地域の融雪やビルの冷暖房に活用する「下水熱を活かしたまちづくり」、ICTによる下水道産業の活性化・生産性向上を推進します。

277 諸外国の海上保安機関との連携強化等

南シナ海・東シナ海等における法の支配、共通の価値に対する挑戦については、アジア諸国をはじめとした海外の海上保安機関間の枠組みや、地域の枠組みを越えた「世界海上保安機関長官級会合」等の多国間の枠組み等を活用し、能力向上支援や国際連携等の強化を図ります。

278 土地所有に係る情報の円滑な収集及び開示の推進

増加する外国人による土地購入や防衛関連施設周辺の不透明な土地取引実態など、土地所有に係る情報の円滑な収集及び開示を推進し、関係機関の連携強化により施策の効率的かつ効果的な実施を促進すべく、議員立法による法制化を検討します。

279 領土・領海の堅守等

わが国の領土・領海の堅守に万全を期し、国民が安全・安心に暮らすことができる平和で豊かな海を守り抜くため、海上保安庁の海上法執行能力、海洋監視能力、海洋調査能力の3点について強化を図ります。具体的には、尖閣領海警備体制の強化と尖閣以外の大規模事案の同時発生に対応できる体制の

整備、海洋調査体制の強化、海上保安業務対応能力の向上を図るための人材の育成・定員の増員・教育訓練施設の拡充等の基盤整備などを進めます。また、国境画定の起点等遠隔離島における活動拠点の整備等を推進します。

加えて、海洋状況把握の能力強化の取組みを進めるとともに、大和堆周辺海域や小笠原諸島周辺海域における外国漁船の取締強化のための体制を強化するなど、離島・遠方海域における治安の維持・安全の確保に努めます。さらに、平成30年9月に関西国際空港において発生した荒天時の走锚等に起因する事故について同種事故の防止を図る等、海上交通等の安全の確保を推進します。激甚化する自然災害に対しても、人命救助を基本に、関係機関と連携して被災地のニーズに柔軟に応えられるよう努めます。

280 自動車保有関係手続のワンストップ化の充実・拡充

自動車保有関係手続に関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化を推進するとともに、電子化する自動車検査証のさらなる利便性の向上に向けた取組みを検討します。

復興

281 復興が最優先

引き続き、東日本大震災からの復興を最優先に進めます。

わが国で開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019では、復興を果たしたわが国の姿をお見せすることが、世界中の方々からいただいたご支援、ご協力に報いることだと考え、その成功に全力で取り組みます。

282 復興の加速化

今年度は「復興・創生期間」(平成28~令和2年)の4年目であり、より一層、被災者と被災地の生活と生業を着実に取り戻し、安定した未来の東北の発展を確立するため、地域住民、市町村、県、国が共通の認識を持って共通の目標に向かっていく「オール・ジャパン体制」を強化します。

復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、地域によって復興の進捗状況が異なることから、進捗の遅れている事業をはじめとして、復興を加速化しま

す。そして、復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指します。

283 復興及び防災体制の充実・強化

わが国においては大規模災害が頻発しており、国民の生命・財産を守り、国土の保全強化を図っていくことが急務です。このため、東日本大震災からの復旧・復興を成し遂げるための必要な体制を維持するとともに、国の防災体制の一層の充実・強化を図り、国民の安全・安心の確保を図ります。

284 被災者の方々に生活の見通しと希望を

被災地における高台移転と災害公営住宅は、平成30年度末までにおおむね完成しました。被災者の方々に一日も早く恒久的な住宅に入っていただけるよう、本年5月に改定した「住まいの復興工程表」に基づき、引き続き工事を急ぐとともに、「いつ、どこに、誰と、どのように」住めるのか、生活の見通しと希望が持てるように取り組みます。岩手県や宮城県において、復興期間中に仮設生活を解消できるよう、全力で取り組みます。

285 「まち機能」の整備

産業・生業の再生を加速し、雇用の確保や教育、医療、商店街等の「まち機能」を整備して、安心して暮らせる環境を作ります。

福島県では、その一環として「福島イノベーション・コスト構想」を軸とした新たな産業集積を加速し、持続的・自律的な産業発展を実現するため、政府と一緒に、拠点整備、研究開発、生活環境整備、人材育成等に引き続き取り組みます。

286 新たなコミュニティの形成

今後、被災者の災害公営住宅への入居等が進んでいくと、新たなコミュニティの形成が課題になります。そのため、見守り・生活相談の実施、生活再建の相談支援、新たなコミュニティ形成や既存コミュニティとの融合などへの支援、被災者の生きがいづくりに向けた「心の復興」事業など、引き続き、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

287 地域経済の再生

平穏な生活を送る上で不可欠な生業の再建、地域経済再生の核となる地場産業の復興・成長の道筋を定めるため、必要な対策への取組みを強化します。まず、生業の基盤となる商店街を再生するため、商

業施設の整備支援や仮設施設の有効活用、まちづくり会社の資金調達等の支援を推進します。その際、商業施設の開発や運営の専門家の派遣等を含む多角的な支援を行います。さらに、自立的で活力ある地域経済を再生するため、水産加工業、食品製造業、ものづくり産業、農業、林業、漁業、観光業等、主力産業の成長を促進、なかでも全国に比べ遅れが見られる東北地方のインバウンド振興や一部で売上げの回復に遅れの見られる水産加工業の販路回復については重点的に取り組みます。

また、地震・津波被災地域においては、復旧に必要な土地造成の遅れなど、被災地域の状況に応じて「津波・原子力災害被災地域企業立地補助金」を、福島の原子力災害被災地域においては、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」等を活用し、製造業等の企業の新規立地を促進します。さらに、地域資源を用いた新商品開発、技術開発や販路開拓の支援に加え、高付加価値化・人材確保対策等の復旧を超える取組みや二重ローン対策、資金繰り支援等を含め、被災地域の中小企業等の前向きな取組みと挑戦について、あらゆる政策・制度を活用して支援します。

288 復興の進展に合わせた心と体の健康維持

復興の進展により、被災者の健康・生活支援も多様化しています。仮設住宅での避難生活の長期化や恒久住宅への移転、あるいは新天地への移住といった復興のステージの進展に伴い発生する課題に対応して、被災者支援の施策に総合的に取り組みます。さらに、避難者の孤立防止や心身の状況に応じた適切な支援を行っていくため、見守りや健康支援、高齢者の生きがいや健康づくり等の効果的な事例を広く紹介、実施支援をしていくほか、被災者の心のケア、児童・生徒の心のサポート、学習支援等とともに、支援者のケアにも配慮していきます。

289 地域医療・介護の復興

「まち機能」に欠かせない地域の医療・介護の復興をさらに推進します。特に、原子力災害被災地域では、医療・介護の提供体制の確保に向け、避難中の看護職員の帰還や再就職の促進、地元の医療機関の連携の推進に加え、被災地で勤務する医師の支援のための効果的な対策を講じるとともに、介護人材の確保等を支援します。

290 実情を踏まえたきめ細かい対応

住宅や廃棄物処理など、多くの避難者を受け入れた地域における諸問題や避難中の防犯対策、資機材

の不足対応のほか、災害による人口流出、復興事業に係る労働力や宿舎需要の対策等についても、実情に沿ったきめ細かな対応をします。

291 行政需要の変化への対応

被災地の自治体への職員派遣に要する経費（応援職員、任期付職員の人事費等）については、復興・創生期間において引き続き自治体負担ゼロとし、復興事業に支障が出ないよう必要な人員確保の体制を整備します。

292 鳥獣被害の防止対策

イノシシなどの野生鳥獣が復興の妨げにもなることから、その生息状況等調査を継続するほか、侵入防止柵の整備や捕獲おり・わなの設置、捕獲・処理、環境管理など、鳥獣の被害防止対策を支援します。

293 「協働」による福島の再生

被災者の方々のための住宅確保を進めつつ、避難指示・解除地域全体の将来図の具体化を進めるなど、国・県・市町村・住民が一体となった4輪駆動の「協働」馬力で福島の再生を実現します。

294 廃炉・汚染水対策

廃炉対策については、使用済燃料の取り出しや溶融した燃料デブリの取り出しについて、世界の英知を結集し、放射性物質の飛散防止を含め万全を期して安全かつ着実に進めます。

汚染水対策については、安定的で持続的な収束に向かっていることを踏まえ、今後は、一定の浄化水の処理について、検討を進めます。

295 避難指示・解除地域の復興及び再生

避難指示の解除は本格的な復興に向けたスタートであり、既に避難指示が解除されている地域においては地元ごとの課題にきめ細かく対応するとともに、産業の再生や生活環境の整備に取り組むことで、地域の復興・再生をさらに進めます。

また、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的にその全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を一層強くし、地元の意向を反映した特定復興再生拠点計画の早期実現などを通じて、復興に向けた環境整備を進めます。

296 中間貯蔵施設の整備

中間貯蔵施設の整備については、国が県、市町村

と連携して地域住民の方々のご理解とご協力のもと、用地取得を加速化し、施設の整備を促進します。生活圏内に保管されている除去土壤等については、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに相当部分を中間貯蔵施設に搬入し、幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、2021年度までに、福島県内に仮置きされている除去土壤等のおおむね搬入完了を目指します。廃炉・汚染水対策作業に係る人員や資機材、周辺町村の復興事業関連の輸送をも勘案しつつ、安全、効率的、効果的に進めます。また、福島県内の除去土壤等の県外最終処分量を低減するため、除去土壤等の減容・再生利用等に取り組みます。

297 効率的な除染

平成29年3月までに面的除染を完了しましたが、引き続き実際の個人線量を重視し、他の放射線防護対策と連携しながらきめ細かな対応を講じます。

298 指定廃棄物の処理

福島県の放射性物質汚染廃棄物（指定廃棄物）の処理については、地元の理解を得ながら、安全・安心の確保に最大限配慮しながら、事業を進めていきます。また、福島県以外の5県においても、各県内で安全かつ早期に処理を進めるための調整を丁寧に行うとともに、風評被害対策や地元振興策など、地元の不安の解消にも最大限努力していきます。

299 原子力損害賠償と自立支援策

原子力損害賠償は、帰還する場合においても、新しい生活を始める場合においても、住民の将来に向けた生活再建のために必須です。昨年改正した原子力損害賠償法の趣旨を踏まえつつ、東京電力による原子力損害賠償が迅速かつ適切に実施されるよう徹底します。加えて、企業誘致や営農再開等により雇用を創出するなど、生活の自立に向けた支援策をさらに強化します。

300 風評被害対策

福島県産農林水産物に対する風評の払拭や、避難児童生徒へのいじめの解消等を図るため、福島の復興の状況や放射線に関する正しい知識等について、効果的な情報発信を推進していきます。また、福島県産農産物等の流通実態調査のほか、被災地產品の利用・販売促進、国内外からの被災地への誘客促進等の取組みを行っていきます。

その他、除染、中間貯蔵施設の整備、避難指示の解除等の進捗について、広く理解されることが風評

被害対策の基本であることを踏まえ、地元をはじめ国民、世界に向けて積極的に広く情報発信していきます。また、科学的根拠を伴わない、不当な輸入規制の撤廃も引き続き求めます。

301 「災害対策に責任をもてる危機管理体制」の整備

東日本大震災を踏まえ、避けられない将来の備えとして、同時複合災害発生時の的確な初動対応に万全を期すため、災害発生時のマニュアルの点検や訓練を充実させるほか、想定外を想定した「災害対策に責任をもてる危機管理体制」の整備についても引き続き検討を進めます。

302 原子力安全の最優先確保と規制行政の不斷の見直し

福島第一原発事故の教訓を踏まえ、わが国の原子力規制に対する国内外の信頼を回復するために、いかなる事情よりも安全性を最優先させ、国民の懸念の解消に全力をあげてまいります。

また、原子力規制委員会の独立性を尊重しつつ、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の位置づけや審査基準策定における役割など、原子力利用の安全に関する行政組織のあり方について、必要に応じ、法改正も含めてさらなる見直しを行います。

303 原子力災害への対応と原子力専門人材の充実

原子力規制機関の信頼性を確保し、IAEA（国際原子力機関）の最新の国際基準に照らして原子力規制を一層向上させるため、IAEAの総合的規制評価サービス（IRRS）の評価や指摘等を踏まえて改正された「原子炉等規制法」の着実な実施をはじめ、より実効性の高い規制の実現を目指します。

また、原子力・放射能に関する高度の知見を有する人材の採用、養成などにより、原子力規制委員会の人員の増強・強化を図り、審査・検査体制及び原子力防災体制など、必要な体制整備を行うことで、原子力規制組織全体のパワーアップを実現します。併せて、原子力防災を担当する内閣府の体制をさらに強化するとともに、関係自治体が行う防災資機材の整備、要援護者施設の放射線防護対策、防災訓練の実施等の防災対策への支援を継続します。

さらに、原子力規制委員会による規制業務の新たな哲学を確立するため、現在の「組織理念」を「規制原則」へ発展・深化させ、原子力規制文化の大膽な改革を断行します。

304 原子力に関する知見の国際的な共有化

わが国の原子力規制の向上及び他国の安全性確保に資するため、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験から得た知見の国際的な共有化を進めます。

また、原発事故による放射性物質の拡散が人体や生態系に及ぼす影響を長期的に調査・公表することにより、安全な国民生活に寄与し、将来への責任を果たします。さらに、海外との人材交流を通じ、わが国の資源、エネルギー専門人材の育成を強化します。

305 国内外の英知を結集した東京電力福島第一原発の廃炉研究開発の加速

福島原子力発電所の事故対策において、環境モニタリングや地元住民の支援などで現行施策を拡充するとともに、新たに研究開発が必要となった原発事故の後処理や廃棄物の処理・処分、放射線可視化技術などの効果的な除染の方法等を早急に確立・普及します。

また、東日本大震災からの復興のために、福島原子力発電所の廃炉に向けた取組みはわが国にとって最重要事項の一つであり、事業者任せにするのではなく、国が前面に立って廃炉に向けた支援を進めます。今後、世界でも経験のない燃料デブリの取り出しや放射性廃棄物の処理処分等を着実に進め、廃炉を加速していくためには、国内のみならず海外の研究者・技術者の英知を結集した技術開発が必要不可欠となります。このため、国内外の英知を結集させ、研究拠点を整備し、廃炉に必要となる人材育成や研究開発を加速させます。

306 熊本地震からの復旧・復興

平成 28 年に発生した熊本地震により被災した地域の復旧・復興については、道路、鉄道、港湾等の基幹インフラの整備、熊本空港ターミナルビルの再建に関するコンセッション方式の活用や被災地の住宅再建・宅地の復旧等に対する支援を着実に推進します。

また、熊本地震の教訓を受け、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、非常災害時においては国による港湾施設の管理や海上からの支援を円滑に進めます。

環境

307 地域循環共生圏の創造

各地域が地域資源を活かして自立・分散型社会を形成する「地域循環共生圏」の創造に取り組むため、専門家や情報を集約し、パートナーシップによる地域の構想・計画の策定等を支援するプラットフォームを構築します。また、SATOYAMA イニシアティブ等を通じて「地域循環共生圏」の海外への発信を図ります。

308 世界最先端の技術を活かした「攻めの環境政策」の推進

蓄電池・燃料電池、次世代自動車、スマートグリッドなど、開発が先行した場合に莫大な需要が見込まれる技術開発分野をナショナルプロジェクトとして選定します。

また、日本の強みである省エネルギー技術等をより普及させ、CO₂ 削減と生産性の向上を図ります。例えば、鉄鋼をはじめとするわが国製造業の卓越したエネルギー効率、ヒートポンプ、電気自動車、蓄電池、地域活性化にも貢献する再生可能エネルギー等由来の水素といった先進技術の普及を図るとともに、スマートグリッド、高効率な窒化ガリウム（GaN）半導体、セルロースナノファイバー等の技術イノベーションを推進し、世界の二酸化炭素削減に貢献します。

さらに、二酸化炭素回収・有効利用・貯留 (CCUS) については、早期実用化に向けたメタネーション等の技術開発、貯留適地調査、将来の CCUS の実施のために事業者においてあらかじめ必要となる準備 (CCUS Ready) に関する検討などを実施します。

309 エコカー世界最速普及とモーダルシフト

環境にやさしいエコカーについて、自動車グリーン税制などにより、2030 年までに新車販売台数の 5 ~ 7 割の割合で普及を図ります。

さらに、世界各国の動向も踏まえ、開発競争をリードし、電気自動車の量販・量産を開始するなど、地球温暖化対策に貢献するとともに、わが国経済の発展につなげることを目指し、電気自動車やプラグインハイブリッドカー、燃料電池自動車などのエコカーの世界最速普及を進めます。

また、鉄道、船舶等による物資の流通の促進、公共交通機関やグリーンスローモビリティの活用による利用者の利便性の増進、歩道及び自転車道の整備等により、モーダルシフト（自動車から温室効果

ガス排出量がより少ない交通手段への転換)を促進します。

3.1.0 エコハウス・ビル化の加速

2030年までに新築建築物でのエコビル化（ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を大きく進め、建築物のゼロ・エミッション化や防災性能向上を加速するとともに、断熱性能の高い住宅を新築住宅の80%にするなど、住宅等の省エネ化（エコハウス化）やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及を加速させます。

また、健康、快適で低炭素なライフスタイルの普及を図ります。

3.1.1 環境ビジネスの推進

優れた環境技術・ビジネスを、地球環境保全に貢献しつつ、わが国の経済成長の原動力とするため、新技术の開発支援と海外も視野に入れた普及、環境ビジネスへの投融資等を通じた「環境金融」の普及を積極的に推進します。具体的には、金融メカニズムを活用して、再生可能エネルギーや省エネなど経済成長や地域活性化に資する環境ビジネスへの投資を促進し、ESG金融（環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投融資）の取組みを支援する観点からの調査検討を進め、併せて温室効果ガス排出量削減等に役立つ新事業の創出にも取り組みます。

また、こうした金融サイドの動きも踏まえた企業の脱炭素経営を促進するため、中小企業も含めた野心的な目標設定や気候関連のリスク・機会を織り込む経営戦略の策定等を進めます。

さらに、国民や事業者が自らのCO₂排出をクレジットの購入により相殺する「カーボン・オフセット」の普及を促進します。

3.1.2 脱炭素社会の構築

2015年12月に採択された「パリ協定」を踏まえ、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。この計画に基づき、2030年度削減目標(2030年度に2013年度比26%減)の達成に向けて着実に取り組みます。また、計画の規定に基づき、計画に定められた目標及び施策について検討を加え、必要に応じて計画を見直します。

パリ協定等において2°C目標が世界の共通目標となり、また昨年10月にIPCCから1.5°C特別報告書が公表されたことなども踏まえ、わが国は2050年80%削減そして今世紀後半のできるだけ早期の脱炭素社会の実現を目指し、長期戦略のもと、非連続

のイノベーションを通じた環境と成長の好循環の実現により、温室効果ガスの国内での大幅削減はもとより、世界全体の排出削減にも最大限貢献していきます。

また、脱炭素化を促進する観点から、国民経済及び産業の国際競争力に与える影響等を踏まえつつ、経済社会及び国民の生活行動の変化を促すとともに、脱炭素に資する設備・施設の普及によってあらゆる部門の排出削減を進めるため、経済的支援や規制的措置を講じるほか、税制全体の一層のグリーン化を推進します。カーボンプライシングについて、国際的な動向や日本の事情、産業の国際競争力への影響などを踏まえた専門的・技術的な議論を推進します。

パリ協定のもと、脱炭素化を牽引していくため、火力発電からの温室効果ガスの確実な排出削減に向けて、石炭火力発電について環境アセスメントを厳格に運用します。

3.1.3 地域と共生し環境と調和した再生可能エネルギーの導入

環境に適切に配慮した再生可能エネルギーの円滑な導入に向け、メガソーラーに係る環境アセスメントの実施、質が高く効率的な環境アセスメントの展開、地域の防災・減災にも資する自家消費・地産地消型の再エネ等の導入促進や使用済太陽光パネルの安定的なリサイクルの推進等に取り組みます。

3.1.4 水力発電のさらなる活用

既存のダムにおけるさらなる水力発電事業の創出につなげるため、砂防ダムの水力発電ポテンシャルなどを調査し、地図形式等の分かりやすい形で公表し、事業化に資するような情報提供に努めるとともに、水力発電の事業化に対して、固定価格買取制度（FIT）との適切な役割分担のもと、財政的支援の検討を図ります。

3.1.5 温室効果ガス削減に向けた国際的な取組みへの貢献

2016年11月に「パリ協定」が発効し、昨年その実施指針が策定されたことを踏まえ、わが国としては、今後も国内での大幅排出削減に取り組み、また、各国とも連携し、パリ協定に基づく世界全体の気候変動対策に貢献していきます。

また、世界全体での抜本的な排出削減に貢献するため、現在17か国と構築している「二国間クレジット制度（JCM）」の着実な実施等を通じ、優れた低炭素技術の普及を推進します。

さらに、平成 30 年 10 月に打ち上げた「いぶき 2 号」により、全球の温室効果ガス濃度の継続的に観測するとともに、人間活動による温室効果ガス排出量を特定することにより、世界各国のパリ協定に基づく気候変動対策の透明性の向上に貢献します。

3.1.6 地球温暖化に対する適応策の推進

豪雨や猛暑などの異常気象や農作物の品質の低下などの気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、2018 年に施行された気候変動適応法に基づき、政府施策への適応の組込み、科学的知見の充実、地域での適応を強化し、関係者が連携して農林水産業・防災・生態系・熱中症対策など様々な分野で適応策を推進します。特に、気候変動に関する知見を収集・提供する情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム」を充実させ、各主体の適応の取組みを促進するとともに、地方公共団体や企業の適応の取組みを支援し、強靭な地域づくりや地域社会・経済の健全な発展、適応ビジネスの展開につなげます。

国外においても、国内での経験を活かして、気候変動影響評価や適応計画策定に係る支援に取り組むとともに、国際的な適応に関する情報基盤の構築を進め、アジア太平洋地域の途上国の科学的知見に基づく適応策の立案・実施を支援します。

3.1.7 温室効果ガス排出量等の情報開示の促進

温室効果ガスの排出及び吸収量の状況、低炭素社会づくりのために必要な措置の進捗状況等に関する統計の整備充実、集計及びその結果の迅速な公表、他の必要な措置を講じます。

また、企業の温暖化対策が市場で幅広く評価されるよう、企業の温室効果ガスの排出量情報について、材料の調達から製造、製品の使用・輸送・廃棄までのバリューチェーン全体を含めて、集計・公表や情報開示を促進します。

3.1.8 グリーン ICT の利用促進

情報通信システムの利用により、エネルギーの使用、人の往来及び物資の流通・生産及び消費の合理化等を促進し、CO₂ 削減と生産性の向上を同時に実現します。

3.1.9 低炭素社会づくりに向けた国民運動の推進

地球温暖化の将来影響や温暖化対策の必要性を、多種多様な媒体や人から人への直接伝達などを通じて継続的に発信することで、気候変動問題の一層の理解や自発的な対策の実践につなげます。

さらに、地球温暖化対策に資する省エネ、低炭素型の家電やエコカーなどの「製品」・カーシェアリングなどの「サービス」・宅配便ができるだけ一回で受け取るといった「行動・ライフスタイル」など賢い選択（COOL CHOICE）を、毎年 12 月の「地球温暖化防止月間」などの様々な広報・イベントなどを通じて、全国津々浦々に展開します。

3.2.0 低炭素社会を進める人づくりと環境教育の推進

「環境教育等促進法」に基づき、「人材育成」「教材・プログラムの開発・整備」「連携・ネットワーク機能の体制整備」の 3 つの重点的な取組み事項を中心に、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れた環境教育を推進します。

また、ESD 活動に取り組む様々な主体が参画・連携し、地域が必要とする取組み支援や情報・経験を共有できる「ESD 活動支援センター」を活用し、地域の ESD 活動を支援します。

3.2.1 生物多様性保全に向けた国際的リーダーシップの発揮

2010 年に愛知県名古屋市で開催された CBD COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）で採択された 2020 年を達成年とする愛知目標について、2014 年 10 月の COP12（於韓国）で行われた中間評価を踏まえ、引き続き各種施策を実施するとともに、2020 年以降の次期目標の議論に積極的に貢献するなど、生物多様性先進国を目指します。

3.2.2 豊かな自然環境を取り戻す仕組みづくり

戦後の開発推進の過程で失われた鎮守の森や里山の復活、生物多様性の確保、森・里・川・海の連環が生み出す生態系サービス（水源涵養、防災・減災、食料供給等）に着目した地域間連携による新たな管理手法の検討など、人口減少等の社会状況も踏まえつつ、豊かな自然環境を取り戻していくための仕組みづくりに取り組んでいきます。

今後のわが国のまちづくり・インフラ整備・地域開発においては、より環境に配慮した取組みが求められるため、コンパクトで人や環境に優しいまちづくり、地域づくりを進めます。これらにより、都市機能と豊かな自然環境が共存する 21 世紀型の持続可能な都市・生活空間をつくります。

3.2.3 生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現

美しい国・日本を代表する自然景観を有する国立

公園等をさらに魅力あるものとするため、「明日の日本を支える観光ビジョン」等を踏まえ、利用者目線での受入れ環境整備や上質な利用を推進するため、施設整備や利用拠点の滞在環境の上質化、国内外への情報発信の強化等を進める「国立公園満喫プロジェクト」を実施するとともに、エコツーリズムの推進、温泉資源の保護、新宿御苑をはじめとする国民公園の積極的な活用等を通じ、自然環境を守りながらその活用を図る保全と利用の好循環を実現します。また、レンジャー（自然保護官）増員により国立公園の現地管理体制を強化するとともに、自然保護活動を行うNPOを支援します。

離島等における自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、海山、熱水噴出域、海溝等の多様な地形等に存在する特異な生態系や生物資源を保全するため沖合の区域において海洋保護区の設定を進め、海底の形質を変更するおそれのある行為を規制する等により海洋環境の保全を推進します。また、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、世界自然遺産登録実現に向け、遺産としての資質の適切な保護管理等を進めます。

3.2.4 希少な動植物等の保護と管理

絶滅のおそれのある希少動植物種の保護・管理のため、法規制の対象となる種を大幅に増やすとともに、その生息・生育環境の保全を推進します。また、動植物園と連携して希少動植物種の繁殖を促進するとともに、野生順化訓練を通じ、トキやツシマヤマネコなど希少動物の野生復帰を促します。

国際的に保護・管理が求められている希少野生動植物種については、国内の流通を適切に管理します。特に象牙取扱い事業者の管理を強化します。

外来生物については、「外来種被害防止行動計画」及び「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、ヒアリ等の外来種による生態系などへの被害の拡大防止に引き続き努めます。

ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣被害については、ジビエの利用拡大を含む対策を強化します。

3.2.5 愛護動物と共生する社会の実現

愛護動物の虐待をなくすため、動物取扱業への適切な監視、指導などが実施されるよう国と地方自治体との連携強化を図ります。

また、ペットの命を守るとの観点から、マイクロチップによる情報管理制度の導入について検討を進めるとともに、動物由来の共通感染疾患の予防等にも取り組みます。さらに、引き取り数を削減する

ための地域住民・飼い主などへの普及啓発や適正譲渡の推進など、犬猫の殺処分をできる限り減らすための取組みとともに、災害時におけるペット連れの被災者対策の取組みも強化します。

3.2.6 自然環境保全基礎調査の拡充

わが国の「自然環境保全基礎調査」は世界トップクラスの精度を誇り、また、「モニタリングサイト1000」は全国の生態系を100年間にわたってモニタリングしています。世界に誇る自然生態系・生物資源を有するわが国にとって、生態系の調査、モニタリング、適正管理は国益に資するものであり、こうした事業の拡充を図るとともに、生態系マップ等について情報通信技術（ICT）を活用した公開を進めます。

3.2.7 フロン類対策の推進

強力な温室効果ガスであり、近年排出量が大幅に増加しているフロン類について、「改正モントリオール議定書」への対応を含め、上流から下流までのフロン類の総合的な対策に取り組みます。特に、機器廃棄について、フロン排出抑制法の改正を通じてフロン類の回収が確実に行われる仕組みを実現し、フロン類回収率を飛躍的に向上させます。こうした取組みにより、フロン類の排出量を大幅に削減します。

また、炭酸ガスやアンモニア等の自然冷媒を活用した冷凍空調機器など、地球温暖化の原因ともなるフロン類の抑制に資する代替物質を用いた技術開発を大胆に進め、普及を図ることで、世界の先頭に立ちます。

3.2.8 海洋プラスチックごみ問題への取組み

海洋プラスチックごみによる汚染が世界的な課題となっていることも踏まえ、レジ袋等のワンウェイプラスチックの排出抑制はもとより、紙、バイオプラスチック等の代替素材の開発・利用といったイノベーションやリサイクルインフラ設備導入などの国内の資源循環体制の構築を強力に支援するとともに、海岸漂着物の円滑な処理をはじめとする海洋ごみ対策等を推進します。また、本年わが国で開催されるG20を踏まえ、新興国・途上国を巻き込んだ世界全体の実効性のある取組みをリードします。さらに、海洋プラスチックごみ問題に関する普及啓発や情報発信を通じ、国民各界各層の自主的な取組みや連携協働を促進します。

329 廃プラスチックの適正処理について

産業廃棄物の廃プラスチックに係る保管量の上限の緩和、市町村の焼却施設での受入れ、さらには施設の整備への支援等の施策を講ずることにより、産業廃棄物のプラスチックの適正処理及びリサイクルの促進を図ります。

330 地域の特性を活かした循環型社会づくり

わが国において先進的な循環型社会の構築を一層進めるため、「もったいない」の心を活かし、廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の「3R」の適切な取組みを広げていくほか、国と市町村等が協力して、廃棄物エネルギー利用やバイオマス利活用を進めるとともに、地域内外のネットワークによる連携を後押しします。

また、廃棄物処理施設の広域化・集約化、老朽化施設を更新することなどを通じ、災害に強く地域の特性に即した低炭素の循環型社会づくりを加速します。

331 生活排水対策の推進と不法投棄の撲滅

効率的な生活排水対策を進めるため、市町村等や国民の理解を得つつ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をはじめ、浄化槽の普及促進と管理の適正化に向けた体制整備を進めます。

また、産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、わが国の美しい国土を守るためにも、ごみ不法投棄撲滅に向けた未然防止・早期対応の取組みを推進します。さらに、産業廃棄物処理業界が、今後のわが国のグリーン成長を担う循環型・低炭素産業に成長していくような振興に取り組みます。

332 産業廃棄物処理業界の人材の育成・確保

産業廃棄物処理業界の人材育成及び確保に向け、「技能実習生の受け入れ」についての調査・研究を行うとともに、従事者を対象とした「資格制度の創設」の検討を進め、さらには労働災害防止体制の強化を図ります。

333 「3R」の促進

食品ロス削減の取組みの強化をはじめ、ライフサイクル全体での資源循環への取組みを加速します。

さらに、廃棄物処理業について、単なる廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を貴重な資源として捉え、積極的に循環利用する事業形態への転換を促進するため、優良産廃処理業者認定制度等の普及、優良事例の発信強化、優良なリユース事業者の育成、国

によるグリーン購入・環境配慮契約の積極的実施等を行います。

334 化学物質と環境

国民が安心して暮らせる安全で豊かな環境を保全することは、政府としての基本的な務めです。そのため、次世代を担う子供たちが健やかに育つ環境の実現に向け、環境中の化学物質等が子供の発育に与える影響の解明に取り組みます。

また、国際潮流を踏まえつつ、全ての化学物質を視野に入れた安全性評価・管理等を推進します。

水銀については、「水銀に関する水俣条約」の発効を受け、「水銀汚染防止法」に基づく取組みを推進していきます。

335 大気・水・土壌等の安全・安心な環境の保全

水や大気などの環境保全については、環境基準達成率の低い微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダント、湖沼及び内湾の底層の貧酸素化などへの対応等に取り組みます。特に自然の恵み豊かな沿岸域（いわゆる「里海」）の創生やそれぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図ります。

また、マイクロプラスチック等の海洋ごみについて、「海岸漂着物処理推進法」等に基づき、実態把握や回収・処理、発生抑制対策等の取組みを推進し、海洋環境の保全や、地域の基幹産業である観光等の振興に必要な海岸の景観の保全を図ります。

さらに、土壤汚染対策については、平成29年に改正された「土壤汚染対策法」に基づき、土壤汚染に関するリスク管理を推進していきます。

336 越境汚染等への対応

近隣国を起源とするPM2.5等の越境汚染によるわが国への影響が懸念されています。健康被害を防止するための対策を講ずるとともに、発生源への根本的な対応を促進するために、東アジア地域全体の環境汚染のメカニズムの調査研究を行います。

その上で、起源国の自発的な対応を促し、必要な場合には支援を行います。

337 公害健康被害対策等の着実な実施

今後も水俣病問題の解決、アスベスト被害者の救済、アスベスト対策など、公害健康被害対策等を着実に実施します。

また、国内における毒ガス弾等の問題について、環境調査など必要な対策を引き続き推進します。

3.3.8 アスベスト対策

アスベスト飛散防止対策を推進するとともに、さらなる対策について検討を進めます。

また、引き続き、アスベスト被害者の救済を着実に実施します。

3.3.9 濑戸内海の環境の保全

議員立法で改正した「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき、沿岸域環境の保全・再生・創出、水質の保全・管理、自然景観・文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等を推進するとともに、豊かな瀬戸内海を実現するため、湾・灘ごとの実情に応じた施策の検討を進めます。

3.4.0 環境インフラ海外展開の促進

途上国における先進的な低炭素技術や廃棄物・生活衛生（浄化槽）分野等の環境インフラの展開を促進するため、技術、制度、人材育成などをパッケージとした途上国支援を行い、途上国の成長と環境負荷低減の両立に貢献するとともに、わが国企業のビジネス展開の拡大を図っていきます。

農林水産

3.4.1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした農林水産業の発展

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を日本の農林水産業の発展のチャンスにします。農業生産工程管理（GAP）等の普及を図り、国内外の需要に対応するとともに、その先の輸出促進にもつなげます。大会関連施設の整備等に国産木材・花き等を積極的に利用します。

3.4.2 農業・農村の所得の増大に向けた10カ年戦略—政策総動員と現場の力で強い農山村づくり

農業・農村は、国民に食料を安定的に供給しつつ、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を育んできたわが国発展の礎です。経営規模の大小や主業と兼業の別、年齢による区別なく、地域総参加で地域全体が活力に満ち、産業として成り立つ強い農業・農村を創造します。そのために経済全体の健全な成長を取り込みつつ、10カ年戦略を基に農業・農村政策を総動員し、現場の力を最大限に引き出すことで、自給率・自給力の維持向上と、地域や担い手の所得が増大する姿を目指します。

また、「農家が生産する喜びを実感できる」農業・農村を構築し、「食料・農業・農村基本法」に基づ

いて、食料安保と多面的機能の維持を図ります。

3.4.3 食料自給率・食料自給力の維持向上

国民が求める多様な農産物の需要に応じた生産の拡大を進め、地域の自主性と創意工夫の活きる生産振興を図ることで、食料自給率・食料自給力の向上を図る対策を強化します。また、同計画で定められた2025年度を目標年次とする食料自給率目標（カロリーベース 45%、生産額ベース 73%）の達成を目指します。

3.4.4 生産者の不安を払拭するための施策の推進

日本の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えてます。生産者の持つ可能性と潜在力をいかんなく発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していきます。

TPP11 や日 EU・EPA による関税削減により長期的に国内農林水産業への影響についての農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しするとともに、協定発効以降の経営安定に万全を期すため、経営安定対策の充実等の措置を講じるなど、引き続き、各般の対策を「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき着実に実施します。拡充したマルキシ等については、着実な実施により経営安定を図ります。

日米物品貿易協定については、2018年9月に日米首脳間で、過去の経済連携協定で約束した内容が「最大限」と確認されたことを踏まえ、しっかり対応していきます。

3.4.5 「農政新時代」～生産者の努力が報われる農林水産施策の展開

夢と希望の持てる農政新時代を創造するために、「農業競争力強化プログラム」に基づき、以下に示した項目について、生産者の努力では対応できない分野の環境を整えます。

①農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

若い担い手の確保のため、農業経営塾、農業高校、農業大学校等の体制整備を進めます。

また、若者の農業分野での定着（年間1万人）を倍増します。支援対象者年齢を引き上げ、親元就農における農地について利用権設定も対象となった新規就農者への交付金の活用や法人化を推進し、若者が農業分野で「就職・就農・起業」するとともに、女性農業者が一層活躍できる環境を整えます。また、

新たな在留資格「特定技能」の枠組みも活用した農業や食品加工業、外食業における外国人材の円滑な受入れを支援します。

②生産資材価格形成の仕組みの見直し、流通・加工の業界構造の確立

成果の見えだした生産資材の価格引下げをさらに進め、農業者が生産資材を安定してより有利に仕入れることができる環境をつくります。卸売市場の活性化を含め、農産物を有利に販売できる流通・加工構造を構築します。

③「土地改良法」の改正を踏まえた基盤整備の推進

「土地改良法」の改正を踏まえ、農地中間管理機構による農地の利用集積を推進するための基盤整備、ため池等の農業用排水施設の耐震化等を着実に進めます。また、農業・農村の構造変化に対応できるよう、土地改良区の業務運営の適正化を図る取組みを推進します。

④戦略的輸出体制の整備

「2019年輸出額1兆円」目標の達成をバネに輸出を新たな稼ぎの柱とします。農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）を通じた海外ニーズ・規制に対応できるグローバル産地の育成、海外の市場開拓、地理的表示（GI）も活用した地域産品のブランド化、輸出のためのインフラ整備、検疫・規制の課題解決、規格・認証の活用を進めます。

⑤加工食品の原料原産地表示の推進

全ての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地表示を推進します。そして、国民の日々の選択が、日本の食と農を支える社会をつくります。

⑥収入保険制度の実施

2019年から開始した収入保険の加入を促進します。保険料の掛金率1%程度で、農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます。米、野菜、果樹、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、農産物すべてが対象になります。

⑦飼料用米を推進するための取組み方策

閣議決定された食料・農業・農村基本計画で掲げた飼料用米の生産努力目標（2025年産110万トン）を確実に達成し、飼料用米生産の持続的な拡大が食料自給率の向上と畜産のブランド力強化につながる理想的なサイクルを実現します。

⑧畜産・酪農対策（肉用牛・酪農の生産基盤の強化、生乳の改革等）

「畜産クラスター事業」を推進します。中小家族経営を含む地域ぐるみでの生産基盤の強化を進め、力強い日本の畜産・酪農を構築します。チェックオフについて、引き続き検討を進めます。

「改正畜安法」に基づく補給金制度のもと、いわゆる「いいとこどり」を防止することにより指定生乳生産者団体の機能を発揮し、酪農経営の安定、あまねく地域からの確実な集乳を確保します。労働負担の軽減に資する機械の導入などにより酪農の働き方改革を推進します。

⑨農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

「農村地域工業等導入促進法」の改正（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）を踏まえ、地域内発型産業や農業関連産業等の導入等、農村地域における就業機会拡大を図るための施策を総合的に推進します。

3.4.6 農林水産物・食品の輸出力強化の取組みの実施

国内の1億人ではなく、100億人を見据えた農林水産業を目指し、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）を通じ、海外の買い手が求める品質・ロットや、必要な検疫、農薬規制等に対応し、輸出を意識した生産を行うグローバル産地の育成を図ります。また、産地と海外マーケットをつなぐ機能の強化を図ります。

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目ごとの輸出促進施策を展開します。

日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）において、海外でのマーケティングを強化し、日本産農林水産物・食品・酒類の新たな海外マーケットの開拓を図ります。

地理的表示保護制度の改正を踏まえ諸外国との相互保護を推進し、輸出促進を図ります。

日本産酒類の輸出拡大に向けた対策を充実させるとともに、地理的表示の活用を進め、日本産酒類のブランド力向上を図ります。

また、戦略的な動植物検疫協議や日本発の食品安全管理規格等の策定を進めるとともに、原発事故に伴う風評被害の払拭を図りつつ、諸外国の食品輸入規制の撤廃等の輸出環境の整備を図ります。さらに、「ジャパンブランド」の確立に向けて、卸売市場を拠点とした日本の農産物の「周年供給体制」を確立し、日本の「食文化・食産業」及び加工技術を活かした食品の海外展開と農産物輸出の連携、海外の日本食レストラン等を通じた国産農林水産物の輸出

促進を図ります。併せて、海外の在外公務員等への「日本食文化」の情報提供を強化するほか、農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用を図ります。

GLOBALG. A. P. 等の国際水準の GAP の実施及び認証取得の拡大を推進するとともに、国際的な取引にも通用する日本発の GAP 認証、HACCP ベースの食品安全管理規格認証の仕組みの国際規格化を推進します。また、日本産のアピール力を強化するため、JAS 規格を戦略的に制定・活用するとともに、その国際化を推進します。

さらに、農山漁村に外国人を呼び込み、日本の農山漁村の文化や美しさを体験し、日本食や日本の農林水産物のファンになってもらうため、「農泊食文化海外発信地域」の認定などのインバウンド対策を推進し、輸出拡大につなげます。

3 4 7 米政策改革

米の需給と価格の安定を図るため、2018 年産から見直した米政策を着実に定着させるとともに、米農家が所得向上を目指して自らの経営判断で作物を選択できるよう、飼料用米をはじめ戦略作物の本作化に向けた水田フル活用の予算（産地交付金を含む）は責任を持って恒久的に確保します。引き続きナラシ対策を安定的に実施します。

国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行えるよう、関係者の主体的な取組みを促す全国農業再生推進機構（米の全国組織）に対し、支援を行います。

米及び米加工食品（米粉、日本酒を含む）の需要拡大に向け、海外市場の飛躍的拡大戦略など、内外の米の新市場開拓を強力に推進します。需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合には、主食用米を長期計画的に販売する取組みや、輸出用など他用途への販売を行う取組みを自主的に実施するための支援を行います。

3 4 8 国産需要に応える大豆・麦の生産拡大

2025 年度に大豆の生産量を 2013 年度の 20 万トンから 32 万トン、麦の生産量を 2013 年度の 99 万トンから 117 万トンへ拡大し、国産需要を確保します。また、安定供給への期待に応える産地力強化を図ります。新品種や栽培技術の導入、共同乾燥・調製施設の整備により、実需者の求める大豆・麦生産を推進します。機械化体系の導入や、ほ場条件を踏まえた施肥・排水対策で生産性の向上を図ります。また、担い手への農地集積と併せて、地域一体となつた取組みによりブロック・ローテーションを推進し、安

定生産、高収益構造を実現します。

3 4 9 畜産・酪農の成長産業化の実現

畜産・酪農の成長産業化を目指し、既出の施策に加え、飼料生産の効率化や初期投資に対するリスクを軽減することなどにより、畜産・酪農に参入しやすい環境を整備し、中小家族経営も含めて多様な担い手の育成、経営体质の強化を図ります。

キャトルステーションの整備や預託の仕組みなどを活用し、肉用牛の地域内一貫生産を推進します。

乳用後継牛の育成体制の整備、酪農ヘルパーの活用や搾乳ロボット等の省力化機械の導入により労働負担の軽減、飼養管理の効率化等を推進します。

国産チーズの競争力を高めるため、原料乳の低コスト・高品質化の取組みの強化、製造コストの低減と品質向上・ブランド化等を推進します。

輸入飼料依存から脱却し、国産飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を確立するため、不安定な気象に対応した草地改良、飼料生産組織の育成、飼料用米・子実とうもろこしに加えエコフィード等の多様な国産飼料の生産・利用拡大、耕畜連携、放牧等を推進します。

意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組めるよう、畜種（酪農、肉用牛繁殖・肥育、養豚、採卵鷄）ごとの特性に応じて畜産・酪農の経営安定対策を着実に実施します。

和牛の受精卵と精液が国外に持ち出されるという事案が発生したことに鑑み、わが国固有の財産である和牛を守るため、関係者と連携を強化し、法改正を含めて制度の見直しを検討します。

3 5 0 産地強化対策

「産地パワーアップ事業」を推進します。果樹・野菜・花きなど全ての農作物を対象に、品質向上・コスト低減や高収益作物・栽培体系への転換などそれぞれの地域の強みを活かした戦略的な取組みを支援します。

3 5 1 園芸作物の生産構造改革

マーケットニーズに対応した園芸作物の供給力を強化します。機械化や規模拡大、流通の合理化等の生産流通体制の整備の推進により、需要が拡大する加工・業務向け野菜を中心とした国産野菜の生産量について、2013 年度の 1195 万トンから 2025 年度までに 200 万トン増産し、1395 万トンを目指すとともに、経営支援策や高品質化支援策の強化等により、需要に即した収益性の高い産地づくりを進めます。

国産野菜の需要拡大のため、作柄安定技術の導入

等による加工・業務用野菜の安定供給、鉄道貨物輸送や内航海運の活用による流通の合理化等により、生産流通システムの構造改革を実施します。野菜価格安定対策の円滑な推進により、野菜農家の経営安定を図ります。

輸出も含め、様々なニーズに対応した、高品質な果実の生産維持・拡大に向け、基盤整備、改植支援、未収益期間対策、労働力確保対策等を推進します。また、ストレート果汁など国産の強みを生かした果実加工品の供給拡大に向け、作柄安定技術の導入等による原料果実の安定確保対策を推進します。施設園芸の大規模化・省エネ化等によるコスト低減や、高度な環境制御による次世代型の高収益な施設園芸の展開を推進するとともに、燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めます。農業用ハウスの補強等により、自然災害に対する強靭化対策を進めます。また、既に措置されている施設園芸農家の経営安定のための農業用A重油の免税・還付措置は今後も継続を目指します。

「花きの振興に関する法律」に基づき、コールドチェーンの構築等による高品質な国産花きの生産・供給体制の強化や、花育の普及、プロモーション活動等による国産花きの需要拡大を推進するとともに、輸出拡大に向けて国内外へ国産花きをアピールする取組みを推進します。

3.5.2 地域に根ざした特産作物の振興

「お茶の振興に関する法律」に基づき施策を推進し、国内外の需要拡大を通じ、茶の生産を2013年の8.5万トンから2025年には9.5万トンまで拡大することを目指します。甘味資源作物については、生産体制の強化、地域の雇用確保も視野に入れた経営支援策の実施により生産・経営の安定を確保します。

茶の経営安定に資するよう、高品質化・生産安定に向けた改植支援・未収益期間対策や担い手への集積等に伴う茶園整理への支援、防霜ファンの整備を推進するとともに、燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換、さらに輸出拡大への取組みの支援を進めます。

台風等の自然災害の多いさとうきびのセーフティネット基金を活用した生産回復の取組み推進、産地ごとに作成したさとうきび増産プロジェクトの着実な推進、土づくり支援、かんしょ・ばれいしょを含めた甘味資源作物の作業効率化のための機械化一貫体系の確立や砂糖製造業における働き方改革の推進を図ります。

てん菜・ばれいしょの病害虫防除対策など作付支

援や高収益輪作体系技術の開発など北海道畑作の適正な輪作体系を維持します。

そばの需要に応じた生産振興を推進します。

3.5.3 種子の安定供給

種子の安定供給のため、これまで通り、都道府県への地方交付税をしっかりと確保します。わが国の農業の競争力を支える優良な品種が海外に流出しないよう、種苗法でしっかりと守り、海外からの逆輸入も防止します。

3.5.4 都市農業新時代

新たな発想で都市農業新時代を実現します。「都市農業振興基本法」等を踏まえ、都市農業の可能性を高めるため、「都市農地貸借円滑化法」に基づき、都市農業の安定的な継続と都市農地の有効な活用をはかる生産緑地を対象とした新たな貸借の制度の適正かつ円滑な運用を進めます。

3.5.5 担い手の経営発展支援（農地集積・法人化の推進）

担い手の経営発展を支援します。各都道府県に設置された農地中間管理機構（農地集積バンク）をフル稼働させて、2023年までに全農地面積の（現状5割から）8割を担い手に集積・集約化します。

併せて、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等の組織と農地中間管理機構が一体となって推進する体制を構築します。地域で一体となった話し合いに基づく人・農地プランづくりを進め、担い手への農地集積を推進します。

また、「改正土地改良法」による農家負担のない農地整備事業を活用するなど、農地中間管理事業と併せて農業農村整備事業を推進します。

法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業などの多様な担い手に対するスーパーL資金等の融資、税制、出資等の支援を強化し、こうした支援等を通じて、経営のレベルアップ等につながる法人化を推進し、2023年までに法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人にします。

さらに、女性経営者の能力を地域農業の発展のために積極的に活用するとともに、人・農地プランの作成・見直しや集落営農を推進します。小規模農家も集落営農への参加により経営の効率化を図るとともに、集落営農の法人化を推進します。また、環境保全型農業の担い手の育成を図ります。

リース方式等による企業の参加を促し、企業の持つ販路や経営ノウハウを活用します。

356 耕作放棄地対策

耕作放棄地ゼロを目指します。新たな耕作放棄地発生を予防するとともに、農地として再生利用可能な耕作放棄地のフル活用を図ります。

耕作放棄地の再生利用にあたっては、農地法に基づき、農地中間管理機構を活用します。また、農業者、農地中間管理機構等が行う耕作放棄地の再生作業や土づくり等を支援します。併せて、生産基盤整備による耕作放棄地発生の予防及び再生利用の推進を図ります。

357 多様な担い手の育成

農業の多様な担い手を育成します。2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大し、世代間バランスを取り、家族経営、法人経営、集落営農、企業等の多様な担い手が共存する構造を創ります。

農の雇用事業、農業次世代人材投資、青年等就農資金、農業経営者教育支援策等の充実・強化を図るとともに、新規就農者が農地中間管理機構を活用して農地を優先的に確保できるよう支援します。

358 強い農業の基盤づくり（農業農村整備事業の推進）

「農業農村整備事業」のコスト低減を図りつつ、着実に推進します。当初予算・補正予算を併せて、2010年度の大幅削減前の予算を超える水準まで回復した本事業について、引き続き、予算の安定的確保を図ります。農地中間管理機構と連携し、農地の大区画化、汎用化、畑地・樹園地の高機能化を推進するほか、老朽化した農業水利施設の長寿命化やため池等の耐震化等の防災・減災対策を進めます。

359 6次産業化の推進

6次産業化・地産地消・農商工連携を推進します。国内はもちろん、拡大する世界の食市場も取り込むことにより、2020年に6次産業の市場規模を10兆円（現状約6.3兆円）に拡大し、わが国農林水産業の成長産業化と農業・農村の所得増大を目指します。また、農林漁業成長産業化ファンドも積極的に活用して、農林水産物の高付加価値化と同時に、今後拡大が見込まれる食品関連産業の成長を取り込み「地産地消」を推進します。

一次産業と二次・三次産業とが連携して消費者までのバリューチェーンを構築するとともに、地理的表示保護制度も活用して、農林水産物・食品の高付加価値化、雇用の増大を実現します。また、集落営農等を母体とする6次産業化・地産地消への取組みを支援し、地域の農林漁業者、観光事業者、学校給

食等の様々な事業者のネットワークを構築します。マーケティングに精通し、農林漁業者の取組みをコーディネートする人材の育成・確保を図ります。販路と商品化のノウハウをもつ企業等の活動を支援します。

360 農福連携の推進

障害者等の農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいの創出と社会参画を促す農福連携の取組みを強力に推進します。障害者・生活困窮者の自立や高齢者の健康・生きがいの向上のための福祉農園の整備、農業者が障害者を受け入れる際に必要となる安全設備等の整備、障害者が農業技術を習得するための研修等を支援し、障害者等の社会参画を促します。

361 日本型直接支払制度の推進

農業・農村の有する国土保全、水源かん養、自然環境保全等の多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするために、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」によって法制化された「日本型直接支払制度」を着実に実施し、水路・農道等の地域資源の管理のための共同活動、中山間地域等の条件不利地における農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動等を支援するとともに、担い手への農地集積などの構造改革を後押しします。

362 中山間地域等の振興

中山間地農業を元気にします。平地との格差を埋め、営農継続を支援する中山間地域等直接支払制度など地域政策を着実に実施し、地域全体でコミュニティ機能を維持していきます。また、中山間地域等の条件不利地においても、中山間地農業ルネッサンス事業等により、優先枠を設定し、創意工夫を發揮して収益性の高い農産物の生産や6次産業化等に取り組む意欲ある地域・農業者を積極的に支援します。

加えて、これらの地域政策と産業政策を車の両輪として進めていく上で土台となる水利施設等の生産基盤の整備も積極的に推進することにより、中山間地域の特性を生かした農業と地域の活性化を推進していきます。

363 棚田地域の振興

棚田地域の振興に向け制度的枠組みを創設し、棚田の保全、観光資源化など棚田を核とした地域振興の取組みを支援します。

364 「農泊」の推進

古民家などの活用を通じて、農村地域の伝統的な

生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を地域が主体となって推進するなど、インバウンドの受入れも含め都市農村交流を促進し、農山漁村の所得向上を実現します。

365 鳥獣被害対策・ジビエ利用の推進

鳥獣被害対策に全力で取り組みます。暮らしや農林業に深刻な被害を及ぼすシカ・イノシシ・サルの生息数等を2023年度までに半減させることを目指し、市町村に設置される鳥獣被害対策実施隊を中心とした地域ぐるみの総合対策を推進するとともに、捕獲鳥獣のジビエ活用を推進します。

「鳥獣被害防止特別措置法」に基づき、鳥獣被害対策実施隊の設置数をさらに増やすとともに、野生鳥獣の生息調査に基づく個体数管理など捕獲対策の強化、捕獲効率の向上や省力化にもつながるスマート捕獲技術の導入促進、狩猟者確保のための射撃場の整備、焼却施設の設置を支援します。さらに、捕獲鳥獣のジビエ利用量を2019年度に倍増させることを目指し、ジビエモデル地区の取組みの横展開、国産ジビエ認証の取得、需要拡大のプロモーション等を支援します。このほか、年間を通じた許可捕獲の運用など自治体単位の柔軟な対応を推進します。

森林・林業においてもシカによる被害が深刻化しており、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲・防除と監視体制の強化を進めます。

366 農協改革の推進

JAグループが創意工夫により取り組んでいる自己改革を後押しします。准組合員の事業利用に関する規制のあり方については、農協組合員の判断に基づくものとします。

367 農林水産業の成長産業化を技術で先導（研究開発の推進・活用）

スマート農業を推進します。農林漁業者、食品事業者のニーズを踏まえ、中山間地を含めロボット、AI、IoT等の先端技術を生産現場に導入し、生産から出荷まで一貫した体系として実証する取組み等を支援するとともに、国・都道府県・大学・民間企業の「知」の総力を結集し、新たな価値を生み出す品種の開発など、現場と一体となって、農林漁業者等への実装までを視野に入れた技術革新を進めます。

また、本年4月に稼働した、様々な農業生産関連データの連携、共有、提供が可能な農業データ連携基盤（WAGRI）について、範囲を加工、流通等まで拡大し、データを活用した農業を推進します。

368 食の安全・信頼の確保

豚コレラについて、飼養衛生管理の徹底や野生イノシシ対策などまん延防止に全力を尽くすとともに、発生農家等の経営再開を支援します。中国などからのアフリカ豚コレラをはじめとする家畜伝染病や病害虫の侵入を防ぐため、空港や港における検疫探知犬の増頭、罰則適用の厳格化など、水際での検疫を強化します。科学的知見に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウ、ミカンコムバエ等の病害虫の防除対策の徹底や、動物医療分野における薬剤耐性対策等により、安心できる営農環境を守るとともに、食の安全・消費者の信頼確保を図る取組みを推進します。

また、都市と農山漁村の住民が共に行き交う共生・対流を図り、農業・農村に対する国民の意識を高め、子供の頃から農業・農村に親しむシステムを拡充します。

369 健康で元気な生活のための食文化・食育の推進、食品ロスの削減

知育・德育・体育・食育・才育という「五育」その中でも生きる上での基本である食育を、「食育基本法」に基づき、より一層全ての世代に浸透させて参ります。

子供にとっての貴重な共食の機会の場である、子供食堂と連携した地域における食育を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産にも登録された「和食」の保護・継承を図ります。「和食」を世界に正しく広め伝えていくため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を積極的に活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進する等必要な措置を講じます。

さらに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立したところであり、様々な形での食品ロスを減らすために、消費者などの意識向上に尽力する等、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程全体で食品ロス削減国民運動を展開していきます。

370 環境と調和した持続可能な農業の展開

再生可能エネルギーの導入による利益の地域への還元を進め、農山漁村の活性化を図りつつ、安定した生産・流通・消費体制の整備、学校給食・外食産業等における国産消費拡大への支援、薬用作物の国内栽培振興支援、機能性農林水産物や有機農業等土づくりをはじめとする「農業の自然循環機能に立脚した」技術に基づく持続可能な農業を推進すると

ともに、こうした農業により生産された農産物の国内安定供給体制を整備します。さらに、食品ロスの削減推進、食品残さの飼料化・エネルギー化等リサイクルの活動を支援します。

371 東日本大震災及び福島原発事故に係る農林業再生等に全力

東日本大震災及び福島原発事故に係る農林業再生等に全力をあげます。国の責任を前提として、農地、農業用施設、施設園芸、海岸防災林等の再生に万全の対策を推進するとともに、農地の大区画化や、ため池等の放射性物質対策等の取組みを全力で支援します。

原発事故の東京電力による賠償については適切かつ速やかに支払いが行われるよう徹底します。

福島県に設置した基金を活用し、避難区域等の営農再開を支援します。コメ、牧草、畜産物、野菜・果樹、原木しいたけ等について、必要な放射性物質の検査の実施や、除染・放射性物質の吸収抑制を徹底するとともに、風評被害を払拭し、消費者への安全な食料の提供に万全を期し、消費拡大を図ります。福島の森林・林業の再生に向け、「ふくしま森林再生事業」等により、里山の再生、木材産業の復興等に取り組んでまいります。

福島原発事故に伴う諸外国の日本産食品等の輸入規制については、タイ、EU等の多くの国・地域において撤廃・緩和が行われており、引き続き、撤廃・緩和に向けた働きかけを力強く行っています。

372 自然災害からの復旧・復興と防災・減災、国土強靭化のための緊急対策

近年の豪雨、地震等、頻発する自然災害に対し、被災した農林漁業者の一日も早い経営再開に向けて、農業用ハウスの再建や崩落した園地の復旧等、きめ細やかな支援対策を継続的かつ適切に講じます。

防災・減災、国土強靭化のため、ため池の保全管理の強化を図るとともに、3か年緊急対策において、農業用ハウスの補強、ため池の改修等を2018年度から3年間で集中的に実施します。

373 林業成長産業化と適切な森林管理の実現

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進します。森林環境譲与税も活用し、新たな森林経営管理システムにより、意欲と能力のある経営者に森林の管理経営を集積・集約化するとともに、路網整備・間伐等を加速化します。また、森林環境譲与税等を活用した木材の需要拡大等を進めます。

新たな森林経営管理システムを円滑に推進するためには、担い手の中核となる林業経営者の育成が重要であるため、国有林野の一定の区域で、公益的機能の確保や地域の産業振興等を条件に、一定期間・安定的に立木の伐採を行うことができる仕組みを整備します。併せて、連携する川下事業者に対する資金供給の円滑化を図る仕組みを創設します。

374 国産木材利用の拡大

林業の成長産業化を実現し、森林所有者や原木の生産者の所得の増大と地域の雇用の拡大を進め、山村の振興を図るため、国産木材の自給率5割を目標に生産流通構造改革と木材の利用拡大に総合的に取り組みます。

国産材需要の約半分を占める住宅分野において、梁や桁など国産材の利用が低位な部材での国産材シェアを高めるとともに、工務店と林業・木材産業関係者の連携による国産材を活用した住宅づくりを推進します。

また、需要拡大対策として、経済界等の協力を得て、非住宅や中高層建築物へのCLT（直交集成板）を含めた木材の利用拡大を促進するとともに、JAS無垢材の利用拡大に取り組みます。

加えて、耐火木材などの新たな木材製品・部材の開発・普及を併せて推進し、木材利用が低位なオフィスや店舗等での木材の利用拡大や、「公共建築物等木材利用促進法」による公共建築物（学校など）における木材利用の徹底と支援、公共土木分野において国産材の利用等を積極的に促進します。

さらに、これらのほか、工場、倉庫、事務所、工作物（ガードレールなど）等における木材利用を拡大します。災害公営住宅への国産材の積極的な利用を図ります。

家具やチップ用材への活用が期待できる広葉樹の導入を進めます。

木育を推進し、森と木の良さを学ぶ林業体験学習（学校林の利用拡大等）、日本建築への理解、木造建築技術者の育成等の促進を図ります。

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（クリーンウッド法）に基づき、登録木材関連事業者の増加により合法伐採木材の利用を徹底するとともに、木材生産国における流通実態等の把握を進めるなど、地球温暖化防止等に資するための合法木材の利用促進に向けた取組みを強力に推進します。

375 林業を支える多様な担い手・人材育成

「緑の雇用」による若い新規就業者の確保と定着

を図り、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、オペレーター等林業技術者・技能者の育成を推進するとともに、森林組合、林業事業体、自伐林家など多様な担い手を育成します。

376 新技術を活用した林業のイノベーションの推進

林業のイノベーションを推進し、林業の生産性を向上させます。

特に、ICT 等を活用した森林資源情報等のデジタル化や適切な生産流通管理、機械の開発等による林業作業の省力・軽労化、早生樹等の普及・利用拡大等、新たな技術を活用した革新的な林業に取り組みます。

377 国産材の生産流通構造改革の推進

利用期を迎えた森林資源を最大限活用し、林業・木材産業の成長産業化の実現のため、森林所有者等の原木供給サイドと製材業者、工務店等との需給マッチングや協定締結に向けた取組みへの支援、製材工場、ストックヤードなど木材加工流通施設の整備、効率的なサプライチェーンの構築を進め、バリューチェーン全体の最適化など生産流通構造改革を推進します。

また、国産材を低コストで安定供給するため、「森林経営管理法」に基づく経営管理の集積・集約化、森林経営の高度化、高性能林業機械の導入、急傾斜に対応した架線系集材技術の開発・普及、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の活用等を積極的に進めます。

378 国産木材の輸出促進

日本の優れた木材加工技術を活かした寸法精度、乾燥度等の木材製品仕様の作成、輸出先国の住宅関連業界との連携強化等により、ジャパンブランドの確立を図り、高付加価値の木材製品や木製家具の輸出を促進します。その一環として、在外公館における国産材使用の拡大を図ります。

379 森林所有者と境界の明確化

施業集約化、外国資本等による森林買収の防止等を図るため、「森林法」や「森林経営管理法」の規定を活用しつつ、市町村による林地台帳の整備、森林所有者に対する経営管理の意向調査、ICT 活用による森林情報の整備、地籍調査の加速化、森林所有者と境界の明確化等を推進します。

380 山村振興対策の強化

森林の多面的機能の発揮を支える山村の地域活動や林家の取組み（森林の管理、侵入竹への対応等）を総合的に支援します。

人口の減少と高齢化の進展、生活利便性の低下、鳥獣被害の激化等に鑑み、山村の維持・活性化に必要な観点から「山村振興法」に基づき、地域資源の活用に向けた交付金や税制を活用し、山村活性化の支援を推進します。

きのこ、薬草、木炭など高収益や多様な利用が期待される特用林産物の生産・流通・販売体制の支援を強化します。

381 木質バイオマス利用の促進

山村地域の雇用と所得の拡大、山元への還元を確実にし、山村地域の活性化を図るために、地域の関係者の連携のもと、熱利用または熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」を構築し、木質バイオマスのエネルギー利用を促進するとともに、セルロースナノファイバー、リグニンなどのマテリアル利用を積極的に促進します。

382 森林環境譲与税も活用した森林整備の推進

パリ協定を踏まえ、森林吸収源対策を推進します。2020 年度及び 2030 年度の森林吸収量の目標の達成や災害防止を図るため、森林環境譲与税も活用した森林整備等に取り組んでいきます。また、皆伐後は必ず再造林できる林業の確立に向け、路網整備、植林、下刈りや除伐・間伐等に支援する森林整備事業を推進していきます。併せて、広葉樹林、針広混交林など多様な森林づくりを推進します。

公的主体による奥地水源林の適切な整備、林業公社の健全な経営の推進を図ります。森林の整備に必要な路網の整備を推進するとともに、林道橋等の既存施設の長寿命化に向けた取組みを推進します。

383 花粉発生源対策の推進

花粉症ゼロ社会を目指します。花粉症対策苗木への植替えや広葉樹の導入など、花粉飛散防止技術の開発・実用化を推進します。

384 災害に強い森林づくり

地球温暖化の影響により頻発している集中豪雨や流木災害、地震等による激甚な山地災害から、国民の生活と暮らしを守るため、航空レーザ計測による崩壊危険地の詳細把握、治山施設等による荒廃地の早期復旧や予防対策、流木災害を防止する流木捕

堤式治山ダム等の整備、針広混交林等への誘導、津波の被害を軽減する海岸防災林の整備など、災害に強い健全な森林づくりを進めるとともに、特に早急に治山対策等が必要な危険地区等において、3か年の緊急対策を実施し、緑の国土強靭化を推進します。

385 水産政策の改革を通じた浜の構造改革を応援

漁業者が主役となった水産政策の改革を着実に実行し、漁業者の所得向上と若者などにとって魅力ある漁業の実現を図り、全国の浜を元気にします。具体的には、資源管理や収益性の向上に取り組む漁業者に対して、リース方式による漁船・漁具等の導入、生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器などの導入、漁船漁業の構造改革、収入安定対策、担い手対策、水産物の流通・消費の拡大対策など、引き続き支援します。

386 漁業者の経営安定の確保

漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る役割を果たしていることから、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用などを通じて、両制度の安定的な運営を確保します。

また、資源管理や漁場改善に取り組む漁業者に対し、「積立ぶらす制度」などの収入安定対策を引き続き実施するとともに、機能強化を図ります。

併せて、持続的発展のできる質の高い漁業となるよう日本版水産エコラベル（MEL等）の普及と水産物のブランド化を支援するとともに、誇りと意欲をもって漁業経営を継続できる浜値となるよう、漁業者が魚の値決めに関与できる仕組みを工夫します。

また、漁業経営の一層の健全化に向けて取り組む漁業者が、必要とする資金を迅速かつ円滑に融通できるよう金利負担軽減などの金融支援を実施するとともに、保証制度についても無担保・無保証人でも活用できる制度を推進します。

387 燃油などの高騰への対策の推進

コストの多くを占める漁業用燃油・養殖用飼料価格の高騰から漁業経営を守るために、燃油価格などの高騰時に、今般変更した交付要件（※）により、漁業経営セーフティーネット構築事業により補てん金を交付します。また、漁業経営の安定のための漁業用A重油・軽油の免税・還付措置は今後も継続を目指します。

※急騰対策について、国費負担の引上げと漁業者の自主積立ての活用を可能とした。

388 漁師になろう！漁業・水産業への新規就業者を支援

地方の基幹産業である漁業・水産業に新しい力を注入し、漁村を活性化します。このため、新規就業希望者に対して細やかな情報発信を行える体制の構築や水産高校卒業生の海技士資格の取得を支援します。また、浜を牽引していく漁業者の経営能力の向上を支援します。さらに、現場研修及び講習を行う漁業協同組合や水産関係団体・企業など受入れ機関などに対する国による支援の拡充・強化を図ります。

389 漁業の構造改革

高性能漁船の導入による新たな操業体制への移行、広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入を促進する支援策を引き続き講じ、漁業の収益性を向上させるとともに、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的な代船建造を進めます。併せて、浜の構造改革を目指す取組みに必要な漁船・漁具等の導入を支援します。また、浜プランの実践による浜の構造改革を強力にサポートし、浜と企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定などを通じ、浜と企業との連携などを円滑にするための取組みを行うとともに、漁船漁業における省人・省力化等のための技術開発、人工衛星を活用した漁海況の把握・予測などICTの利活用による漁業の効率化を促進します。

390 国産水産物の消費や魚食の拡大と地産地消の推進

水産物消費が大幅に減少している中、水産物を利用したいとの意欲のある学校給食などへの供給をはじめとした取組みを一層充実強化するとともに、教育現場での体験漁業の導入や地域水産物を活用した魚食の推進など、子供時代から魚に親しむ食生活の実現に向けた魚食普及の取組みを進めます。併せて、国産水産物の流通・消費を促進するために、手軽に美味しく食べられる「ファストフィッシュ」や全国各地の漁師自慢の魚である「プライドフィッシュ」の推進、低・未利用魚の活用や加工原料の確保、新商品の開発、販路の拡大・開拓などの課題に意欲的に取り組む漁協、漁連や水産加工業者を支援します。

391 水産物の流通構造の改革

マーケットイン（※1）の発想に基づき、物流の効率化、AI・ICT等情報通信技術の活用、品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応を進め、生産、

加工・流通、販売・輸出等の関係者が連携して水産物のバリューチェーン（※2）全体の生産性を向上させる取組みを支援します。また、トレーサビリティの導入を進めていきます。

※1 商品の企画開発や生産において消費者のニーズを重視する方法のこと。

※2 生産された水産物に付加価値を付けて、最終消費者に届けるまでの一連の流れのこと。

392 衛生管理の行き届いた水産業の構築で水産物輸出の促進

TPP11 や日 EU 経済連携協定 (EPA)、日本食文化の世界的な広がりを踏まえ、水産物輸出を推進します。特に、生産から加工・流通に至るまで EU など輸入に際して一定の衛生管理を求めている国などへの輸出にも応えるため、流通・輸出拠点漁港において一貫した衛生管理のもとで共同利用施設などの一体的な整備、HACCP システムを導入した加工・流通施設整備の積極的支援、EU 向けの HACCP 認定の加速化や漁船及び養殖場の登録の推進、生産・衛生基準や各種証明を適切な内容とするための輸出先国との交渉などに取り組みます。また、現地外食・小売店との共同フェアの開催、現地バイヤーのわが国生産現場への招聘などによるプロモーション活動の支援を強化することにより、水産物輸出を促進し、漁業・漁村の活性化及び所得の増加も図ります。

※HACCP 食品の原料の受け入れから製造・出荷までの全ての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法。

393 資源管理による安定した水産物の安定供給の確保

ICT・先端魚群探知機等を導入し、効率的なデータ収集を漁業者とともにを行い、資源調査の充実を図るとともに、資源評価の精度向上を図ることにより、海の生産力を最大限活用し、最大の漁獲量を持続的に得られるよう、資源評価に基づく数量管理を基本とする資源管理を実施し、国際的に見て遜色のない水産資源の評価・管理方法を導入します。これにより、国民に対する水産物の安定供給の確保、浜の所得向上及び漁業の成長産業化を図ります。また、種苗放流事業については、地域の実情に応じた取組みに加えて、新たに、ブロック単位等の広域的な取組みを積極的に進めます。さらに、サケ・マスの回帰率向上に必要な稚魚生産能力に応じた放流体制への転換、広域種の適切な放流費用負担の仕組みの構築、ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制

の構築、スルメイカ等資源状態が悪化している魚種について、その原因解明に取り組みます。

クロマグロをはじめ、国際条約などによる規制に応じた資源管理のための漁獲制限などについては、沿岸漁業者を含め可能な限り漁業者への影響が最小となるよう、漁業所得が減少する漁業者に対する経営安定支援を引き続き実施します。

昨年 12 月の漁業法改正に伴う罰則強化による効果を最大限に高めるため、関係者が連携した漁業取締の強化、漁業者による取組みへの支援等の総合的な密漁対策を推進します。

394 養殖漁業の経営強化

養殖業の成長産業化に向けて、国内外の需要を見据えて国が定める養殖業に関する総合戦略に応じ、生産から販売・輸出に至る官民の関係者が一体となって取り組む協議会が策定する行動計画に基づき、輸出等を視野に入れた新技術を用いた協業化の促進や大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上のための実証等の取組みを支援します。また、養殖業の成長産業化を達成するために必要な低コスト・高効率飼料等の開発など、ボトルネックの克服に向けた技術開発・調査を推進します。併せて、既存漁業と調和しつつ沖合域における大規模静穏水域を確保するとともに、漁港の水域及び陸域の有効活用を積極的に推進して養殖適地の拡大を図ります。さらに、漁業経営セーフティーネット構築事業による配合飼料に係るコスト対策や養殖用生餌の安定供給に対する支援を行い、養殖水産物の着実な消費・輸出拡大を図ることにより経営強化につなげます。

また、真珠の振興に関する法律に基づく基本方針に沿って、必要な施策を実施します。

さらに、河川・湖沼での漁場環境の改善や外来魚等の駆除など、内水面漁業振興対策を進めます。

395 国民の安全と国益を守る毅然とした水産外交及び外国漁船の違法操業対策の実行

外国漁船によって日本周辺水域での安全操業が脅かされている状況に鑑み、政府による強力な外交交渉を進め、日本の漁業者の安全操業の確保を図るとともに、取締船の新造及び老朽化した取締船の代替船を進め、取締体制を強化することで外国漁船による違法操業の防止と日本周辺水域における資源管理の徹底を図ります。

カツオ・マグロ・サンマ・サバ・イカ・鯨など回遊性水産資源の持続的利用を効果的に図れるよう、わが国がリーダーシップをとって科学的調査に基

づいた国際的な資源管理や捕鯨問題にも取り組むなど、国民の安全と国益を守る毅然とした外交交渉を行うとともに、ODAなど国際協力を通じて海外漁場での安定的な操業を確保します。特に鯨類については、IWCからの脱退後も、国際機関と連携しながら科学的知見に基づく資源管理に貢献します。また、水産資源の持続的な利用という立場を共有する国々との連携をさらに強化します。

WT0交渉やEPA・FTA交渉など貿易交渉においては、国益を第一に先達が築き上げてきた実績と誇りを守る国際ルール作りに努めるとともに、地域において重要な基幹産業である水産業の国際競争力強化に努めます。

396 漁港などの強靭化、安全で豊かな漁村づくりの促進

南海トラフ地震津波などに備えて自然災害に強い漁業地域を目指し、漁港・漁村・海岸の防災・減災対策や老朽化対策を積極的に進めます。

漁港の集出荷機能の集約・強化や屋根付き岸壁の整備等による衛生管理対策を推進するとともに、漁船の大型化に対応した大水深岸壁、泊地等の整備を推進します。また、漁場の整備とともに、漁港の水域や陸域の増養殖の場等としての有効活用などを推進します。

併せて、整備の遅れている生活排水の処理など生活環境の整った豊かで安全な漁村づくりを進めます。

また、「浜の活力再生プラン」を全国の浜で進めることにより、担い手の確保・定着に向け、漁業者の所得を向上させるほか、都市住民などの漁村への訪問を促し、浜のにぎわいを復活させます。

※南海トラフ地震 南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

397 水産の有する多面的機能の発揮、離島漁業再生支援

「水産多面的機能発揮対策事業」や、「離島漁業再生支援交付金」、「特定有人国境離島漁村支援交付金」により国民に対しての多面的機能を提供する役割を担ってきた漁業や漁村を支援します。また、漁業・漁村が有する広大な国境監視のネットワーク機能について国民的理解を促進します。

398 有害生物の駆除と被害対策の確立

大型クラゲ、トド、アザラシ、ザラボヤ、カワウなど漁業被害を及ぼす有害生物や赤潮被害などに

ついて、各種研究機関、わが国周辺の関係国とも密接な連携を行い、有害生物や赤潮の漁業被害の軽減のための研究調査を行います。早期の有害生物の駆除など根本的な漁業被害発生の防止と軽減対策、有害生物発生や駆除作業に係る情報の関係漁業者への速やかな提供を行うなどの体制を整備します。

399 東日本大震災及び福島原発事故からの水産業再生の加速に全力

東日本大震災及び福島第一原発事故からの水産業再生を加速し、漁船・漁港・養殖施設など漁業生産基盤はもとより、水産加工施設や冷蔵施設・製氷施設など、関連産業施設の復旧・復興を進めます。また、水産加工業については、地域の水産物を用いた新商品の開発、新規販路開拓などの取組みを支援し、販路回復を進めます。原発事故による操業自粛などの直接被害、外国による輸入規制への対応及び風評被害対策については、輸入禁止措置の撤廃・緩和を働きかけていくとともに、各国に安全性を積極的にアピールし、一層の日本産食品の輸出拡大の実現など、漁業者への支援や安心確保を図ります。併せて、太平洋の海水や海底土の放射線モニタリングを徹底します。

地方自治・情報通信

400 マイナンバーカードの円滑な導入と利用拡大

Society5.0時代の本人確認の基盤となるマイナンバーカードについては、早期申請者に初回無料で交付・更新するとともに、2020年度から健康保険被保険者資格のオンライン確認システムを着実に実現し、健康保険証等の既存のカード類との一体化を推進するほか、公的個人認証等の官民での幅広い活用を通じて、共通情報基盤を構築するなど行政の効率化、医療費の適正化を図るとともに、国民の利便性を高め、生産性向上に貢献します。

また、将来性・拡張性に富んだ仕組みとするべく、公的個人認証の電子証明書のスマートフォンへの搭載や暗証番号に代わる生体認証の活用の研究を行います。

401 地方税財政の充実

地方財政の厳しい状況に鑑み、地方一般財源の充実・強化を図ります。その際、税収が安定的で税源の偏在性の小さい地方税体系の構築を目指し、地方消費税の引上げや地方法人課税の偏在是正を行うとともに、引き続き、地方交付税の法定率の見直し

などを検討します。また、地方創生を進めるための地方財源の確保も重要である観点から、ふるさと納税の健全な発展を図るとともに、企業版ふるさと納税の一層の活用促進を図ります。

402 大都市制度等の検討

指定都市の役割を踏まえた地方活性化策を実施するとともに、多様な大都市制度の活用を推進します。

403 小規模町村への支援

人口の減少が続く中山間地の小規模基礎自治体においては、人口減少に歯止めをかける過疎対策などを充実させ、支援のための新たな仕組みについて議論を進めます。

404 地域コミュニティの再生

地域の「きずな」を再生するため、町内会や自治会など地域に根ざした活動を行う団体等を支援します。

地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組みを持続的に実践する組織である「地域運営組織」の形成及び持続的な運営を支援します。各集落、小学校校区単位のコミュニティ活動や自治会またNPO等の身近な団体活動を支援する「コミュニティ活動基本法」を制定し、地域内の活性化を図ります。

さらに、個性豊かで誇りある地域づくりに向けて、民間アドバイザー派遣等の人材支援を推進するとともに、地域の人材力の向上を支援します。

405 「移住・交流情報ガーデン」、「全国移住ナビ」の充実

地域の活性化のためには、東京一極集中の是正を図り、地方への新しい人の流れを創り出すことが喫緊の課題です。地方への移住・交流を推進するため設置した居住・就労・生活支援などの情報提供や相談についてワンストップで対応する「移住・交流情報ガーデン」において、各自治体による夜間セミナー等の充実を図るなど、利用者目線に立った移住関連情報の提供体制の強化を図ります。また、総合的な情報提供を行うため、地方自治体や関係府省が連携した、全国のしごとや住まいなどの移住関連情報を一元的に集約したポータルサイト「全国移住ナビ」のさらなる充実を図ります。

406 「地域おこし協力隊」の拡充

都市から地方への定住・定着を図り、地域の活性

化に大きな役割を果たしている「地域おこし協力隊」の大幅な拡充を図ります。そのため、新規隊員の掘り起こし、自治体の受け入れ態勢の充実、隊員や自治体からの相談対応、任期終了後の起業や事業承継の支援等に取り組むことにより、隊員の募集から任期終了後の定住・定着まで一貫した支援を行います。

407 地域との多様なつながりの創出

地域への「ヒト・モノ・情報」の流れを創出するために、長期的な「定住人口」や短期的な「交流人口」のほか、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」を創出し、地域外の者からの交流の入り口を増やす取組みを推進するとともに、地域と密度の濃いつながりを生み出す取組みを展開します。

408 地域社会の担い手の育成

人口が急減し、農林水産業、商工業等の地場産業の担い手が消滅しつつある地域について、ワークショップの手法を活用しつつ、社会保険にも加入し、地域の担い手を確保する事業体を応援する枠組みの構築を図ります。

409 地域経済応援ポイントの推進と地域密着型企業への支援

産（事業者）・学（大学等）・金（地域金融機関）・官（自治体）の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を10,000程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進します。具体的には、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む、民間事業者の初期投資費用に対して、地方自治体が助成する場合に、地域経済循環創造事業交付金を交付すること等による支援を行います。

マイナンバーカードを活用し、クレジットカードなどのポイントやマイレージを合算して、全国津々浦々で使える地域経済応援ポイントの利用拡大を通じ、地域の消費拡大を図ります。併せて、公共施設等の様々な利用者カードのワンカード化を推進します。

消費税率引上げに伴う反動減対策として、マイナンバーカードを活用して発行される自治体ポイントに対して、プレミアム率を適正に保ちつつ、期限を区切って国の負担でプレミアムを付与します。自治体ポイントを全国各地の商店等で利用できる環境整備を進め、消費の活性化を図ります。

エネルギーの地産地消により、自立的で持続可能

な災害に強い地域分散型のエネルギー・システムを構築、地域経済の好循環を創出し、林業の振興等を含め、広く地域の雇用を創出する、「分散型エネルギー・インフラプロジェクト」を推進します。バイオマスなどの地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるため、「マスター・プラン（地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画）」の策定を推進するとともに、関係省庁の横串での連携により、地域での事業化を促進します。

4.1.0 地域経済のグローバル好循環の拡大

自治体が核となって、地方の中堅・中小企業がオープンな世界に踏み出すチャンスを広げるため、「地域経済グローバル循環創造事業」を推進します。ジェトロ・中小企業基盤整備機構等と連携した、地域産品の海外への販路開拓や地域への企業誘致等に係る情報を一元的に集約する「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」の充実を図るため、民間事業者と連携した、地域産品や食の魅力を高めるための取組みを推進します。

4.1.1 恩給の適正な水準を確保

国家・国民のために身命を賭して忠誠を尽くされた方及びそのご家族の生活を支えるための恩給は、国家補償として適正な水準を確保します。

4.1.2 地方分権及び地方創生の推進に伴う地方の機能強化

全国知事会など地方六団体と国と地方の協議の場を活用するなどし、国と地方の徹底的な議論を行います。また、地方公共団体が地方創生において積極的な役割を果たし、適切に事務を処理することができるよう、首長、監査委員等、議会、住民訴訟をはじめとする地方公共団体のガバナンスの確立に取り組んでいきます。

また、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応できるよう、必要な地方行政体制のあり方について、議論を進めます。

地方自治及び民主主義の基礎をなす存在である地方議会の現状と活性化の方向性について提言します。

4.1.3 携帯電話市場の公正競争促進

国民生活に不可欠な携帯電話サービスについては、市場競争に任せつつも必要な場合は政策面での対応を行い、競争がしっかりと機能する環境を整備することが重要です。このため、通信料金と端末代

金を完全に分離し、事業者による利用者の行き過ぎた「囲い込み」を禁止するための電気通信事業法の改正を行いました。低廉でわかりやすい料金・サービスの実現に向け、改正法を早期に施行し、携帯電話市場の公正競争を促進していきます。

また、中古端末の流通を促進するための取組みを併せて進めることで、高価格帯からリーズナブルな価格帯までの国内外の多様な携帯端末の中から、国民が自らのニーズにあった端末を選びやすくするための環境を整えていきます。

4.1.4 社会全体のICT化と4K・8Kの多様な産業分野での活用

2020年に向けた社会全体のICT化の推進のため、5G、4K・8K放送をはじめとした世界最高水準のICTインフラの整備を目指します。国、地方、企業、個人、訪日する外国人も含め、それぞれがICTの恩恵を受けられるよう「社会全体のICT化」を進めて参ります。5Gの全国展開を着実に推進するため、通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備を推進します。また、地域での新サービスの実現に寄与するデータの地産地消を推進するとともに、都市部での大規模災害発生時のリスクを回避するため、イノベーションを促しながら、地域IXやCDN等の活用による地域分散型のネットワーク構成への移行を進めます。さらに、鉄道トンネル等電波が遮へいされる場所においても携帯電話が利用できるようにします。このうち、新幹線トンネルについては、2020年までに全てのトンネルで携帯電話が利用できるようにします。また、在来線トンネルの対策も推進します

2018年12月から新4K・8K衛星放送が開始され、各家庭では臨場感あふれる高精細な映像を楽しむことができるようになりました。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会が行われる2020年には多くの視聴者が4K・8K番組を楽しめるようになると同時に、中継やパブリックビューイングを通じて全国各地で大会の感動が共有されることを目指します。

また、4K・8Kの高精細な映像技術は放送のみならず、幅広い分野への波及が期待されています。例えば医療分野においては、高精細映像を用いることで、内視鏡等の検査・手術の精度の向上のほか、遠隔地にいる専門医による診療といった遠隔医療の普及への寄与が期待されます。

このような4K・8Kの高精細な映像技術について、様々な産業分野での活用を通じ、地方創生や社会の福祉の向上といった社会課題の解決を目指します。

また、大会期間中に予想される、国内外からの観光客等による交通混雑の緩和にも寄与することが期待されているテレワークについては、「テレワーク・デイズ」をはじめとした国民運動により、社会全体にテレワークの利用を呼びかけるとともに、地域のサテライトオフィス環境を整備することにより、レガシーとしてテレワークによる働き方改革の全国的な定着を目指します。

4.1.5 多言語音声翻訳の普及

訪日外国人数が過去最多を記録し、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会、2025年大阪・関西万博ではさらなる来訪者が見込まれている中、わが国の豊かな文化や魅力に触れてもらう上で「言葉の壁」が大きな問題となっています。

ICTの発達により実現可能となった多言語の音声翻訳を幅広く普及させ、4K・8K、デジタルサイネージ等も活用して「言葉の壁」をなくし、様々な国から訪れる外国人を地方の観光地等で「おもてなし」できるようにすることや地域に居住している外国人とのコミュニケーションを円滑化することで、地方創生に貢献します。

4.1.6 情報リテラシー教育の推進

本格的なIoT・AI時代の到来に向け、高齢者、障害者の皆さんのが、取り残されることなく、ICT機器を利活用し、より豊かな生活を送ることができるようになるため、住居から地理的に近い場所で、心理的に身近な人からICTを学べる環境を整備します。

4.1.7 政府CIO（内閣情報通信政策監）制度との連携推進と地方公共団体におけるクラウド導入の推進

政府の保有する様々な情報について、個人情報保護を十分に考慮しながらオープンデータ化し、世界最高水準のオープンガバメントを実現することによって、産業分野や個人等様々な分野で利活用できる基盤を整備し、国民の利便性向上や、経済成長への貢献をします。

さらに、政府情報システム数の削減、政府情報システムのクラウド化、業務改革等を踏まえたシステム再構築等により、運用コストの3割削減を目指すとともに、ワークスタイル変革等による公務の生産性及び質の向上、ワークライフバランスの実現を図ります。

また、自治体クラウドを中心に、地方公共団体におけるクラウドの導入を強力に推進し、令和5年度末までにクラウド導入団体数については、1,788自

治体中、約1,600団体を目指すとともに、セキュリティの確保や情報システムの運用コストの3割削減を目指します。

さらに、地方公共団体における情報システムの標準化やAI・RPA等のICT活用を推進すると同時に、これらに必要なICT人材の育成を進めます。

4.1.8 ICT産業の国際競争力強化

ICTは、新たな富の創出や生産活動の効率化に大きく貢献し、国民生活を便利にする戦略分野であり、Society5.0を支えるものです。近年の世界市場においては、米中のグローバル企業が台頭する一方、わが国のICT産業は、IoT、AI、ビッグデータ、ロボット等のイノベーションの成果を十分に取り組むことができていません。他方、わが国は、スマートフォン等に用いられる電子部品等の生産、ものづくりに関するリアルデータ活用等には、引き続き強みを持っています。

わが国のICT産業の国際競争力の強化のためには、インフラや機器だけでなく、これをデータと統合したパッケージで優位性を持つことができるよう、戦略的なアプローチを進めます。

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、訪日外国人が豊かで安全・安心な生活環境を実感でき、世界から尊敬される国を目指して、例えば、言葉の壁をなくす多言語音声翻訳システムの高度化の実現、無料公衆無線LAN環境の整備をはじめとする低廉かつ快適な通信利用環境の実現、観光情報などのオープンデータの利用促進、ブロックチェーン技術の活用推進等を図り、革新的ICTサービス産業の創出支援を行います。

世界に先駆けて次世代テレビの開発を進め、高画質(4K・8Kテレビ)でスマートテレビなどの双方向の送受信にも対応できる新たな受像機と放送システムを確立し、TVとインターネットの融合サービスにおける国際競争力を確保するとともに、これに対応した日本発のコンテンツ制作を推進します。また、クールジャパン戦略等の一環として、海外放送枠の拡大を目指し、わが国の地域それぞれがもつ魅力を発信する放送コンテンツの海外展開を推進とともに、日本の文化・食・製品の市場開拓やインバウンド観光の拡大にも貢献します。

発展の著しい携帯電話分野においても、2020年には、建設や自動車、医療等の様々な分野で活用が期待される第5世代移動通信システム(5G)の商用化が開始されます。引き続き5Gのさらなる高度化に向けた研究開発及びの推進や国際標準獲得をリードします。ICT・郵便等の日本の優位性を生かした

ツールを活用し、インフラ整備、防災等の世界の社会的課題の解決を図るため、SDGs の達成をキーワードとして、ICT の海外展開を戦略的に進めます。

また、ビジネスにおけるデータ利活用の基盤となる、データの自由な流通の促進及びそのための信頼性のあるデータガバナンスの構築を図るため、国際的なルール形成を主導します。

4.1.9 地方創生の実現に向けた ICT/IoT 地域実装の推進等

これから的地方創生には、あらゆるもののが基盤であり、イノベーションの源泉である ICT/IoT の一層の実装が不可欠です。わが国が抱える様々な社会課題を、5G を活用した遠隔医療、遠隔教育、高齢者の見守りサービス等によって解決します。このため、携帯電話事業者によるエリア整備に加え、多様な地域や産業のニーズに応じて、様々な主体が柔軟にネットワークを構築できる「ローカル 5G」の利活用を促進することにより、課題先進国として 5G の利活用で世界トップを目指します。農林水産業、教育、医療、防災、観光、行政等の分野で ICT/IoT の利活用に取り組む自治体や事業者などを支援するとともに、観光・防災・教育拠点等における公衆無線 LAN 環境の整備を推進することにより、地方居住、地域の生産性向上、雇用の拡大等を促進します。

また、スマートシティの推進や、地方公共団体職員向けの研修等を通じ、地方公共団体のオープンデータ化及び地域におけるオープンデータの利活用を促進し、地域経済の活性化や地域課題の解決を図ります。

4.2.0 地域の魅力の情報発信

わが国の各地域の魅力を広く情報発信し、観光客の増加や地域産品の販路拡大などを通じた地方創生に資するため、地方独自の放送コンテンツを製作し海外に継続的に発信する取組みを推進するほか、地域のコンテンツを日本全国及び世界にインターネットで配信するための配信基盤の整備や技術実証に取り組みます。このほか、NHK 国際放送の充実強化を図るため、多言語化の推進や認知度向上に向けたプロモーション活動に取り組みます。

4.2.1 ICT 基盤整備による復興まちづくりへの貢献

東日本大震災からの復興の進展に伴って復興まちづくりが本格化する中、住民生活や産業復興に不可欠な超高速ブロードバンド、放送の受信環境、公共施設の情報通信システム等の ICT 基盤の整備や復旧を加速化し、住民の円滑な帰還や被災地の復興を

支援します。

4.2.2 情報インフラ整備の強化と災害時即応能力の促進

平成 30 年 7 月豪雨や北海道胆振東部地震においては、住民の情報収集手段として、テレビやラジオといった放送メディアの重要性が改めて認識されました。災害時に住民の生命・財産の確保に必要な情報を確実かつ安定的に提供するためには、放送ネットワークの強靭化が不可欠です。

そこで、具体的には、災害時における住民への情報伝達手段として特に大きな役割を果たすラジオ放送について、引き続き放送ネットワークの災害対策に対する支援を令和 3 年度まで集中的に行っていきます。

また、ケーブルテレビにおいては、災害時のケーブルの断線と長時間の停電がサービス停止の主な要因となることから、地域のケーブルテレビ事業者におけるネットワークの複線化、光化に対する支援を行っていきます。

さらに、国民の命を守る体制をより強固なものとするため、これまで各公共機関が独自に整備してきた無線通信システムに、新たに共同利用型の高度な無線通信システム（「公共安全 LTE」）の導入を図ることで、組織の壁を越えた円滑な情報連携が可能となる災害対応体制を確立していきます。

4.2.3 過疎地域対策の充実

わが党の主導により、「過疎地域自立促進特別措置法」が大幅に拡充強化されました。過疎地域の方々から要望が大きかったソフト事業への過疎債の活用を盛り込み、医師確保やコミュニティバスの活用など過疎地の実情に即した対策ができるようにしたことに加え、ハード事業への過疎債の活用についても、対象施設を追加しました。

過疎地域において、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住できる環境を整備して、地域の活性化を図るとともに、日常生活を支える持続的な宅配物流ネットワークの構築などへの支援も含め、過疎対策の充実強化に全力を尽くします。また、現行法の来年度末の失効を見据え、いち早く次の過疎対策の議論を開始し、現地での意見交換にも努めており、引き続きしっかりと支援策を講じる必要があるため、新法の制定を視野に鋭意検討を進め、地域の皆様の期待に応えてまいります。

4.2.4 郵政事業のさらなる発展、ユニバーサルサービスの確保、地域住民への利便性の向上

国民共有の財産である郵政事業は、経済社会基盤としての郵便局ネットワークを活かして、自治体、地域金融機関及び地域産業等との協調・連携を一層促進し、地域における資金循環の円滑化やキャッシュレス対応の加速により、地域の活性化と地方創生に取り組みます。

さらに、少子高齢化、人口減少が進む中で、郵便局は、自然災害時等における防災拠点としての役割や、高齢者等に対する見まもりサービス等の実施により地域住民に日々寄り添い、地域の暮らしと安心・安全を支える役割を果たします。

また、交付金・拠出金制度等を通じて郵便局ネットワークを維持することにより、ユニバーサルサービスを確保し、地域住民の利便性の向上を図ります。

最も住民に身近な金融機関であるゆうちょ銀行・かんぽ生命の限度額、新規業務等については、利用者利便の観点から、さらなる見直しを検討します。

郵便に対する国際機関におけるわが国のプレゼンスを高めることにより、アジアを中心とした国々に対する協力や連携などによって日本型郵便インフラシステムの国際展開を支援します。

4.2.5 G空間防災システムとJアラートの連携推進等

G空間情報（地理空間情報）を活用した安全で災害に強い社会を実現するため、G空間防災システムの普及展開を図るとともに、自治体等が発する災害情報を多様なメディアに一斉同報するための共通基盤であるJアラート（災害情報共有システム）の一層の活用や地図化を推進し、住民等への情報伝達の充実を図ります。

また、災害時において常に信頼できる対応・対策が可能となるよう、防災組織の充実を図るとともに、災害事象の監視体制の強化とJアラート（全国瞬時警報システム）、Jアラート（災害情報共有システム）をはじめとした防災情報提供手段の多様化・高度化を図ります。

4.2.6 大規模災害や土砂災害、噴火災害等に備えた地域の防災力の充実・強化

南海トラフ地震などの大規模災害やテロ災害に備え、緊急消防援助隊の大幅な増隊や消防防災ヘリなど常備消防力の充実強化を図るとともに、産業・エネルギー基盤の被害軽減や大規模な津波・風水害等への対応のため、必要な車両・装備等を整備します。

また、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、消防団について、意識啓発を実施するため、充実強化大会を開催するとともに、若者（学生）・女性等の入団を促進する。また、資機材、車両、教材等の整備や訓練の実施により、女性や若者が活躍する場と機会を広げていくとともに、自主防災組織等についてその育成及び消防団と連携した教育訓練を実施し、地域の災害対応能力の向上を図ります。

さらに、災害対応の標準化を推進し、広域防災教育訓練施設の整備をはじめとして防災に携わる多様な人材の教育訓練の場の充実を図るとともに、平時においても利用できる災害時用資機材の地域での活用も検討します。

さらに、火山における登山者などの安全を確保するため、火山防災情報の収集・伝達手段や、地方公共団体における退避壕等の整備を促進し、救助・情報収集に必要な装備等を充実・強化します。

住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりのために地方公共団体に活用されている「緊急防災・減災事業債」は、延長・拡充します。

4.2.7 サイバーセキュリティ対策の強化

「インターネット前提社会」とも言うべき時代を迎え、社会経済活動のあらゆる領域におけるIT利活用が不可欠となる一方で、国境を越えたサイバー攻撃などにより、政府や企業の機微情報や技術情報の窃取や国民生活に直結する重要インフラ分野への攻撃による脅威が益々深刻化しています。

わが党は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「サイバーセキュリティ基本法」の制定に主導的に取り組み、法案を成立させました。

今後、同法の理念に則り、政府内の体制を強化させた上で、サイバーセキュリティ対策を支える人材育成や技術力の強化を加速させるとともに、民間企業を含む多様な主体の連携や国による支援を強化し、国民や企業が安心してICTを利活用し、豊かで便利な社会を作るため、総合的サイバーセキュリティ対策を推進します。特に、IoT由来の新たな脅威も見据えたサイバーセキュリティの確保・強化のために、NICTの大規模演習基盤の活用等による人材育成やIoTセキュリティの総合的な対策を推進します。

また、地方自治体についても、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、その情報セキュリティ対策の抜本的強化を推進し

ます。

さらに、諸外国等との効果的な連携を図り、サイバーフィールドにおける日米及び日 ASEAN 等の政府間の対話をはじめ二国間・多国間での政策対話・取組みや国際会議への参画等を通じた国際協調による協力体制の構築を図ります。

そのため、現在、サイバー先進国である米国に比べてはるかに劣る予算を充実させ、特に、警察庁や防衛省、海上保安庁においては、サイバー防衛隊等を拡充し米国並みの動的防御システムやバックアップシステムを早急に構築します。政府機関の情報機器や複合機等の政府調達に際しては、サイバーセキュリティの観点から、適切な製品等が調達される仕組みを推進します。

また、国家安全保障の観点から、サイバー先進国の技術を積極的に導入するための予算を充実させ、同時にわが国独自のサイバーセキュリティ技術の育成に大胆に予算を配分します。

4.2.8 高度なサイバー攻撃に対処する技術開発・実証の推進

日々、サイバー攻撃が高度化する中、攻撃手法や攻撃者の動静などを把握し、効果的な対策につなげるための技術開発や実証が必要です。このため、より実践的な環境を積極的に活用し、セキュリティのユーザー企業のプロジェクトへの参加を促しつつ、脅威の把握と防御のための技術開発・実証を推進します。

4.2.9 重要インフラ等におけるペネトレーションテスト等の継続的な実施

重要インフラや IoT システムにおけるサイバーセキュリティ対策が継続的に実施されるためには、日々、高度化する攻撃リスクを把握することが重要です。継続的なペネトレーションテスト等の実施を通じ、経営者を含めた攻撃リスクの認識を共有し、セキュリティ対策を推進します。

4.3.0 ICT 化による国民生活の利便性向上

AI・IoT・ブロックチェーン等の先端技術の利活用、デジタル活用共生社会の実現、地域課題の解決に向けた IoT の実装、スマートシティの形成、テレワークの活用による働き方改革の推進、キャッシュレス社会の実現、国民一人ひとりによる健康・医療・介護データの管理・活用、遠隔医療の推進、多言語音声翻訳の普及促進、サイバーセキュリティの強化による ICT の安心・安全の確保、5G、光ファイバ、4K・8K、Wi-Fi 等の世界最高水準の ICT 環境の

整備、災害時の情報伝達環境の整備などの国民生活の向上に資する ICT 利活用を力強く推進します。

4.3.1 ICT 化による成功モデルの提示

テレワークや遠隔医療等に関する ICT 投資を拡大し、雇用の拡大や働き方改革の推進、医療・救急・介護・健康の連携、高度化に貢献するとともに、個人情報の取扱いにも留意しつつ、こうした諸課題の解決に向けた実証を通じ、新しい成功モデルの提示や標準化を速やかに進めます。

4.3.2 ICT 化による経済成長の促進

政府、地方公共団体の保有するデータのオープンデータ化及びフォーマットの標準化によるオープンデータを活用したサービス等の開発促進、IoT 時代のネットワーク運用管理等多様な分野で高度な ICT 人材の育成を進めていくことにより、ICT 化による経済成長を促進します。

4.3.3 政府統計の信頼回復、ビッグデータ、ICT 等の利活用

政府統計について徹底した点検・検証を行い、不適切な事案の再発防止、統計の品質向上、必要な体制整備等を通じて、政府統計に対する信頼を回復します。

また、ビッグデータや ICT 等の利活用を推進します。マイナンバー制度を活用した手続きの簡素化や添付書類の削減等、国民の利便性向上と行政の効率化を行います。限られた予算のもとで政策効果を最大限に発揮するため、証拠=エビデンスに基づく政策立案 (EBPM) を一層推進するとともに、GDP 統計をはじめ各種統計の改善や精度向上、体制整備、人材育成・活用等を行い、これらを両輪とする統計改革を行います。

4.3.4 国民目線に立った行政の見直しの推進

国民に信頼される質の高い行政を実現するためには、行政自らが、国民目線に立った評価・分析を徹底し、PDCA サイクルを確立させることが重要です。

このため、中央省庁改革の柱の一つとして平成 13 年に全政府的に導入された政策評価制度について、評価が政策の見直し・改善により活用されることを目指し、評価の質及び実効性の向上を図ります。また、経済社会環境の変化に即した見直しを要する施策、府省横断的な見直しを要する施策などについて、国民目線に立って見直します。

4.3.5 基金・特別会計等の改革、独立行政法人の活用

基金や特別会計等についても不断の見直しを行い、基金の余剰資金の国庫返納や、特別会計の積立金・余剰金等の一般会計等の財源としての活用、独立行政法人の独自財源収入の増加や事業費抑制等を通じての国的一般会計からの繰り入れや運営費交付金の抑制を進めます。また、これまでの独立行政法人制度改革の成果を踏まえ、引き続き業務運営の効率化を進めつつ、独立行政法人の持つ専門性やノウハウを、国の政策課題の解決のために最大限活用して参ります。

4.3.6 地方公務員の政治的行為の規制

地方分権の推進にあたっては、行政の担い手である地方公務員が住民全体の奉仕者であることを自覚し、政治的中立性を保持していくことが不可欠です。とりわけ、人材を育成する教育面においては、先入観を持たない中立性が必要です。そのため、地方公務員にも、国家公務員と同様に罰則を設け、一定の政治活動を規制する「地方公務員法」の改正を行います。

4.3.7 地方分権改革の推進

地方創生の重要な基盤として、地方公共団体が、地方が抱える課題について地域の特性に即した解決を図ることができる枠組みづくりを行う地方分権改革を推進します。提案募集方式における地方からの権限移譲や規制緩和の提案について、やる気、熱意、知恵のある地方を応援する観点から、最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民に実感していただけるよう、情報発信や優良事例の展開等に取り組みます。また、地方公共団体が、全世代型社会保障の推進や地方創生等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保します。

4.3.8 テレワークの普及推進

ICT を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」の普及により、ワークライフバランスの向上や、働き方改革を通じた生産性の向上がもたらされます。わが党において取りまとめた提言「テレワークを活用した効率的で多様な働き方の実現に向けて」も踏まえつつ、地方でも都会と同じように働くことを可能にするとともに、都会から地方への仕事や人の流れを生み出し、地域でもどこでも働けるサテライトオフィスの整備や、2020 年に向けた国民運動「テレワーク・デイ

ズ 2019」(7月22日～9月6日)などの取組みを後押しし、地方創生や働き方改革の推進のための有効な手段として、テレワークの普及をさらに推進していきます。

4.3.9 質の高い ICT インフラの海外展開支援

わが国の力強い成長のためには、人口増が続き、マーケットが拡大しているアジア、中南米などの旺盛なインフラ需要を積極的に取り込み、SDGs 達成による持続的成長につなげていくことが重要です。ICT は、それ自体が重要な社会基盤インフラであるだけでなく、橋や道路などの公共インフラと組み合わせることで耐久性の向上や需要予測など付加価値を高めることができます。このため、光海底ケーブル、地デジ、郵便、防災 ICT、セキュリティ、衛星、電波システム等、わが国 ICT の特徴・強みを活かした質の高いインフラについて、JICT（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構）も活用しつつ、積極的なトップセールス及び官民ミッションの派遣により、意欲ある民間企業の海外展開を支援します。

4.4.0 第四次産業革命（IoT/AI/BD）の支援

世界は第四次産業革命と言われる、「IoT/ビッグデータ/AI 時代」を迎えようとしています。この次世代の潮流にいち早く対応すべく、新たな投資や雇用を促す施策や統合イノベーション戦略を踏まえた次世代人工知能などの研究開発に取り組みます。併せて、テストベッドやデータセンター等の活用や新たな分野での実証を通じて、創出された新たな IoT サービスの普及展開を行います。

4.4.1 パーソナルデータの利用の活性化

個人の生涯にわたる医療等のデータを時系列で管理し、本人の判断のもと多目的に活用する仕組みである PHR (Personal Health Record) について、普及展開のための取組みを行います。また、個人の関与のもとでパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである PDS (Personal Data Store) や情報銀行、データ取引市場等について、官民連携実証事業を行います。その結果も活用し、個人の関与のもとで信頼性、公平性、透明性を確保するための制度のあり方等について検討し、本年中に結論を行います。

4.4.2 大規模テロや NBC 災害への対応に万全を期すための消防防災体制の充実強化

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント開催時における大規模テロ

や NBC 災害への対応に万全を期すため、特殊災害に対応するための消防車両や資機材の整備を進めるとともに、大規模テロや NBC 災害に対処するための専門教育・訓練の充実強化を図り、消防防災体制の充実強化を進めます。

4 4 3 女性消防吏員や女性消防団員等の増加などの活躍推進

女性の参画が十分に進んでいない消防の分野において、仕事と家庭の両立支援等による女性が働きやすい環境の整備や、業務の魅力に関する PR を行うことなどにより、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を令和 8 年度当初までに 5.0% に倍増させるなど、女性の活躍推進に取り組みます。

また消防団について、充実強化大会の開催等により、意識啓発を実施することと併せ、女性団員等の加入を促進し、女性が活躍する場と機会を広げます。

4 4 4 成長戦略に資するグローバル人材の育成

地域で子供・学生、社会人、障害者、高齢者等がプログラミング等の ICT を楽しく学び合う中で、世代を超えて知識・経験を共有する仕組みを整備します。また、情報モラルにも配意しつつ、学校の ICT 活用と ICT 環境整備を進めます。その際、教育格差が広がらないように最大限配慮し、全ての学校における ICT 活用推進のために必要な方策を講じます。

外交・安全保障

4 4 5 地球儀を俯瞰する外交の推進

国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと、安倍政権が進めてきた地球儀を俯瞰する外交は、安倍総理の 78 (のべ 160) 回国・地域にわたる外国訪問による各国との信頼関係の強化を基に、着実に成果をあげています。最も重要な同盟である日米関係はかつてないほど盤石であり、今後もあらゆる分野において連携を深化させます。

また、自由で開かれたインド太平洋の実現に向か、法の支配や航行の自由といった平和と安定の基礎である国際秩序の維持、連結性の強化を通じた経済発展への貢献、海洋安全保障や人道支援・災害救援分野での支援に取り組みます。

この観点からも、ASEAN 諸国との対話、米豪印等の戦略的利益を共有する各国との枠組み及び EU・歐州各国との協力等を有効に活用し、価値観を共有する諸外国との関係を強化します。また、デジタル社会における安全保障・経済分野のルール作りを推進

します。

4 4 6 北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題の解決

拉致問題は、安倍政権の最重要課題であり、米国議会において拉致関連決議が採択されたことも踏まえつつ、関係国との連携や国連への主体的な働きかけを強化します。あらゆる手段に全力を尽くして、政府認定の有無にかかわらず、拉致被害者全員の即時一括帰国を実現するとともに、北朝鮮に対して、真相究明、実行犯引き渡しを強く要求していきます。

核・ミサイル問題に関し、安保理決議に従って、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法での廃棄を求めます。朝鮮半島の非核化に向けて、国際社会が一体となって米朝プロセスを後押しすべく、関係国・機関との連携を強化します。

また、核兵器のない世界の実現に向け、核兵器国と非核兵器国との双方の協力のもとでの現実的な手段として、特に、軍縮・不拡散体制の礎石である核兵器不拡散条約 (NPT) の維持・強化等の取組みを推進します。

4 4 7 戦略的対外発信及び領土・主権・歴史に係る取組みの強化

いわゆる慰安婦問題や旧朝鮮半島出身労働者問題、「南京事件」等に関する歴史認識を巡り、韓国・中国等による客観的事実に基づかない主張には断固たる反論を行います。また、過去の歴史やわが国固有の領土・主権に関する国際法・合意への違反、一方的な現状変更の試みに対して、再発を阻止するための具体的かつ実効的な措置の検討を不断に行いつつ、毅然として対処します。

加えて、これらの問題に関する客観的事実をはじめ、戦後日本の平和国家としての歩みや国際貢献等を国内外に示すため、国内シンクタンクの強化や領土・主権展示館の展示内容の拡充等を通じた調査・研究・啓発を推進し、世界 3 都市に開設した「ジャパンハウス」におけるわが国の多様な魅力の発信と併せて、戦略的対外発信を一層強化してわが国の名誉と国益を守り抜きます。

さらに、招聘・派遣・交流事業等を通じた親日派・知日派の育成を推進し、わが国の立場への支持の拡大や国際世論の形成に向け、積極的に取り組んでいきます。

4 4 8 國際場裡におけるわが国のプレゼンスの強化

各種国際機関における日本人の幹部・スタッフを増強し、2025 年までに国連関係機関における専門職

以上の邦人職員数を1,000人とする中期目標に向け、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）や中堅レベル以上の日本人の派遣、広報活動の拡大、採用・昇進への支援体制の強化等に積極的に取り組みます。

また、各種国際機関に対する分担金等の拠出が適切な成果に結びつくよう、その評価も行いつつ、わが国の発信力やプレゼンスを強化します。

449 わが国の特性を活かした国際協力の推進

相手国のニーズに寄り添った人材育成や質の高いインフラ整備など、わが国の特性を活かし、かつ中小企業を含む日本企業や自治体の海外展開にも資する政府開発援助（ODA）の質・量両面での拡充を推進します。ODAを通じた民間の貿易投資を促進し、開発途上国の成長を日本経済に取り込むことで、わが国と相手国との間に互恵的な関係を構築します。

また、2019年8月末に行われる第7回アフリカ開発会議（TICAD7）も契機とし、日本ならではの貢献を広くアフリカ及び国際社会の人々へ発信します。

地球規模課題に関し、環境、保健、防災、教育、女性等の各分野において、人間の安全保障の理念に基づいた支援や取組みを強化します。特に、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、国内施策や国際協力を含めた総合的な取組みを推進します。

450 国益に即した経済外交の推進

自由貿易の推進はわが国の通商政策の柱であり、多角的貿易体制の強化・改善に向け、TPP11協定や日EU経済連携協定の着実な実施を図り、TPP11協定についてはさらなる拡大を目指します。

東アジア地域包括的経済連携（RCEP）等の交渉においては、質の高い合意を目指し、わが国の貿易が安定的に行われるために諸外国のニーズを踏まえた相互協力関係を構築します。また、日米間では、物品貿易協定の交渉も開始されており、双方の利益に資する貿易・投資をさらに拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現します。

日本企業支援では、情報共有・法的支援体制の強化、輸入規制・風評被害対策等を着実に進めるとともに、企業活動を支える投資協定・租税条約の交渉を戦略的に展開します。

さらに、再生可能エネルギーを含めた資源外交や、鯨類を含む生物資源の持続可能な利用に関する取組み等、積極的な経済外交を推進します。

451 外交の実施及び情報収集・分析・共有体制の強化

多岐にわたる外交課題に取り組み、わが国の国益を確保するため、外交の基盤となる外交実施体制を一層拡充します。具体的には、働き方改革や業務の効率化に留意しつつ、外務省の予算の増額、定員の拡充、在外公館の質と量の増強、領事サービス向上のための領事体制の抜本的強化等を推進します。

東京オリンピック・パラリンピック等の開催を控え、国際テロの脅威に対応し、在外邦人の安全を確保するため、「国際テロ情報収集ユニット」「国際テロ情報集約室」「国際テロ対策等情報共有センター」の活動を充実させ、官邸を司令塔とする情報収集・分析・共有体制を強化します。

452 国民の命、領土・領海・領空を守り抜くための万全の態勢の構築

わが国を取り巻く安全保障環境が激変する中、昨年12月に策定された新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」のもと、実効的な抑止と対処のため、自衛隊の部隊の迅速な機動・展開や海上優勢・航空優勢の確保を可能とする能力を整備します。

特に、常続的な警戒監視能力や無人水中航走体（UUV）を含む水中・水上での対処能力の強化に加え、短距離離陸・垂直着陸（STOVL）機の導入や「いすも」型護衛艦の改修による同艦からのSTOVL機の運用を早期に実現し、広大な空域を有する一方で飛行場の少ない太平洋側を含むわが国の海と空の守りに万全を期してまいります。

また、災害用ドローン、ヘリコプター衛星通信システム、人命救助システム、非常用電源の整備など、大規模災害等への対応を強化します。

453 同盟・友好国との協力強化及び国際社会の平和と安定への貢献

現下の安全保障環境を踏まえ、米国と連携して抑止力・対処力を高めるため、平成27年に策定された「日米ガイドライン」に基づき、日米間・多国間の共同訓練・演習の実施、宇宙・サイバーなどの新たな領域での監視・対処能力の向上などを通じ、日米同盟の信頼性を一層向上してまいります。

また、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンのもと、豪州やインド、ASEAN諸国などの友好国との間で、人的交流や部隊間交流、共同訓練、防衛装備・技術協力、能力構築支援、拡大ASEAN国防相会合（ADMMプラス）などの多国間の枠組みにおける協力などを効果的に組み合わせ、戦略的な国際

防衛協力を推進します。

さらに、アジアと欧州・中東を結ぶ海上交通の要衝であるソマリア・アデン湾での海賊対処行動を着実に実施し、船舶の航行の安全確保に引き続き万全を期してまいります。平和安全法制を踏まえ、外国における緊急事態に際しての在外邦人等の保護措置・輸送を政府一体となって実施できるようするほか、シナイ半島における多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員の派遣といった新たな取組みを通じ、国際社会の平和と安定に一層積極的に貢献します。

454 宇宙・サイバー・電磁波等の新たな領域を含む多次元統合防衛力の構築

テクノロジーの進化が安全保障のあり方に根本的な変化をもたらしている中、新たな防衛大綱のもと、真に実効的な防衛力として、「多次元統合防衛力」の構築を推進します。

その際、各国の動向を注視しつつ、宇宙空間の安定的・効果的な活用や研究開発を推進します。具体的には、早期警戒衛星等、わが国の安全保障に資する研究開発を加速するとともに、宇宙状況監視システムの整備等により、自衛隊をはじめ中央省庁・関係機関等が連携し、宇宙空間の安定的利用を確保します。

また、サイバー防衛能力を強化するため、自衛隊のサイバー防衛隊を大幅に増強するとともに、サイバー領域に優れた部外の人材を積極的に活用します。

さらに、有事における相手方のレーダや通信等を無力化するため、電磁波領域における能力を強化します。具体的には、戦闘機等の電子戦能力の向上や、高出力の電子戦装備の導入や研究開発を推進します。

455 重大かつ差し迫った脅威や不測の事態に對処し得る体制の整備

多様化・深刻化する弾道ミサイルや巡航ミサイルなど経空脅威からの防衛に万全を期すため、領域横断的な統合防空ミサイル防衛（IAMD）態勢を構築します。イージス・アショアやSM-3 ブロックⅡAなど、経空脅威の迎撃に必要な新規アセットの早期導入を推進します。

また、南西方面をはじめとする島嶼防衛を一層強化するため、陸自の水陸機動団の3個機動連隊への増勢、早期警戒機E-2Dの導入などを行うとともに、引き続き、石垣島への陸自部隊の配置などを進めます。

さらに、これまで実施してきた住民避難訓練の成果を踏まえ、関係省庁と地方自治体との平素からの緊密な連携の確保や地方自治体の危機管理監等への退職自衛官の採用などを通じ、あらゆる事態を想定した国民保護の態勢を確立します。

456 防衛力の質と量の拡大及び隊員の名誉や処遇の向上

新たな防衛大綱のもと、個別の領域における能力の質と量を強化しつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる「領域横断（クロス・ドメイン）作戦」の効果的な遂行が可能な防衛力を構築します。その際、補給・衛生など、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靭性の強化にも取り組みます。

また、自衛隊員が高い士気と誇りをもって危険を顧みず、国防の任を担うことができるよう、名誉や処遇の向上に引き続き取り組みます。具体的には、隊員の任務・勤務環境の特殊性等を踏まえ、給与面の改善など処遇の向上を推進するほか、隊員が後顧の憂いなく、安んじて任務に邁進できるよう家族支援や再就職支援を拡充します。また、叙勲対象の拡大や防衛功労賞の拡充など、隊員が誇りと名誉をもって任務に精励できるよう、栄典等に関する施策の充実について不断に検討を行います。

さらに、意欲と能力にあふれる女性の配置も推進し、その能力を最大限に發揮できるよう、教育・生活・勤務環境の基盤整備に積極的に取り組みます。

457 技術的優越の確保と技術基盤の強化・産業基盤の強靭化

わが国の技術的な優越を確保し、技術基盤の強化と産業基盤の強靭化に取り組みます。このため、ゲームチェンジャーとなり得る最先端技術などに対して「選択と集中」による重点的な投資を進めます。さらに、新たな「研究開発ビジョン」の策定等による予見可能性の向上を通じ、企業の先行投資を促進するとともに、安全保障技術研究推進制度（ファンディング制度）の活用等を通じ、先進的な民生技術の積極的な活用を推進します。

また、有償援助（FMS）調達の合理化を含め、装備調達の最適化を図るとともに、企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直しやサプライチェーンのリスク管理の強化を促進します。さらに、防衛装備移転三原則のもと、防衛装備庁を中心に、官民連携を深化させつつ、装備品の海外移転を戦略的に推進します。

将来戦闘機について、将来のネットワーク化した戦闘に対応するため、必要な研究を進めるとともに、国内の防衛産業の関与や改修の自由度なども踏まえつつ、国際協力を視野に、わが国主導の開発を推進します。

4.5.8 基地負担軽減及び基地周辺対策の推進

自衛隊や在日米軍の基地といった防衛施設が所在する地元については、負担軽減の実現を図るとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付、防音工事や民生安定施設などへの助成等の周辺地域との調和を図るための施策を推進します。

在日米軍の施設・区域については、日米安保体制の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担軽減を早期に実現するため、施設・区域の整理統合や、各種訓練の移転、在沖海兵隊のグアム移転事業など在日米軍再編を着実に進めるとともに、再編交付金の交付などを通じた生活環境の整備や産業の振興を引き続き確保します。

特に、普天間飛行場の一刻も早い危険除去を実現するために、現行の日米合意に基づく名護市辺野古への移転を推進するとともに、基地周辺対策を強化し、関係自治体に対する重点的な施策を実施します。

また、地域住民の方々の安全確保を最優先の課題として、米国政府と緊密に連携の上、在日米軍事件・事故の防止を徹底し、日米地位協定はあるべき姿を目指します。

暮らし、安全・安心

4.5.9 個人データの安全・安心な流通促進等

個人データの安心・安全な国際的流通環境の整備に取り組みます。また、グローバルなデータ流通の実態等を踏まえ、個人情報保護法の改正を含めた措置を講じるとともに、これらに必要な個人情報保護委員会の体制強化を行います。

4.6.0 IRの推進

IR（統合型リゾート）整備法に基づき、様々な懸念に万全の対策を講じて、大人も子供も楽しめる安心で魅力的な「日本型IR」を創り上げます。また、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（平成31年4月19日閣議決定）に基づき、ギャンブル等依存症対策を徹底的かつ包括的に実施します。

4.6.1 死因究明体制の推進

公衆衛生の維持向上、犯罪の見逃し防止、そして

遺族と社会の納得向上及び医学の発展に向け、政府の死因究明等推進計画を踏まえ「死因不明社会」の解消を目指します。死因究明等推進基本法を円滑に施行するとともに、モデル的な小児死亡例のAi（死亡時画像診断）実施及びCDR導入の検討や、全国的な解剖体制の充実など必要な措置を積極的に検討し、着実に実現します。

4.6.2 薬物の乱用防止の総合的推進

啓発、取締り、薬物依存者の治療・社会復帰の支援など、一層効果的な薬物乱用防止対策を総合的かつ有機的に推進します。

特に、昨今、若者の間で乱用が拡大し、必ずしも危険でないという風潮が広がっている大麻について、その危険性に関する正しい知識の普及を図るとともに、取締りを強化します。

また、大麻のほか、わが国最大の乱用薬物である覚せい剤や、危険ドラッグ等の薬物を根絶するため、麻薬取締部及び税関の体制の拡充を図るとともに、違法薬物のインターネット販売対策、水際対策等について、実効ある取締りを推進します。

4.6.3 障害者の方への施策の推進

障害者とともに安心して暮らせる共生社会の実現に向け、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」と「改正障害者雇用促進法」の着実な実施に向けた取組みを進めます。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、障害者スポーツの推進に取り組みます。加えて、昨年6月に成立・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障害者の芸術・文化活動のさらなる推進にも取り組みます。

「一億総活躍社会」の実現に向け、障害者一人ひとりの状況に応じて、地域に定着しつつ、自立して生活や就労ができるよう、昨年本格施行された「改正障害者総合支援法」の実施に着実に取り組むことに加え、障害福祉サービス等報酬改定を通じて、障害者の重度化・高齢化への対応や、医療的ケア児を含む障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上を図ります。併せて、わが党が主導した「障害者優先調達推進法（ハート購入法）」の着実な実施に努めます。加えて、農福連携の全国的な機運の醸成を図るとともに、さらなる推進に取り組みます。

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する手話その他のコミュニケーション支援のあり方について、必要な法整備等を含めて検討し、その普及・充実に努めます。併せて、障害の有無にかか

わらず読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう、読書環境の整備を進めます。

また、障害者の意思が適切に反映された地域生活の実現に向けて、成年後見制度の活用をさらに促進するため、必要な法整備等を含めて取組みを進めます。また、平成30年4月からの精神障害者の雇用義務化等を踏まえ、障害者の就労促進、職場定着支援をさらに推進します。

加えて、さらに、昨年発覚した公務部門における障害者雇用に関する不適切な運用については、政府において事態を真摯に重く受け止め深く反省することを求めるとともに、今後このような事態が二度と起こらないよう、今国会で成立した改正障害者雇用促進法の円滑な施行を図り、公務部門における障害者の雇用状況の的確な把握や障害者の活躍の拡大に向けて取り組みます。

さらに、平成28年に成立した「改正発達障害者支援法」を踏まえ、発達障害のある人が地域で安心して暮らすことができるような支援を進めるとともに、精神障害のある人の地域移行を進めるため、精神保健医療福祉施策の見直しについて検討を進めます。特に、精神障害の方々が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

また、障害者への虐待の未然防止、早期発見に向けた対応力を強化し、障害者の権利利益の擁護を推進していきます。

「新しい政策パッケージ」に基づき、障害福祉人材の処遇改善を着実に行うとともに、障害福祉人材の確保に取り組みます。

また、依存症対策のさらなる推進・強化を図るために、依存症の正しい知識の普及啓発、相談拠点、依存症専門医療機関・治療拠点機関の早期整備、自助グループ等民間団体への支援の充実及び依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保や養成等を実施してまいります。

引き続き、障害のある人の自立と社会参加のための施策を積極的に推進してまいります。

464 「世界一安全な日本」を実現するための体制強化

良好な治安を確保するため、「『世界一安全な日本』創造戦略」に基づき、サイバー犯罪、組織犯罪、児童虐待、特殊詐欺等への対策を講ずるとともに、警察及び検察の人的・物的基盤の強化を推進します。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、テロ等を未然に防止する取組みを促進しつつ、国内の組織・法制のあり方について研究・検討を不斷に進めるとともに、関係省庁の人的・物的基盤を拡充するなど、情報収集・分析体制を強化します。

北朝鮮による核実験・ミサイル発射等を受けて採択された国連安保理決議等の実効性の確保及び北朝鮮による拉致容疑事案等の真相解明に向けて、人的・物的基盤の拡充や外国治安・情報機関との情報交換の推進等を通じて、情報収集分析体制を強化します。

サイバー攻撃やサイバー空間でのテロリスト等の活動に対応するため、関係省庁における資機材の整備や専門人材の確保・育成に力を注ぐとともに、攻撃の予兆や攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析体制を強化します。

465 サイバー犯罪等新たな対応が必要な犯罪への対策強化

近年、サイバー犯罪・サイバー攻撃の脅威が深刻化するとともに、市民生活を脅かす暴力団による抗争事件の発生がみられるほか、海外テロ・原発テロ・スポーツイベントにおけるテロなどの脅威への対応が求められています。

これらの犯罪については、従来からの犯罪に比較して証拠・情報の収集に困難を伴います。このため、わが党は、サイバー空間における違法・有害情報の排除、日本サイバー犯罪対策センター（JC3）の積極的な活用、捜査手法の高度化、情報技術分析体制の強化などに取り組むとともに、海外などにおける情報収集体制や警備体制を強化するなど、サイバー犯罪対策、組織犯罪対策やテロ対策に万全を期します。

466 頼りがいのある治安インフラの確立

高齢者が振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法の被害に遭ったり、ストーカー事案により女性の安全が脅かされたり、刑務所等の出所者が再び犯罪を犯したりするような国民の安全・安心を脅かす事案が相次いでいます。わが党は、相談事案従事者のスキルアップや広域的な情報管理体制の確立、交番及び通信指令の機能強化、矯正職員の技能向上など、市民生活の安全を確保するために必要な体制の強化を図っていきます。特に、特殊詐欺については、金融機関、関係事業者等の協力を得て未然に防止するための取組みを強化するとともに、高齢者のみならず、その子供・孫世代を対象に、家族

や地域の絆による被害予防を呼びかける広報啓発に取り組むなど官民一体となった予防活動を推進します。また、犯罪被害者等にきめ細かで充実した支援が行われるよう、「第3次犯罪被害者等基本計画」の着実な推進を図ります。

このほか、尖閣諸島及び周辺海域のように警戒警備の強化が急務な場合があるため、国家・国民の安全を断固として守るために必要な法務・警察部門の体制強化を図り、頼りがいのある治安インフラの確立を目指します。

467 テロリスト等の入国を阻止する水際対策、情報収集・分析体制の強化

テロリスト等の入国を阻止するため、出入国管理体制の強化、出入国管理に係るインテリジェンス機能の強化、顔画像照合機能の活用等により水際対策を強化します。国際テロ情勢や安全保障環境が厳しさを増す中、海外の関係機関との連携を一層緊密にし、関係省庁の専門人材の確保及び育成を強化するなど、わが国的情報収集・分析体制を強化します。テロへの関与が疑われる外国人が、日本への帰化によって日本人としてわが国に潜伏することを防止するため、より慎重に帰化許可申請の審査を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。

468 サイバーセキュリティ対策の強化

「インターネット前提社会」とも言うべき時代を迎え、社会経済活動のあらゆる領域におけるIT利活用が不可欠となる一方で、国境を越えたサイバーアクセスなどにより、政府や企業の機微情報や技術情報の窃取や国民生活に直結する重要インフラ分野への攻撃による脅威が益々深刻化しています。

わが党は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「サイバーセキュリティ基本法」の制定に主導的に取り組み、法案を成立させました。

今後、同法の理念に則り、政府内の体制を強化させた上で、サイバーセキュリティ対策を支える人材育成や技術力の強化を加速させるとともに、民間企業を含む多様な主体の連携や国による支援を強化し、Society5.0を実現して人間中心の豊かな社会を構築するため、サイバーセキュリティ対策を推進します。特に、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した Society5.0における新たな脅威も見据えたサイバーセキュリティの確保・強化のために、対策等を整理したフレームワークの策定とその産業分野への実装、NICTの大規模演習基盤や産業サイバーセキュリティセンターの模擬プラントの活用

等による人材育成、IoTシステム等を検証する基盤の構築やIoTセキュリティの総合的な対策を推進します。さらに、データの管理・処理を担う半導体を中心に、信頼あるサプライチェーンの確保に努めます。

また、地方自治体についても、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、その情報セキュリティ対策の抜本的強化を推進します。

さらに、諸外国等との効果的な連携を図り、サイバーフィールドにおける日米及び日ASEAN等の政府間の対話をはじめ二国間・多国間での政策対話・取組みや国際会議への参画等を通じた国際協調による協力体制の構築を図ります。

加えて、中小企業におけるセキュリティ対策の抜本強化に向け、中小企業が利用しやすいサイバーセキュリティ保険の普及に向け新たなサービスの創出支援を行います。

現在、サイバー先進国である米国に比べてはるかに劣る予算を充実させ、特に、警察庁や防衛省、海上保安庁においては、サイバー防衛隊等を拡充し米国並みの動的防御システムやバックアップシステムを早急に構築します。政府機関の情報機器や複合機等の政府調達に際しては、サイバーセキュリティの観点から、適切な製品等が調達される仕組みを推進します。

また、国家安全保障の観点から、サイバー先進国の技術を積極的に導入するための予算を充実させ、同時にわが国独自のサイバーセキュリティ技術の育成に大胆に予算を配分します。

469 消費者行政の強化・充実

消費者庁創設時の理念に基づき、真に消費者目線に立った行政機能の強化、すなわち司令塔（消費者庁）、監視機能（消費者委員会）、センター・オブ・センター（国民生活センター）、それぞれの機能の充実を図ります。

同時に、消費者の安全で安心な暮らしを守るために、「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる」相談体制の強化や、高齢者、障害者等の被害防止のための「地域の見守りネットワーク」を全国に整備していくことなどにより、地方消費者行政の強化を目指します。

470 消費者保護・育成施策の充実

不当な表示を防ぎ、消費者の利益を保護するため、食品表示制度や課徴金制度等の円滑な運用に努め

ます。被害者の救済を消費者団体が代わって求める訴訟制度の実効的な運用に取り組み、より迅速な救済を目指します。また、事業者の消費者志向経営を促進するとともに、公益通報者保護制度の実効性の向上を進め、消費者と事業者双方の信頼関係を構築することなどにより、経済の活性化を図ります。

さらに、成年年齢引下げを見据え、若年者をはじめ消費者の特性に配慮した「消費者教育」を推進することで、消費者被害を防止するとともに、自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者を育成し、公正で持続可能な社会環境をつくります。

4.7.1 青少年の健全育成

青少年健全育成のための社会環境の整備を強化するとともに「青少年健全育成基本法」を制定します。またITの発達等による非行や犯罪から青少年を守るための各種施策を推進します。

4.7.2 休眠預金の活用

預金者等の権利の保護や払い戻し手続きにおける利便性等に十分に配慮しながら、10年以上にわたり入出金等がない、「休眠預金」を、子供や若者、生活困難者、地域活性化等への支援のために活用していきます。2019年1月に指定活用団体として指定された日本民間公益活動連携機構は、2019年度採択事業として最大で30億円の助成を計画しています。公募により助成する団体を選定するプロセスを経て、本制度のもとで「休眠預金」を活用した社会課題を解決する活動の支援が始まります。

4.7.3 人事院勧告制度の尊重

人事院勧告は、国家公務員において憲法上の労働基本権が制約されていることの代償措置として、国家公務員に対し、適正な給与を確保するという機能を有するものであり、人事院勧告を尊重します。

4.7.4 行政サービスのデジタル化

超高齢化社会を迎えるわが国が直面する社会課題の解決や、産業の国際競争力の強化を図るために、官民のデジタル化推進による生産性向上が必要不可欠です。

本年5月に成立した「デジタル手続法案」に基づき、行政手続のオンライン化の徹底、電子申請における添付書類の撤廃、引越し等のライフイベントに係る手続の大幅な簡素化を目指したワンストップサービスの充実などを実現することにより、国民生活の利便性向上を図ります。

4.7.5 マイナンバー制度の利活用推進

安全安心で利便性の高い官民のオンラインサービスを提供する際の本人確認の基盤となるマイナンバーカードについては、申請者に当面は無料で交付するとともに、マイナンバーカードで厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドについて、民間の活力を最大限活用し、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤を構築すべく、まずは2020年度にマイナンバーカードを活用した自治体プレミアムポイントによる消費活性化策を実施できるよう環境整備を進めます。また、健康保険被保険者資格の即時確認システムの稼働による健康保険証とマイナンバーカードとの一体化を実現します。公的個人認証等の官民での幅広い活用を通じて、共通情報基盤を構築するなど行政の効率化、医療費の適正化、国民の利便性向上、社会全体の生産性向上に貢献します。

さらに、マイナンバー制度の情報連携やマイナポータルの活用により、順次、各種行政手続きのオンライン申請や添付書類の削減を推進します。

併せて、政府CIO（内閣情報通信政策監）は、政府全体の情報システムの安全性をNISC（内閣官房情報セキュリティセンター）と連携しながら監督するとともに、効率性を図り、より信頼性と経済性の高いシステム構築に努めます。

4.7.6 IT利活用による子育て支援の推進

マイナポータルを活用した子育て関係手続の検索・オンライン申請を提供する「子育てワンストップサービス」について、オンライン申請に対応した子育て関係手続のサービスメニューや利用可能なスマートフォン機種を拡充するとともに、地方公共団体への普及と利活用をさらに推進し、子育て世代の負担を軽減します。

また、行政や医療保険者が保有する子供の予防接種や検診履歴などの健康情報を乳幼児期から学童期まで切れ目なく確認できる仕組みを構築するとともに、予防接種や児童手当、保険、家事サービスなどの妊娠から就学前までの官民の様々なサービスが最適なタイミングで案内され、ボタン一つで申請できるサービスの実現を目指します。

4.7.7 デジタル・ガバメントの推進

政府の保有する様々な情報について、個人情報保護を十分に考慮しながらオープンデータ化し、世界最高水準のオープンガバメントを実現することに

よって、産業分野や個人等様々な分野で利活用できる基盤を整備し、国民の利便性向上や、経済成長への貢献をします。

さらに、政府情報システム数の削減、政府情報システムのクラウド化、業務改革等を踏まえたシステム再構築、情報システム予算・調達の一元化等により、コストの3割削減を目指すとともに、ワークスタイル変革等による公務の生産性及び質の向上、ワークライフバランスの実現を図ります。こうした行政のデジタル化に適切に対応するための司令塔機能を担い、各府省に対する指示・監督権限を有する恒常的な組織として、「デジタル・ガバメント庁」を設置します。

また、地方公共団体の官民データ活用推進計画をデジタル化の総合戦略として位置づけ、計画に位置づけられた取組みに対する国の財政的支援等により、各地方公共団体のデジタル化を促すとともに、情報システム等の共同利用や、自治体クラウドを中心としたクラウドの導入を強力に推進します。

478 地方の良質な建設産業を守り「未来への投資」を実施

地方の建設産業の持続可能な経営を支援するため、建設産業の資金調達の円滑化、連鎖倒産の防止に取り組むとともに、担い手確保・育成や生産性向上のための取組みを重点支援し、建設産業の経営上の課題解決に向けた取組みを支援します。地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする企業の取組みを促進し地域の発展と安全を支える良質な建設産業を守り、将来のために必要な成長基盤や安全・安心基盤である社会資本の前倒し整備を進め、地域の特色を最大限に活かす国土の均衡ある発展を目指します。

さらに PPP/PFI を積極的に推進し、公共分野における民間の力をさらに活用し、地域の活性化を進めます。そのため、平成 30 年の PFI 法改正により創設されたワンストップ窓口制度等により、平成 25 年度から令和 4 年度までの PPP/PFI の事業規模目標 21 兆円の達成に努めます。また、コンセッション（民間による運営）事業など、地域における民間事業者の事業機会の創出や効率的な社会資本の運営、サービスの向上を図ります。

海外プロジェクトの推進、建設産業の海外展開の促進のため、トップセールスや情報収集・発信、ビジネスマッチング、人材育成、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）の活用を通じて、わが国建設企業等の海外における受注の確保・拡大を図るとともに、わが国の優れた土木・建築技術、交通システム、都市インフラ、水ビジネス、防災技術等の海外展開を図り、世界に貢献します。また、インフラ海外展開を支える中堅・中小企業の海外展開支援策を強化します。

479 宇宙デブリ対策の推進

わが国の得意分野を活かし、世界をリードして、宇宙デブリ問題に取り組んでいくことで、宇宙での持続可能な開発の門を開き、国際社会に貢献します。

480 道州制の導入に向けて

昨今、インフラの整備と災害に対する備えが急がれ、情報通信技術の著しい発達による激しい社会の変化でネット社会の進化が一層進む中にあって「新たな国のかたち」を実現させることで、わが国の未来に備え、新たな希望を持って次の時代に向かうために、国民の皆様の理解を得る努力をしていかなければならない。

道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築するとともに、基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築します。このため、導入までの間は、地域の自主自立を目指し活力が發揮できるよう、地方公共団体間での広域的な連携の取組みの後押しを図るため、広域連合の活用、道州制特区法の活用などを検討します。

481 わが国の安全保障に資する宇宙利用の促進

各国の動向を注視しつつ、宇宙空間の安定的・効果的な活用や研究開発を推進します。

具体的には、高分解能・高頻度の情報収集衛星や早期警戒衛星等、わが国の安全保障に資する研究開発を加速し、自衛隊をはじめ中央省庁・関係機関等が利用する通信、気象観測、偵察等、様々な用途の衛星システムの開発を推進します。

また、輸送系システム、射場の新設・整備を含む地上系システム、宇宙関連技術基盤の維持・強化等を図るため、デュアルユースの観点も踏まえた宇宙システムの開発を推進し、宇宙状況把握に係る国内の体制を整備します。

情報収集衛星については、財源確保策の検討を進めつつ、10 機による運用体制の確立を目指し、情報収集能力の強化を図ります。また、準天頂衛星システムの 7 機体制を 2023 年度を目途に確立し、アジア・オセアニア地域の情勢安定にも資する測位政策を推進することで、日本の国際的プレゼンスを高

めます。

また、宇宙に関する対話・協議の促進や宇宙状況把握における協力の強化など、米国をはじめ各国との間で国際的な協力を推進します。宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けても、国際的ルール作りに関する議論に積極的に貢献していきます。

さらに、地理情報と衛星測位情報を統合活用したG空間情報（地理空間情報）を国として保有し、利活用するための社会基盤インフラを構築することで、わが国の安全保障上の利益の確保に努めます。

4.8.2 戸籍事務へのマイナンバー制度導入

セキュリティ対策に配意しつつ、戸籍情報の電子化を進めるとともに、戸籍事務でマイナンバー制度を活用して、児童扶養手当等の給付申請手続等の行政手続において戸籍証明書の添付省略を実現し、国民の利便性の向上を図ります。

4.8.3 地方分権改革の推進

地方創生の重要な基盤として、地方公共団体が、地方が抱える課題について地域の特性に即した解決を図ることができる枠組みづくりを行う地方分権改革を推進します。提案募集方式における地方からの権限移譲や規制緩和の提案について、やる気、熱意、知恵のある地方を応援する観点から、最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民に実感していただけるよう、情報発信や優良事例の展開等に取り組みます。なお、地方分権改革が真に実のあるものとなるためには、分権により付与された権限、財源をフルに使いこなす「人材」が欠かせないことから、地方公共団体における人材育成・確保のあり方について抜本的に見直します。また、地方公共団体が、全世代型社会保障の推進や地方創生等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保します。

4.8.4 シェアリングエコノミーの推進

遊休化しているスペースやスキルなどの資産の有効活用を促すシェアリングエコノミーの普及を推進します。空き家や廃校をサテライトオフィスとして貸し出したり、退職シニアの方が、空き時間を活用して、子育てや介護で課題を抱えた方をサポートしたりするなど地域活性化や地域共助に資するモデル事例を構築していくとともに、全国への横展開を推進します。

4.8.5 性的指向・性同一性に関する理解の増進

性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進

を目的とした議員立法の速やかな制定を実現するとともに、民間や各省庁が連携して取り組むべき施策を推進し、多様性を受け入れる社会を築きます。

司法、行革、選挙制度

4.8.6 「世界一安全な日本」の実現

「『世界一安全な日本』創造戦略」に基づき、多機関と連携しつつ、組織犯罪、児童虐待、外国人犯罪などへの対策を推進します。

4.8.7 再犯防止施策の推進

安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」の実現に向け、「再犯防止推進計画」に基づき、国・地方公共団体・民間が一体となって再犯防止施策を強力に推進します。

4.8.8 地域における再犯防止施策の推進

地域における再犯防止施策を推進するため、「地方再犯防止推進計画」の策定の促進など、地方公共団体による取組みを支援します。

4.8.9 民間団体などの創意・工夫による再犯防止活動の推進

民間団体などの創意と工夫による再犯防止活動を促進するため、民間資金の活用を含む様々な方策についての検討を進めます。

4.9.0 特性に応じた指導・支援の充実など

矯正施設におけるアセスメント・効果検証機能の強化や対象者の特性に応じた指導・支援の充実を図るとともに、地方公共団体・民間団体などとの連携を一層推進します。

4.9.1 就労の確保・継続に向けた取組みの推進

就労の確保・継続に向けて、職業訓練・指導の充実やコレワークなどのマッチング機能の強化など、矯正施設在所中から地域社会や民間団体などと連携した就労支援を推進します。

4.9.2 少年院における矯正教育などの充実

少年院において、入院早期の段階から地域社会や民間団体などと連携し、社会復帰後の地域での生活を見据えた矯正教育・修学支援などを推進します。

4.9.3 立ち直り支援

地域の犯罪・非行を防止するため、少年鑑別所（法

務少年支援センター）における非行・犯罪心理に関する専門的知見を活用した相談体制を強化します。

4.9.4 矯正施設の耐災害性強化

「国土強靭化基本計画」に基づき、矯正施設などの耐災害性をさらに強化し、地方公共団体などの避難場所に指定するなどの地域と連携した取組みを推進します。

4.9.5 保護司などに対する支援の強化

犯罪をした者などの立ち直りに必要な仕事の確保と継続の対策をさらに推進するとともに、立ち直りを支える保護司など民間の方々の活動への支援を充実強化してまいります。

4.9.6 民間更生保護関係者の活動促進

わが国の治安を支える民間更生保護関係者の活動を一層促進するため、更生保護サポートセンターの充実強化、更生保護施設の受入れや処遇機能の強化などに取り組みます。

4.9.7 再犯防止に係る広報啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」をはじめとする広報啓発活動を一層強化し、罪を犯した人を地域社会で再び受け入れ、立ち直りを支え続けられる社会的土壤の醸成に取り組みます。

4.9.8 刑事司法手続における入口支援

犯罪をした者などのうち、特に自立が困難な高齢者や障害者を適切に福祉的支援に結びつけるため、刑事司法手続の入口段階での支援の充実も含め、対策を強化します。

4.9.9 薬物依存対策

再犯の多い薬物犯罪に対応し、刑事司法機関、更生保護施設、保健医療・福祉機関などの体制を強化し、薬物依存からの回復に向けた治療・支援の一体的な取組みを進めます。

5.0.0 2020年東京オリンピック・パラリンピックの安全な開催、観光立国の実現

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や観光立国実現に向け、テロの未然防止のための水際対策の徹底、観光客などに対する円滑な出入国審査に取り組みます。

5.0.1 東京オリパラなどの安全確保のための情報収集など

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを見据え、テロの未然防止などに向け、情報収集・分析体制を強化します。

5.0.2 サイバー攻撃に関する情報収集など

国内外の悪意ある主体によるサイバー攻撃など、深刻化する脅威に対応するため、サイバー空間における不審動向などに関する情報収集・分析体制を強化します。

5.0.3 北朝鮮に関する情報収集など

北朝鮮に対する制裁措置の実効性確保や北朝鮮による拉致事案などの解決に向けて、外国機関との連携強化により、情報収集・分析体制を強化します。

5.0.4 テロ対策や国家安全保障政策に係るインテリジェンス機能強化

テロの未然防止や国家安全保障政策に資するため、外国機関との連携を強化しつつ、サイバー空間を含む人情報収集・分析を中心としたインテリジェンス機能を強化します。

5.0.5 予防司法機能の強化

法の支配を徹底し国民の権利や国益を守るために、国内外の法的紛争の未然防止に向けた予防司法機能を充実させるなど、国の訟務機能を強化します。

5.0.6 民事裁判手続のIT化

適正かつ迅速な裁判の実現を図り、民事裁判を国民にとって一層利用しやすいものとするため、当事者の裁判を受ける権利にも配慮しつつ、民事裁判手続のIT化を実現します。

5.0.7 総合法律支援の充実強化

司法アクセス障害の解消や共生社会の実現を目指し、福祉と連携した高齢者支援や多言語での外国人支援などの日本司法支援センターによる法的支援の取組みを充実強化します。

5.0.8 成年年齢引下げにあたっての環境整備の着実な実施

令和4年4月に行われる成年年齢引下げを見据え、消費者被害等を防ぎつつ、若者が社会の様々な分野でいきいきと活躍することができるよう、迅速かつ適切な環境整備に取り組みます。

509 法教育の推進

令和4年4月の民法の成年年齢引下げをも見据え、未来の社会の担い手である子供たちが、法を主体的に利用して未来を切り拓く力を身に付けるための法教育を一層推進します。

510 差別や虐待のない社会の実現

児童虐待やいじめ、性的指向・性自認を理由とする偏見や差別など、様々な人権問題を解消するため、人権啓発活動を推進するとともに、早期発見・救済に取り組みます。

511 性犯罪被害者への支援強化

性犯罪について、多機関連携による司法面接など被害者の心情に配慮した取組みを進めるとともに、今後の施策検討に資するよう、性犯罪の実態調査などを確実に実施します。

512 社会的弱者への法的支援の強化

高齢者、大規模災害の被災者、DV・児童虐待の被害者など社会的に弱い立場にある方々への日本司法支援センター（法テラス）による法的支援の取組みの強化を進めます。

513 心のバリアフリーの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「心のバリアフリー」を推進し、共生社会の実現に取り組みます。

514 無戸籍者の解消に向けた取組みの推進

親によって出生の届出がされておらず、無戸籍となっている方々について、徹底した実態把握に努めるとともに、無戸籍状態の解消に全力で取り組みます。

515 ICT・AIなどの活用の検討・推進

司法・治安分野の業務の質と効率性を高めるため、刑事施設被収容者の動静把握や矯正処遇、日本法令の外国語訳整備などへのICT技術の活用を検討・推進します。

516 顔認証技術などの活用による円滑かつ適正な出入国審査の実現

訪日外国人6000万人時代に向けて、顔認証技術などの最新技術の活用などにより、円滑かつ厳格な出入国審査を実現します。

517 ICTを活用した在留関係手続及び在留管理の推進

各種届出のオンライン化やシステムの整備構築を通じ、在留外国人の状況を正確に把握するとともに、在留関係手続に伴う負担軽減を図ります。

518 留学生の在籍管理を図るための措置

留学生の適切な在籍管理を図るため、日本語教育機関の告示基準の見直しに基づく運用を着実に行うことと加え、在籍管理が不適切な大学などに対して厳格な対応を行います。

519 在留資格「技能実習」の運用の適正化

技能実習生の適切な在留管理を図るため、実地検査のための体制の強化や規則の改正などを通じて、制度の運用を適正化します。

520 AIの活用などによるインテリジェンスマシン機能の強化

AI技術の活用などにより出入国在留管理におけるインテリジェンスマシン機能を強化し、日本人と外国人が安心して生活できる社会を実現します。

521 在留カードの偽装などに対する厳格な対応・入管法違反者の円滑な送還の実現

関係省庁が連携し、在留カードの偽造事案に厳格に対応するなど不法・偽装滞在者対策を推進しつつ、入管法違反者の円滑な送還のための体制整備を進めます。

522 大都市圏などへの集中を防止するための措置

特定技能外国人の大都市圏などへの集中を防止するため、地方における受入れ環境整備や、地方定着のノウハウ、優良事例の共有などを積極的に行います。

523 適正な在留管理と多文化共生社会の実現

外国人の適正な在留管理の徹底を図るとともに、多文化共生社会の実現のため、一元的相談窓口の設置、行政・生活情報の多言語化などの受入れ環境整備を進めます。

524 全国の一元的相談窓口の連携支援

国と地方公共団体、全国の一元的な相談窓口などの連携を充実させるなど、効果的・効率的な支援の実施を推進します。

5.2.5 行政・生活情報の多言語化の推進と相談体制の整備

行政・生活情報について、わが国を訪れる外国人の国籍や使用言語などの多様化を踏まえ、多言語対応を推進しつつ、所要の体制整備を行います。

5.2.6 国民と外国人の声を聴くための取組みの推進

国民と外国人の双方からの継続的な意見聴取や、基礎調査の実施などを通じ、外国人の生活上の諸問題を的確に把握し、共生社会実現に向けた施策に反映させていきます。

5.2.7 所有者不明土地対策・登記所備付地図の整備

長期間相続登記が未了の土地や表題部所有者不明土地の解消に取り組むとともに、筆界特定制度の活用などにより登記所備付地図の整備を推進します。

5.2.8 所有者不明土地の発生を防止する仕組みの構築など

所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備するため、民法・不動産登記法の改正に取り組みます。

5.2.9 遺言書保管制度の円滑な導入に向けた体制の整備

2020年の「法務局における遺言書の保管等に関する法律」の施行を見据え、遺言書保管制度の円滑な導入に向けた体制の整備を進めます。

5.3.0 会社法制の見直し

株主総会資料の電子提供制度の創設、社外取締役の設置の義務付けなどを含む会社法制の見直しを行い、株主総会の運営や取締役の職務執行の一層の適正化などを図ります。

5.3.1 動産担保・債権担保に関する法制度の見直しに向けた検討

事業者の有する動産・債権などを担保として活用しやすくし、保証に過度に依存しない融資を促進するため、動産担保・債権担保に関する法制度の見直しに向けた検討を行います。

5.3.2 國際仲裁のさらなる活性化の推進

アジアNo.1の国際仲裁センターの整備をはじめとする国際仲裁の活性化策を強力に推進し、グローバルに活動する世界中の企業が安心して紛争解決で

きる基盤を構築することで、国際紛争解決のハブとしてのわが国の地位を確立するとともに、日本企業の海外展開を力強く後押しし、わが国への外国からの投資を呼び込みます。

5.3.3 法的紛争への対応に関する知見の提供など

法的紛争への対応に関する知見の提供などを通じ、海外展開する日本企業への法曹などによる法的側面からの支援に積極的に取り組んでいきます。

5.3.4 日本企業への支援のあり方などの調査研究

海外進出するわが国企業などを法的側面から支援するため、法曹などによる日本企業などへの支援のあり方などを調査研究し、十分な支援を受けられる環境を整備します。

5.3.5 國際展開する企業のための外国法サービスの拡充

わが国企業の国際展開の基盤整備として、外国法事務弁護士などによる国際仲裁・調停代理の整備などの外国法サービス拡充のための取組みを進めます。

5.3.6 法令外国語訳の推進

日本法令を外国語で広く発信することにより、国際取引の円滑化や在留外国人の安心・安全な暮らしを支えるため、迅速な法令外国語訳を推進します。

5.3.7 法制度整備支援

アジア地域を中心とした国々において、法の支配を確立・浸透させ、その国の持続的な成長に貢献するとともに、ビジネス環境改善にも資するため、法令の起草支援や運用改善などの法制度整備支援を様々なアクターと連携しながら戦略的・多面的に推進します。

5.3.8 刑事司法分野における現地人材の育成支援

アジア・アフリカ諸国などにおける法の支配やグッドガバナンス（良い統治）の実現及び安全保障の確立のため、刑事司法実務家人材育成などの支援を推進します。

5.3.9 京都コングレス2020を成功に導き、「司法外交」を総合的・戦略的に推進

国連や関係各国との連携を強化し、オールジャパンで京都コングレス2020を成功に導くとともに、国際社会をリードするコングレスレガシーの確立を通じて、司法分野における国内外の取組み「司法

外交」を総合的・戦略的に推進します。

540 國際的な司法人材の育成と国際機関などへの派遣

司法外交を長期的かつ着実に推進するため、法曹などの国際機関への派遣などを通じ、司法外交の担い手となる裾野の広い国際人材の養成に取り組みます。

541 重要な国益に係る国際裁判などへの対応能力の強化

重要な国益に係る国際裁判などについて、各省との緊密な連携や訴訟に係る国内外の関係者との間の総合調整を図りつつ、的確に対応します。

542 国際紛争解決ルールの形成手続への積極的な関与

国際紛争に係る公正なルール形成に寄与するため、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）などにおける国際紛争解決ルールの形成手続に積極的に関与します。

543 公務員制度改革の徹底

公務員制度改革基本法の趣旨にのっとり、能力・実績による評価を徹底し、官民間わず意欲と能力を持った人材が活躍できる公務員制度へと転換します。

544 統計改革・EBPMの推進

「根拠に基づく政策立案（EBPM）」のもと、目的や効果を明確に説明できる、透明性を持った政策立案・予算編成に取り組みます。その前提となる統計データの信頼回復を果たすべく、政府統計体制の強化やICTの利活用などの統計改革をさらに進めます。

545 真の行政改革

国内外の諸問題に絶えず柔軟に対応ができる政府を確立するため、内閣官房に「業務の抜本見直し」推進チームを設け、官民の連携・役割分担の見直し、最新デジタル技術を用いた業務プロセス改革（BPR）、デジタル行革の推進、定員管理の見直し等に取り組み、行政が本来の役割に集中できる体制を整備します。

546 公益法人等のガバナンス強化

税制優遇等を受けている公益法人等について、さらなる信頼性確保のため、役員・評議員の基準見直し、監査体制の徹底など法律ベースのガバナンス強

化に加え、チャリティガバナンス・コード策定を推進します。

547 政策人材育成

新たな寄付のあり方を検討し、政策シンクタンクを後押しします。「日本版ホワイトハウスフェロー」として民間の若者に行政経験の機会を提供するとともに、大臣補佐官等の大蔵スタッフのさらなる活用を通じ、官民をまたぐ政策人材を育成します。

548 災害支援体制の強化

あらゆる災害に対応可能な常設機関（「日本版FEMA」）の必要性について議論を深め、災害への事前の縮災対策を徹底するとともに、自助・共助・公助の分担の見直しや、生体認証・電子認証を活用した迅速な災害支援など法体系や制度全般を見直します。

549 罷免者の負担軽減

巨大災害により経済・社会活動が大きく妨げられないよう、家計・企業・政府の負担のあり方を整理し、保険カバー率を高めるためのさらなるインセンティブ付与などの方策を講じます。

550 FinTechによる新たな金融サービスの実現

FinTechなどの最新技術を活かし、適切な費用で中小企業・小規模事業者の短期資金需要に対応できるよう、「利率＝年率」という考え方の見直しや「手数料」と「利息」の関係の整理など新しい金利体系の導入を進めます。

551 郵便等投票制度の対象者の拡大

在宅介護を受ける歩行が困難で自ら投票所に行けない選挙人の投票機会を確保するため、現在の郵便等投票制度の対象者の拡大を図ります。また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、被選挙権年齢も引下げの方向で検討します。適用年齢・対象選挙は若者団体等広く意見を聴いた上で結論を出します。さらに、選挙運動規制等の公選法全般の見直しも進めます。

憲法

552 憲法改正の実現

「現行憲法の自主的改正」は結党以来の党是であり、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理はしっかりと堅持し、初めての憲法改正へ

の取組みをさらに強化します。

わが党は改正の条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を提示しています。

憲法改正に関する国民の幅広い理解を得るために、党内外での議論をさらに活発に行います。衆参の憲法審査会において、国民のための憲法論議を丁寧に深めつつ、憲法改正原案の国会提案・発議を行い、国民投票を実施し、早期の憲法改正を目指します。